

会 議 録

第 1 日

(平成4年6月10日)

○議 事 日 程 第1号

平成4年6月10日(水) 午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第1号ないし報告第6号 ----- 報 告

報告第1号 平成3年度四日市市繰越明許費について

報告第2号 財団法人四日市市開発公社の経営状況について

報告第3号 四日市市土地開発公社の経営状況について

報告第4号 財団法人四日市市文化振興財団の経営状況について

報告第5号 財団法人四日市市都市整備公社の経営状況について

報告第6号 財団法人四日市国際交流協会の経営状況について

第4 議案第53号ないし議案第83号 ----- 説 明

議案第53号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例の一部改正について

議案第54号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案第55号 四日市市住宅新築資金等貸付けに関する条例の一部
改正について

議案第56号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に
ついて

議案第57号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に
関する条例の一部改正について

議案第58号 市道路線の廃止について

議案第59号 市道路線の認定について

議案第60号 工事請負契約の締結について

－身体障害者通所授産施設整備工事－

議案第61号 工事請負契約の締結について

－霞ヶ浦競輪場中央広場改築工事－

議案第62号 工事請負契約の締結について
 -西伊倉町市営住宅建替工事（建築工事）-

議案第63号 工事請負契約の締結について
 -北部雨水5号支線管渠布設工事-

議案第64号 工事請負契約の締結について
 -下水管渠布設工事（北部第6工区）-

議案第65号 工事請負契約の締結について
 -下水管渠布設工事（北部第7工区）-

議案第66号 工事請負契約の締結について
 -白須賀ポンプ場築造工事（下部土木）-

議案第67号 工事請負契約の締結について
 -川島汚水1号幹線管渠布設工事第1工区-

議案第68号 工事請負契約の締結について
 -川島汚水1号幹線管渠布設工事第2工区-

議案第69号 工事請負契約の締結について
 -阿瀬知ポンプ場電気設備工事-

議案第70号 工事請負契約の締結について
 -雨池ポンプ場遠方監視制御設備工事-

議案第71号 工事請負契約の締結について
 -日永浄化センター汚泥焼却炉設備工事-

議案第72号 工事請負契約の締結について
 -長太1号幹線築造工事第1工区-

議案第73号 工事請負契約の締結について
 -富田汚水1号幹線管渠布設工事-

議案第74号 工事請負契約の締結について
 -南消防署庁舎増築工事-

議案第75号 工事請負契約の締結について

-山手中学校武道場技術教室新築工事
 （建築工事）-

議案第76号 工事請負契約の締結について
 -朝明中学校武道場新築工事（建築工事）（建築機
 械設備）-

議案第77号 工事請負契約の締結について
 -港中学校大規模改造工事-

議案第78号 工事請負契約の締結について
 -橋北中学校大規模改造工事-

議案第79号 委託契約の締結について
 -新富洲原合同ポンプ場建設工事（ポンプ設備）-

議案第80号 委託協定の締結について
 -諏訪公園雨水調整池建設工事
 （機械・電気設備）-

議案第81号 委託協定の締結について
 -日永浄化センター第3系統土木施設工事-

議案第82号 委託協定の変更について
 -日永浄化センター第3系統機械・電気設備工事-

議案第83号 動産の取得について
 -水槽付消防ポンプ自動車-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（40名）

青 山 弘 忠
 小 井 道 夫

石川勝彦
 市川悦子
 市川正徳
 伊藤正数
 伊藤雅敏
 伊藤正巳
 宇野長好
 大島武雄
 小川政人
 小川村幸善
 喜多野等
 久保博正
 桑原勇
 小林博次
 坂口正次
 佐藤晃久
 佐野光信
 瀬川憲生
 田中武行
 田中俊行
 谷口廣睦
 土井数馬
 豊田忠正
 中森慎二
 野崎洋
 野呂平和
 橋本茂

橋本増蔵
 長谷川昭雄
 日置記平
 藤井浩治
 古市元一
 堀内弘士
 益田力子
 水野和子
 水野幹郎
 毛利道哉
 森真寿朗

○欠席議員（1名）

大谷茂生

○出席議事説明者

市	長	加藤寛嗣
助	役	加藤宣雄
助	役	奥山武助
収	入	毛利道男
調	整	石川徹夫
市	長	鈴木一美
計	画	馬淵則昭
総	務	鷓飼滋
財	政	佐々木龍夫
市	民	小畑廣次
福	祉	大井一美
商	工	米津正夫

農林水産部長	鎌田 悟
環境部長	須原 賢治
都市計画部長	山田 稔
建設部長	西田 喜大
下水道部長	岡田 幹夫
消防長	島村 隆
消防次長	谷口 淳一
病院事務長	光本 博之
水道事業管理者	栗本 春樹
水道局次長	別所 弘和

教育長	丹羽 武
教育次長	服部 美次

代表監査委員	樋尾 裕
--------	------

○出席事務局職員

事務局長	長谷川 昭彦
参事兼議事課長	伊藤 千秋
議事課長補佐	福島 和幸
主幹兼議事係長	玉田 耕士
主幹	井上 紀久夫
主幹	水谷 正昭

午前10時1分開会

○議長（水野幹郎君） おはようございます。

ただいまから平成4年6月四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、40名であります。

今定例会の議事説明者は、市長はじめ25名であります。

感謝状・表彰状の伝達

○議長（水野幹郎君） 会議に先立ちまして、去る5月27日、東京の日比谷公会堂で開催されました第68回全国市議会議長会定期総会において、全国市議会議長会評議員としての功績に対し、川村幸善君に感謝状が贈呈され、また25年以上の在職議員として大島武雄君に表彰状が贈呈されましたので、ただいまから感謝状及び表彰状の伝達を行います。

お名前を申し上げました諸君は、議場中央にお進みを願います。

〔表彰議員議場中央に進む〕

○議長（水野幹郎君）

感謝状

四日市市 川村 幸善 殿

あなたは全国市議会議長会評議員として会の運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第68回定期総会に当たり、深甚なる感謝の意を表します。

平成4年5月27日

全国市議会議長会会長 鈴木正之

〔感謝状授与〕（拍手）

○議長（水野幹郎君）

表彰状

四日市市 大島 武雄 殿

あなたは市議会議員として25年の長きにわたり市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第68回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰いたします。

平成4年5月27日

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（水野幹郎君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第1号により取り進めますので、よろしく願いをいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（水野幹郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、市川悦子君及び宇野長好君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（水野幹郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今定例会の会期は、本日から6月24日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から6月24日までの15日間と決定いたしました。

日程第3 報告第1号 平成3年度四日市市繰越明許費についてないし報告第6号 財団法人四日市国際交流協会の経営状況について

○議長（水野幹郎君） 日程第3、報告第1号平成3年度四日市市繰越明許費についてないし報告第6号財団法人四日市国際交流協会の経営状況についての6件について説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各報告についてご説明申し上げます。

報告第1号は、平成3年度一般会計予算の繰越計算書でありまして、先に予算で定められました準用河川米洗川改修事業外9件について、合計2億2,794万4,470円を繰り越したものであります。

報告第2号から報告第6号までは、財団法人四日市市開発公社、四日市市土地開発公社、財団法人四日市市文化振興財団、財団法人四日市市都市整備公社及び財団法人四日市国際交流協会の経営状況について、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき報告するものであります。

○議長（水野幹郎君） 報告はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 報告第3号四日市市土地開発公社の経営状況についてお尋ねをいたします。

平成3年度の事業報告書には、ハイテク工業用地の用地取得及び造成工事が合わせて23億円余の事業として報告されています。この事業の中では、工事名、山之色3号井揚水機工事という井戸を掘る工事が行われたと聞いております。この公共工事をめぐってお聞きをいたします。

まず第1に、この工事を請け負ったのは、東海興業でありまして、ご承知のように東海興業株式会社は、四日市市議会議員の大谷茂生氏が代表取締役を務める市の指名業者、水道局の公認業者であるわけですが、新聞報道によりますと、4月24日に津地裁四日市支部に自己破産を申請し、事実上倒産をしたと伝えられております。その東海興業がかかわった公共工事であります。工事代金は4月中に支払われたと聞いておりますが、工事金額、発注から完成までの経緯、支払日等々を時間的経過を追って報告をし

ていただきたい。

第2に、この公共工事に関して東海興業の下請業者が複数で仕事をしたと聞いておりますが、私どもの調査では、いずれにも下請工事代金が一切支払われておりません。業者の方々は、発注元である土地開発公社にその支払いを強く求めています。公社としてこの下請被害を救済する立場でどう対応されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（水野幹郎君） 市長公室長。

〔市長公室長（鈴木一美君）登壇〕

○市長公室長（鈴木一美君） ただいまご質疑をいただいたわけですが、報告第3号につきましては、お手元に平成3年度につきましては、事業報告書及び決算報告書を提出をしておるわけですが、ただいま、個々の工事の経過あるいはその内容についてお尋ねがあったわけですが、私どもといたしましては、この経営につきまして事務レベルでの処理につきましては、事務当局が処理をしておる。その処理につきましては、円滑に処理をされ、事業が完了したというふうに報告を受けておりますので、ご報告申し上げたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 円滑に工事が済まれたということではないということで、私があえてこの議場でお聞きをしているわけでありまして。申し上げました山之一色3号井揚水機工事の具体的な問題について、簡略にご報告をいただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 市長公室長。

○市長公室長（鈴木一美君） 開発公社が施行いたします工事の一件一件について、それぞれ私どもの方に報告があるというふうなシステムにはなっておりませんので、ご勘弁をちょうだいしたいと思います。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 それでは、理事長でございます加藤助役も出席しておみえになりますので、せっかくですから答弁をいただきたいと思っています。私は、お答えがなかなかないので、簡略に説明をしながら質問に、ぜひお答えをいただきたいと思っています。

山之一色3号井揚水機工事は、井戸掘り工事として平成3年の12月9日に入札をされて、工期を12月の11日から翌4年の3月9日まで行われ、そして4年の3月12日に完成検査をして、そして工事は、前金は12月に支払われておりますけれども、4年の4月13日に支払われて、総額で2,163万円、そのうち63万円は消費税だと伺っておりますが、2,100万円の工事として既に完了をしている。それが先ほどの円満に個々の工事が終わったということの報告の、私が指摘をしている内容だと伺っているわけですが、これにかかわった下請業者に支払いがされていないということでもあります。業者の方から私どもに訴えがございました。井戸を掘る業者が2,100万円のうち1,700万円を受けている。それから、やぐらを組む業者が200万円で請け負って工事をしたけれども、いずれも支払われていないということで、下請業者の方は、特にやぐらを組む業者の方など市内の方でありまして、私どもに訴えがありました。

〔私語する者あり〕

○橋本 茂君 どういう訴えかということ、市の公共工事だということで、また、議員をしている社長の東海興業ということで信頼し引き受けたのに、支払われないのはおかしいと憤慨して言うおえになりました。

○議長（水野幹郎君） 橋本 茂君に申し上げます。

本件は地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく、報告事件であり、議決対象事件ではございません。このため、質疑は報告資料における疑問点あるいは不明確な点をただす程度にとどめるよう注意いたします。

○橋本 茂君 わかりました。それじゃ簡潔に質問をします。

そういう点でぜひ、開発公社の責任ある立場の理事長として、建設業法

の観点から言いましても、これは支払いをきちんとしていかなきゃならぬという問題であります。どう対処しようとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） ただいまご指摘ございました山之色3号井の請負契約につきましては、橋本茂議員のおっしゃるとおりでございます、昨年の12月11日に契約し、工期が3月9日、そして支払いをいたしております。元請、下請間については、私ども関知いたしません。

○議長（水野幹郎君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 大変残念な答弁でございます、市民である下請業者の方々がこうやって訴えて、わざわざ私が議場で取り上げざるを得ないような事態が依然としてございます。そういう意味でお聞き及びのように、開発公社が公共工事としてやった問題についての質疑について……。

○議長（水野幹郎君） 橋本 茂君に再度申し上げます。

先ほど申し上げたとおりでございますので、ご注意いたします。

○橋本 茂君 ぜひ善処していただくよう要望して私の質問を終わります。

〔私語する者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご静粛に願います。

他にご質疑もございませんのでこれをもって報告を終了いたします。

日程第4 議案第53号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正についてないし議案第83号 動産の取得について

○議長（水野幹郎君） 日程第4、議案第53号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正についてないし議案第83号動産の取得についての31件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第53号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正につきましては、昭和52年の改正以来今日までの経済事情の変化と公共事業の事業施行推進の見地等から、議会の議決に付すべき工事又は製造の請負契約の予定価格の金額について見直しを図るものであります。なお、契約事務につきましては、今後とも研さんに努め、厳正かつ的確に執行してまいりたいと存じます。

議案第54号国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、保険料の賦課総額の算定方法について所要の改正を行うとともに、保険料の賦課限度額及び保険料の軽減の対象となる世帯の所得の判定に係る基準額を引き上げようとするものであります。

議案第55号住宅新築資金等貸付けに関する条例の一部改正につきましては、国の住宅新築資金等貸付制度要綱の一部改正に合わせて、住宅新築資金等の貸付利率を引き上げようとするものであります。

議案第56号消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に係る各種補償の算出基礎となる補償基礎額等を引き上げようとするものであります。

議案第57号非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部改正に伴い、消防団員の退職報償金を引き上げようとするものであります。

議案第58号及び議案第59号は、道路法に基づく市道路線の廃止及び認定案でありまして、西伊倉町市営住宅の建て替えに伴い2路線を廃止するとともに、采女土地区画整理事業及び午起土地区画整理事業により設けられ

た道路並びに四日市ハイテク工業団地外周道路等17路線を市道として認定しようとするもので、所在はそれぞれお手元の図に示すとおりであります。

議案第60号から議案第78号までは、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、身体障害者通所授産施設整備工事、霞ヶ浦競輪場中央広場改築工事、西伊倉町市営住宅建替工事、北部雨水5号支線管渠布設工事外10件の公共下水道及び都市下水道関係工事、南消防署庁舎増築工事、山手中学校武道場技術教室新築工事、朝明中学校武道場新築工事、港中学校及び橋北中学校の各大規模改造工事について、それぞれ指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

議案第79号から議案第81号までは、新富洲原合同ポンプ場建設工事、諏訪公園雨水調整池建設工事、日永浄化センター第3系統土木施設工事につきまして、四日市港管理組合及び日本下水道事業団にその工事施工を委託しようとするものであります。

議案第82号は、日本下水道事業団と委託協定を締結して施工しております日永浄化センター第3系統機械・電気設備工事について、電気設備工事の一部を変更することに伴い、4,090万円の減額変更を行おうとするものであります。

議案第83号は、北消防署朝日川越分署に配備いたします水槽付消防ポンプ自動車を、金額2,019万9,450円をもって取得しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（水野幹郎君） この際、報告いたします。専決処分報告及び監

査結果の報告が参っております。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（水野幹郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月15日午前10時から会議を開きます。

なお、今定例会は、時節柄蒸し暑い日が多いと思いますので、会議における上着の着用はご自由にしていただきたいと思います。

本日は、これをもって散会いたします。どうもご苦勞さまでございました。

午前10時23分散会

会 議 録

第 2 日

(平成4年6月15日)

○議 事 日 程 第2号

平成4年6月15日(月) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (39名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 島 武 雄
小 川 政 人
川 村 幸 善
喜多野 等
久 保 博 正
桑 原 勇
小 林 博 次
佐 藤 晃 久
佐 野 光 信
瀬 川 憲 生

田中武
田中俊行
谷口廣睦
土井数馬
豊田忠正
中森慎二
野崎洋
野呂平和
橋本茂
橋本増蔵
長谷川昭雄
日置記平
藤井浩治
古市元一
堀内弘士
益田力子
水野和子
水野幹郎
毛利道哉
森真寿朗

○欠席議員（2名）

大谷茂生
坂口正次

○出席議事説明者

市長 加藤寛嗣

助 役 加藤宣雄
助 役 奥山武助
収 入 役 毛利道男
調 整 監 石川徹夫
市長公室長 鈴木一美
計画推進部長 馬淵則昭
総務部長 鵜飼 滋
財政部長 佐々木 龍夫
市民部長 小畑 廣次
福祉部長 大井 一美
商工部長 米津 正夫
農林水産部長 鎌田 悟
環境部長 須原 賢治
都市計画部長 山田 稔
建設部長 西田 喜大
下水道部長 岡田 幹夫
消 防 長 島村 隆
消 防 次 長 谷口 淳一
病院事務長 光本 博之
水道事業管理者 栗本 春樹
水道局次長 別所 弘和

教 育 長 丹羽 武
教 育 次 長 服部 美次

代表監査委員 樋尾 裕

○出席事務局職員

事務局長	長谷川 昭彦
参事兼議事課長	伊藤 千秋
議事課長補佐	福島 和幸
主幹兼議事係長	玉田 耕士
主 幹	井上 紀久夫
主 幹	水谷 正昭

午前10時1分開議

○議長（水野幹郎君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は37名であります。

本日の議事は一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（水野幹郎君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

瀬川憲生君。

〔瀬川憲生君登壇〕

○瀬川憲生君 おはようございます。

第1番目のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず最初に、環境問題について4点ほどお尋ねいたします。

全世界の注目の中、ブラジルで地球サミットが、将来の世代を含めた人類の公平を実現する持続可能な開発を基本理念に、各国政府、国民が国境を越え、地球益の立場からとるべき行動範囲を確認して閉幕いたしました。リオ宣言に盛り込まれた環境と開発の一体性の保持は興味を引く内容であ

り、今後の開発行為が経済原則にならないよう、厳しい目で見守っていきたいと思います。

さて、清風会では、環境問題を重要課題として、視察等を含め、研修を重ねております。3月議会での一般質問では、宇野議員が環境基本条例の制定を提案、要望いたしましたところ、四日市市として検討していくとの前向きなご回答をいただきました。そして年度が改まり、平成4年度ではどのような形で検討して、制定時期の目標時はいつごろに予定しているのか、現時点でのお考えをお伺いいたします。環境汚染が進む今日、その保全、保護のための努力に長い時間をかけている時間的余裕はないと思います。早急に対応を期待いたします。

次に、大気汚染への対応についてお尋ねいたします。

四日市市の大気汚染監視システムは、一般環境監視局が市内に9カ所で、自動車排気ガス監視局は市内に2カ所設置し、測定データはパーソナルコンピュータを利用して、テレメーターシステムで市の中央監視局に伝送されます。中央監視局は、伝送されたデータをデータ処理装置で処理して、その結果をデータ表示するとともに、月報、年報の作成を行うとなっております。また、今年度の予算では、窒素酸化物計1台、オキシダント計1台、炭化水素計1台、風向風速計1台と計4種類の測定機器を購入して、環境保全監視施設がより充実されます。

このような充実した監視体制の中で観測された数値が警戒基準値である環境目標濃度を超えた場合についてですが、特に二酸化窒素に絞ってみますと、移動発生源地帯である幹線道路沿いでは、三重県の目標値を超えたまま数年がたっております。納屋小学校測定局では、観測開始の昭和53年から目標値を超えたまま汚染状態が続いております。この汚染状態に対する改善措置がとられておらず、放置したままになっております。このことは昨年の12月議会の一般質問のときにも指摘いたしました。窒素酸化物に対する根本的な対策はなく、県の公害対策審議会の検討待ちとのご答弁

であったと記憶しております。

しかし、今年度の予算では、大気汚染対策費に 4,995万円が計上されております。そのうち監視測定事業費に、機器購入を含め 4,748万円が使われることになっております。これだけの費用を使いながら、出された結果のデータを見るだけに終わり、保全対策の効果を上げるための資料とならないのでは、何のための監視測定をしているのか事業の意味がわからず、残念というより費用のむだ遣いではないかと思われまます。この対応についてのご所見をお伺いいたします。

続いて、環境教育の推進についてお尋ねいたします。

今年度は、環境問題への理解を深めるため、総合的、体系的な環境教育について具体的な推進方策を策定するとともに、国連環境開発会議（地球サミット）の開催にあわせ、県と連携しつつ、環境フェア等各行事を開催すると3月議会でいただいた資料に記載されております。先日開催された「アースイヤー'92 アクティヴ三重」は、広い角度から訴えられ、楽しく学ぶことができたのではないかと評価しております。

しかし、大型イベントも結構ですが、地域社会の住民1人1人が参加できて、社会生活の中で学べる催しも必要ではないかと思ひます。私の住まいする川島地区では、4年前から、水をテーマに家庭の生活雑排水による河川の汚れを啓発した活動を続けております。住民から募集した標語から、「呼び戻そうホテル飛び交う鹿化川」という作品を採用して、地区中央を流れる鹿化川の浄化を呼びかけ、各家庭の生活排水について勉強会や施設見学等を行い、町ぐるみで環境教育を行っております。

また、三滝台自治会では、4月29日のみどりの日に、環境まつりと題してハイキング大会を開催して、鹿化川の水生生物の汚染状況を調査したり、丘陵地に生える樹木や雑草などの植物を観察して環境状況を学びました。継続的な観察用として各戸にアサガオの種が配られ、アサガオを栽培して育成状況を観察することにより、酸性雨や大気汚染状況を調査することに

なっております。NO₂に絞っての大気汚染度調査では、簡易測定用カプセルを240カ所に設置して24時間の観測をしました。現在、データの整理中です。

このように自分の住まいする周辺の環境を実際に自分の手や足で調べ、ありのままの状況を知ることが大事ではないかと思ひます。環境保護、自然保護がどれくらい大切なことか、現在の自然環境がどのような状況にあるのかを知ることから始めております。これは川島地区や三滝台自治会が行っている環境教育事業ですが、この事業についてのご所見と、市の考えておられる地域社会住民への環境教育方針の具体的なご説明をお願いいたします。

環境問題の最後に、低公害車について質問をいたします。

大気汚染源で一番始末の悪いのが移動発生源と思ひます。そこで問題になるのが、自動車のあり方ということになります。現代社会では、自動車が生計の隅々にまで浸透しており、その利便性を全く無視しては、私たちの生活は成り立ちません。

そこで、自動車の利便性を享受しながら、自動車から生じるような問題をできる限り少なくすることによって、環境保全型社会を形成していくことが重要と思ひます。そのため、ガソリンや軽油を燃料とする自動車から、低公害エネルギーを燃料とする自動車が必要となり、使用目的に応じた自動車を選択する時代に来ていると思ひます。

現在、低公害車として、電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、ソーラーカーなどがあります。このような自動車の多様化は、外国では既に実行段階に入っております。

電気自動車を取り上げて、外国の使用状況を見ますと、アメリカでは約1,000台が使用され、イギリスでは、騒音が少ないことから、朝の牛乳配達車として約2万7,000台が使用され、ほかに道路清掃車に約1,000台、病院救急車に約500台など、合わせて約20万4,000台が使用されておま

す。また、フランスでは、ごみ収集車に 3,000台を含め、約 500台の普及台数と言われております。我が国では、環境庁等において、都市大気汚染対策等の観点から、積極的な普及啓発等により普及拡大に努めている現状です。

四日市市では、昨年9月に1台購入して、パトロール車として使用しております。約9カ月ほど使用したその実績についてお尋ねいたします。振動、騒音、走行距離、速度、経済面、耐久性等々詳しくご説明いただければ幸いに存じます。また、今後の普及の見通しと、今年度予算に低公害車普及事業費が計上されておりますが、この点についてもあわせてご説明をお願いいたします。以上で環境問題についての質問を終わります。

次に、千歳地区CAT整備構想の関連事項についてお尋ねいたします。

中部新国際空港は本年度から本格的な調査が開始される運びとなりました。21世紀初頭には開港して運用されるものと期待されます。空港への海上アクセス拠点を四日市港へと名のりを上げ、確保するための条件を満たすべき計画として、千歳地区CAT整備構想が明らかにされました。この整備が完成しますと、21世紀にふさわしい都市様相で、四日市のイメージアップにつながるものと期待されます。

しかし、前提条件に千歳地区への陸上新交通システムや道路網の整備があります。近鉄四日市駅からJR四日市駅と港を結ぶ都心道路の確立が不可欠と思われます。そこで、この路線上で障害になっているJR貨物基地の移転問題ですが、この問題は、以前から数カ所の移転候補地を挙げて検討しているとのことでした。

最近聞くところによれば、河原田地区に決定したかのような話を耳にしておりますので、この貨物基地移転先の問題について、現在どのような状況にあるか、お伺いいたします。

続いて、広報行政についてお伺いいたします。

ある報道機関の関係者の方から、四日市の行政広報の対応が下手ではな

いかとの指摘を受けました。そこで、某テレビ会社の過去1年間の四日市 の話題がテレビ電波に乗った記録を調べてみました。ただ1本のみで、それは四日市中央工業高校のサッカー全国優勝の話題でした。しかし、四日市発の話題はたくさんあったはずですが、そのほとんどが新聞の北勢版で終わっております。これでは四日市のせつかくの話題が全国に報道されないため、イメージアップやPR効果を上げることはできません。

関東地方で、「行きたくない都市とは」のアンケート調査の結果、第1位が川崎市で、上位10都市の中に関東地区以外の都市では、名古屋と四日市が入っておりました。また、四日市に来たことのない方に四日市のイメージを聞くと、「公害」との言葉が返ってきます。これは、視察等で地方へ行ったときに、だれしもが体験しているものと思われま す。このように公害裁判から20年たった今日に至っても、公害イメージは払拭されておりません。現実には、その後民間企業や行政の努力により、健康的に発展して、魅力と活力に満ちた産業と文化のまちづくりに邁進しておりますが、このことが全く知られておりません。

そこで、PR効果の上がらない広報行政の問題点を探ってみました。

まず第1点目は、広報を担当する広報広聴係が市民部にあるということです。これは、市の重要な政策や構想等を発表すること、さらに、市民の声を聞き、市政に反映させるためには、市政の中心的役割を果たす市長公室が担当するのが妥当ではないかと思 います。市民部では受け売りの対応となり、責任ある説明ができないのではないかと思います。

第2点目は、市のスポークスマンはだれかということです。市政の重要な政策や構想、また意見や所信を発表して、報道関係者からの質問に対して適切な説明をもって即答できる人であることが条件であると考えます。したがって、信頼される広報行政を行うために、上級役職員の中で報道官を専任して設置されることを提案するものであります。

第3点目は、報道関係者に対して、市の重要施策の発表や大きな行事を

発表される場合、市長は今以上にもっと積極的に顔を出していただき、みずから政策を述べられれば、信頼度も高く、PR効果が上がるものではないかと思えます。

以上、問題を3点、提案を含め指摘させていただきます。マスメディアの時代です。効果的な対応で四日市の内容が全国に知られることはそう難しいことではないと思えます。このマスメディアの時代にふさわしい広報行政のあり方について、ご意見をお伺いいたします。

最後に、学校週5日制の対応について、提言を含め、教育委員会のお考えをお尋ねいたします。

最近のある新聞に、「学校の週休2日制」との見出しの特集記事が記載されておりました。読んでみますと、特集の中に、学校週5日制についてのアンケート結果報告でありました。その中で気になる事項は、休みが増えると困るという事項です。学校週5日制度は、ただ休日が1日増えるだけという程度の認識で一般化しているように思われます。また、他市の教育関係者の方とこの問題を話し合ったときにも、このような内容が指摘され、制度の趣旨が正しく理解されないまま制度実施に向かっている社会事情を嘆いておられました。実施を目前に控え、急ぎ社会全体が趣旨を正しく理解するための啓蒙が必要ではないかと思えます。今までは、この制度の対策を学校問題として、学校教育関係機関中心で進めてきたのではないかと思われます。しかし、実施されれば、社会や家庭が主体となり、教育現場となるため、地域社会のすべての人々に制度そのものが正しく理解されることが必要と思われます。このまま制度が実施されれば、混乱を招き、実施の意味がなくなるのではないかと心配されます。これからは、地域社会のすべての人々に正しく理解されるべき啓蒙活動を、社会教育関係機関が総力を挙げて積極的に推進、努力を傾けていただくよう要望いたします。

例えば、各地域の婦人会、老人会、育成会、青年団など、存在するあらゆる団体に呼びかけ、子供がいる、いないにかかわらず、社会に住むすべ

ての人々が理解を深め、社会全体が教育の場となり、住む人々が教育者となるべき地域社会づくりが必要と思えます。

次に、実施に対応すべき社会環境、家庭環境づくりの教育的対応を考えてみたいと思えます。

ゆとりの教育と一口に言われますが、具体的にどのような教育なのか、そのために何をすべきかわからず、戸惑いが現実のものとなっております。そこで、指導要綱として、社会教育的環境の具体例、家庭教育的環境の具体例など、種々多様な具体例や参考例を記載したマニュアルを作成して各戸に配布することを提案いたします。地域社会では、発行されたマニュアルをテキストに研修会や勉強会を行い、社会や家庭での正しい教育環境づくりを学び、戸惑いのない5日制実施への対応に効果を上げるものと考えられます。

以上の点を含め、学校週5日制実施への教育行政の方針をお伺いいたします。

これで第1回目の質問を終わります。ご答弁の方よろしくお願ひいたします。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 環境問題についてのご質問がございました中で、4点ほどご指摘がございましたので、お答えを申し上げたいと思えます。

まず、環境基本条例につきましては、環境を守ることの大切さを認識し、良好な都市環境の保全、市民の福祉に寄与することを目的とするもので、その性格は、環境に関する個別の条例や要綱等を総括するものにいたしたいと考えております。

したがって、条例は各部局で十分に調整を行うとともに、一つ目として、市民の生命と健康を守る視点。二つ目に、快適で住みよい環境づく

りの視点。三つ目としまして、予見的、総合的な環境行政の確立の視点。四つ目としまして、住民、企業、行政の連携の強化の視点に立って、年次計画で策定すべく、本年度を初年度として調査を開始しております地域環境管理計画や、環境を考える市民会議の設置、環境保全都市宣言等の展開とあわせ、また、国において検討が行われております環境基本法の制定を踏まえて、持続可能な社会、自然との共生ができる環境を基本としながら、おおむね3カ年をめどとして条例の制定を図ってまいりたいと考えております。

なお、この際には、市議会や四日市市環境保全審議会のご議論を初め、広く市民の皆様の意見をお聞きしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

第2番目にご指摘のありました窒素酸化物による大気汚染につきましては、一般環境監視測定局においてもここ数年上昇傾向にあることから、県とも協議の上、四日市地域における窒素酸化物対策のあり方についてを、昨年の11月、県の公害対策審議会に諮問をしていただき、現在、市内各所で測定している環境データの解析を行い、検討をいただいているところでございます。

諮問の内容といたしましては、一つ目として、県の環境保全目標値達成の方途について。二つ目、自動車に係る窒素酸化物大気汚染対策について。三つ目としまして、窒素酸化物に係る総排出量規制について。この三つについて、移動発生源、固定発生源の両面からの対策を、平成4年度中に取りまとめるべく検討をいただいておりますが、市といたしましても、資料の収集、既存データの提供、補足調査等、県とも連携をして対処をしているところでございます。

次に、納屋小学校付近などの国道23号における窒素酸化物問題を初めとする環境問題につきましては、現状の国道23号の交通量から考えて、一地方自治体の努力だけでは抜本的な対策は大変困難であると思われま

す。といたしましては、道路管理者との連携の中で、歩道への植栽による緩衝部分の設置、右折レーンの設置により、車の流れを円滑化するなどの対策を講じていただいておりますが、今後とも関係機関とさらに連携を深めて対処をしてまいりたいと存じます。

次に、大気汚染のうちの窒素酸化物と関連がございますので、一番最後にご質問のございました電気自動車のことについて触れさせていただきたいと思ひます。

ご質問の中にごございました窒素酸化物による大気汚染に深いかかわりを持つ自動車の排出ガス問題につきましては、市民の皆様への啓発をするため、昨年の9月に公害パトロール車として電気自動車を導入いたしましたところでございます。

この平成4年5月末現在の走行データといたしましては、走行距離が2,725km、使用電力量が1,423.4kw/hで、約8円58銭で1kmを走行できることとなります。これを同様のガソリン車と比較いたしますと、ガソリン1リットル当たり12km走行できるといたしますと、約15%ほど安くなるものと思われま

す。最高速度につきましては、時速70km程度、1回の充電当たりの走行距離は60km程度でございます。なお、騒音、振動については、エンジンがございませんので、当然のことながら、ガソリン車よりは静かに感じま

す。これらのデータから、1回当たりの充電で走行できる距離に制限があるものの、通常の使用には支障がないものと考えております。本市における電気自動車の導入が直ちに大気汚染の改善に結びつくものではござい

電気自動車を購入する際に助成金を支出するという制度でございまして、本年度は2台分、公害健康被害補償予防協会への助成金に市費を上乗せいたしましたして、1台につき123万6,000円を助成していくものでございます。

今後も、電気自動車を普及させるため、市民に対する啓発を継続するとともに、助成制度を利用した普及にも力を入れてまいります。さらに、市の公用車としても、短距離走行用の部分で、今後市内での利用を拡大してまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、地域社会住民の方々への環境教育についてでございますが、ご発言の水生生物の調査や樹木の観察など、市民1人1人が身の回りにある自然に目を向け、自然環境や環境保護について理解を持っていただくことが、次のステップの環境を考えて行動することにつながるようになりますので、地域におけるこのような取り組みの意義は大変重要であると考えておるところでございます。

この視点に立って、現在、市におきましても、動く自然教室や、毎月の自然観察会等を開催いたしておりますほか、昨年度に引き続きまして、環境問題の専門家に委託をして、各地区における市民の皆様への勉強会などにアドバイザーを派遣する計画でございます。

また、本年度におきましては、水質汚濁防止法の政令市としての初年度でもあることから、環境保全課の職員が各地区に出向きまして、地域に密着した生活雑排水問題についての啓発を行うべく予定をいたしております。さらに、環境問題の学識経験者の方々による環境教育推進計画策定懇談会を発足させ、具体的な四日市市の環境教育の推進方策、推進計画等について策定作業を進めてまいる計画でございますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（馬淵則昭君）登壇〕

○計画推進部長（馬淵則昭君） ご質問の千歳地区CAT整備構想の関連

H

事項についてでございますが、四日市港千歳地区におきます中部新国際空港への海上アクセス拠点の形成、また、臨海部に至ります都市軸の延伸、あるいはJR四日市駅地域周辺地域の高い開発ポテンシャルを生かした、また、拠点性を備えた都市機能の整備を図ると、こういったことが21世紀に向けまして、本市が中部圏の中核都市としてさらに発展していくためには、必要不可欠であるというふうにご確信いたしております。

このためには、具体的な事業といたしまして、まずJR四日市駅周辺において貨物ヤードの移転を前提としました連続立体交差事業、これを実施し、それと同時に貨物ヤード跡地を活用しました区画整理事業の面的整備を実施しながら、都市軸の形成と高度な都市機能の集積を図っていくということが必要であるというふうにご考えております。これらの事業のうち、本市としましては、まず最初に取り組まなければならない事業が貨物ヤードの移転事業でございます。

さて、貨物ヤードの移転事業につきましては、四日市市全体の均衡ある発展というものを十分勘案いたしまして、貨物ヤードを中心とした物流機能の集積、都市基盤整備による波及効果を最大限に享受し得る地点を選定すると、こういう観点から、これまで調査に基づきながら、移転先の絞り込み作業を行ってまいりましたところでございます。

その中で有力な候補地の一つであります河原田地区でございますが、鉄道や国道23号等の広域交通体系の備わった地域でございます。また、既に北勢公設卸売市場を初めとしました物流機能が集積しておりますほか、さらに食品加工団地の開発整備を進めているところでございます。また、周辺地区には生産機能が立地しておりまして、貨物ヤードを設置することによりまして、今後、北勢地域のみならず、中南勢地域にもらんだ物流生産の拠点として発展していくことが大いに期待される地域でもございます。以上のことから、河原田地域を最適地として絞り込みをいたした次第でございます。

なお、これまで地元連合自治会を初め、地権者の方々に市の考えをお示しいたしまして、協力をお願いするとともに、国、県並びにJR貨物等の関係機関に対しましても、この事業の具体化に向け協議を進めているところでございます。

本事業を具体的に実現化していくためには、やはり関連諸事業を円滑に推進していくということが重要でございますので、引き続き今後とも関係機関との協議を十分に重ねてまいりたいというふうに考えております。

議員各位におかれましても、この事業の趣旨を十分ご理解いただきまして、ご支援、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） 質問の3点目の広報行政についてお答えをいたしたいと思っております。

広報行政の充実につきましては、行政の情報、あるいは政策を的確に市民に提供するためには、まちづくりを進めていく上で必要不可欠なことであります。また、都市間競争に勝ち抜く上で、市の内外に四日市の魅力を強くアピールすることが、またこれも必要であろうと考えております。

しかしながら、ご指摘のように、他に誇れる都市環境を有しながらも、いまだ四日市公害のイメージをお持ちの方もあるようでございます。このために、市政運営に当たっては、広く四日市を広報活動の中で重点施策としてとらえているわけでございますので、あらゆる機会を通しまして、広報よっかいち、あるいは広報ビデオ、テレビ広報、さらにグラフ誌、各パンフレット等で、市民向け、全国向けに市の魅力を強く紹介しているところでございます。

全国への情報発信につきましても、中央官庁への対応、国際会議等への出席、あるいは各学会への後援、情報産業を初めといたします各業界への

対応等、市長が先頭になって積極的に対応しているところでございます。例えば、国際環境技術移転研究センターの事業に代表されますように、市の重要施策につきましては、ふだんから怠ることなく全国へPRをしているところでございます。また、さきに開催をいたしましたオープンバザール四日市は全国的な反響を呼んだところでありまして、四日市の存在価値、イメージアップのため、日夜努力を続けているところでございます。

さらに、市の重要な政策、行事等の構想などの発表につきましては、毎週火曜日に市長が定例記者会見を行っており、報道関係への対応をしているところでございます。現段階では、市民部が市の報道官的役割を果たしておるところでございますが、今後も市政情報の提供には十分配慮をしていきたいと考えておりますし、報道関係の所管の移行と報道官の設置等につきましても、広報広聴の重要性を加味しながら、市全体の組織機構を検討する中で考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。いずれにいたしましても、時代に即応した広報広聴活動が効果的に展開をするよう今後とも努めてまいりますので、議員各位におかれましてもご理解をお願いをいたしたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ご質問の最後の学校週5日制の対応についてお答えを申し上げたいと存じます。学校週5日制につきましては、既に皆様ご承知いただいておりますように、9月から第2土曜日を休業日とする学校週5日制が本格的に実施されることになりました。

本市といたしましては、この制度の円滑な実施を図りますために、昨年の12月に、学校関係者のほか、自治会を初め、四子連、市P連、スポーツ少年団等の代表の方々にも参画を願ひまして、学校5日制実施検討委員会を設置いたしました。これまでに4回の会合を重ねてまいっているところでございます。

また、検討委員会に、各団体ごとに専門部会と、そのもとにワーキンググループを設置いたしまして、それぞれの分野で抱えている課題に関する研究を進めまして、その成果を関係機関に情報提供をしてきておるところでございます。

ご指摘の啓発活動につきましては、学校、園におきましては、PTAの総会であるとか、地区懇談会を初めとした各種会合の機会に説明をするほか、学校通信等の発行によりまして、保護者への啓発を行っているところでございます。また、PTAを初めとした各団体におきましても、それぞれの組織を通して、種々の浸透が図られているところでございます。

教育委員会といたしましても、例えば市P連の総会や、子供会育成会を初めとした各種団体の会合とか研修会といった機会を通しまして、学校週5日制の趣旨の周知徹底を図っているところでございます。

また、近く「広報よっかいち」におきまして特集を組みまして、全市民を対象に啓発活動を進めてまいりたいと存じております。

なお、この学校週5日制につきましては、現在、文部省の指定校として、橋北幼稚園、西橋北小学校、東橋北小学校、橋北中学校を、また、県のモデル校として大池中学校が指定を受けているところでございますが、さらに市といたしましても、独自に三重幼稚園、三重小学校、三重北小学校、県小学校を、研究推進校として5日制の先行的試行を実施研究しているところでございます。

5月9日には、この県指定校が、他校に先駆けまして、第2土曜日の休業を実施いたしたところでございますが、その報告によりまして、ちょうどこの日は萬古まつりの日のこともありまして、親子で萬古まつりに出かけて楽しく過ごしたとか、友達と遊ぶ機会ができてよかったといったような感想も寄せられておりまして、土曜日の過ごし方につきまして、親子の間で話し合いがなされ、有意義に過ごしている様子もうかがえました。今後こうした試行を重ねることによりまして、9月の本格実施に向けまし

て、その成果と課題を十分に分析し、検討してまいりたいと存じているところでございます。

次に、地域や家庭での正しい教育環境づくりについての問題でございますが、子供たちにとりまして休日を有意義なものにするためには、まず子供の発想を大切にしていくことが必要であると考えております。したがって、増えた休業日を、家庭や地域社会の中でどのように活用していくかは、子供みずからが考え、みずからが行動するという時間や場であってほしいと考えているところでございます。

ご提言のマニュアルの作成につきましては、従前から教育委員会におきまして、「子育て12章」というものを作成しております。これを3歳児になったとき、小学校の1年生に入学したとき、3年生に進級したとき、中学校1年生入学時に、それぞれのこういった機会に該当の全家庭へ配布いたしまして、地域や家庭における正しい教育環境づくりの啓発を図ってきたところでございます。

いずれにいたしましても、学校週5日制の今後の実施状況の中で生じてくる種々の家庭教育につきましても、そういった問題点を把握し、検討を加え、研究を進めてまいる所存でございますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 瀬川憲生君。

○瀬川憲生君 ご答弁ありがとうございました。

環境問題につきましては、社会全体がかなり認識され、環境浄化の方向で進んでおるような状況下でありますけれども、やはり自分のものにということになると、また別のような感覚がしますので、やはりお互いが自分の問題だということで意識づけになるような方向で、ひとつ対応をお願いしたいと思います。

それと、千歳地区CAT整備構想につきまして、河原田地区へ貨物基地がということで、絞り込んでおられるということでお答えいただきました。

河原田地区としまして、既にいろんな地域状況を把握していただいているとは思いますが、この地域、特にJR周辺は大雨が降ると、浸水地域で、いまだその排水問題が解決されずに進んできておりますので、この機会に、当然貨物基地が来れば、その浸水問題も対処しなければ解決しないと思っておりますので、あわせて住民各位の、地域の排水問題も解決をしていただきたいと思います。

それから、河原田地区は、内部川から南側の地域、いわゆる北河原田、南河原田は、どうも開発がおくれておるような感じがしますので、都心整備のために河原田へ持ってくるのかというような言葉も聞いておりますが、決してそうじゃないということで、この機会に、河原田のこの北、南の地域の活性化につながるような形で、ひとつこの貨物基地問題をあわせて対処、お願いをしたいと思っております。もしこのことにつきまして何か構想を既にお考えであるようでしたら、ご説明をいただきたいと思います。

それから、広報行政につきましてですが、特にこの問題は、新聞の北勢版だけで終わって、なかなか東海地区、全国放送に流れないということは、テレビ会社が四日市の記者クラブにおらないというのは問題だと思います。東海、中京、CBC、名古屋テレビの記者の方は、全部県の記者クラブにおられて、四日市で記者クラブで発表されたことがその方々に流れにくいという問題があると思っておりますので、特にこのことは、四日市の記者クラブで発表した後、できれば1人飛んでいただいて、県の記者クラブでも資料を提供していただければ、各テレビ会社、それなりに対応したいというふうなご意向の方の意見も聞いておりますので、できればその辺のテクニクといたしますか、対応について、お考えがあればひとつ聞かせていただきたいと思います。ぜひこれは実行していただきたいと思います。

それから、学校週5日制につきましては、大きな次元ではかなり理解されておるようではございますけれども、私の言いたいのは、一般住民の方、下へなかなか浸透しにくいような状況下にあるということでございますので、まだ若

干時間がございますので、下へ浸透するようなひとつ啓蒙、開発活動で対処していただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 計画推進部長。

○計画推進部長（馬淵則昭君） 貨物基地関連につきましてお答えさせていただきます。

貨物ヤードの計画だけでなく、河原田地区全体のまちづくりという視点から、地域の皆様の声を十分にお聞きしながら、ご指摘の排水問題の対策も含めまして、地域の活性化のための総合的なプランを策定しまして、その計画に基づいて整備を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつよろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 市民部長。

○市民部長（小畑廣次君） 2点ほどご質問がございましたので、お答えをいたします。

私は、市政記者クラブ加入各社も、全国の通信社とは何らかの形で提携をしておられると思っておりますので、全国ネットへの対応は図られているものと思っております。

ただ、ご指摘のテレビ局への対応につきましても、今後とも取材活動がスムーズにできるよう、連絡、情報提供体制に向けてさらに努力を重ねたいと思っております。

もう1点は、市の重要施策なり、あるいは市域を越えた重要政策につきましては、記者発表は県政クラブへも同時に発表をしておりますし、原稿を送っており、対応しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 暫時休憩をいたします。

午前10時52分休憩

午前11時5分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤井浩治君。

〔藤井浩治君登壇〕

○藤井浩治君 それでは、通告に基づきましてご質問申し上げます。

まず最初に、内部地区住宅団地建設に伴う諸問題及び将来的な土地利用計画についてでございますが、かなり広範多岐に及びますので、要点のみご答弁賜れば幸いに存じます。

内部地区には大規模な住宅開発、環状1号線、北勢バイパス等の道路整備、さらには南小松工業団地の立地によりまして、21世紀に向けて大きくその様相を変えようといたしております。現在、内部地区内で進められております住宅団地は、采女が丘土地区画整理組合が最終入居予定戸数 950戸、本年4月24日に設立認可されました波木采女土地区画整理組合が同じく 630戸、さらに采女が丘東隣には、ユカリックス等民間による開発が 600戸ほどを予定いたしております。最終的には、四郷、三重、常磐地区に次ぐ世帯数 6,200戸、人口2万人の大型地区が誕生いたすこととなります。

特に、采女が丘につきましては、鈴鹿市が組合施行いたしております 1,072戸の高岡団地と隣接いたすところでございますし、既に 147世帯の方が入居されておまして、各行政部門の対応が急を要する次第でございます。

また、道路網につきましては、環状1号線が、都市計画道路として笹川団地から采女町地内を通り、河原田地区へ抜けるようそのルート計画がなされており、四日市市待望の北勢バイパスは、南小松地内の西部を縦断するものとなっております。

これらの計画によりまして種々の問題が生じてまいるものと考えられますが、具体的に6点に絞って提起させていただきますので、それらに対する行政の考え方、今後の方針についてお聞かせいただきたいと存じます。

まず第1点は、道路整備についてでございます。

住宅及び工業団地の開発に伴う交通量の増加によりまして、既設道路の渋滞の増大、交通事故の多発が懸念されるところであります。特に、三畑四日市線等の幹線道路沿いには地区市民センター、小学校、幼稚園等の公共施設が位置しておまして、交通弱者の安全確保の問題が大きくクローズアップされてまいることとなります。

そこで、本年度ようやく予算決定されました北勢バイパスの早期着工を含め、環状1号線の笹川中央通りへの早期接続並びに既設道路の拡幅、側歩道の整備、信号機設置等の道路整備が早急に望まれるわけでございます。具体的には、環状1号線につきましては、いまだ内部川橋台工事さえ着手されておられませんし、後日連合自治会から提出される予定の計画ルートの見直しにつきましても、交通問題の是正のために格別のご理解をお願い申し上げます。

また、国、県、その他の道路につきましては、死亡事故多発の国道1号、特に内部橋近辺の整備、信号機設置、県道の側歩道整備等を関係官庁に強く働きかけていただき、通り抜け車両の北勢バイパス、環状1号線への新ルート移行を期待し、住宅地内では安心して歩行のできる交通体系を確立すべきであろうと考えます。

2点目は、公共交通機関の問題でございます。

通勤通学の手段として、路線バスや鉄道が重要なものとなっておりますが、住宅団地や工業団地の立地に伴い、公共交通機関への依存度は今後ますます増大するものと考えられます。

現在、近鉄内部線は小古曾町地内で終点となっております。これを延長していただくことが理想でございますが、昨今の土地事情を考えますと、かなり不可能に近いと思われまますので、せめて路線バスの充実に努めていただきたいと存じます。

幸いにも本年3月、予算議会での市長公室長補足説明におきまして、四

日市地域総合開発整備構想策定事業等についてという大変長いタイトルの中で、四日市地域におけるバス路線等公共交通網の体系整備について関係機関と協議し、検討を行うとありましたので、心強くご期待申し上げます。

3点目は、下水道についてでございます。

内部地区の下水道計画については、内部川以北が単独公共下水道区域、以南が北勢沿岸流域（南部処理区）関連公共下水道区域となっておりますが、これらの計画が実施される時期、見通しについてお尋ねいたします。

また、現在、雨池雨水幹線10号、11号の2幹線が河原田地区内から小古曾地内に伸ばしてありますが、今後の計画として、ぜひ人口増加率の高い地域への早期整備を強く希望するものであります。

4点目は、住環境整備の最後といたしまして、公園、スポーツ、文化福祉施設の充実でございます。

完全週休2日制並びに学校5日制の実施に伴い、余暇時間が増大し、潤いやゆとりを求めて1人1人の生きがいが多様化していく中で、身近にそういった空間づくりが必要となってくることは言うまでもございません。その空間づくりの一つとして、多目的総合施設の建設について、昨年9月議会において質問させていただいたわけですが、第5次基本計画も残すところあと2年弱となり、第6次基本計画の策定に入る時期に来ていると思われますので、あえてこの時期に再度ご質問申し上げます。

多目的総合施設の建設は、種々の検討を要する大きなプロジェクトになることは十分認識いたしておりますが、市全体の施設の配置、人口分布の観点から申しまして、南部地域に建設させることが妥当であると考えられるところでありますので、ぜひともその実現に向けて、第6次の事業計画の中に、施設に関する調査研究に係る事業を取り入れていただくことを切望するものであります。

また、個別的には、人口増加に伴い、公園、屋内外スポーツ施設、児童館等の福祉施設の見直しにも十分ご配慮を願いたいと存じます。

第5点目は、教育施設の整備についてであります。

内部地区には、現在、公立の幼稚園1カ所、小学校2カ所、中学校1カ所がございます。新たな住宅団地開発の規模から推測しまして、現状の学校施設、学校区割りで対応でき得るのか。また、学校5日制導入に伴う地域の受け皿としての社会教育的施設の充実等につきましても、将来的な見通し、計画についてお尋ねいたします。

地元問題の最後といたしまして、将来的な土地利用計画についてでございます。

当地区では、その大部分が市街化調整区域であります。大規模な区画整理事業及び民間の開発による住宅化並びに工業団地の立地による市街化が進んでおります。今後も既成市街地周辺地域として、民間のミニ開発等により無秩序なスプロール現象が引き起こされる危惧を感じているところでございます。市として、今後当地区の土地利用のあり方についてどのようにご指導、ご計画をなされていかれるのか、お尋ねいたします。

以上、地元問題が長くなりまして、各議員の皆様には大変申しわけなく存じます。開発の急ピッチな内部地区諸問題につきましては格別のご理解を賜り、今後ご指導、ご鞭撻のほどを心からお願い申し上げます。

最後は、生活保護の問題でございます。

生活保護制度は、憲法第25条に定める国民の生存権の保障を基本理念といたしまして、生活困窮者の保護を行う制度であります。近年、生活保護率は低下傾向でございますが、これは適正保護の推進、年金制度の改正、雇用環境の充実等がその要因であると言われております。

本市におきましても、生活保護制度に関する運営基本方針の中で、訪問調査活動、扶養義務調査活動の充実等、その適正化に努める重点施策が打ち出されているところでございます。しかしながら、生活保護率の低下の

要因が雇用環境の充実等市民の生活水準の向上がなされたためと判断されがちですが、現実には、被保護者や、これから保護を受けようとする人は、生活保護法による最低限度の生活を保障される権利があるにもかかわらず、その権利を享受するにみじめな思いをしているのではないのでしょうか。例えば、生活保護を受けるときに、根掘り葉掘り嫌なことを聞かれたり、嫌みを言われたり、さらには、担当者がかわるごとに同じことを話さなければならない。こんなつらい思いをするくらいなら、生活保護を受けない方がいいというご意見を承ったことがあります。

不正受給の問題が表面化して以来、その不正受給防止が強調されて、生活実態調査が必要以上に厳しくなり、真摯に保護を希望する人の心を傷つけ、プライバシーが侵害されているのではないか、懸念されるところであります。市が実態調査等を実施される際に、被保護者の人権侵害を引き起こさないよう、どのようなご配慮がなされているのか、お聞かせ願いたいと存じます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 奥山助役。

〔助役（奥山武助君）登壇〕

○助役（奥山武助君） 第1項目につきましてご答弁申し上げます。

現在、市におきましては、周辺4町を含めました四日市地域全体の土地利用構想と交通ネットワーク構想を策定中でございます。内部地区は、楠町から鈴鹿山麓研究学園都市を経まして、四日市東インターチェンジ、さらに霞ヶ浦地区へと至る外環状線のルートにも入る極めて重要な地区でございます。

また、ご質問のように、新規団地計画もメジロ押しでございまして、今後さらに人口集積が高まることが想定されます。

しかしながら、地域の自然性を生かしながら住環境の充実と地域経済活性化の核づくりを行おうとする場合、将来を見越しました大きな方向づけ

をしていくことが重要でございます。

内部地区における拠点開発の方向づけも、四日市地域全体のバランス並びに発展を十分意識した上で定めていかなければなりません。いずれにいたしましても、住環境整備の柱となる道路整備、下水道整備、公園整備につきましては、具体的には環状1号線の整備推進や、北勢バイパスの整備促進、また、新規住宅団地も含めた公共下水道整備の推進、さらには南部丘陵公園や、その他の児童公園の整備などを精力的に行っていかなければなりません。

市といたしましても、現在の基本計画で位置づけられております事業につきましては、鋭意その充実に努めておるところでございます。しかし、次期基本計画策定時におきましても、財政状況等も十分踏まえながら、事業の位置づけをした上で、整備促進に取り組んでまいりたいと考えております。

その他、公共交通機関の整備充実も、今後は住民の福祉向上にとって重要な課題であり、市といたしましても、高齢化社会の到来に向かい、活力ある地方都市を目指すためには、市民、特に交通弱者である老人、主婦、学生、子供たちの生活行動を支える足の確保を今から十分考慮、検討していく必要性が高いという認識のもとに、バス会社や鉄道事業者、さらに関係機関も参画していただきまして、協議会を近々発足させることといたしております。

本市が委託いたしております開発構想やまちづくりの方向をバス会社にも十分認識していただき、バス会社の運行方針にも十分理解をいただき、市民のためのバス路線網確立を目指してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、21世紀に向かって四日市地域全体が飛躍発展していくためには、各地区における住環境整備の充実という最も基本的な部分での質的向上を図ることが最優先課題であるとともに、あわせて四日市地域全体の機能分担や機能連携をより促進していくことが重要であり、

こういった視点から、土地利用の方向づけ等を行ってまいりたいと考えております。

次に、本市南部地区に、公園、文化、スポーツ、福祉等の機能を備えた総合会館を整備できないかというご指摘でございますが、この点の基本的な考え方は、昨年の藤井議員の9月議会の質問の中でもお答えさせていただいているところでございます。

ご承知のように、南部地区は南部丘陵公園、鈴鹿川多目的運動広場、西南総合福祉センター等の公共施設が整備されており、南部丘陵公園につきましては計画的に整備を行っているところでございます。市民の憩いの場としてご利用いただいております。したがって、それら公共施設をより有効に活用できるよう順次整備を進めていくとともに、新たな施設につきましては、全市的な施設配備のあり方、さらには財政的な観点から多面的に検討を加えていくことが必要であろうと考えております。

そこで、本市における文化施設の整備につきましては、ご承知のとおり、文化会館とかあさけプラザ等を初め、現在建設中の博物館・プラネタリウム館など、総合計画に基づき計画的に整備してきておりますが、現状で本市の文化施設が十分かといいますと、必ずしもそうとは考えておりません。また、最近の市民の文化やスポーツ等に対するニーズは非常に多様化しております。21世紀の本市の都市づくりを考えると、文化施設やスポーツ施設、さらに福祉施設の整備は極めて重要な課題であると考えております。

そのために、平成3年度と4年度の2カ年にわたりまして、文化施設等の調査研究を実施しているところでございます。特に、庁内に文化施設整備検討委員会を設置いたしまして、本市に不足する施設は何か、また、市民の求めている施設は何かといった視点で、市民アンケートの実施や先進地の視察など、いろいろな角度から広範な検討に取り組んでいるところでございます。

平成4年度には、市民各界各層の皆さん方のご意見を拝聴しながら、本

市の文化施設整備のあり方についてさらに検討を進めてまいりたいと考えております。したがって、こうした観点から、ご指摘の複合的な施設の整備につきましても、今後さらに調査検討を進めてまいりたいと考えておりますので、いまして時間をいただきたいと思います。

なお、現在進めている調査等がまとまりましたら、平成6年度からスタートを予定しております第6次基本計画の中に反映させてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

その他の点につきましては担当者から答弁をいたさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） ご質問の道路の問題につきましてお答えいたします。

まず、環状1号線についてでございますが、采女が丘団地の造成工事にあわせまして、昭和63年度から事業に着手いたしました。現在、国道1号までの650mが完成しておるところでございます。

また、国道1号へのランプ区間につきましては、平成5年度に完成を予定いたして事業に取り組んでおるところでございます。

波木采女土地区画整理事業にあわせました塩浜波木線の交差点から延長約540mにつきましては、平成3年度に事業化をいたしまして、平成6年度の完成を目途としておるところでございます。

さらに、波木采女団地から南側、内部川の左岸堤防までの約800mの間につきましては、区画整理事業の計画が進められておまして、この事業にあわせた計画で予定しておるところでございます。これによりまして、内部川に橋ができますれば、内部川右岸沿いの県道三畑四日市線と接続することになりまして、采女が丘から千歳町小生線までがつながりまして、国道1号、また、内陸部の交通渋滞緩和の一端を担うものと考えておると

ころでございます。

また、環状1号線の内部川以南から県道四日市鈴鹿環状線への接続につきましては、この路線が県道のバイパスとしての位置を考え、現在、ルート選択の調整をしておるところでございます。

国道1号の内部橋の拡幅についてでございますが、内部橋北詰め交差点に右折帯がなく、交通事故等が多発しておるところでございます。市といたしましても、かねてから建設省に要望してまいりましたが、現在、概略設計ができ上がりまして、橋梁などの予備設計に順次入っていただいております。今後とも早期に整備ができますよう、さらにお問い合わせをしてみたいと考えております。

また、県道三畑四日市線の歩道の整備についてでございますが、采女地区の環状1号線並びに県道の付け替えが完了すれば、国道1号から内部農協の西側までの歩道が完成することになります。その以西の整備につきましても、県当局へ強く要望してまいるところでございます。

次に、北勢バイパスについてでございますが、昨年6月議会での事業促進決議を初め、議員各位の多大なるご尽力並びにご高配を賜りまして、ありがとうございました。

おかげさまで、平成4年度から国道1号、23号のバイパスとして、川越町南福崎の国道23号から本市采女町の国道1号までの21km区間につきまして事業が採択されたところでございます。本年度は、建設省によりまして調査・測量が実施されますが、実施測量の範囲は、川越町から第2名神自動車道と併設いたします区間を経まして、富田山城線の交差部までの6.2kmが予定されております。今後は、この調査測量のため、地元の関係の方々に説明をしながら事業を進めてまいるところでございます。

また、事業採択されました21kmを中心といたしまして、基準点測量もあわせて行われる予定でございます。

今後とも円滑な事業の促進に鋭意努力してまいる所存でございますが、

皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 下水道部長。

〔下水道部長（岡田幹夫君）登壇〕

○下水道部長（岡田幹夫君） ご質問の住環境整備のうち、下水道にかかわる項目につきましてお答え申し上げます。

ただいまご質問にもございましたとおり、内部川以南の公共下水道につきましては、三重県が事業主体となって推進しております北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の関連公共下水道として整備を計画しており、楠町地先に建設されます南部浄化センターにつきましては、平成7年度末の一部供用開始に向けて、本年度より本格的に建設工事が進められる予定でございます。

幹線管渠につきましては、四日市市の汚水を受け持つ楠幹線が平成2年度から着手されておまして、現計画では、平成8年ないし9年ごろに鈴鹿川を横断いたしまして、河原田に到達する見込みでございます。この流域幹線の到達以降の管渠につきましては、市の単独管渠として、先ほどの流域幹線と整合を図りながら、上流に向け整備推進に努めてまいる所存でございます。

また、内部川以北の単独公共下水道区域につきましては、平成3年度より、下流になります日永東二丁目で面整備に着手したところでございます。今後、日永浄化センターの拡張とあわせて、順次ご指摘の内部地区に向かって整備推進に努めてまいる予定でございます。

次に、雨池都市下水路事業についてであります。昭和46年度から本市の南部地域約949haの雨水排水を目的として、下流より順次幹線水路の整備と流末ポンプ場の整備を進めているところでございます。

そのうち幹線水路につきましては、事業認可を受けた延長の約45%を整備し、また、ポンプ場につきましても、口径2,800mmのポンプ2台、1,650mm2台、800mm2台、計6台の設置を終えまして、2,800mmのポンプ1

台を残すのみとなっておりますのでございます。

ご指摘の小古曾地区の排水につきましては、10号幹線、11号幹線に対応するものでございますが、10号幹線は本年度大治田二丁目及び小古曾東一丁目で工事を予定いたしております、11号幹線は現在J R関西線の横断工事につきまして、J R側と協議を行っているところでございます。

ご承知のとおり、下水道の整備には多大な事業費と長い年月を要するものでありますが、当地区の公共下水道整備並びに浸水解消に向けての幹線水路の整備等、今後とも鋭意努力を続けてまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 住環境整備の中で、公園の整備につきまして、地元関係の問題で、最後のご質問にありました将来的な土地利用計画について、この2点につきましてのご質問に対しまして、まとめてご答弁を申し上げます。

公園の整備につきましてでございますけれども、現在、本市における1人当たりの公園面積は約7㎡で、国、県の1人当たりの公園面積を上回っております。しかし、国の公園整備目標である平成12年度における1人当たりの公園面積10㎡を目標に整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、本市の大規模な公園緑地等の配置につきましては、中央部に中央緑地、南部に南部丘陵公園、北部に伊坂ダム周辺緑地など、修景、スポーツ、レクリエーションゾーンを配置し、多くの市民の皆様方に活用されているところでございます。

公園の新設には、場所の選定や用地の取得、国庫補助事業への採択等種々の調整が必要でございます。内部地区での公園の設置につきましては、公園整備の全体計画の中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次に、内部地区の将来の土地利用をどのように計画するのかといったご質問でございました。

市街化区域内での、いわゆる無秩序なスプロール化の問題につきましては、現在のところ虫食的な宅地化が進行しておる、こういったこともありまして、懸念されている課題でございます。したがって、計画的な市街地が形成されるよう、規制あるいは誘導の手法、例えば、地区計画等の手法を推進してまいりたいと考えております。

一方、市街化調整区域におきましては、開発指導によって、小規模な開発につきましては規制しているところでありますが、当地区周辺には大規模な住宅団地、これからも民間や組合による開発計画があるということも伺っております。交通便利な地区でもあり、開発条件にも恵まれているため、今後とも農林業、それから自然環境との調和を図りつつ、優良な開発計画につきまして積極的に誘導してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 第5点目のご質問の内部地区の土地区画整理事業等による人口増に伴います教育施設の設備充実についてお答えをいたします。

教育委員会といたしましては、学校施設の計画的な整備等を実施いたしますために、年2回、児童生徒数の推計を行っておるところでございます。これは、各学校の在籍児童・生徒数及び住民基本台帳に基づく0歳から5歳児の数を基礎にいたしまして、向こう5カ年間にわたって推計をしておるものでございます。

ご発言の開発に伴う社会増をも可能な限り加味しながら行いました最新の学級規模の推計によりますと、内部小学校につきましては、現在の18クラスが平成8年に22クラス程度の規模に、内部東小学校につきましては、

現在の12クラスが平成10年に18クラス程度の規模になり、また、内部中学校につきましては、平成9年に17クラス程度の規模となりまして、それぞれのピーク時を迎えるものと予想をしておるところでございます。

これに必要な増築等、教育環境整備を現在も進めているところでございます。したがって、今のところ教育委員会といたしましては、小中学校とも現有施設での対応が可能であると考えておる次第でございます。

なお、この数値は、采女が丘団地につきましては内部小学校区、それから波木采女土地区画整理事業の区域につきましては、内部東小学校区で受け入れたいということで推計を行ったものでございます。

次に、ご質問の学校5日制に伴う休業日となる土曜日にあつて、種々の事情で家庭で面倒を見ることのできない幼児、児童について、希望する者につきましては学校の施設を開放し、指導者を配置することにつきまして、9月本格実施に向けて、目下鋭意検討中でございます。

また、放課後の留守家庭児童を対象に実施されております、いわゆる学童保育に対する事業補助の適用につきましても、地元の皆さんと今後十分協議をしながら、充実を図ってまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、当地区におきましては、議員からもご指摘がありましたように、今後とも大規模な住宅開発、あるいは区画整理事業等が行われる可能性、将来性を秘めた地区でございますので、都市計画部等との連携を密にしながら、ご指摘の趣旨を十分踏まえつつ、今後とも注意深く見守っていきたく存じておりますので、よろしくご理解のほどを賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 生活保護につきましてお答え申し上げます。

保護行政は、生活保護法の定めるところによりまして、保護の適用を行っているわけでございます。職員は、血の通った温かい配慮のもとに、生き

た保護行政を行うよう、常に念頭に置き実施しております。

しかし、実態を把握し、事実に基づいて必要な事項を調査することが制度実施上基本的要素となっております。プライバシーの問題につきましては、地方公務員法第34条に規定されている、地方公務員の職務上知り得た秘密に関し秘密保持が義務づけられております。

今後なお一層、調査段階におきまして、相手の立場を理解し、よりよき相談相手となり、協力が得られるよう職員を指導し、研さんに努めてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 藤井浩治君。

○藤井浩治君 ご答弁ありがとうございました。

多方面にわたる質問で恐縮いたしておるところでございますが、各方面でそれなりに前向きなご答弁を賜り、感謝申し上げます。

個々のご回答に対する感想は差し控えさせていただきますが、将来展望という質問で、非現実的な点もあり、担当部署によりましては、まだまだ先のことと位置づけられては本意でございますので、行政として常に将来を予測し、速やかに、総合的に対応でき得る体制と認識を持っていただきたいと存じます。

今後、開発の進捗状況によりましては、自治会、PTA等の各種団体より具体的なお要望が生じてまいるものと考えられますので、今後とも、本当に市民の身になって市政の推進にご尽力賜りたいとお要望を申し上げます。

また、開発と申しますと、忘れてはならないのが、先ほど瀬川議員も質問されました環境保護の問題でございます。折からブラジルでは地球サミットが開催され、地球規模で初めての会議が開かれたわけでございますが、先進国、途上国、それぞれの思惑が交錯し、なかなか意思の統一が難産だったと聞いております。最終的に、環境保護と経済成長の両立という点で折り合いがついたそうでございますが、グローバルな意味での環境問

題の基本といたしまして、ミクロ的なまちづくりに最大の努力が肝要と考えております。

市民憲章の最初に「自然を愛し緑と水のきれいなまちをつくりまします」とうたわれておりますが、いつの時代でも、心と体の安らぐ優しい環境づくりが、人間にとって不可欠な義務であり、使命だと思っております。今後も、開発と環境保護とのバランスに十分ご配慮いただき、すばらしい四日市を形成されますよう、皆様のご努力をご期待申し上げます。緑と水の緑水会として、強くご希望申し上げます。

次に、生活保護の問題ですが、生活保護制度の目的は、生活に困窮するすべての国民が、健康で文化的な生活水準を維持でき得るよう、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することであり、生活弱者の最後のよりどころとなっている制度でございます。今後、景気の後退が予測されます中で、再び保護率の増加が懸念されるところでありますので、不正受給防止のための厳しい実態調査とのバランスを考慮しながら、本来の目的である弱者救済の趣旨に沿った、思いやりのある対応、ご配慮をお願い申し上げます。

以上、すべてご要望にとどめさせていただきますので、理事者の皆様のご賢察と実行力をご期待申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 暫時休憩をいたします。

午前11時50分休憩

午後1時1分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石川勝彦君。

〔石川勝彦君登壇〕

○石川勝彦君 緑水会の石川勝彦でございます。

お昼下がりのひとときでございますが、しばらくよろしくお願いを申し

上げたいと思います。

通告に従いまして3点ほどご質問を申し上げます。

まず第1点でございますが、公害裁判終結20年に当たり、環境先端都市宣言を、そして名実ともに情報発信基地としての飛躍をということでご質問申し上げます。

昨日、世界百六十数カ国の代表が集まり開かれた「地球サミット」が幕を閉じました。地球にとって大きな前進、成果がありました。しかし、諸国、特に先進国には、今後、地球環境保全のため、国際政治の流れに大きな変革があるなど、課題をたくさん残して終わりましたが、環境問題に大きな関心を持つ私自身、意義ある会議であったとの印象を述べさせていただきます、本題に入ります。

この提案は純粹に一市民としての思いを吐露するものでありますので、よろしくお聞き取りくださいますよう、お願い申し上げます。

昭和30年代、コンビナートが本格的稼働するや、硫黄酸化物による大気汚染がひどくなり、昭和37年、PH 4.2という世界で初めての酸性雨を記録するなど、汚染は拡大するばかりでございました。しかし、公害防止法、そして昭和47年、硫黄酸化物総量規制がなされ、さらには1,000億円のプラントが投入されました。そして今日、ほぼ公害をクリアしましたが、その1,000億円のプラントは日本の財産と言ってもいいものだと思います。

偉大な決心のもと知恵の結集がなされ、四日市をきれいにするために、外国のすぐれた技術者を招き、大いなる努力が積み重ねられました。その間、あの公害訴訟がありました。そして終結してちょうど20年になります。関係者各位にとって感無量のことと拝察申し上げます。

申すまでもなく、都市や臨海工業地帯の工場に対して大気汚染の共同責任を問えるかどうかという日本で初めての本格的な公害裁判の判決は、環境、健康に配慮が及ばず、経済を優先させていた当時の企業、行政のあり

方にくさびを打つ司法判断が下されました。忘れてはならない四日市の歴史的一コマでありました。そして20年、その間、かつての昔に比べてよくなりました。国の定める環境保全目標値0.017ppmを測定地域において下回っているし、さらには0.001ppm以下であるなど、公害をクリアし、青空を取り戻しました。そして、今や四日市は新しい方向に向かって進んでおります。今日、公害をほぼ克服した代表的な都市の一つとしての位置づけがなされております。そして今日、公害を克服した四日市が最もふさわしい環境技術移転を広く世界に向けて取り組んでいることは大変すばらしいことでもあります。

しかし、3月議会で我が緑水会田中武議員の代表質問に対する答弁で、市長もややPR不足であると発言されましたように、ICETTのPR不足が痛感されるところであります。もうちょっとうまくPRできないものか、PR下手を考えると、将来に向けての展望が明らかになっていないところに原因があると思います。四日市公害及びそれ以後についての国民の認識不足、中でも四日市をほとんど知らない人々の中には根強く残っているようですが、これもPR不足、PR下手に起因するのではないかと存じます。なくするのは無理かもしれませんが、もっともっと心情的に肩身の狭い思いをしている四日市市民のためにも、努力を惜しんではならないと思います。もちろん、四日市公害を風化させてはなりません。

今、世界に貢献しつつあるのに、むだでなかったこの20年の足跡を、その幾多の苦勞と経験を国の内外に周知させるなど、四日市の大切な任務であると思います。過去の四日市への評価を逆手にとって、公害四日市の名をプラスに転化することが大いに可能と思われませんが、いかがでしょうか。

地味ではありますが、ICETTから海外に向けて、また、国内あらゆる関係機関に向けて機関紙を発行するなど、環境技術移転と連動で20年を総括してみるのはどうでしょうか。四日市しかできないことのように思います。せっかくいろいろなことをやってきたのに、また、やっているのに、

PRのレベルが低いというほかないと感じます。

今なお公害と四日市を結びつけ云々されているようでは、幾ら環境技術移転の発信基地とは言っても、首をかしげられるのではないのでしょうか。サッカー、野球が目立っているのに、今の四日市のイメージがわからない、自噴水があちこちにあり、水もきれいだし、地下水も豊富、萬古焼、よき港、鈴鹿の山並み等々、宝の持ちぐさではないかとさえ感じます。四日市は地球のミニチュア版であると言っても過言ではありません。もっと地球レベルのPRができないものではないでしょうか。

先日行われた「アースイヤー'92・アクティヴ三重」の語りかけにもありましたが、小さな行動力が結局大きなインパクトを与えることになるし、また、小さなことの積み重ねが大切です。できることをやりましょうとの語りかけ、すなわち、足元の環境問題を忘れずに、名実ともに環境先端都市宣言、あるいは環境保全都市宣言、さらには世界環境優秀都市宣言をしたいものです。

そして、もうぼつぼつ教科書の書きかえをしたいものです。四日市教育委員会発行の「のびゆく四日市」小学校3、4年社会科副読本に、「今では水や空気は大分きれいになりました。けれども、公害のために困った人がいます」等々をいろいろ申し上げましたが、もろもろの都市宣言など、公害をクリアした、そしてICETTによる国際貢献も実践していることなど、もっと国内外への四日市の存在をPRできないものか、ご見解をお尋ねいたします。

第2点目でございますが、この春行われた4.4.4の成功を5.5.5に、そして市制100周年、そして開港100周年に向けてということで、ご質問申し上げます。

この春行われましたオープンバザール四日市、4.4.4は大変な盛り上がりを見せ、成功裏に終始したことに対して、改めて関係者各位の労をねぎらいたいと存じます。ふだんはさめた市民も、「何やろ」という興味

を行動に移し、出かけてみたら結構おもしろい、明日も行ってみようという盛り上がりで、4月4日、5日2日間、発表の53万人の数字はともかくとして、ほとんどの市民が、そして近くの市町村からも訪れていたことが認められております。いろいろな団体への呼びかけに呼応し、その参加団体も非常に多かった。いろいろな課題は残しはしましたが、四日市に活気がみなぎった、活気が戻ってきた2日間でありました。

さて、5年後に市制100周年、7年後に開港100周年、そして21世紀へと、四日市にとって記念すべき節目としての年を迎え、ビッグプロジェクトの計画、そして推進と多い中、市民とともにあるオープンバザール四日市、4.4.4のようなイベントを、この経験を生かし、平成5年も続けられたらと提案する次第であります。平成5年5月5日は子供の日、ゴールデンウイークの後半を子供とともに盛り上げ、視点を変えて四日市に新しい勢いの芽を引き出すこともいいのではと考えます。

子供の数もここ数年を境に減少傾向にあるとの厚生白書の報告がされております。1家族の子供の数も1人か2人になり、学校も都心部ではその内容が貧弱になりつつあり、子供の活力も見出しにくく、また、引き出しにくいようになっております。塾通いが当たり前になり、外で、公園で遊ぶ姿はまれにしか見ない。全国どこへ行っても同じ傾向のようで、四日市も例外ではありません。

ゴールデンウイークの5月4日、5日を、子供も大人も霞緑地、中央緑地の大きなグラウンドに参集して、ともにスポーツ、運動に興ずるといのはいかがなものでしょうか。また、各小中学校の運動場を中心に、地区でスポーツイベントを繰り広げられたらとの提案をいたします。育成会を中心に、サッカー少年団など各スポーツ少年団、また、自治会、婦人会、老人会、青少協等の諸団体の協力を得て展開すれば、たとえ行政主導であっても、きっと市民が中心になり、参加意欲を燃やしてくれるようなイベントにすることが十分可能であると思います。中央緑地で毎年行われている

こどもまつりを拡大し、それぞれの特徴をより大きくすることもできるでしょう。無理のない学校対抗をするなど、全市挙げて取り組むことも意義があることです。

大人に向けても5.5.5、子供とともに子供に帰ろうというイベントはいかがなものでしょうか。全市挙げて親善対抗での取り組みができれば、市民のコミュニケーションも期待できるのではないのでしょうか。4.4.4の成功を5.5.5に、そしてさらに続け、プレ100周年と市民を中心にしたイベントは、今後の四日市のためにはどうしてもなくてはなりません。これらの毎年のイベントが、5年後等の市制100周年、開港100周年へのステップであり、助走であり、21世紀の四日市の大切な活力になっていくことは言うまでもありません。来年は子供中心に、そのステップを考えてみたらどうか、提案いたします。関係部局の賢明な判断のもと、前向きなご答弁を期待いたしております。

次に、博物館の運営上の問題点について、6つほどご質問申し上げたいと思います。

来年11月には市民の待望の博物館が開館されます。その準備にはこの上ない努力が払われていることと推察されますが、この運営上の問題点を6点ほどお尋ねいたします。

まず、開催記念事業についてお尋ねいたします。

開催記念事業には、博物館の完成を喜ぶ祝賀的な性格を合わせ、博物館と市民の初めての出会いの場、言うなればお見合いの場ということであり、第一印象が悪いと、今後の博物館運営に支障が出てくるおそれがあります。一般市民に喜んでもらえる吸引力のあるものにしてほしいと願うところであります。博物館には、かたいという印象があるのは私だけではないと思われませんが、とにかく博物館は学術的なものが優先し、かた苦しいところだと思っている市民も多い中で、四日市の博物館は家族そろって楽しめる施設だという第一印象を与え得る催しにしていく必要があると思わ

れます。どのような事業を考えておられるか、具体的にお伺いしたいと存じます。

次に、学校教育との関係についてお尋ねいたします。

博物館は、市民対象にすることはもちろんであります。中でも小中学校との連携が大切です。プラネタリウム館については指導主事を2名配置して学校教育との関連づけをしているようではありますが、博物館についてはそのような配置はなされるのかどうか、博物館の基本理念として、学校教育の一環として活用できるとありますが、プラネタリウム館ほどの配慮はされておられないように思われますが、いかがでしょうか。学校教育への位置づけはどのようにされようとしているのか、お伺いいたします。

次に、生涯教育との関係についてお尋ねいたします。

今日、学校教育以上に生涯教育の普及、浸透、そして充実が言われております。その具体的な展開のために、いろいろな施策がありますが、博物館もその一端を担わなければならないことは言うまでもありません。それには、単に情報を蓄積するだけでなく、それを積極的に提供する施設でなければなりません。実物資料から直接生の情報が得られる施設という点では、博物館は市民にとって、生涯学習の場として重要な位置を占めております。その充実のための位置づけはどのようにされようとしているのか、お伺いいたします。

次に、博物館の採算性についてお尋ねいたします。

まずここで、身近な博物館である岐阜市立歴史博物館について触れてみたいと存じます。1階の特別展示企画展にウエートを置き、「魅惑のガラス点」「グルメ歴史学」「日本の味覚・すし」「黄蘗・禅と芸術」というように企画に力を入れ、常設展は2階にというように、ある程度採算性を考えての取り組み、人を集める努力がなされているように思われます。

さて、本市博物館の建設のための総事業費は80億円程度になるのではないかと聞いております。これだけの大金をつぎ込むのであるから、当然そ

の採算性についても気になるところであります。採算といいましても、単に経済面を申し上げているわけではありません。例えば文化会館について見れば、貸館料、自主事業収入などがありますが、経済面だけを見れば大幅な赤字です。しかし、年間利用者が60万人もあり、市民への還元という観点から見れば黒字であると思います。同様のことは図書館についても言えることで、年間50万冊以上が貸し出されており、収入はゼロであります。十分還元されていると言えます。両施設とも種々の課題を抱えておりはするものの、経営状態という点からは、まあ市民の納得できる線だと思われれます。文化会館及び図書館は市民にとってより身近なもの、両者に比べやや特異性のある博物館について、展示事業の展開等による市民への還元と所要経費との関係をどのように見通しておられるのか、お伺いいたします。

次に、学芸員のバランスについてお尋ねいたします。

現在の博物館準備室が、開館時の博物館における学芸員の配置状況は、人文系、すなわち歴史系学芸員が5名とほとんどで、自然系は地質専攻学芸員1名ということだそうですが、基本理念における性格からすれば、総合博物館とあります。総合博物館としては、学芸員の内容にバランスを欠いているように思われます。特に、今後、資料収集、調査研究を進める上で、歴史的な面よりも、むしろ萬古、陶磁器を中心とした伝統産業及び鈴鹿山系を視野に入れた自然環境に期待が持てると思うので、陶磁器の専門家及び動物、昆虫、植物の学芸員等担当者を配置することが必要だと思えますが、どのように考えておられるのか、お伺いしたいと存じます。

最後に、資料公開システムについてお尋ねいたします。

多様化している情報社会の中であって、博物館の情報は資料をもとにした実証的なものでなければなりません。そのためには、常に資料の研究を続けていなければなりません。しかし、今日の科学技術が著しく進歩する社会の中であって、データの収集、処理、蓄積、検索、提供などをコン

ピーターを導入することによって、より迅速に、正確に処理できる時代に到達しております。

すなわち、これからの博物館は、外に向かった機能の充実を図ることによる市民へのサービスを果たさねばなりません。サービス、公開ということは、単に自由に展示を見学できるとか、資料の提供を受けられるということではなく、市民が主体的に博物館資料について知ることができるということであり、そのためには、博物館がどのような資料を持っているかを公開し、その活用について最大限の便宜、すなわち、サービスを図るということだと思います。所有資料の公開についてどのように考え、どのような方法で行おうとしておられるのか、お伺いいたします。

以上をもって1回目の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ICETTについてお答えを申し上げます。

ご指摘のありましたように、ICETTはかつて四日市が公害問題で大変苦しんだ、そしてその結果、固定発生源対策については、産業界、行政、学会等々一体となってその対策に腐心をしてまいりました結果、今日では、固定発生源対策については、今日解明できる汚染源対策というのは十分行われておるといふように、私も確信をいたしております。

こういった経験を、やはり四日市だけでじっと持っているのではなくて、今日、地球環境的に開発というものを持続的にやるために、どうしたらいいかということが大きな課題になっておるわけでございまして、そういった意味で、四日市の経験が生かされるということであれば大変幸せだなということを思いまして、このICETTが、産業界あるいは中央官庁等々のお認めをいただきまして、発足をしたわけでございます。

そこで、今日まで、地味な活動展開になっておりますが、できてまだ2年目、私はよくやっておるといふふうに思っております、既に、研修事

業として10カ国から64名の研修生、メキシコを初め東南アジア各国、あるいは遠くはケニア、さらにはハンガリー等々から研修生がやってまいっております、64名の研修生が四日市で約40日間にわたって勉強をもらって、それなりの効果は、私は発揮できておるといふふうに思います。さらに、国内でそういう研修をやるだけでなしに、外国に出向きまして5回、約250名の研修生に対する海外研修もやっております、本年度は7コース約90名の研修員を国内に受け入れ、同時に4カ国に出向きまして延べ5回、250名の研修員の海外研修を実施する予定になっております。

そして、研修を受けられた方々はすべてICETT同窓会として登録をされておまして、世界的な環境人材ネットワークづくりに大変貢献できるものと期待をいたしておる次第でございます。ただ、まだまだこれからやらなければならない事業として普及啓発の事業があるわけでありまして、今年度から年4回機関紙を発行いたしまして、国内外、卒業生のところはもちろんでございますが、国内外の関係機関等に配布をすることになっており、近く創刊号をごらんいただけるものと考えております。

また、昨年度は、全国的な組織であります社団法人化学工業会の秋季大会における特別講演、あるいは、これは私自身が行ったものでございますが、通産省におきます産業技術と歴史を語る懇談会という会議が常設をされております。会長は三菱重工業の飯田会長さんほか、各大手企業の社長、会長等々が参画をされる会合でありましたが、ここで私も講演をさせていただいて、大変な反響を受けたことは忘れることができないわけでございます。さらに、ICETT主催によります国際シンポジウムの開催、あるいはカナダで行われましたグローブ92への参加等を行っておりますし、本年度には、モスクワ日本貿易産業見本市への参加、あるいはブラジルでの国際環境技術博覧会への参加など、積極的なPR活動を行っておるわけでございます。

さらに、名古屋にあります国連の地域開発センターとともども環境問題

のシンポジウムを行いましたし、その窓口であります外務省の国連局の経済課地球環境室とも十分連絡をとらせていただきまして、国内外へのICETTの認識を深めつつあるというのが今日の実態でございます。

以上のように、諸外国、とりわけ開発途上国に向けての技術移転を推進するための研修事業、調査事業を行っておりまして、これがICETTの本来の目的でありまして、国の内外に広くPRをしていくことも重要な課題だというふうに考えておりますので、今後に向かってさらに一層努力をしてみたいと思っております。

さて、公害裁判判決から20年ということございまして、確かに、私はあの裁判は忘れることのできない、極めて重要な判決がなされておる。この判決は、今日風化したどころか、なおかつ生きているというふうに考えておるわけございまして、そういった意味で、私は四日市市の市政運営の責任者として、今日我々が我が国の社会経済体制のもとで、地域の持続的発展と自然との共生を可能にする方途を見出し、市民の方々と一体となって、その実現に向かって努力をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

ただ、そのためにはステップが必要だというふうに思っておりまして、今日非常に難しい問題が環境問題において発生をいたしております、まだ国内的にも解決をされていない、こういうことありますので、足元からやっていくための環境管理計画というものをまず策定をいたしまして、そして、その上でこれを議会の皆様方、あるいは環境保全審議会の皆様方、さらには環境問題の市民会議を結成いたしまして、そういった皆様方にご提示を申し上げ、皆様方のご意見もちょうだいしながら、それをまとめてまいりたい。これを平成4年度中にはぜひいたしたいというふうに考えておりまして、その上で行動計画をまとめて、私は、環境保全都市宣言に向かって進めてまいりたい。まだ二、三年かかるというふうに考えておるところでございます。

そういった意味合いにおきまして、今後さらに一層の努力をいたしますこととお誓いを申し上げまして、第1点に対するご答弁とさせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまのご質問の第1点目に含まれておりました、私どもが各小学校で使っております「のびゆく四日市」の中の記事についてでございます。

小学校の社会科副読本「のびゆく四日市」につきましては、平成元年度に示されました学習指導要領を受けまして、昨年度改訂を行ったところでございます。

ご指摘の点につきましては、過去の公害の反省を受け、美しい四日市のまちづくりのために、市と企業、そして多くの市民の方々の努力によって公害を克服してきたこと。そして明るい四日市がイメージできるようになったこと。さらには、今後も四日市の環境を美しく保っていくことの努力の大切さ、そういったようなものを強調した記事にしてあるのでございます。

ご指摘のICETTにつきましては、原稿の改訂の時期にはやや間に合わなかった点がございしますが、今後の作成を予定しております環境副読本の中で、ぜひともこれは取り上げてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

第2点目の5. 5. 5の企画について、さらには従来から行っております四日市のこどもまつりとの関連についてのご質問でございます。

本市では、毎年5月5日に、青少年の健全育成事業の一つとして、各種の青少年団体とか、あるいは青少年育成者団体と市及び教育委員会が主催となりまして、中央緑地公園におきましてこどもまつりを行ってきたところでございまして、本年度は22回を迎えたのでございます。この間に子供

たちを取り巻く環境も、あるいは子供たち自身も変わってまいっておるともございまして、主催者においても、その評価と同時に、多くの反省も出ておるところでございます。

そこで、教育委員会といたしましても、来年のこどもまつりの開催につきましては、これまでの反省を踏まえる中で、子供を中心に据えた、活力と夢のある記念的な事業とするために、今後、四子連を初めとした関係諸団体と協議を進めてまいりたいと存じておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

3点目の博物館につきまして、6点ばかりのご質問をいただいたわけでございます。

博物館は、本来的に極めて間口が広く、また奥行き深いものでありまして、博物館の理念と目的といたしましては、社会の進展、変化とともに、またそれも変化していくものだとも考えております。その一方で、地域にはそれぞれ特性がございますし、四日市としての都市の性格、あるいは市民性であるとか、文化性、あるいは設置された地理的条件等も考慮したオリジナリティーを博物館活動の中で求めていくべきだというふうにも考えております。

具体的に今度の博物館では、貴重な文化遺産の保存と活用を図っていく中で、郷土の歴史や風土と生活環境に関する市民の知識と理解を深め、今後の市民文化の創造に寄与することを目指しておりますのでございます。

その基本テーマといたしましては、伊勢湾と鈴鹿山脈、すなわち、海と山のあるこの四日市の文化と生活環境というテーマでございますが、したがいまして、その開館記念の特別展示につきましては、本市の歩みにかかわりのある文化遺産をもとに、地域に根差し、かつ全国的な規模で展開ができるテーマを取り上げ、開催することを現在検討をしておるところでございます。

また、そのテーマにふさわしい開館記念講演会などの開催をするなど、

プラネタリウム館も含めまして、イベント性のある、従来の博物館とは一味違う市民の十分楽しめる、そういった内容を企画していきたいというふうにご考えておるところでございます。

第2点目の学校教育との関係についてでございますが、ご指摘がございましたように、プラネタリウム館には指導主事を配置いたしました。特に、小学校の5、6年、それから中学校の1年生の指導要領との関連のある学習投影について、現在内容の検討を行っているところでございます。

博物館におきましても、常設展示につきましては、小中学生にも十分理解できる内容を目指しておりますのでございまして、また、児童生徒が民具などの実物資料を自由に触れることによる体験学習の場を設けるなどして、博物館の活用につきまして、プラネタリウムも含め、学校教育の一環として学校との関連を密に考えていきたいと存じているところでございます。

次に、第3点の生涯教育との関係でございますが、基本構想の理念の一つでございます地域に根差した博物館として、市民の生涯学習の場として市民が積極的に参加し、また、利用できる博物館を目指していく所存でございます。

そのためには、博物館に対し市民が何を求め、何を要求しているかという意識の把握も重要であろうかと考えております。そういったことをしていく反面、また、近くにある文化会館、図書館、さらには各地区市民センターとの連携を密にして、その上で、今後博物館の蓄積した資料の活用とか、あるいは講座室等を利用した生涯学習にも寄与できる自主授業の展開を図ってまいりたいと存じております。

第4点の博物館の採算性の問題でございますが、博物館には入場料をいただくことにしておりますが、その採算につきましては、ご指摘のように、金銭的な黒字を考えるのではなく、いかに多くの市民に利用していただくことが重要であるというふうに認識しております。

展示の具体的な考え方といたしましては、常設展示におきましては、四日市の過去、現在、未来を見て考察していただくようなものを、また、特別展示におきましては、容易に見る機会のない、国宝等を含めた貴重なものであるとか、あるいは身近なテーマ、あるいは全国的な大きなテーマのほか、かたいイメージのない、おもしろい、楽しめる展示をイベント感覚で企画するなどしながら、親しまれる博物館の顔となるような斬新な感覚による展示を考えていきたいというふうにも考えております。

これら特別展示につきましては、市民の期待にこたえる内容であるとともに、事業としても魅力のある企画展示を行って、1人でも多くの市民が楽しめる博物館を目指していきたいというふうにも考えております。

ご質問の第5点の学芸員のバランスについてでございますが、学芸員のバランスは、ある程度各領域にわたるよう配慮いたしておりますが、十分とは考えておりません。不足するところにつきましては、館外の専門家、愛好家等の協力を得られるよう、あるいはボランティア活動による市民学芸員制度等の活用も得る中で、多面的な調査・研究、あるいは事業活動を展開いたしまして、運営面でも市民に親しまれる、あるいは市民による市民のための博物館といったようなものを目指していきたいというふう考えているところでございます。

最後に、資料の公開システムでございますが、調査研究施設としての博物館には、今後膨大な情報とか資料が蓄積されていくものと考えております。そういった情報の整理等につきましては、OA機器の活用も考えております。したがって、蓄積された情報等を広く市民に提供していくためにも、博物館の情報コーナーなどに検索システム等を設置いたしまして、その利用を考えるとともに、将来的には他の施設とのネットワークの活用といったようなことについても研究していきたいと存じております。

どうか今後とも博物館の運営に関しまして、議員の皆様方のご協力とご理解を賜りたいと存ずる次第でございます。

○議長（水野幹郎君） 石川勝彦君。

○石川勝彦君 3点にわたりまして、ご答弁ありがとうございました。

まず第1点でございますけれども、申し上げるまでもなく、公害訴訟終結20年という節目、そして地球サミットが行われた記念すべき年であるというゆえに、また、ICETTの事業も2年目に入り、この10月にはその建屋も完成するというところで、市民にはもちろんのこと、もっともっと国民の底辺にまで知らしめていく、それだけの重みのあるものがあるのではないかと思います。

先ほど市長のお話にもありましたけれども、詳しくご説明いただいたわけでございますが、市民には見えてこないという一言に尽きる。市民に対して宣伝が行き届いているか、PRが行き届いているかという点、ICETTについてまだ、建物ができていないし、あるいはエリアとしての整備が十分でないということで、当然かもしれませんけれども、ご苦労がもっとも市民に伝わってもいいのではないかと。あるいは、市長がいろいろご苦労なさっておられますのに、それが伝わってこないという、その辺に残念なところがございます。

環境に関しては、特にほかの問題は行政が主導でずっと行われてきましたけれども、そのために、響かずに、あるいは伝わらずに、市民も燃え上がらずにという形で終始してまいりましたけれども、特に環境問題、この公害都市四日市という名前をクリアするためにも、市民の中からクリアする力をつくり出すために、先ほどのお話にも、二、三年後に、市民会議もまとめて、二、三年かかるけれども、環境保全都市宣言をするというお話でございますけれども、今も言いましたように、この節目というものをもっともっと大事にしたらどうかと、そんな思いでございます。

四日市の21世紀に向けての本質的な魅力というのは、市長みずからも十分ご承知のことでございますし、十分認識の上に立ってもろもろの活動をしておられ、精力的におやりいただいていることは十分に認めるところで

ありますけれども、先ほどトーンを抑えながら「機関紙を」ということで、それにまた、予定をしておると、近く創刊号を出す予定だということもございますけれども、私たち四日市市民としては、ごみの問題、水の問題について環境部が一生懸命骨を折っておられ、地域にも根づいておるように思いますし、八郷地区等におきましてはモデル地区として非常に充実しておるようでございますけれども、もっともっと大きい問題を、今申し上げているわけでございます。大きい問題に向けて、もっともっとこれは四日市しかないわけでございますので、環境におけるテークオフが、どうしても早くからのろしを上げる、あるいは大きく、宣言を掲げるというのがどうなのかどうか、やはりそんな思いでございます。市長の思いと多少のずれがございますが、市民として声を強くして、改めて申し上げたいと思います。

それから、第2問の第2点目でございますけれども、5. 5. 5の企画について教育長の方からお話ございましたけれども、4. 4. 4のその蓄えられた、そして成功した力を5. 5. 5に、そしてプレ100周年に向かって6. 6. 6、7. 7. 7というような形で取り組んでいって、そして、ちょうど1999年が四日市開港100周年になるわけでございますし、21世紀になれば、全国的に、四日市の市民だけじゃなくて、全国的に国民が盛り上げていこうという気持ちは、恐らく高齢化社会に向かっていくためにも、今やらなくちゃいかぬという思いできっと取り組まれるんじゃないかと思えます。

お隣の名古屋市が、規模としては小さいかもしれませんが、平成2年から平成12年まで、ごろ合わせのイベントに取り組んでおられます。自治体として5. 5. 5という企画に取り組むというのは、まだ詳しいことはわかりませんが、静岡県沼津市がこいのぼりフェスティバル、あるいは浜松市がたこ揚げ祭りをより一層盛り上げよう。あるいはほかにおいては緑化事業フェスティバルを、季節的に5. 5. 5にあわせてやろうとい

うようなこともございます。

本市においては、せっかく4. 4. 4をやったのだから、何らかの取り組みで、今やられておることもまつりを拡大表現するんでなくて、21世紀に向かって息の長いイベントを展開していく一つの、平成5年の5月5日という、4. 4. 4のその積み重ねをステップとして、5. 5. 5、そして平成6年にはまた違う角度から取り組むということが、市民にとっては、特に歴史も背景がない四日市にとりましては、そういう力を引き出すイベントというものが必要ではないかと思えます。4. 4. 4を引き出した力というものは、1億円の投資をされた以上のものがあつたやに思えます。5. 5. 5に予算を幾ら使ってどうのこうのというんでなくて、やはり規模の大きいものを期待したいと思えます。先ほど教育長が5. 5. 5のことについてお話されましたけれども、ここ5年10年の中で5. 5. 5をどう取り組むかというような角度からお話を聞かせていただきたかったわけでございます。

それから、博物館についてでございますけれども、全国的規模で云々ということで、記念事業に取り組まれるように聞きましたが、四日市をテーマとした催しでは、市民に対するインパクトに欠けるのではないかと思います。そのようなものは、どちらかといえば常設展ではなくて、順次、今後いろんな形で企画展でもらうということにして、もっともっとスケールの大きい、市民を引きつけるような企画でないと、そのときは飛びつきましても、後だんだんとしりすぼみになっていってしまう、そういう嫌いも考えられますので、まだ期間は十分でございますので、その点、引きつけられるような企画をお願いしておきたいと思えます。

それから、第2点目の学校教育との関連についてでございますけれども、プラネタリウムというのは教育の中で十分とらえられるような形になっており、当然指導主事もおられるわけでございますけれども、同格の位置づけができるような内容であるということ要望しておきたいと思えます。

それから、生涯学習につきましても、今や生涯学習は非常に充実を目指してきておりますけれども、教育委員会の社会教育課において精力的に取り組まれている生涯学習、その拠点がもうひとつ博物館に増えるんだというようなところで、開かれた博物館になるように要望しておきたいと思っております。

それから、第4点目にご答弁をいただきましたことでございますけれども、最初は結構人が入るかもしれませんが、それは珍しさということもあるでしょう。しかし、その後は減少する場合は、各都道府県の博物館において例外なく見られております。それを四日市だけ、そういうことはまずないということは恐らく無理でしょうから、やはり新しい博物館の取り組みが行われる後発の四日市としましては、他市にはあったけれども、うちにはないんだと、うちはそのようなことは考えておらぬというような、自信のある、力のある開館、そして1年、2年、3年と迎えていっていただきたい。そのためにも、どうも今の流れとしては、歴史博物館の傾向でございますけれども、総合博物館として進められるように、市民に親しまれる、偏りのない博物館運営というものを望みたいと思っております。本市の一等地にあります。四日市のど真ん中にあるわけでございますから、市民にとって決してお荷物にならないように願いたいと存じます。

それから、5点目に学芸員の調整でございますけれども、四日市には、ご存じのように何万匹と標本をお持ちのトンボ博士もおられます。この標本がどこに保存されておるかご承知の方も少ないかと思っておりますけれども、せっかくこんなすばらしいものがありながら、トンボの登場を迎えることのできない博物館、市民としては非常に残念なものがあります。あるいはこの鈴鹿山系というのは、自然の生態系の中で、日本全国の中で特異な存在である。藤原町に自然館がございますが、あの中では到底消化でき得ない、展示できないというような状態でありますから、総合博物館として、もっともっと自然系への取り組みが必要ではないかと、そう思います。子

供たちもそれを待ち望んでいるのではないかと思います。

四日市の過去、現在、未来ということについて、子供は1回は見るかもしれないませんが、二度と来てくれないのではないかなと、そんな一般的な考え方で申し上げたいと思っております。やはり自然というものの取り組みが、今、子供たちには全くなかった状態の中であって、博物館で自然とのかかわりができたら。デパートでトンボの標本を買ったり、セミの標本を買ったりするのが実情でございます。トンボをとること、あるいはセミをとること、チョウチョウをつかまえること、そういったことの経験がほとんどない中で、博物館において、こんなに四日市にも、こんなに三重県に、こんなに日本にいろんな昆虫がおるんだなということを知っていただくためにも、また、我々も、今は大人でございますけれども、そういうトンボを追っかけた思い出があるわけでございます。その思い出をたどって古い昔に戻っていく、そのきっかけになるのが博物館でございます。そういう意味から、ぜひ総合博物館として、自然系への対応をさらにご検討をいただきたいと思っております。

それから、最後の質問でございますけれども、資料公開システムでございますが、子供たちは家庭にパソコンを持っております。パソコンとの継続、あるいは小中学校との教育のオンライン化というものも進められておるわけでございますが、教育指導の中において、このオンライン化がどうしても必要になってくる。新しい博物館というのはそうあらねばならないと思っております。

そういう意味から、目録の作成等、あるいはコンピューターソフトの開発というものが大変必要になってくると思っております。開館してからそれに取り組むのではなくて、今からそういったものに取り組んでいただく。名実ともに総合博物館になるように期待して、要望として申し上げたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 暫時休憩をいたします。

午後1時57分休憩

午後2時15分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小川政人君。

〔小川政人君登壇〕

○小川政人君 政友クラブの小川でございます。昼からの2番バッターとして、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1番目は、全国市長会学校災害賠償補償保険についてお尋ねいたします。

昭和61年7月に起きた富洲原中学校のプール事故当時、1事故1名につき賠償保険てん補限度額 5,000万円の当保険に本市が加入していたとお聞きいたしております。本市では、富洲原中学校のプール事故による損害賠償裁判の一番における仮執行宣言つき判決により賠償金を支払っております。

そこで、本市では保険金を保険会社に請求できると思いますが、いかがお考えですか。

また、保険てん補限度額 5,000万円に対応する判決による遅延利息も請求できると思いますが、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

また、昨年の保育園児の死亡事故についてもこの保険の支払い対象事故になると思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

次に、市立の小中学校、幼稚園及び保育園の児童生徒の学校管理下における災害補償制度についてお尋ねいたします。

民間労働者には労災保険、公務員には公務災害基金という災害補償制度がありますが、児童生徒には日本体育・学校健康センターの死亡見舞金 1,700万円、後遺障害見舞金1級で 2,290万円、14級で49万円という低額補償制度しかありません。学校と親には子供を無事に預かるという暗黙の

契約関係にあると思われます。親や子供には学校や先生を選ぶことができません。万一のため、無過失責任を取り入れた充実した補償制度をつくっていただきたいと思います。

毎年6月の第3日曜日の父の日には、四日市生花組合青年部より加藤市長に花束が贈呈されております。このように市民から父と敬愛される加藤市長と市民の間で、被告、原告となって裁判で争われることは大変残念なことであります。市民は、敬愛する加藤市長の長期政権を期待しているかもしれませんが、加藤市長と市民との間で賠償問題の訴訟が長期化することは望んでおりません。ぜひ死亡障害、後遺障害1級 5,000万円ぐらいの無過失責任補償制度をつくって、先生や保母さんの過失責任が裁判で問われる前に賠償問題が早期解決するようにしたいと思います。

子供が身体障害者になったときに親が一番心配するのは、子供の一生の生活の問題であります。十分な補償を受けることができれば、損害賠償金を多く請求するために、学校や先生の過失責任を大きく問うこともなくなると思います。行政当局のご理解あるご所見をお伺いいたします。

次に、旧平田紡績の跡地についてお尋ねいたします。

同跡地には地産グループの四日市地産団地が32階建てのマンション3棟の建築計画をし、条例に基づく説明会を昨秋開催いたしました。その後、同マンション建築計画はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

計画どおりのマンションが建築されるとして、北隣の富洲原中学校の日照の問題や周辺の道路の交通問題について、ご所見をお伺いいたします。

また同跡地に、どれぐらいの高さのマンションが建築され、何軒ぐらいの戸数ができるのが、学校の環境や道路事情に適正とお考えか、お尋ねいたします。

また、最近の経済事情や地産会長の事情により、計画が変更されたり、土地の転売の可能性も考えられると思います。同跡地は準工業地区となっ

ておりますが、住居地域に用途地域変更を計画しておられますか。また、市としてどのような開発が望ましいとお考えか、お尋ねいたします。

最後に、県立総合塩浜病院の跡地についてお伺いいたします。

本市では、土地は県の所有のまま、塩浜地区住民の要望に沿って、県と予算を出し合った土地利用計画を考えておられると思いますが、計画案ができておればお示しくください。

また、その計画の中に、高齢化社会を迎えたお年寄りの健康対策として、浴室や健康器具を設置するスペースを設けていただきたいと思います。医療費の減少等効果があれば、全市的な展開をしていただきたいと思います。同跡地の有効利用のために、地元選出の県会議員の方々にもご協力を仰ぎ、地域市民のため、計画の早期実現を切望いたします。行政当局のご所見をお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。ご答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長（水野幹郎君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問にございました全国市長会の学校災害賠償保険につきましてご答弁を申し上げます。

ご発言にございましたように、昭和61年7月に富洲原中学校で起きたプール事故につきましては、平成3年10月11日に津地方裁判所四日市支部におきまして第一審判決がございました。判決は、ただいまご発言がございましたように、仮執行の宣言がついていたため、法定利息を含めてその合計額を支払っておりますが、現在、双方とも第一審判決に不服として名古屋高等裁判所へ控訴し、係争中でございます。

当時本市が加入しておりました保険は、全国市長会の学校賠償責任保険でございまして、本市が学校の設置、管理運営上の瑕疵並びに学校業務遂行上の過失により法律上の賠償責任を負った場合、ご質問のとおり、1事

故5億円、1名5,000万円を限度として費用損害のてん補を受けることができるようになっておりました。

ご質問の第1番目につきましては、全国市長会の保険の管理会社へ照会いたしたところでございますが、第1点目の保険金の請求につきましては、損害賠償責任保険普通約款の規定によりまして、損害が確定した日以降に請求ができるということになっておるわけでございます。今回の場合のように控訴し、係争が継続している場合は、損害の額も債権も確定しておりませんので、たとえ仮執行宣言つき判決に基づいて支払われたものでありましても、上級審での判決が確定しない限り、それは確定した損害ではないため、保険金の支払いはできないということでございます。

第2点目の遅延利息につきましては、損害賠償金に含まれますが、それを含めて1人5,000万円がてん補限度額で、それ以内であれば支払いできると言っておるのでございますが、今回の場合はその上限を超えているので、その分については支払いできないということでございます。

第3点目の争訟費用につきましては、被保険者が保険会社の承認を得て支出した争訟費用、弁護士報酬等に関する費用は、てん補額の5,000万円とは別に支払われるということでございます。

ただし、損害賠償金の額がてん補額の限度を超える場合は、別の規定によって一定額が支払われるということでございます。

なお、この学校賠償責任保険につきましては、本年4月から四日市市も1事故10億円、1人1億円の補償が得られるよう増額加入をいたしておるところでございます。

続きまして、ご質問の第2番目でございますが、現在、四日市市立の小中学校、幼稚園並びに保育園につきましても、すべて日本体育・学校健康センター法に基づいて設立されました特殊法人である日本体育・学校健康センターが行っている災害共済給付制度に加入をしておるところでございます。

学校管理下で発生しましたけが等につきましては、一般的には過失の有無に関係なく、医療費や、場合によりましては障害見舞金等の支給を受けておるのでございます。

この共済によりますと、もし学校管理下で事故が起り、障害が残った場合、平成4年4月1日付で増額をされまして、最高で2,290万円、死亡の場合は最高で1,700万円が給付されることになっているのでございます。

なお、この掛金につきましては、一般の小中学校、児童生徒の場合、1人610円となっております。日本体育・学校健康センター法の規定によって、そのうちの300円を保護者から徴収させていただいて加入をしておるところでございます。

ご質問の無過失責任を取り入れた補償制度を導入してはとのことでございますが、現在、この日本体育学校健康保険センターの災害共済給付制度は、全国の児童生徒を対象にしているということもございまして、これにまさる保険は今のところ見当たらないようでございます。

また、ご質問のように、本市が単独でつくっていったらということでございますが、保険料の問題など、なかなか困難な問題があるかと存じております。したがって、当面は市長会や県を通じまして、日本体育・学校保健センターの災害給付額の一層の充実をお願いしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存ずる次第でございます。

○議長（水野幹郎君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 旧平田紡績の跡地につきましてご答弁をさせていただきます。

四日市地産団地の超高層マンションの建設計画につきましては、32階建てのマンションを3棟建設する計画が進められておりますが、昨年9月25日に、本市の中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例

に基づく地元説明会が開催されましたが、それ以来、建築基準法に基づく一団地認定や建築確認申請の手續がまだされておられません。

地産側の説明によりますと、バブル景気の崩壊に伴う社会経済情勢の変化、特にマンション需要が低迷している現況から、着工時期について見直しを行っておるところでございます。

次に、日照問題につきましては、建築基準法に基づき、用途地域ごとに日照時間の規制が設けられており、これに適合するよう審査してまいります。

また、周辺道路の交通問題につきましても、各交差点における交通量調査をもとに、発生交通を勘案し、地域の皆様方の意向を十分取り入れた道路の整備計画を指導してまいります。

用途地域の見直しにつきましては、周辺の土地利用状況から判断して、住居系の用途地域が望ましいのではないかと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 最後にご質問のございました県立総合塩浜病院の跡地の利用についてお答えを申し上げます。

県立総合塩浜病院の跡地の利用につきましては、これまで再三にわたり市議会において種々ご提言をいただいておりますのでございますし、市といたしましても、地元の自治会の要望等も踏まえて、現在検討をいたしておるところでございます。

その検討内容といたしましては、今後県と協議をしていくために、事務的なコンセンサスを得るために取りまとめた一つの資料というようなものでございまして、内容につきましては、これまでの議会でもご説明申し上げておる内容と余り変わっておりませんけれども、簡単にご説明申し上げますと、跡地に求められる役割といたしましては、医療水準の激変を抑え

る役割と、もう1点としまして、南部地域における福祉、文化、健康面に果たす役割がございまして、この二つの役割を想定をいたしました上で、呼吸器系疾患を中心とした応急診療所のほか、健康増進機能、あるいは福祉機能、文化コミュニティ機能等々の導入が考えられておるところでございますが、今後さらに詳細にわたって検討を加えた上で、県、市の協議によりまして、具体化に向けて取り組んでまいりたい考えでございます。

なお、またご指摘のございました点につきましても、ご趣旨を踏まえまして、十分県と協議をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 小川政人君。

○小川政人君 ご答弁ありがとうございました。

1点目の仮執行判決について、まずお尋ねいたします。

仮執行判決によって保険金を支払うということ、2社に問い合わせ、1社は払ってもいいんやないかという返事でした。というのは、仮執行判決というのは、確定と同じ効力を持っているということですね。供託をすれば確定が中断しますけれども、供託しない限り、上訴しても確定の効力が中断することはないということです。破棄判決が出て、初めて確定の効力がなくなると、そういう考え方からいくと、払ってもいいんやないかと。

もう一つは、既判力という点で、保険会社は多分判決に拘束されるわけですが、仮執行の執行も、保険会社、ひょっとして受ける可能性があるんやないかと思えます。今の段階では市が先に払っておりますから、払わなくても、仮執行の適用を受けないかもしれませんが、もしお金を持ってない人であって、こういう保険に入っているんだということであれば、保険会社はひょっとすると仮執行の、強制執行の範囲内に入る可能性があると思えます。

また、2番目の遅延利息につきましても、一部保険金額以内であると払うということは、ちょっと筋が通らないんやないかと思えます。遅延利息

というのは、民法で言う損害賠償責任額ではないというふうに言っています。ですから、保険会社が全額払わないというのであれば問題はないと思えますけれども、遅延利息について、保険金額以下の場合には責任を持って払うということであると、保険会社は確定したときから支払い責任が生じるんじゃないかと、事故が起きた時点で保険会社の支払い責任も起きるわけですね。そうすると、事故が起きたときの支払い責任額は幾らかという、それはあくまで5,000万円でありまして、ですから、その5,000万円に対して遅延利息が生じてくるんじゃないかと思えます。

保険のシステムとしましては、1年度に皆さんから保険料を集めて、そして将来損害が確定したときに保険金を払うわけですが、ということは、保険会社は、事故が起きたときに5,000万円の支払いをする額は、もう皆さんから集めておるわけですね。そうした中でそれが裁判による5%の利息がついていくとしますと、5年で1,250万円ついていきます。そうすると、5年たった後に5,000万円払うということであれば、本来の金は3,750万円しか払っていないというふうな考え方もできるわけですね。

そういった点で何かちょっと不合理な点があります。保険会社は1,250万円利益を得たときに、市側は1,250万円余分に支払っていくという形になっていきます。

ですから、この点、再度文書による回答を全国市長会の方に求めたいと思えます。細かい中身の話は結構ですので、やっていただけるんか、やっていただけないんか、それだけお答えいただきたいと思えます。

それから、補償制度ですけれども、やはり大変金がかかるというふうには思いますが、どのくらいの財政的なものであれば補償制度を考えたいただけるのか、その辺だけご答弁いただけたらありがたいと思えます。

やはりこうした補償制度等を充実して、四日市の教育はすばらしいんだと、ぜひ四日市で子供を育てたいんだというようなことを政策的にやれば、自然と子供たちや若い世代が増えてくるわけですから、高齢化に

歯どめをかけるためにも、ひとつ教育長頑張してほしいと思います。

あと、地産マンションの件ですが、別に地産マンション建設計画に反対をしているわけではございませんが、やはり地元の意向に沿った、地元で迷惑のかからないような開発計画をぜひご指導いただきたいと思います。

また、塩浜病院の跡地の問題でございますが、ぜひ早急に地元住民の要望するような施設をつくっていただくよう、切にお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいま再質問でご要望ございました、市が支払っておる補償金の早期の支払い等につきまして、ご要望ございましたように、私どもの方としても、再度管理会社の方へ請求をし、文書による回答を求めたいというふうに存じておりますので、ご理解を願いたいと思います。

2番目の市独自における補償につきましては、こういったいわゆる保険の掛金と補償金額とのかかわり合いとか、そういった専門的なこととなりますと、今突然のご質問で、私ども早急にちょっと理解が得られませんので、今後の研究課題として、こういった問題についての研究をいたしたいということでご理解を願いたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 小川政人君。

○小川政人君 どうもありがとうございました。

ぜひその結果も私どもの方にお知らせをいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） 川村幸善君。

○川村幸善君 塩浜病院の跡地問題で、県と市とでこれはやっぱり詰めてやってもらうということで結構ですけれども、一番大事なことは土地問題、やはり土地を、県が買えと言うても四日市市が買わないと、この話を詰めないことには、これはやっぱり私は進まないと思うんです。やはり県会議

員さんに行ってもらったときでも、知事公室が窓口になってこれから話を進めようやないかというような話を聞きましたので、四日市市もやはりあくまでも環境部だけに任してやるんか、やはり四日市市を代表してやってもらうんか、そのところをはっきりしてもらわないことには、なかなか早く進まないんじゃないかなということで、まずその土地問題を解決するのが先と違うかと思っておりますので。やはりこれは行政全体的な立場から、まず土地問題を解決して、その上でやらないことには、自然のうちにその話は四日市市の方で買うようになっておるんじゃないかなというようなことになると困りますので、早急に土地問題だけは解決していただきたい。これを強く要望したいので、できれば、その後の経過を聞かせていただければ結構ですし、そうでなかったら、どういう体制でそういうことに対しては積極的にこれから進めるかということ、一言あったら聞かせていただきたいと思っております。それだけです。

○議長（水野幹郎君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） この問題につきましては、環境部だけじゃなくて、全庁的に取り組んでまいりたいと思っておりますし、私もその中心になってやっていきたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 暫時休憩をいたします。

午後2時42分休憩

午後3時1分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日置記平君。

〔日置記平君登壇〕

○日置記平君 通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、皆さんにお断りをさせていただきますが、今会議でも、さらに過去の一般質問につきましても、私の質問いたします財団法人国際環境技

術移転研究センターにつきましては、それぞれ質問があったところでござ
いまして、重複する点があるかと思いますが、私はこの国際環境技術移
転研究センターの持つ役割が大変重要であると感じておりまして、あえて
再度私自身が質問をさせていただくところでございます。

世界じゅうが環境問題について、政治及び経済レベルにてこれほどまで
も大きくクローズアップされたことは、過去にかつてないほどであります。
酸性雨はブラジルの森林乱開発から、さらには中国・東ヨーロッパに至る
まで、各地域で自然の変化は地球温暖化傾向をもたらしており、今や企業
は環境を語らずして経営は存続できないところに来ております。

このような時期に国際会議・環境サミットがブラジルにて開催され、県
内からも関係者の多くが出席されましたことは、大変意義深いものでござ
います。この成果に期待するものであります。

サミット前にアメリカのブッシュ政権が、混迷を続けるアメリカの経済
について話をしておられまして、アメリカ自身の経済発展を優先する、環
境政策は次という発言もあったところでございます。なおさら発展途上
国におきましては、このアメリカの状況以上であると推察するわけであり
ます。ヨーロッパの集団もまた、経済大国日本に対して、大国として応分
の資金援助を求めているところであります。今後の世界的、地球的環境問
題も、日本のとるべき政策とその責任は、まことに重大であります。

環境保護革命が企業を襲う。効率優先、汚染、資源乱獲を反省する会社
だけが生き残るといふ、こういう用語はまさしくときのものとなってきて
おります。地球環境保護は、これからの産業にとって、18世紀の産業革命
以来の衝撃となるかもしれない。なぜなら、より安く、より大量にを至上
命令としてきた今までの日本の生産システムを、経営を根底から覆す可能
性があるからであります。単に製造プロセスから公害を出さなければよい
とする脱公害では、もう済まされなくなってきております。原料選び、製
品開発、果てはリサイクルまで、一切の責任を負うことのできる全面的な

見直しが地球的規模で要求されるわけであります。

無限のコスト削減、効率第一主義が正義とされる幸福な時代は、今終わ
りを告げております。今や地球的環境問題を解決しなければならないとい
う基本的な認識は世界じゅうの国が抱いており、だれも反対はしていない。
しかし、それぞれの国の事情が異なり、その対応は微妙に違っております。

以前、国連の人口会議が開催されましたときに先進国と途上国が激しく
対立をいたしまして、人口増加を抑制すべきだと主張する先進国に対し、
途上国は、世界の秩序の現状維持をねらうものだと反論し、対立が起きて
おりますが、先進国は、人口増が真っすぐ進めばさらに地球環境は悪化す
ると認識しているわけでございます。地球人口は2000年に63億人、さらに
2050年には100億人になるという見込みを持っており、この勢いでそのま
ま進んでいけば、大変高い生活水準を求めるならば、膨大なエネルギーの
消費となるわけであり、オゾン層の破壊、温暖化、森林破壊等、自然の破
壊は増大する一方でございます。

日本は、こうした国際情勢の中で、何としてでも前向きに対応すること
が必要でございます。それには継続可能な研究開発が必要であり、この分
野で日本が真剣に取り組んでいけば、外的要因のジャパンバッシングもお
さまるものと考えられます。

このような世界的情勢の中にあって、公害で全国区になった四日市から、
過去の貴重な経験と開発された環境対応新技術を国際社会に貢献すべく、
財団法人国際環境技術移転研究センターが開設されましたことは、時を得
たまことにすばらしい事業と歓迎し、将来に大きく期待を寄せるものでご
ざいます。

そこで私は、この通称ICE T Tに対する質問の本論でございまして、
6点ございまして、まず一つは、ICE T Tの経営理念、二つ目に理事構
成、三つ目に経営計画、四つ目に講師及び研究者の構成、五つ目に主な事
業実績、六つ目に資金源についてでございます。以上がICE T Tに対す

る質問でございますが、既にもうきょうご回答のあった部分がございますので、その点は省いていただいて結構でございます。

私の質問の第2点目、工業系の高等技術専門学校教育についてでございます。

この質問につきましては、昨年私がデビューをさせていただきましたときに質問をさせていただいております、継続の質問となるわけでございます。

改めて私は教育が日本の経済界、あるいは世界における日本の役割に極めて重要な役割を持っているものであると確信をいたしまして、質問を継続させていただくものでございます。

経済の経緯をたどってみますに、我が国は、農業から繊維、さらに製鉄、造船、電気、自動車、そして現在、世界に誇るハイテク産業の大国として、現在その力を発揮しております。これからバイオの時代に行くものと思われれますが、日本は今、超大国アメリカを超えて経済大国と成長したわけがありますが、戦後日本は、先進国に追いつき、追い越せと死力を尽くして突っ走ってきた、そのキャッチアップ型資本主義は、今後もこのような姿でよいかどうか、その反省は十分しなければならないと思うわけです。

多くのエコノミストたちは、日本の90年代GDP年成長率を4%と試算しております。この4%の数字につきましては、今年度、皆さんもご存じのとおり、バブルという一つの問題が大きくなりまして、この数字については見直しがされるところではございますけれども、そういった日本の抱える問題をさらに悪化させてはいけないだけに、例えば、労働力にしても、日本の人口は2010年から減少し始め、1990年代半ばに生産年齢人口は減り始め、仮に4%成長が持続されればであります、2000年には400万人から500万人の労働力が不足することになると計算をされておられます。今、国内の労働力はアジアの国々から供給を受け、急場をしのいでいるわけがあります。労働力を確保するためにも、日本に対する国際的批判をなくす

るためにも、日本の産業基盤である製造業を維持するためにも、私の質問するイノベーションは絶対必要であると確信をいたします。

そこで私は、一度アメリカに視点を当ててみまして、アメリカの衰退を生んだ脱工業化、製造業離れの失敗でございますが、脱工業化の時代にはサービス産業の雇用が製造業の雇用を大きく上回り、汚れた重工業のかわりに清潔で行き届いたオフィスが経済の主力を担うとされた、このことが問題であったわけでございます。雇用における脱工業化の時代は終わりを告げ、近代的技術とロボットで装いを凝らした製造業が復活しなければいけない時代で、製造業こそ一国の産業基盤を持った、つまり、四日市にとってなくてはならないものであり、製造業を失うことは高いサービス業の高賃金の雇用すらなくすことになると思われれます。

そこで、見本となるアメリカの現状を分析してみまして、アメリカが世界市場で優位に立つための最重要課題は何かと現状分析をしてみますに、第1に民間技術のおくれ、第2に科学技術の普及、例えば、特に日本の場合もそうですが、アメリカの場合でも中小企業が競争力に対応できる工作機械を購入できる資金援助をすること。第3に教育分野のおくれを取り戻すこと。これら多くの問題を取り上げることにより、皆さんにも十分ご理解をいただけるものと思いますが、日本の将来は、この失敗例を十分反省した上で、さらに大きく世界に貢献するモデルータージャパンになるためにも、たとえ文系の大学を減少させてでも、工業社会に役立つ即戦力になる社会人を送ることのできる工業技術専門教育を必要とするわけでありす。

こうお話しいたしますことによって、四日市には四日市大学がございますけれども、私は決して四日市大学が不必要だと、こう申し上げているわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

私の言う教育観とは、例えば工業技術専門学校か、あるいはまたは工業技術短期大学のいずれかを申しております。専門課程につきましては7つ

ほど私なりに考えてみましたが、四日市は石油化学のまちであり、まず第1に石油化学。それから、これからもさらに伸びるであろうエレクトロニクス分野。そして、将来に大きな市場を目指すことができると思われております医薬分野と、農業の新製品の開発についてのバイオテクノロジー。それから、高度技術を持ちましてさらに進展しなければならないハイテクノロジー。そして、四日市には萬古産業が地場産業として栄えておりますが、この分野から、脱陶磁器からニューセラミックスの分野へ。そして工作機械、産業機械の分野におきますメカトロニクス分野。最後に、I C E T Tにかかわりますが、環境という、この7つの部門を、私は専門の課程として選んでみましたわけでございます。

最後になりますが、この専門機関の設置につきまして、いろんな業界の方々と話をさせていただきましたが、業界の皆様も大変このテーマに対して歓迎をしておられるところでございますので、ぜひ関係部長の皆様方のご答弁をお願い申し上げたいと存じます。

以上をもちまして、私の第1回の質問を終わらせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（馬淵則昭君）登壇〕

○計画推進部長（馬淵則昭君） ただいまの国際環境技術移転研究センターにつきましてお答えさせていただきます。

ご高承のとおりでございますけれども、I C E T Tは、地球環境問題という、緊急かつ重要な課題に対しまして、我が国に蓄積された、すぐれた環境保全技術を発展途上国等に移転する。こういったことを通じまして、諸外国における環境破壊の防止、環境改善を通じて、地球環境の保全と世界経済の発展に寄与することを目的として設立された財団でございます。

I C E T Tの基本財産につきましては、60億円を目標額としております。そのうち30億円につきましては三重県及び四日市市がそれぞれ15億円を出捐し、残り30億円については民間から寄附をいただくこととなっております。

す。三重県及び四日市市の30億円につきましては、平成元年度に5億円、平成2年度に10億円、平成3年度に15億円ということで、既に出捐済みでございます。

民間の30億円につきましても、中部経済連合会を中心とした地元経済界や、経済団体連合会の全国的な組織の強力なバックアップを得まして、約200社の企業から順調にご寄附の申し込みをいただいております。ほぼ目標額は達成できるものと考えております。

I C E T Tは、研修・指導、研究開発、調査・情報提供、交流・普及啓発、この4つの柱を中心として事業を実施展開しているわけでございます。これまで研修・指導事業につきましては、大学、企業、行政機関等から講師を派遣していただきまして、10カ国から64名の研修生に対する国内受け入れ研修、また、参加国に出向きまして、延べ5回、約250名の研修生に対する海外研修などを実施してきております。

また、研究開発事業といたしましては、通産省の補助事業であります。地球環境保全関係産業技術開発促進事業ということで、民間企業と共同で3～5テーマの研究開発を実施してきております。また、このほかには、本市と三重県の共同委託によります地球環境産業技術研究開発事業、こういったものを実施してきております。

次に、調査・情報提供事業でございますけれども、これも数カ国の発展途上国を対象にいたしまして、環境保全総合計画調査、また、環境保全技術動向調査、こういったものを実施してきております。

次に、交流・普及啓発事業でございますけれども、これは国際シンポジウムの開催とか、他団体の会議における講演、外国での国際見本市への参加、こういったものを積極的に活動を展開しておるところでございます。

今後につきましても、本年秋にセンター施設も完成することございまして、この柱とします四つの事業を中心に、環境保全技術移転の国際的な機関として、さらに事業の拡充に努めることといたしておりますが、特に、

研究開発事業につきましては、発展途上国の実情に合った適正な環境保全技術の開発、これを行いまして、技術移転をしていくことが求められているわけでございます。

また、ICE TTの役員及び職員についてでございますけれども、役員として、会長に中部経済連合会の松永亀三郎会長、副会長に経団連の豊田章一郎副会長、東海商工会議所連合会の加藤隆一会長、三重県商工会議所連合会の金丸吉生会長、それと理事長に田川知事、副理事長に加藤市長が就任しておられます。常勤の専務理事、常務理事を含め、33名の理事と2名の幹事から構成されております。職員につきましては、現在のところ三重県から4名、四日市市から兼務職員を含めまして5名、民間企業から4名の出向職員、それと、先ほどの常勤の専務理事、常務理事を含めまして、財団職員7名の計20名の体制ということになっております。

また、民間企業からの出向職員につきましては、現在出向されている方々は、すべて環境対策技術者でございます。研究開発及び調査事業におきますコーディネーター的役割を担当していただいております。出向先の企業につきましては、環境保全対策技術のノウハウを持った企業にお願いをいたしたり、また、それらの企業から積極的に理解をいただいて、派遣を申し出いただいているところもございます。人選につきましては、派遣企業にお任せしておるといような実情でございます。

最後になりますが、研究開発事業における民間企業とのかかわりについてでございますが、現在ICE TTが実施しております研究開発事業は、主としてCO₂の削減を目的とした技術の研究開発でございまして、先ほどもお話ししました通産省からの補助金をいただいて実施しておる事業でございます。この研究開発事業につきましては、事業の性格上、最新の研究設備と多くの研究員等の人材が必要でございます。したがって、共通の研究課題を持った企業の参加を得て実施しているということでございます。

○議長（水野幹郎君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 2点目の工業系技術高等専門学校開設につきましてご答弁を申し上げます。

昨年の6月議会におきましてもご質問をいただいておりますが、これを受けまして、私ども、昨年9月に市内の企業及び三泗地区の高校3年生を対象といたしまして、専門学校に関する意識調査を実施しておりますので、若干ご説明を申し上げたいと思います。

まず、学生側の調査結果についてでございますが、昨年の9月時点で、総数5,181名のうち359名、6.9%の生徒が専門学校への進学希望をいたしております。その進学理由といたしまして、看護婦、自動車整備士等の資格取得を目的とする者が49%を占め、企業ですぐに役立つ技術習得等の就職を前提としたものは24.8%となっております。また、その専攻科目につきましても極めて多岐にわたっております。電気・電子、機械、金属、食品・バイオ分野への希望者は27名となっております。

次に、企業側の調査結果についてでございますが、技術者養成の専門学校の設置につきましては、374社中73社、19.5%の企業が必要であり、不足していると感じており、その教育内容につきましては、生産現場の作業に直結する技術並びに生産工程に関する技術の習得が303社中232社、76.6%、また、教育機関につきましては、317社中176社、55.5%の企業が6カ月程度のもを必要としているという回答をいたしております。

以上がアンケート調査の結果でございますが、ご指摘のありましたメカトロニクス等の人材の養成につきましては、本市の産業政策上重要な課題であると考えており、昨年来、労働省所管の公共職業訓練施設である県立四日市高等技術学校にメカトロニクス等最先端技術分野の科目増設を要望し、調整を図ってまいりました。

現在、メカトロニクス関係につきましては、県立の津高等技術学校にそ

のコースが設けられておりますが、平成3年度の定員20名に対しまして生徒が9名、また平成4年度におきましては生徒が5名という大幅な定員割れとなっているのが実情でございます。

また、本年3月卒業生をピークといたしまして、それ以後生徒数が減少すること、並びに専門学校そのものが過当競争に入っていることなどから、県といたしましては、四日市市内にメカトロニクス分野の科目を増設しても、定員の確保が難しいと、こういうことで、科目増設につきましては、国の指導もございまして、津及び四日市高等技術学校の訓練科目での競合を避け、それぞれの充実を図っていくこととしております。しかしながら、本市といたしましては、今後とも国、県はもとより、民間の専門学校等の動向など、十分情報収集に努めてまいりたいというように考えておるところでございます。

また一方、企業内における人材育成の重要性から、国におきましては、職業能力開発促進法に基づいた認定職業訓練助成制度があるわけございまして、この制度は、中小企業事業主や中小企業団体が県の認定を受け、職業訓練を実施する場合に、運営費や施設設備に対しまして補助を行うもので、現在市内では、四日市建設職業訓練協会などが運営いたします4校の認定職業訓練校がございまして、したがって、今後各業界にこの制度の活用について指導し、その設立を誘導してまいりたいと考えております。

また、西日野町の三重技能開発センターにおきましては、電気・電子制御コースや、機械あるいは機械制御コースなどが設けられておるわけございまして、これらの訓練に社員を派遣する場合は人件費の一部を補助する制度があり、これらの制度の周知に努めることで、当面は技術養成の一助としていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 日置記平君。

○日置記平君 ご答弁どうもありがとうございます。

まず、I C E T Tにかかわる点でございますが、最後に質問させていただきました資金源についての60億円の明細はお聞かせをいただいたわけですが、この問題は、私が一番心配をいたしているところは、とにかくこのI C E T Tが、今後非常に大きな必要性を感じておりますものについては先ほどご説明したとおりでありますけれども、市の財政を既にもう済まされまして、企業の方もほぼ目標に達するというご答弁をいただいたわけでございますが、ほぼということでありまして、何%かはわかりませんが、現在の経済情勢を見まして、大変企業の方々も苦慮されるところではないかと思うわけです。

ところで、この基金なんです、基金はこれ1回で、将来的にはもう必要がないのかあるのか。このところが非常に重要でありまして、特に私は、このI C E T Tにつきましては、各企業の皆さんが、生産における産業廃棄物の対応については大変重要なテーマとっております。各企業を回らしていただきましたところによりますと、それぞれが環境部を設けて対応しておりますし、それぞれの中央研究所で、自社の発生する廃棄物のリサイクルという問題に対して対応しているところでございますけれども、やはり総合的にI C E T Tがそういった問題に、企業といかにドッキングして官民一体となった共同開発ができるんだという、企業に対して説明がつかますと、企業は今後ともそういった施設に対する財源の協力に前向きになってくれるのではないかと。ただI C E T Tを設立して、一応の基盤の財源はめどがついたから、それで終わってしまうということになれば、今後の開発によっては、企業がこのI C E T Tを必要とするかしないかによって、今後の財源の協力度が変わると思うんですが、その辺のところについて、将来的に資金、財源はこれでいいのか、あるいは将来も必要とするのか。私は、この世界、特に発展途上国についての教育機関であるI C E T Tがさらに拡大していくためには、この基金だけでは済まされないというふうに感ずるわけですが、その辺のところをもう一度、お考えがあれ

ばお聞かせていただきたいと思います。

それから、専門学校につきましては、昨年の私の質問の後、いろいろと商工部の方で自己調査をいただいておりますようでありまして、大変ありがたく思います。

ただ、今のお話、ご報告をもとにお聞きしておりますと、特に調査をしていただいた県内の県立の職業訓練校の、私の申し上げるプロセスにつきましては、入学希望者数が減少していると、大変その数字が少ないように思いますし、現実に私も調査の段階で、そのように思います。

ただ、私が申し上げているのは、職業訓練校ではなくて、専門学校、いわゆる短期大学というか、そういった部類でありますので、中部の、特に愛知県の専門学校の中で、文系、工業系、すべて入れましてたくさんあるんですが、その中で、特に工業系の10校ほどを調査いたしたところによりますと、三重県から、その調査した10数校に対して、入学者数は確実に増えております。そして、その愛知県内、特に名古屋市内にある専門学校に入学した子供たち、2年間の教育を受けて卒業します。三重県にUターンと申しましょうか、戻ってきてくれる子供たち、それから愛知県で、あるいは三重県以外の、愛知県その他の地区に就職する子供たちの比率は、Uターンをしてくれる子供たちが、今のところ10数%台である。大体四、五千人の人たちが愛知県の専門学校に行ってくれているわけですが、そのうちの10数%しか三重県に戻っていない。この辺のところに産業基盤の弱さがあるのかなというふうな気持ちがするわけでございます。だからこそ、仮に4,000人といたしましても、10年たちますと4万人という労働人口が、木曾川を越えなくて三重県内に就職できれば、産業基盤に対する大きな貢献ができるということでもあります。

ですから、簡単に思いますのに、今の子供たちは、大学ということよりも、短大の方を目指す、あるいは専門学校を目指す子供たちの意識の中に、県の訓練校という一つの名前にとられることが大きくあるのではないの

かなど。格好よさを求めるのかもしれませんが。この名前をもう少しセンスのある近代的な名前にして、短期大学の資格のとれる学校を目指していけば、もっと違うんじゃないかなど。調査中にも、ある企業の就職担当の部長が言っていました。「実は、私たち、今大変苦慮しています。県の訓練校を卒業した子供たちの対応を、中卒ではないし、高卒ではないし、大卒でもない。この辺のところをどう扱うかというところに、実は苦慮しているところがございます」というふうな回答も出ているわけでございますけれども、そういった点を踏まえて、私は今後十二分に検討していただく余地がまだ随分あるというふうに思うわけです。単にご報告によります訓練校だけですと、確かにそういった実態は否めないというふうに思いますので、特に私は、第1回の質問でも申し上げましたように、この工業生産という一つの問題が、日本にとって、日本の将来にとって大変重要であると私は考えております。特に、この問題につきましては、関係者の皆さんに、三菱総研の相談役でもあります牧野昇さんが「製造業は永遠です」という本を書いておられますが、この本を読んでいただきますと、私の目的が十分ご理解をいただけるんじゃないかと思います。私も牧野さんに頼んで、ぜひ1冊市長に差し上げたいと思いますので、市長みずからひとつこの本を読んでいただきまして、ぜひこのテーマについてご検討をいただきたいと思います。

今後ともこの学校設立につきましては、確かに意識調査の結果は、そういう20%そこそこの必要性のものであったかもしれませんが、現実にはこういうバブル経済後の不況の中にあって、大手は確かにことし初年度の求人大幅にこのところに来て抑えておりますが、中小企業にとってはまだまだ不足しているというのが現状であります。そういったところをさらに突き進めていただきまして、このテーマについてご検討を賜りたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） ICETTの運用に関しまして、資金的な問題について、若干お答えを申し上げたいと思います。

まず、ICETTの基金でございますが、先ほど部長からご答弁申し上げましたように、民間企業の出資はほぼ全額達成できるという見通しがついております。見通しがということは、実は年賦で納めるという企業もございますので、まだその全部が入ったというわけではないということでございます。大体3年間ぐらいの間で全部満額ということになるというふうに思っております。

この基金の、実は、基金は基金として積み立てておきまして、その運用益によって経常経費を賄っていくという方針でございます。海外からの研修生の受け入れは、ほとんどがODAの資金ないしは、ODAばかりでなくて、例えばインドネシアあたりからは随分研修生が来ておりますが、これらは日本にございますインドネシアフォーラムの方でその資金を持っておるということでございます。ICETTの方としては、運営の件費でありますとか、経常経費を負担しておる。海外研修についても、そういった資金をODA、あるいはその他の政府の関係の資金を使ってやっておるといふふうにご承知おきをいただきたい。

なお、研究事業であります。これは通産省からの委託研究ということになるわけでありまして、ICETTを通じまして、これは今度企業の方に委託研究をお願いをいたしておるといふことでございます。それは通産省の補助金がございますし、同時に、企業自身の資金を投じて研究をされる。問題は、そこで研究成果の所属ということになります。これはICETTに一応登録されて、ICETTの所属ということになりました。それがどこかで活用される場合には、もし活用益が出てくるということになりますと、それをどういふふうに企業との間で負担をするかということについては、個々の研究課題によってそれぞれ決められていくと、こういう

形になるということでございます。

したがって、現状の段階は、運用益が経常経費に投ぜられるわけでございますが、金利が下がってきておりますので、大変厳しい環境にある。国際環境シンポジウムでありますとか、いろいろなシンポジウムを開催をする場合に、そういった運用益を自主事業で使っておるといふことでございますので、さようご承知おきを賜っておきたいというふうに思っております。

現在の段階では、大変厳しい環境であります。財政的にはそれなりにうまく運用をしておりますので、今この基金を増やすという計画はございませんし、今そういうことをやるとは、かえって問題が解決しない方向に向かってしまうというふうに思っておりますので、運用については十分精査をしながら、間違いのないように扱ってまいりたいというふうに思っております。ご承知おきを賜っておりますので、ご了解をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時43分散会

会 議 録

第 3 日

(平成4年6月16日)

○議事日程第3号

平成4年6月16日(火) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(40名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 島 武 雄
小 川 政 人
川 村 幸 善
喜多野 等
久 保 博 正
桑 原 勇
小 林 博 次
坂 口 正 次
佐 藤 晃 久
佐 野 光 信

瀬川憲生
 田中武
 田中俊行
 谷口廣睦
 土井数馬
 豊田忠正
 中森慎二
 野崎洋
 野呂平和
 橋本茂蔵
 橋本増蔵
 長谷川昭雄
 日置記平
 藤井浩治
 古市元一
 堀内弘士
 益田力子
 水野和郎
 水野幹郎
 毛利道哉
 森真寿朗

○欠席議員（1名）

大谷茂生

○出席議事説明者

市 長 加藤寛嗣
 助 役 加藤宣雄

助 役 奥山武助
 収 入 役 毛利道男
 調 整 監 石川徹夫
 市長公室長 鈴木一美
 計画推進部長 馬淵則昭
 総務部長 鶴飼滋
 財政部長 佐々木龍夫
 市民部長 小畑廣次
 福祉部長 大井一美
 商工部長 米津正夫
 農林水産部長 鎌田悟
 環境部長 須原賢治
 都市計画部長 山田稔
 建設部長 西田喜大
 下水道部長 岡田幹夫
 消 防 長 島村隆
 消 防 次 長 谷口淳一
 病院事務長 光本博之
 水道事業管理者 栗本春樹
 水道局次長 別所弘和

教 育 長 丹羽武
 教 育 次 長 服部美次

代表監査委員 樋尾裕

○出席事務局職員

事務局長	長谷川 昭彦
参事兼議事課長	伊藤 千秋
議事課長補佐	福島 和幸
主幹兼議事係長	玉田 耕士
主 幹	井上 紀久夫
主 幹	水谷 正昭

午前10時1分開議

○議長（水野幹郎君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、39名であります。

本日の議事は一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（水野幹郎君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

田中俊行君。

〔田中俊行君登壇〕

○田中俊行君 おはようございます。

早速ですが、通告いたしました地元建設業にかかわる諸問題についてというテーマで質問をいたします。ご存じのとおり、全国の建設業者の数は、許可を得ているところだけでも約52万、従事者は約580万人、労働人口の約9.4%、GNPに占める建設業の割合は約18.2%と、これだけのデータを見ても、全産業に占める建設業の比重は極めて大きいわけでありまして、地元建設業、換言すれば市内業者ということになります。この地元建設業にかかわる諸問題の動向は、当市の全産業に対してこれまた大きな影響を及ぼすと考えられます。そういう意味でも地元建設業

者の健全な育成はぜひとも必要である、こういう観点から、市の公共工事の発注について、市当局の基本的な考え方をお尋ねするものであります。

実は、先日、会派の勉強会の一環として、四日市建設業協会の役員10名ほどと市役所の中で懇談会を持ちました。その中で地元建設業の抱える幾つかの問題点が浮彫りになったわけですが、もちろん業界の内部努力によって解決しなければならない課題もあります。しかしながら、一方で、発注者である市当局の対応次第で改善される問題も少なからず存在するわけでありまして、例えば、市発注の公共工事における地元建設業者、すなわち市内業者が受注した割合は、10年前と最近を比較いたしますと、大ざっぱな趨勢として、70%台から60%台へと10%前後低下しております。理由といたしまして、大手の市外業者でないと施工できないような大規模工事、あるいは最新の工法を必要とするような工事が増えてきたことも考えられるわけですが、地元業者でも十分施工可能な工事であっても、大手業者、または大手と地元のJVという発注形態になっていることもあると思われまして、最近の事例を挙げますと、東新町の公営住宅建設工事、霞ヶ浦競輪場第一投票所改築工事、また今議会に上程をされております西伊倉町市営住宅建替工事、霞ヶ浦競輪場中央広場改築工事等がそれに当たるのではないのでしょうか。市当局としては、大手業者とのJVによってその技術、ノウハウを地元業者に勉強させるという配慮もあるのでしょうか、どうも地元業者の技術力、施工能力について、市当局と業者のみずからの評価の間にはかなりのギャップがあるように感じられます。

そこで、まずお尋ねしたいのは、当該工事が地元業者で施工可能かどうかを判断する際に、地元業者の技術力、施工能力をどのような方法で評価され、またその経年的な能力のアップをどのように把握しておられるかということでありまして、もちろん、県の経営事項審査結果に基づくランクづけも参考にされるわけでありまして、それだけではとらえ切れない面をどのようにカバーしながら評価されるのか、できる限り具体的にお答え

をいただきたいと思います。

また、一方で、大手市外業者とのJVという形で指名競争入札を行う場合の目安となっております予定価格は、建築、土木工事、それぞれいかにどの額か、この点についても教えていただきたいと思います。

そもそも公共工事の発注は、ご承知のとおり、公共施設を建設し、また社会資本を整備することによって、市民の生活、福祉、便益の向上という直接的な効果のほかに、地元建設産業の活性化、地元の雇用拡大、ひいては地元の経済全体への波及効果という二次的な効果も持っているわけであり、そういう意味からも地元業者が受注する機会をできるだけ拡大することが、それらの効果を一層大きくし、市全体の活性化にもつながると考えるわけですが、地元業者の育成という観点から、発注あるいは指名に関してどのような配慮をされているのか。また、今後はどのような方針で臨まれるのか、当局のお考えをお尋ねいたします。

次に、発注業務を行う市側の問題について触れたいと思います。

工事発注にかかわる部門においては、設計、積算等の業務に相当の時間を要し、近年、コンピューターの導入、あるいは設計委託などによって改善はされているものの、まだまだ残業も多く、一定の能力を有する技術職員が不足しているのではないかと。そのことによって正確な設計、図面のチェック、正確かつ迅速な積算等に支障を来していることがあるのではないかと。こう感じるのは私一人ではないと思います。こうした現状であるために、建設業者への指導に問題が生じたり、発注の遅延によって年間を通じての公共工事発注の平準化ができにくくなったりして、そのしわ寄せが業者の方に来てしまうというようなことがあってはならないと思いますが、工事発注にかかわる部門の技術職員の数は現在何人で、ここ数年ではどの程度増えているのか、まずお伺いしたいと思います。

確かに行政改革は時代の要請でもあり、着実に実行していく必要がありますが、だからといって必要な部門に職員を適正に配置することは、決し

てそれとは矛盾しない大変重要なことだと考えます。営繕課におきましては、新規採用職員を受け入れて研修指導するという業務もあり、必然的に所定の仕事を処理する時間も不足しがちであるやに聞いておりますが、この辺の事情も踏まえた上で、公共工事発注にかかわる技術職員の配置について、もう一度見直し、検討する必要があると考えますが、いかがお考えか、伺いたいと思います。

また、職員数の確保だけではなく、最近の施工技術、工法の進歩が格別目覚ましい現状にかんがみまして、それらに対応する技術職員の資質の向上も急務になっておりますが、どのような対策をとっておられるのか、お尋ねしたいと思います。

と同時に、最近の特殊な技術、工法に対処していくため、いわゆるトータルアドバイザー的な専門家を外部から受け入れるお考えはないか、この点についても見解を伺っておきたいと思っております。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 地元建設業にかかわります諸問題についてのご質問にお答え申し上げます。

発注工事ごとに結成されます共同企業体、すなわち特別共同企業体の結成につきましては、地元建設業者の健全な育成に資するということから、共同請負制度を確立し、大規模工事、特殊工事についても受注の機会を与えたとともに、経営の合理化、技術水準の向上を図ることを目的として結成いたしておるわけでございますが、現在、市におきましては土木工事で2億円、それから営繕工事で3億円以上の大規模工事を、一応の目安として共同企業体を結成させておりますが、共同企業体構成員の選定に当たりましては、その工事の規模、技術の難易度等十分に考慮して慎重に行っており、地元建設業者で可能な工事につきましては、地元だけの共同企業体

を編成しておるわけでございます。過去におきましては、小・中学校の増改築等においてはこの方式をとっておるわけでございます。しかしながら、地元建設業者の中には、従来共同企業体で行っていた規模の工事についても単独で施工できる能力を持った建設業者が育っており、その技術力、施工能力を見きわめながら、できる限り地元建設業者への単独発注ができるように検討していきたいというふうに考えておるわけでございます。

ご指摘の市発注工事におきます地元建設業者の請負比率が数年前に比べて低下しているということでございますが、確かに、平成元年度におきまして、地元請負比率は64.3%というふうになっております。平成2年度におきましては、地元請負比率が54.0%となっておりますが、これは北大谷斎場改築、博物館・プラネタリウム館建設等、大規模な工事があったため、結果として地元建設業者の請負比率が下がったものでございまして、平成3年度では64%というふうになっておるわけでございます。今後におきましては、ご指摘ございましたように、できる限り施工可能な工事につきましては、地元建設業者だけの選定を配慮していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。なお、地元建設業者におかれましても、経営の合理化、あるいは施工管理等につきまして、一層の努力をお願いしたいというふうに考えております。

それから、技術職員についてでございますが、この数値を申し上げますと、土木技術職員につきましては、昭和62年度 144名でございますが、現在、平成4年度でございますが、158名と14名増加いたしております。

また、建築技師につきましては、昭和62年度で50名でございますが、現在は55名というふうに増員をいたしております。特に職員の配置、あるいは職員数の適正化ということにつきましては、職員の健康管理、あるいは安全、衛生等十分配慮し、ご指摘の点も踏まえ、今後優秀な職員の確保に努力いたしたいというふうに考えております。

また、技術職員の研修体制についてでございますが、ご指摘ございまし

たように技術の進歩、あるいは高度化に対応するため、毎年、全国建設研修センターあるいは日本下水道事業団などへ職員を派遣して、資質の向上に努めておるところでございますが、ただいま申し上げましたようにご指摘の点も踏まえまして、今後優秀な技術職員の確保についてできる限り努力いたしたいというふうに考えております。

○議長（水野幹郎君） 田中俊行君。

○田中俊行君 ありがとうございます。

それぞれの質問に対しまして、かなり前向きな答弁をいただいたとは思いますが、ただ、お答えいただいた中で、地元で施工可能かどうかという判断をする際の判断基準についてお答えがなかったように思いますので、その点を再度お尋ねしたいということと、単年度につきましては、特殊な事情で地元の業者の請負比率が下がるというようなことは考えられるわけではありますが、昭和56年、57年、このあたり10年ほど前と比べますと、趨勢として、トレンドとして70%台から60%台へとダウンしているというようなデータも出ておりますので、今後できる限り地元の受注機会の拡大に向けてご配慮をいただければと思います。

それから、共同企業体を結成する目安となる金額につきまして、土木工事が2億円、営繕工事が3億円というお答えでありましたが、この金額については常識的に考えても多少低すぎるような感がいたしますので、これも見直していただく必要があると私は考えますが、その辺いかがでございましょうか。

それから、市の技術系職員の数と資質の向上の対策については、ご答弁のとおり、今後もお努力をお願いしたいと思います。

それから、1回目の質問の最後に申し上げた、トータルアドバイザー的な、専門家の外部からの受け入れ、これは企業で言いますと、技術顧問というような立場になると思いますが、こうした専門家の受け入れについて、これもお答えがなかったように思いますので、もう一度お考えをお聞きし

たいと思います。

○議長（水野幹郎君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） 答弁漏れもございまして、大変失礼いたしました。

1番目の住宅建設あるいはそれに類するような建築につきまして、今後地元業者に発注すべきじゃないかというご指摘でございますが、私ども、今後の市営住宅あるいは学校、そしてまた高度な技術を要しないものにつきましては、かなり大幅に、地元の業者に能力があれば、それに移管していきたい。地元業者をできるだけ構成メンバーとしてやっていきたいというふうに考えております。

それから、共同企業体への発注の金額の見直しでございますが、これは過去の経過として2億円、3億円という基準でございますが、これについてもご指摘のように見直しをしていきたいというふうに考えております。

それから、最後のトータルアドバイザーの外部からの受け入れいかにについてということでございます。これにつきましては、私ども、それにふさわしい資質のある人間があれば、そのように採用するかどうか検討いたしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（水野幹郎君） 田中俊行君。

○田中俊行君 地元業者の育成ということは、建設業だけにとどまらずに、すべての地元産業について言えることでもあります。大事なことであろうかと思いますが、今回は特にその中でも建設業を取り上げたわけですが、地元業者のメリットは、1回目の質問で申し上げたことのほかにいろいろあるかと思えます。例えば、これからの時代とくに要求されてくる、地域に合った、地域性を有した個性と魅力にあふれた建造物、こういうものをつくっていく場合でも、地域の実情に精通した地元業者の方が向いているようなこともありますし、もちろん助役からもご指摘のあったように、地元業者はみずからの技術力のアップ、あるいは施工管理能力のアップ、経営合理化、こういったことにこれまで以上に一層の努力をしなければ

ばならないと思えますけれども、要は、結局市民のためにそのニーズに合った、また市全体への経済効果も含めた、さまざまな波及効果がより大きい、安くて質のいい仕事をしてもらうことが一番重要であると考えられるわけございまして、公正、公平という基本的な原則を踏まえながら、病院とか文化会館あるいは博物館、こういう特殊な建造物は除きますけれども地元業者で十分施工可能な工事については、できる限り指名の中で、地元業者の受注機会を拡大するような、そういう方策、配慮をしていただきますように、ちょっとしつこいようですけれども、重ねて要望いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（水野幹郎君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） ただいまご指摘の点を踏まえまして、地元業者育成のために尽力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（水野幹郎君） 暫時、休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時35分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤正数君。

〔伊藤正数君登壇〕

○伊藤正数君 政友クラブ最後の質問者になりました。よろしく申し上げます。

通告した4点について質問いたします。

まず初めに、業務の民間委託について、特に行政経費の低減と業務の効率化、市民サービスの向上を目標とする私の理念を基礎にお尋ねいたしたいと思えます。

質問の要点を一口で申し上げますと、第三次までの行財政改善整備計画の中では、比較的影が薄いように感じられる業務の委託については、どの

ように進めていかれるご計画なのか、承りたいのでございます。第二次までのご計画と実績は精力的に推進いただき、十分に評価できる結果を挙げておられますので、心から敬意を表しております。

まず最初に、この民間委託に対する私の意見から申し上げますと、私たち市民はだれ言うことなく、地方の時代というかけ声を聞いてまいりましたが、自治体は依然として3割自治、国の税制の抜本的な改革と自治体の固有財源の引き上げがない限り、永久に3割自治が存続し、苦しい台所に放置されたまま、個性の乏しい自治体へ転落していくのではないかと憂える一人でございます。国の行革のこの税制改革は、ただかけ声だけで実績らしいものはなく、ただわずかに、豊かな暮らし部会が補助金の一般財源化の方針を打ち出し、昨年12月、第二次答申に盛り込みました。すなわち補助金13兆円のうち、振り当てられた3兆円だけがひもつきでなくなるわけで、金額の多寡よりここまで政府に踏み切らせた部会の力を評価するべきであると思います。この部会長は、だれであろう、今日、政界のニューフェイスとして注目を浴びている日本新党、元熊本県知事の細川護熙行革委員でございます。かような発想を貫く国会議員が多数いるならばともかく、現段階ではこの3兆円は、我が国開闢以来のこと、やはり我が国の自治体は3割自治の宿命を背負って今後とも歩み続けなければならないと思います。自治体のこのような財源の中で、住民要望は年々増加し多様化しておりますが、事業費は人件費に圧迫されがちで、地方行革マニュアルによりますと、現在の財政システムを前提にして、人件費は20%未満、でき得れば17.8%が望ましく、福岡県の太宰府市の10.9%が全国で最低、東京都の小金井市が41.2%で全国最高と報道されております。このような財政事情下、自治体業務委託の動向は、民間委託してよいものは、ごみ収集に代表される現業部門、学校給食のような継続して仕事のない業務、施設管理部門、公務員が行う必要のない単純業務、及び企業に見習う業務委託の5本が挙げられております。全国的には、既に望ましい結果を得ている自治体と手

がけている自治体とで半数以上あり、これら大規模業務を含む委託が促進されている状況だそうでございます。近くは大津市、山田豊三郎市長は次のように話しておられます。「税金を有効に利用し、最小の経費で最大の効果を上げるには、民間委託、やれるものはどしどしやるべきだ。かといって、市の職員をいきなり首にすることはできません。この10年間で徐々にやってきました。ごみ収集で言えば、新しくできた団地について民間委託していき、直営の部分は職員をそのまま残して、少しずつ民間委託の割合を増やしていきました。一方、下水道の普及に伴い、し尿くみ取り員をごみ収集や焼却にかわってもらいました。現在ではごみ収集の7割が民間委託、直営は3割、し尿処理やごみ焼却は100%民間委託です。最近の清掃工場は高度な機械設備なので、知識の薄い市職員がやるよりも、専門の民間の方がよいのです。民間委託には業者の信用、従業員の態度などで会社を選び、サービス面でも民間の方が創意、工夫があって市民には喜ばれています。昼間交通量の多い地区では、夜7時から10時ごろをめぐりに収集しております」、以上が大津市の事例でございます。

一方、経費の節減では、地方自治経営学会の坂田期雄教授が、「ごみの収集コストは、直営でやる場合の半分ですので、同じ税金を2～3倍に生かして使うことができるわけです。それなのに、いまだにごみ収集を民間委託できない自治体が存在するのは、反対があるからです。これまでに民間委託してきた中でも、話し合いで決着がついたケースはほとんどありません。首長は、常に見切り発車でやってきています。直営と民間とでは労働時間に大きな開きがあり、労働に対する姿勢や質が違います。一人当たりの収集量が倍以上も違うのです」と話しております。当四日市市も、ごみ収集という大規模業務をはじめ、全部または一部を民間委託しても、法律上支障のない公営企業もございますので、ご答弁にはこれらを含めたものを承りたいと思います。

さらに、学校給食ですが、いま直ちに民間委託への土壌はできておりま

せんが、現在の自校調理方式から若干の共同調理場方式に改め、直営を経て段階的に民間委託を施行し、父母負担と市補助金等の調整が完結した時点で委託する長期計画について研究していただくよう要望申し上げますとともに、私の意見の上立って行政のお考えを承りたいと思います。

さらに、市民の施設利用で、経費の上積みを伴いますが、図書館利用時間を改善されたいという市民要望がございます。図書館は現在、日勤する市民が最も利用したい夜間、祝日は閉館ですから、この部分のみ民間に委託できないものか。またニーズに対処できないか、承りたいと思います。ちなみに、先ほどの大津市、人口21万5,000人が、給食の民間委託で市財政に貢献した額は、5億3,000万円から2億3,500万円と2億9,500万円の節減、また川口市、人口37万9,000人では、3億6,900万円から1億8,200万円と1億8,700万円の節減が報告されております。現業職員の調整が難しい点もありますので、全国的には5.2%が民間委託達成と報告されております。民間委託が現業部門に偏りましたが、この部門では職員の採用にご努力願わなければなりません。特に建設部の各課、農水水産部の耕地課、下水道部、都市計画部等の技術系職員、また消防署など、私も零細ミニ企業の経営者でございますので、同じ苦杯をなめている一人として、担当部課のご心配がわかります。市民生活と深いかわりある現業部門につき、一段の自助努力をお願いするわけですが、該当部門の職員の現状と今後の対策についてお伺いしたいと思っております。

次は、産業廃棄物に関する事項についてお尋ねいたします。

産業廃棄物と申しますと、反射的にまた桜地区の問題を持ち出してきたんでないかということになりそうでございますが、今回は全市的な立場から質問いたします。

お尋ねしたい要点は、名古屋市中心の中部工業圏にある四日市市は、時間、距離的に、また地勢的に、産廃物投棄に格好の田園丘陵都市のようで、県外からの投棄埋め立てボリュームは大量で、やがては公害発生のおそれ

なしとしない危惧があり、今、打つべき手を打たないと後世に問題を残す心配がございますので、県外産業廃棄物持ち込み防止を含む産業廃棄物処理条例を定めるようお願いしたいと思います。私が承知している範囲では、たしか一昨年、中野町の樋口溜の産廃物埋め立て跡から白濁の汚水が漏れて、古城川を汚染したそうで、廃棄物業者が10年以上経た埋立地の防水工事をしたように聞いております。桜地区への投棄状況は十分ご承知のところ、その面積はさらに増加いたしております。

また、未確認情報ですが、西部のある地区にも新規の処分場が確保される過程にあるやに聞いております。これら産廃物の流れに対してはいろいろな意見があり、本県も他県へ持ち出しているから相身互いという中で、愛媛県では、「産業廃棄物適正処理指導要綱集」をつくりました。今、手元でございますが、これによりますと、県外産業廃棄物の処理の原則禁止、同じく処理の事前協議、同じく実績の報告をうたっております。私はこれらの条項も参考に、四日市市産業廃棄物処理条例を定め、県外の産廃物埋め立てに歯どめをかけるべき時期と判断し、この意見を堅持するものでございます。

申すまでもなく、産廃物埋め立て処分の確保は、知事の許認可事項で、地元である市は、県の要請によって地元意見を回答するにすぎません。この辺に条例の効力の問題があるのではないかとも思うのですが、この点も含め、条例制定についてのご見解を承りたいと思っております。

次に、以前、豊田議員がご提唱、長谷川議員がご質問の産業展示館について、ご答弁後の推進状況を承りたいと思っております。富山県はこの種施設の先進県のように、富山市では昭和58年、高岡市では平成3年2月にオープン、両施設とも視察、見学させていただきました。後者は、財団法人富山県産業創造センター、通称高岡テクノドームと呼び、県内産業の研究開発、情報交流の拠点として、さまざまな企画に柔軟に対応できる創造の空間、交流の広場として建設されております。建設に至る経緯は、昭和61年に富

山県が通産省のリサーチコア整備基本調査の対象地域に選定されたのが始まりで、12月に整備構想委員会を設置、63年9月に通産省から認定、平成元年7月工事着手、3年2月完工いたしております。敷地は3万8,400㎡、建物は7,080㎡、一部2階建て、大展示場、主催者室、会議室、屋外展示物、850台駐車場等の施設で、JR高岡駅から5分、北陸自動車道小杉インターから15分、富山空港から30分の地点にございます。両館見学のまとめで痛切に感じましたのは、この種の誘致について最も肝要だと思いましたが、自然が共存する十分なスペース、大イベントでは1,500台以上の駐車敷地を必要とするようであります。さらに交通利便は絶対でございます。産業館という箱づくりは、今日では自治体は名人芸の域に達しておりますが、広場に対する感覚が劣るようで、アメニティガーデンとしての広さや施設には問題が多いように見受けました。多目的利用価値の高い広場を構想し、市民が常設、随時の展示、各種の大小展示館、各種イベントに触れ、半月は広場で家族そろって弁当が楽しめる、名実そろった交流広場でありたいと感じたようなわけでございます。誘致は犬の遠ぼえでなく、具体的に候補地を上げ、この事業を先導するぐらいの青写真を、東京製ではなしに、市行政中心の頭脳集団版を試作する積極性と情熱を期待しますが、冒頭で質問点は申し上げましたので、これに含めてご見解を承りたいと思います。

次に、最後の質問になりますが、都市景観条例の制定についてお尋ねいたします。

本市は、昭和63年5月に、都市景観形成モデル都市制度の第1回モデル都市として建設省の指定を受け、同年10月には、推進協議会を設置して、その推進を図ってまいられたと思います。それから既に4年間、いろいろご苦労のあったことと思いますが、もう徐々に条例の制定に向けて踏み切っていただいているかどうか。ただいまどの程度まで進めていただいているのか、また、いつごろが条例制定のめどか、まずお尋ねいたしたいと思

ます。

形成推進協議会のご提言を拝見しますと、都市景観条例の必要性の中で、都市景観形成のためには単なる建築物等への景観誘導面だけでなく、公共事業のあり方、歴史的、文化的景観資源、都市の中の緑や水の保全、育成なども考慮した総合的な行政が求められるべきで、これらを条例として総合化、体系化して積極的に進める必要があると提言されており、さらに都市景観基本計画を定め、その内容を市民に公表するべきであるとも提言するとともに、この計画は条例によって設置される都市景観審議会の審議を経た後、市民に公示されるべきであると提言しております。全国的には既に37市町村が都市景観条例等を制定しており、近くでは名古屋、浜松、富山、奈良などの各市が制定して、行政、市民一体の景観形成活動を本格的に推進いたしております。準備不十分で見切り発車する性格の案件ではございませんので、十分ご協議いただきたいと思いますが、先に申し上げたとおり、丸4年を経過していることでもございますので、条例の制定に向けて促進へのご努力をお願いいたしたいと思

なお、これを機会に広報紙について一言。実は、モデル指定当時、これはめずらしい行政事項なので、市民の興味、関心から協力へ誘導する社会心理を大切に掲載されるものと待ちましたが、今日まで一向影が薄い。広報紙は、編集年度計画により、部局等へ紙面の割り振り、公平な紙面立てを願っていると思いますが、この行政事項のような場合の取り扱いはどうのようになさっているのか。都市景観形成モデル指定という市民になじみのない文言ですから、PRに一工夫いただき、活字で読むより眺める紙面、くどい説明より漫画解説のジャーナリズム思考も活用され、柔軟なレイアウトを期待いたしたいのでございます。大切な記事が多い場合は、1ページ丸々写真という紙面の硬直化から、記事に充当する柔軟性を、広報紙に対するお考えを、私の素人意見の誤りを指摘されながら承りたいと思

以上で第1回の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 総務部長。

〔総務部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鶴飼 滋君） 第1点の業務の委託についてお答えを申し上げます。

ただ、先ほどのご質問の中で、特に、学校給食、あるいはまた図書館についてのご質問もございましたので、その部分につきましては、教育委員会の方から答弁がございますので、それ以外の部分についてお答えを申し上げたいと思います。

そこでまず、第三次の行財政改善整備計画についてお尋ねがあったわけでございますが、ご承知のとおり、市におきましては、第三次の行財政改善整備計画につきましては、平成3年度を初年度といたしまして、平成5年度までの3年間といたしているわけでございまして、これに基づきまして、現在、積極的に推進をいたしているわけでございます。そこで、私もこの第三次の行財政改善整備計画の樹立に当たりまして、先ほど来お話がございましたように、まず一つは、事務事業の外部委託、そういった問題をはじめといたしまして、事務事業の見直しでございますとか、あるいはまた事務処理のOA化、さらにまた組織、機構の簡素、合理化、そういった問題について、実は7項目にわたりまして柱を立てているわけでございます。さらにそれぞれの項目について検討すべき課題を設定をいたしておるわけでございまして、この設定をしております課題といたしまして、116項目にわたって課題の設定をいたしまして、今、申し上げた平成3年度を初年度として、5年度までの3年間でそれをやろうと、こういうことが市としての基本的な方針でございます。

特に、この事務事業の外部委託についてでございますけれども、この中でさらに事務事業の外部委託につきましては、12の業務について検討の対象といたしましてこれを取り上げているわけでございます。この外部委託

に対する市の基本的な考え方でございますけれども、先ほど来お話がございましたけれども、一つはこの施策、サービスの水準を保持をしなければならぬということが、外部委託をするに当たっての基本的な方針であるわけでございますし、今日、複雑多様化する住民の需要に対処していくために、公共性、あるいはまた広域性に留意をしていかなきゃならぬということが二つ目の基本的な考え方でございます。そうした中で民間や地域の活力を行政に積極的に取り入れることによって、行政体制の減量化を図っていくということが、外部委託に対する市の基本的な考え方でございます。

そこで、先ほど来お話がございましたけれども、本市におきましては、既に清掃でございますとか、あるいはまた下水関係の業務をはじめといたしまして、各種の業務の委託、あるいはまた各種施設の管理委託化を図っておるわけでございます。今後におきましても、今申し上げました各項目ごとに問題点についての検討を加えまして、委託化の推進を図っていくというふうに考えておるところでございますので、その点についてのご理解をちょうだいいたしたいと思うわけでございます。

その中で特に清掃関係についてのお話がございました。私も、ご承知のとおり、昭和61年度に公衆便所の清掃事業、さらに62年度から市の関係施設の管理業務、さらに63年度からはし尿収集業務について、株式会社生活環境公社に委託を開始をいたしました。その後におきまして、順次欠員不補充を基本にいたしながら、公社側に委託をしております。平成3年の4月には、当初計画をいたしましたとおり、委託率が80%に達しているわけでございます。なお、今後におきましても、第三次の行財政改善整備計画の中で、先ほど来ご指摘ございましたごみ収集、あるいはまたこの処理体制、そういったものについても検討を重ねていく予定をいたしております。同時にまた、資源リサイクルのあり方についても積極的に検討を進めたい、このように思っておるわけでございますので、その点についてのご理解をちょうだいいたしたいと思うわけでございます。

さらに、次に、技術部門における職員の適正配置についてのお尋ねがございました。このご質問につきましては、先ほどの田中俊行議員のご質問にも助役から答弁がありましたとおり、従来から私どもといたしましては、職員の配置につきましては、常に事務事業に見合った適正な配置に努めておるところでございまして、必要な部署については、積極的に、重点的に職員を配置をしていく、そういうことで今日まで進めておるわけでございます。今後ともそういった方向についてなお一層の努力をしていきたい、こう考えているわけでございます。

お話のとおり、先ほど来、助役からも答弁ございましたけれども、土木技術職員につきましては、62年度と比較をいたしまして平成4年度は14名、建築技師につきましては5名、いうことで増員を図ってきておりますし、同時にまたそういった事務事業の増加に見合いまして、例えば、都市計画、建設、下水等々の関係の一般事務職員につきましても、昭和62年度と比較をいたしまして、平成4年度におきましては33名の増員を図っておるところでございます。したがって、市といたしましては、事務事業に見合った適正な人員配置に今後ともなお一層の努力を重ねてまいりたい、こう思っておるわけでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 業務委託につきましてはの学校給食と図書館に関するものにつきましてお答えをいたしたいと存じます。

ご承知のように、本市におきましては、小学校40校における給食業務を、自校直営方式による完全給食という形で実施しておるところでございます。この学校給食につきましては、昭和60年1月に文部省体育局長の方から、「学校給食業務の運営の合理化について」という通知がまいっております。それによりまして、パートタイム職員等の活用であるとか、あるいは共同調理方式であるとか、あるいは民間委託方式といったような幾つかのそう

いった形態の中で、地域の実情を踏まえた適切な方法により、合理化を図るよう通知を受けておるところでございます。本市におきましては、パートの活用を図ることによりまして、人件費等の軽減を図り、給食業務の合理化を進めてきたところでございますが、その結果、他市に比べますと、かなりの成果があったものというふうにも評価しております。

一方で、現代におきましては、グルメ志向といったようなものが盛んとなりまして、食生活が豊かになり、また多様化が好まれてまいりました。児童の食生活もさま変わりをしてきております。そういった中で、子供に喜ばれる楽しい給食というものが要求される時代になってきたわけでございます。本市のように調理室が校内にあれば、調理員と教員とが連携して、給食に関する指導面、あるいはさまざまな給食の形態を試みるといったようなこともしやすくなる点、そういったような点もあるわけでございます。また一方では、小学校におきましては、特に児童が、調理員が調理をしておる姿を直接見ることができるということも、非常に教育的な意義も大きいものがあると考えてもおります。こういうような点からいたしまして、本市では現在まで、自校直営による学校給食を実施してまいったわけでございます。ご質問のセンター方式による学校給食につきましても、教育委員会といたしましては従前から検討をしてまいったところでございます。人件費、その他の経費が安くつくといったような点の利点は十分考えられるわけでございますが、反面、先に述べたような自校直営方式の幾つかの利点も損なわれるといったような結果になる場合も考えられるわけでございます。したがって、現在のところ、本市は今後もこの方式で実施していきたいということを考えているところでございますが、ご指摘をいただきました内容につきましても、教育的意義を第一に踏まえながら、今後もさらに調査、研究を続けてまいりたいというふう考えておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

次に、図書館の開館時間の延長、さらには休日の開館という点について

でございますが、全国の市立図書館の夜間、祝日開館の状況を見ますと、平成元年度の調査では、夜間開館、これは午後5時以降も開館をしているということでございますが、この夜間開館をしているのは33.2%、それから祝日開館をしてる館は12.4%といったような数字になっており、これは年々増加の傾向を示しているところでございます。本市におきましては、現在、開館時間は午前9時から午後5時まででございます。祝日は閉館としておりますが、ただいまご指摘もございましたように、市民からの要望も次第に高まりつつある現状でございますので、現在、これらの対応について検討を進めているところでございます。

また、ご提言の夜間とか祝日開館の業務委託につきましては、図書館設置の趣旨から見て、全面委託がはたして可能なかどうか、あるいは受託能力のある団体が存在するかどうか、そういった種々の問題を含んでいるかと思えます。これらを十分に今後整備しながら、また全国の動向についても調査、研究しながら検討を続けてまいりたいというふうに存じますので、何とぞご理解を賜りたいと思えます。

○議長（水野幹郎君） 加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 第2点の産業廃棄物の処分についてのご質問にお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、産業廃棄物処理業者、あるいは産業廃棄物処理施設に対する指導につきましては、市には直接の法的権限がなく、したがって、指導、監督権限を有する県と連携しながら対応しておられるのが現状でございます。廃棄物問題につきましては、以前から全国的な社会問題として各地で種々の問題が生じております。これらトラブルの状況を踏まえ、国におきましては昨年10月に、廃棄物の処理および清掃に関する法律の全面改正がなされたところでございます。この改正の柱の一つが産業廃棄物の管理強化でございます。廃棄物分類、処理業者の種別の細

分化、及び処理施設を届け出制から許可制にするなど、規制、指導の強化が図られておるところでございます。なお、法改正に関しましては、運用の指針となる政省令がまだ出されておられません。県におきましては政省令の施行をにらみながら、産業廃棄物処理指導要綱の改正作業に入るように聞いておるところでございます。

産業廃棄物をめぐる問題は、産業廃棄物最終処分場を新たに設置する段階での問題と、それから設置後の管理、運営についての問題でございます。市といたしましては、この問題につきまして、周辺住民の方々に対する生活環境の保護と自然環境の保護、この二つの立場から総合的に対応していくことが重要であるというふうに考えておるところでございます。したがって、市といたしましては、今後この問題についての条例または指導要綱の制定ができるよう、その対応に努力いたしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 市長公室長。

〔市長公室長（鈴木一美君）登壇〕

○市長公室長（鈴木一美君） （仮称）産業展示館についてご答弁を申し上げます。

産業展示館の件に関しましては、先ほどご発言ございましたように、過去に政友クラブの各議員さんからご質問をちょうだいしておるところでございます。現在まで産業展示館の個別の調査といたしましては、資料収集等を重ねてきておるのが現状でございます。まだその資料収集をまとめて、どういった形のものに産業展示館をイメージするかというところまで至っておりません。ただ、四日市地域におきましては、将来的に高速道路等の整備によりまして、非常に重要な拠点にもなってまいりますし、あるいは特定重要港湾である四日市港を擁しておられるといったようなことから、内陸型の産業の集積、あるいは全国でも有数の技術水準を有する中堅企業の集積等もある中で、工業製品でありますとか、あるいは貿易産品を中心

とした公益性を有する展示施設の立地可能性は、四日市にとって非常にポテンシャルを有するものであるというふうには認識しておるところでございます。

実際、昨年、全国で第1号承認されました三重ハイテクプラネット21構想の重点整備地区であります四日市東インターチェンジ周辺の鈴鹿山麓ハイブリッドスクエアにおきましても、その中核的施設として、公開展示をキーワードといたしました「四日市オムニプラザ」（仮称）でございますが、こういうものも位置づけられておりますし、当該地を対象として策定いたしましたスパイラルタウン構想の中でも、21世紀を指向した複合物流空間の中心的施設として、展示と情報交流の機能をあわせ持つ産業情報交流センターを展示施設として位置づけております。しかしながら、これらはいずれも民間主導の施設として整備されるということでございます、具体的な整備手法等につきましては、いまだ十分な検討が進んでいないというのが実情でございます。

また、今日的には新しい施策といたしまして、輸入促進を主眼といたしまして、通産省が中心となって強力に推進しようとしております輸入促進地域、フォーリンアクセスゾーンの制度が出てきておりますが、この中には輸入支援施設として会議場や研修施設と並んで、常設の輸入品展示施設が大きく位置づけられております。このフォーリンアクセスゾーンは、4年の間に地域整備、施設整備に着手しなければならないという時限制度でございます、国際貿易港を擁する本市としましては、港湾機能の強化にもつながるものとして、総合保税地域の指定とともに、支援施設への各種助成は極めて魅力的な制度でございます。ただ、このフォーリンアクセスゾーンにつきましては、都道府県で立地可能性調査を行うということにもなっておりますので、県あるいは物流関係企業等とも緊密な連携をとりながら、先ほど申し上げました総合保税地域の指定に向けての努力を積み重ねていきたい。その中におきまして、この産業展示館のあり方につきまし

て、これまでは具体的には商工部の方で所管をして資料収集に当たっておったわけですが、先ほどご質問の中でご指摘がございましたように、単なる展示施設の箱物だけを整備して足りるというふうには考えられません。したがって、市の今後の発展に資する方向での産業展示館のあり方、こういったコンセプトをできるだけ早急に取りまとめて、その設置場所等につきましても、具体的に検討を加えてまいりたい。かつ、財政的にも、こういった手法でこういった制度を取り入れるのが、有効に建設に向かっていけるかというふうなことを、できるだけ早期に結論をつけていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 最後、4点目の都市景観形成の推進について、景観条例の制定のめどについてのご質問にご答弁させていただきます。

近年、都市づくりにつきましては、都市基盤の効率的な整備ということにとどまらず、市民に安らぎと潤いを与えるアメニティ、快適性を重視しました都市環境の整備というものが求められているところでございます。このようなことから本市におきましても、諏訪新道の街路緑化、近鉄四日市駅北口のモール化、中央通りの電柱、電線の地中化、国道1号のキャブ化事業など、さまざまな景観事業にこれまで取り組んできたところでございます。ご質問の中にもございましたが、今日、公共事業による景観整備にとどまらず、民間建築への景観誘導、歴史的、文化的景観資源、あるいは都市の中の緑や水の保全、育成なども考慮した総合的な行政が求められるべきであり、これらの景観条例として総合化、体系化して積極的に進める必要があるわけで、平成6年3月には議案を上程させていただき、議員各位のご審議を仰げるように準備を進めているところでございます。

なお、条例に基づき景観行政を実施するについては、市民や事業を行う方々のご協力が不可欠であり、この制度に魂を入れていくのは住民自身であり、今しばらくはそういった点での啓発に力点を置きまして、景観に対する住民意欲の醸成に努めたいと考えております。

また、広報紙の活用につきましてご提案をちょうだいしましてありがとうございました。これまでも特集を企画し、啓発に努めてきたところでございますが、今後はより一層工夫をこらしまして、景観行政の重要性をアピールすることにより、住民意識の醸成につなげたいと考えております。よろしくご理解をちょうだいしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 伊藤正数君。

○伊藤正数君 ご答弁ありがとうございました。

4点質問させていただきましたが、1点目は自分の私見で申し上げましたが、2、3、4点目につきましては、政友クラブの意見として申し上げたつもりでございますので、私が今から再質問をさせていただきますが、漏れておる点がありました場合は、関連質問があるということをお聞きをいただきたいなど、このように思います。

まず1点目の業務の民間委託につきましては、今の現状をお聞きしたわけではございませんで、今後、民間委託の範囲をどのように広げていくつもりかということをお尋ねしたわけでありまして、ただ給食でありますとかし尿くみ取り、それは他市ではこのようにやっておりますよという例を取り上げたわけありますので、今後とも、私の申し上げたいのは、節減するものは節減をしていただき、増やしていただくものは増やしていただきたい、こういう趣旨に立って質問を申し上げたわけありますので、今後とも十分研究をしていっていただきたいなど、このように思います。

教育長に1点お尋ねというよりも、後で資料を提出していただきたいと、こう思いますが、今まで給食で民間委託をしてきて実績を上げてきている。どのような実績を具体的に上げてきているのか、この場でなくても結構で

ございますので、後ほど資料をいただきたいな、このように思います。あくまでこれ、民間委託を給食とか環境面に絞って申し上げたわけではないと。

それから、先ほど質問しました中で、公営企業でもこういったことが可能な部署があるんじゃないかということをご質問申し上げましたが、それに対するご返事がございませでしたので、この辺はお聞きをいたしたいなと思います。

それから、図書館の夜間、祝日の時間延長等利用であります。これは前々から言われておったということでありまして、これを民間委託していく気がないのかということをお聞きしたわけでありまして、先ほどの教育長のご答弁は、今までと何ら変わりがないなど、このように私は受けとめましたので、民間委託していく気があるかないかという点なしに、民間委託をした場合はどういうふうになるかということ、今後の研究課題としていっていただきたい。そのことについて再度、しつこいようではありますがご答弁をいただきたいなど、このように思います。

それから、2点目の産業廃棄物処理条例であります。今現在では非常に難しいということは、わかっておって質問したといたらしかられるかわかりませんが、あくまでも県の許認可事項であることは十分わかっておりますから、県の指導を待って四日市市は対処していくんじゃないし、四日市市としてどうしていくのかということをお聞きしたわけありますので、今後研究課題という点なしに、そういった点を踏まえてご答弁をいただきたいと、このように思います。

なぜかと申し上げますと、地元の現状を申し上げるわけありませんが、法に照らして、桜地区の今の現状、確かに法的にはいいかもわかりませんが、あのように山積みになっておりますコンクリートの破片、また桜新町の住宅の西側に山積みになっておりますものが崩れてきた場合、市民の安全性を考えるのは市当局にあるんじゃないかなと。崩れてきた場合の責任

を問われた場合、市として、何と言いますか。「県の許認可事項であるからうちには関係ありません」ということは言えないと思いますから、そういった場合の四日市市はどのような対処を考えておられるかということ、これもお聞きをいたしておきたい。

それから、ご答弁にありましたように、県の動向を見ながら廃棄物処理条例をつくっていくというようなお考えでありましたが、県の姿勢を見るんじやなくて、四日市市はこうしていきたいと、はっきりと姿勢を打ち出していきたい、このように思います。

それから、これは最終処分場ではありますが、県へ許認可の申請する場合に、四日市市を通過していきます。そのときに四日市市長は、市長の意見書をつけられるわけですから、その中で反対するものは反対、はっきりした態度を打ち出させていただくとともに、反対なら反対で最後まで努力をしていただきたいな、このように思います。私としては、鈴鹿山麓研究学園都市構想の中にある場所でありながら、あのような現状は非常に残念である、このように思っておりますので、その点を踏まえてもう一度ご答弁をお願いをいたしたい、このように思います。

3点目の産業展示館につきましては、たしか昭和63年3月、豊田議員が議場の中で発言されてから既に4年がたっておりますのと、そのときの答弁からだんだん前進ではなく後ろ向きの答弁になってきておる、これは私の勝手な判断かわかりませんが、例えば、3回目の豊田議員の追跡質問の中で、「津に今つくっておるから」、というような発言も出てきております。よそにつくれば四日市はやめか、こういうふうな、これは私の勝手な考えかわかりませんが、そういうことも出てきますので、今後とも前向きに一生懸命取り組んでいただきたいな、このように思います。これは要望として申し上げておきます。

それから、都市景観条例につきましては、前向きなご答弁ありがとうございました。ひとつよろしく努力をしていっていただきたい。私たちで

きることは、私たちなりに協力をさせていただきますとともに、ただ言えますことは、条例をつくっただけではいけませんので、条例をきちっと、中身を把握しながら、やはり指導していく職員を配置しなけりゃならないということと、職員を配置するということは、財政的な裏づけが要ということになりますから、この辺は要望であります。財政部にその点をよろしく願いをいたしまして、再度、先ほど申し上げた点についてご答弁をいただきたいなと、このように思います。

○議長（水野幹郎君） 総務部長。

○総務部長（鶴飼 滋君） 第1点目の外部委託の中で、先ほど来ご答弁申し上げたわけでございますが、私どもは先ほど申し上げたとおり、第三次の行財政改善整備計画の中で、12業務についてその検討対象としておるということをお願いをいたしておりますが、それは単に清掃関係だけではないわけでございまして、具体的に申し上げますと、例えば、下水道部、あるいはまた水道局、商工部、さらにまた都市計画部等々、要するに行政全般にわたった外部委託についての検討課題の設定をしておるわけでございまして、したがって、そういったことについて今後、第三次の行財政改善整備計画の中で積極的に推進していこうということは、基本的な方針でございますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） 給食の面につきましては、後ほど調査をして提出させていただきたいと思っております。

図書館の方の業務に、特に夜間業務等につきましては、全国的な趨勢もございまして、全面委託ということはかなり無理な点もあるかと思っております。現在、それがどの程度、いわゆる正規の職員との混在をする中で、読書指導等も含めた夜間業務ができるかというのを前向きに検討したいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） 産業廃棄物の条例制定についてでございますが、この産業廃棄物の対応につきまして、現在のままでいいのかというふうなことを考えますと、このまま座視しているわけにはいかないというふうに考えておるわけでございます。県の動向を見るというのではなくて、市独自に対応を考えていきたいというふうに考えております。現在、庁内で産業廃棄物関係のワーキンググループをつくっております。その中で先ほど申し上げましたように、産業廃棄物処分場が新しく設けられる場合を予想しての対応と、それから設置されておるもの、これから設置後の対応について検討を加えておまして、先ほど申し上げましたようにできるだけ早い時期に制定をいたしたいというふうに考えております。

○議長（水野幹郎君） 水道事業管理者。

○水道事業管理者（栗本春樹君） 1点目の事務改善の問題につきまして、公営企業についてどうかと、こういうご質問がございました。私どもも先ほど総務部長が答弁しておりますように、行財政整備計画の中でともに議論をしているところでございまして、水道局といたしましても、従来いわゆる維持管理センター等がその対象になり得るのではないかと、そういう議論があるところでございますが、現状におきましては大変困難というふうに判断をいたしておまして、将来の課題として研究をしていきたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

○環境部長（須原賢治君） 産業廃棄物の最終処分場の設置に関して、事業者から事業計画書なり法に基づく届け出が出てくる段階で、現体制の中でも市が意見を申し述べるができるのではないかとご質問でございまして、ご指摘のとおりでございますので、今までもそのように意見を申し上げてきておりますが、今後より適切な意見を、県の方に申し上げていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

○議長（水野幹郎君） 市長公室長。

○市長公室長（鈴木一美君） 産業展示館に関しまして、昭和63年3月から順次後退してはいるのではないかとご指摘でございますが、決してそういうことではございませんで、四日市東インターから港にかけて、その区域での産業展示館をはっきりした形で整備していきたいという意思を持っておりますので、その意思に基づいて今後検討を進めてまいることでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） この際、申し上げます。

ほかの方でお願いをしたいと思います。

よろしいか。

暫時、休憩をいたします。

午前11時34分休憩

午後1時2分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

土井数馬君。

〔土井数馬君登壇〕

○土井数馬君 それでは、通告に従いまして順次質問させていただきます。

まず第1点目は、オープンバザール四日市に関連しましてですが、平成4年4月4日という4並びの絶好の機会を活用しまして、商業都市として古くから栄えてまいりました、本市の名前の由来である歴史を踏まえまして、「市」をメインテーマとしたオープンバザール四日市を開催していただいたわけでございます。初日は午後よりあいにくの小雨でしたが、2日目は天気もよく、三滝通りの桜も満開という絶好の日和に恵まれて、当初の動員目標を大きく上回る、延べ53万人という大変な人出で幕を閉じたわけでございます。特に、今回は6カ月という短い準備期間と、こ

ういったイベントが本市にとっても初めてのことであるにもかかわらず、当初の目的を果たしまして、また、好評を博しながら、期間中大きなトラブルもなく終了しましたことは、実行委員会のスタッフ一同の皆様を初め、ご協力をいただきました皆様のおかげと感謝いたしております。

さて、大成功に終わりましたオープンバザール四日市ですが、このイベントを通じまして、本市にとって日常的にも考えていかなければならない問題点や、将来に向けてのまちづくりの参考になるような、そんな提案も出されたように感じております。

一つは、やはり交通の問題ではないでしょうか。特に、主要会場付近の5日間に及ぶ終日の交通規制はかなりの混乱を生じたように聞いておりますし、付近の商店街や住民の皆様には特にご迷惑をかけたように思いますが、その点の対応はいかがだったのか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、駐車場問題では、市内中心部を初めとして日常的にも不足している現状でありますので、中央緑地公園及び霞ヶ浦緑地公園駐車場を開放しまして、そこから会場付近までループバスを運行して駐車場対策をとっていただきましたが、今後の駐車場対策や、また、交通手段としても利用できるのではないかと考えますので、今回のこの対策の効果のほどはいかがだったのか、お聞かせいただきたいと思っております。

さて、今回のオープンバザール四日市は、市民の触れ合いの場としての当初の目的は十二分に果たされたように思います。しかし、このイベントが一過性のお祭りに終わるのではなく、継続的に地域を活性化するための起爆剤であることを認識しなければいけないと考えます。しかしながら、これだけのイベントを毎年開催するのは難しいかと思っておりますので、今回のイベントで得られたものを生かしていくことが大切ではないかと思っております。その点についての今後のお考えがあればお聞かせください。

今回のイベントの下地には、四日市の祭りというものと、毎月行われております「なんでも四日市の市」的な要素を含んでいるように思います。で

すから、「なんでも四日市の市」を見直しながら、今回のイベントを継承していくのも一つの方法ではないかと考えます。毎月1回の市ですから、季節折々のしゅんの市とか、月がわりに各地域の特産品を目玉にした市にしていくことも、今後の地域の活性化と連帯、協調につながるひとつの地域振興施策ではないかと思っておりますが、ご所見をお聞かせください。

2点目の障害者福祉に関連しまして質問させていただきます。

高齢化が進む社会の中で、障害者の方の比率が年々高くなってきております。障害者問題は一部の人たちだけの問題ではなく、すべての人にかかわる大きな課題だと考えます。学校を卒業したら就職をして、自分の力で生活をしていきたい、そんな当たり前のことが障害者の方には難しい状況の中で、就職率は極めて低く、多くの人は授産所などへの入所を希望いたしますが、希望する施設は定員が満杯で入れないというような状況が現状でございます。また、小規模作業所は、地域に密着し、さまざまな障害の方を受け入れられるなどの特徴があるものですから、どの作業所も運営資金面が厳しく、家族への負担が大きくなり、やめていくケースも聞いております。

しかし、そのまま家にいるようでは、せっかく学校で受けた訓練がだめになってしまいます。障害者対策において社会復帰や就業の機会を助長することは、ごく普通の暮らしのリズムを保障することであります。また、現状において一般就労につくことが難しい重度障害者の方に対しても、福祉施設において職業的リハビリテーションを行うことにより、一般雇用の場が確保できると思っております。ですから、今後も授産所等の福祉的就労の場の整備拡充が必要かと思っておりますが、ご所見をお聞かせください。

また、小規模作業所や授産所については、健全な運営が図られるように、補助金の見直しについてもお願いしたいと思うわけです。

そして、それに関連しての問題ですが、現在、各作業所において行われております授産の中で、タオルの箱詰めやゴムのばり取り、あるいは廃品

回収やアルミ缶集め、野菜づくりなど、多種多様でございます。しかしながら、どれも工賃は安く、月平均 4,000円から 5,000円と聞いております。この金額では、旅客運賃割引制度等を利用いたしましても、電車やバスで通っている方は交通費の方が高くなったり、また、昼食代にも足りない場合が珍しくございません。もちろん、作業所の主な目的は、物をつくる喜び、生活指導と訓練、そして仲間づくりでありますし、また、指導員や地域の人、ボランティアの人たちとの触れ合いやレクリエーション、そしてコミュニティーケアの拠点であると私は考えております。

ですから、働くことだけが作業所の目的ではございませんが、作業そのものも作業所活動の一つの大きな柱と考えております。大人が働いているのですから、せめてそれにふさわしい工賃を考えているわけですが、一つ何十銭、あるいは1円単位の仕事ですから、数をこなさなければなりません。納期の関係で、本人たちを抜きにして、指導員やボランティア、また、親が慌てて仕上げているのも現実です。

しかし、本人たちは、働くことにより賃金が得られるということで、より勤労意欲がわき、通所をしているわけでございます。昼食代や交通費等で働いた賃金以上に経費がかかるようでは、勤労意欲も失われるのではないのでしょうか。働くことがリハビリにもつながるわけですから、そういった勤労意欲を高める上でも、作業日数に応じた作業報奨費、あるいはそういった昼食代の補助等も必要かと考えておりますが、ご所見をお聞かせください。

また、廃品回収やアルミ缶集めについてですが、これは岐阜県中津川市での例ですが、廃品回収をリサイクル活動として位置づけまして、地域への奉仕的、そして役立つ授産ということで、補助金を出しております。また、野菜づくりにつきましても、北海道の上川郡の精神薄弱者更生施設で、地域の農業者の方とともに低・無農薬農業を実践いたしまして、農産物の個別宅配を行うなど、就労先が限られている障害者の方たちの自立に役立つ

てております。

ですから、本市におきましても、環境リサイクル問題が市民的な課題となっている今、社会的授産という意味でのご支援も考えていただきたいと思っております。

そして野菜づくりにつきましては、土に触れ、そして収穫を喜ぶという人間の本来の姿であり、リハビリにも非常に役立つと伺っております。本年度よりふれあい農園整備事業を開始していただいたわけですが、このふれあい農園を施設が自由に活用ができるようにご配慮をいただきたいと思っております。そして、作物の栽培、育成に関しましては、農業研究指導所による指導をぜひお願いしたいと考えますが、いかがお考えか、お伺いしたいと思っております。

3点目は、児童福祉についてお尋ねいたします。

我が国の出生数は年々減少の一途をたどっており、このような低出生率が今後も続きますと、西暦2000年以降の日本の人口の減少は急激となりまして、当然高齢化は加速すると考えられます。もちろん、人口形態の変化自体には功罪はございませんが、経済とのかかわりから見ますと、相対的に需要が減少いたしますし、労働力不足や労働者の高齢化、また、高齢者扶養負担の増大、そして経済成長率の鈍化などが考えられますので、恐らく経済並びに財政全般からしますと、好ましくない結果を招くであろうと考えられます。

このような出生率の減少にはさまざまな要因があり、一概には申せませんが、その原因について厚生省の人口問題研究所の調査によりますと、「子育てにお金がかかる」「教育費が高い」「育児の肉体的、心理的負担」「家が狭い」などの理由が挙げられております。未婚化や出生率の低下が続く背景には、ただいまの原因を含め、結婚したくともしにくい状況、あるいは子供を産みたくても産みにくい状況があると考えられます。もちろん本市におきましても、健康で心のかよう福祉のまちづくりに基づき、

積極的にそういった環境整備に取り組んでいただき、感謝をしておりますが、このように人々の結婚や出産をためらわせている社会経済環境を改善する政策努力が、広い意味での福祉政策の一環と考えられますが、いかがお考えか、ご所見をお聞かせください。

本市の児童福祉、特に保育施策についてですが、本市における就学前までの児童、いわゆる要保育児童は、出生数の低下を反映してか、年々減少傾向にございます。特に平成に入りまして、元年度より2年度は1.4%、また、2年度から3年度にかけましては2.5%と、昭和60年代の毎年1%未満の減少率から見ますと、今後も憂慮すべき状態が続くと考えられます。

そんな中で平成3年度を見てみますと、要保育児童数は約1万8,600名で、本市の積極的な保育サービスの整備充実のおかげによりまして、約9,000名が保育園か幼稚園で保育を受けております。残りの9,600名以上の子供が家庭で保育をされています。本年の3月に本市の市職労が市内の公立保育園の保護者を対象にしたアンケートが出ておりましたが、「保育料値上げをやめてほしい」がトップで、以下「入園手続を簡単に」などとなっていました。これは現在保育園を利用している方だけのアンケートですが、先ほどの幼稚園にも保育園にも行っていない9,600人の子供の家庭の中にも、金銭的な理由で入園をあきらめたケースもあると伺っております。もちろん、本市の保育園や幼稚園の料金が高いのか安いのかは、それぞれの見方や考え方がございますので、一概には申せませんが、社会扶養の視点から、少なくとも金銭的に子供の保育場所が左右されるようなことがあってはならないと考えますが、この点はいかがお考えか、お聞かせください。

さて、もう1点ですが、最近の家庭の形の変化、例えば核家族化や少子化、また、世帯人数の減少などにより、家庭での養育機能が低下しております。親が育児の肉体的、心理的負担を挙げていることは先ほども申しましたが、以前は大家族や地域社会の中で得られた子育ての情報が、今は

得られないために、そういった負担が出てくると思います。ですから、今後はこういった負担を軽減する役割も保育所には必要だと考えておりますので、今後の保育所はよりオープンなものとして、子育て相談や子育ての支援体制の充実など、地域の母子全体の福祉資源として活用することが大切だと思います。

また、今日、これだけの電波や活字による情報が流れておりまして、悩みや相談は個人的なものが多く、保母さんによる対面コミュニケーションが一番頼りになると考えられます。しかし、現状の人員を見てみますと、とてもそこまでの配慮はできそうにございません。ですから、地域の子育てセンターとするのであれば、保育者の資質向上はもちろんです。子育ての悩みや相談の一つ一つにゆとりある対応ができるよう保母定数を増やすことが必要かと考えますが、この点いかがか、お考えをお伺いしたいと思います。

4点目の三重県衛生研究所移転とP3実験室設置のその後の経過についてお尋ねいたします。

3月議会におきまして多数の皆様がこの問題に触れられたわけですが、その後も新聞、テレビ等で、P3実験施設の安全性の問題だけにとどまらず、生物災害、いわゆるバイオハザードの問題等も取り上げられております。それゆえ、P3実験施設を伴う衛生研究所移転問題については、市民の皆様も高い関心を示すとともに、今後の動向を非常に気にしております。

バイオハザードは、病原微生物がバイオ研究機関などより漏出することにより発生する生物災害のことです。相手が細菌ですから目に見えませんが、漏れたりしましても検出が容易でないと、専門家の皆様は指摘しております。これはオーストラリアのバイオハザードの例でございますが、P4実験室で排気フィルターのつけ忘れにより、ニューカッスル病ウイルスが漏出し、研究者が感染したと報告しております。また国内では、昨年1

月に、筑波の衛生研究所において、実験用の猿に、猿水痘様ヘルペスウイルスによる原因不明の大感染事故が発生しており、ウイルスが空気伝染したらしいと同研究所は発表しておりました。

また、衛生研究所におきましては、さまざまな分析を行う際にいろいろな試薬品を使用いたしますが、その際にニトロソグアニジンやジアゾメタンという発がん性の高い薬品を使用するとも聞いております。昨年12月には、神奈川県の水がめでございます相模川から発がん性の極めて高いトリクロロエチレンが検出されており、何十年も前に土壤に溶け込んだ毒物が地下水にしみ出し、河川に流れ込んだ可能性もあると新聞で言っております。

以上の例からも、万全を期しましても、人為的なミスや原因不明の事故を100%防止することは不可能と考えます。今回の安全性検討委員会におきましてはこの点いかがお考えなのか。また、専門家の間でも、同委員会の安全性における検討の中身を公開してほしいという声が強まっておりますし、市民の間でも、委員会を公開してほしい、そういう声があります。ですから、現時点での委員会の内容と進行ぐあいをお聞きしたいということと、委員会の公開についてのご所見をお伺いしたいと思います。

さて、もう1点ですが、三重大医学部の坂本教授が、三重大大学に設置している施設において、P3レベルの実験に、昨年までの段階では、ランニングコストの関係で、整備されてから今まで一度も稼働していなかった。そして、もし衛生研究所より申し出があれば、同施設をP3レベルの実験に利用することは可能であると答えておりました。また、同じく三重大医学部長の水本教授は、本学部が保有する施設はP3レベルの実験も可能なように設計されておりますが、これまで一度もP3レベルの研究に用いたことはありませんとも言っております。

以上の学識経験者からの意見を考えますと、P3施設の必要性さえ問題になってくると思います。どうしてもP3実験室が必要であるなら、三重

大学の施設の視察等をさせていただき、P3レベルの実験に同施設を活用する方法を、同大学と県と十分協議をいただけるのではないかと考えます。そういったところからも、わざわざ本市にP3施設を建設する必要もないと思いますが、この点いかがお考えなのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 1点目のオープンバザール四日市に関連いたしまして、3点ほどご質問をいただいたわけでございますが、まず、平成4年4月4日、5日の2日間にわたりまして開催いたしましたオープンバザール四日市は、大きなトラブルもなく、成功裏に終了できましたことは、議会の皆様を初め関係各位、住民の皆様のご理解とご協力のたまものと厚く御礼を申し上げます。

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。まず1点目の交通規制による混乱についてのご質問でございますが、中央会場におきます交通規制の期間が、準備、後片づけを含めまして5日間の長期にわたったために、商店街とか銀行、郵便局など日常生活に密着した商業、業務地域であるだけに、市民生活にご迷惑をおかけしたものと存じており、ご協力に対しまして厚くお礼を申し上げたいと存じております。

今回の交通規制に当たりましては、警察当局との密接な打ち合わせに基づき、地区自治会の会合での説明、交通規制該当地区での個別訪問による説明、広報紙、回覧文書による啓発、事前の交通規制看板の設置、そして規制期間中にはガードマン、市職員を各要所に配置するなどの対応を講じてまいりましたけれども、初日には、商店街への来店者等で多少混乱を生じました。今後は、こうしたイベントを実施するに当たりまして、自治会、商店の方々に対して理解が得られるよう、より一層の啓発に努め、対応し

てまいる所存でございます。

次に、ループバスの運行の効果についてでございます。

オープンバザールにおきます各出店者の駐車場につきましては、市営駐車場とか市職員駐車場を初め、付近の事業所、公園等の駐車場約 800台を確保したところでございます。ご指摘の来場者に対しましては、極力公共交通機関での利用を呼びかけるとともに、中央緑地、霞ヶ浦緑地と会場を結ぶループバスを各 1 日 50 往復運行いたしまして、2 日間で約 5,850 人の利用者があり、周辺における交通渋滞に対する緩和にも役立つものではなかろうかと考えております。

もう 1 点の今後の考え方、特に、「なんでも四日の市」に結びつけていってはどうかというご提言をいただいたわけでございますが、ご承知のとおり、昭和 61 年から開催いたしております「なんでも四日の市」につきましては、市名に由来する市を開催し、商業活動の活性化を図り、本市のイメージアップを図ることを目的に開催をしておるわけございまして、一昨年より諏訪新道を歩行者天国にしてイベントを実施したり、リサイクルバザールを取り入れるなどの工夫を凝らした結果、一般市民の出店も増え、出店者、来場者ともに増加の傾向にあり、毎月 1 万から 2 万人の市民に親しまれているところでございます。

今回のオープンバザールを契機といたしまして、今後より一層各種出店者の増加を図るほか、イベントを計画するなど魅力づくりに努め、本市の名物市として発展するよう努力をしまいる所存でございますので、よろしくご理解のほどお願いをいたします。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 2 点目の障害者福祉についてお答え申し上げます。

障害者の活動の場といたしましては、小規模授産施設、通所授産、通所

更生施設、そして障害者福祉センターを整備してきたところであります。また、本年度におきましては、ご承知のように、千代田町に通所授産施設の整備に着手しており、これでかなりの数と種類の施設が整備されてきたと考えております。

障害者の活動の場は、障害者にとっても、保護者にとっても重要なことであり、健常者と同じように、どこかに通えるという場が必要で、一定のリズムを持った生活が望ましく、在宅生活を余儀なくされるという状況は好ましくないと考えております。今後につきまして、そういった観点で、ニーズを見ながら活動の場の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、工賃であります。工賃はやはり作業収入によるのが原則であると考えております。授産施設が、確かに作業という目的もありますが、現実には、作業よりもそこに通うことの方が意味を持つという障害者も少なくありません。したがって、通所する張り合いとか意欲を持っていただくには、金銭的な問題もありますが、むしろ作業のほかにレクリエーションや野外活動などを取り入れるといった運営も大切な要素ではないかと考えております。

そういった観点で、今回、安定的な財源と専任指導員の確保により、充実した施設運営ができるよう、補助制度の改定を行い、総体的に大幅な補助金の引き上げを行ったところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、リサイクルの問題であります。市内の授産施設におきましても、空き缶の選別、圧縮作業等資源の再利用につながるものを取り入れるところが増えております。

ご指摘のリサイクル事業等資源の有効活用につきましては、金銭補助でなく、空き缶等が集まりやすくなるよう、何らかの支援ができないか研究させていただきたいと存じます。

続きまして、ふれあい農園につきましては、障害者の方を中心に、老人、

児童等が集い、土に親しみ、農作業を通じて相互交流を深めていただくとともに、障害者の方の社会参加を促進することを目的として本年度整備するものであります。

授産施設として参加していただき、施設の行事として農耕作業を取り入れていただくことは、農園の一つの有効的な活用方法であり、さきに申し上げました施設へ通所していただく意欲の一つにもなるのではないかと考えております。

農園の運営に当たっては、四日市市中心身障害者団体連合会と十分協議させていただき、技術的な指導面においては地元の農家組合、農業研究指導所の協力を得ながら進めてまいりたいと考えているところです。また、今後につきまして、この運営経過を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

続きまして、3番目の児童福祉についてお答えいたします。

21世紀の我が国を担う子供たちが健やかに生まれ育つための環境づくりを進めることは、高齢化社会と並んで、今や最も重要な課題であります。もとより問題は行政のみならず、企業、地域、さらには我々国民1人1人を含めた社会のあり方、心の持ち方に広く、深くかかわる問題であります。したがって、長期的な視点に立って、幅広く、継続的に、着実な論議を積み重ねていくことが必要であると考えております。

次に、本市における乳幼児及び保育園の入園状況は、ご指摘のとおりであります。保育に欠ける児童については、可能な限り希望の保育園への入園措置をとってきております。児童数の減少に伴い減傾向にありますし、保育の内容も、障害児保育、乳児保育等多様な保育ニーズがありますので、それらの充実に努めているところであります。

保育料につきましては、所得に応じ、保護者から負担金をいただいておりますが、国の定める基準よりも相当低く設定し、保護者負担の軽減を図っているところであります。

また、事故や病気等不測の事態により納入困難に陥ったケース等につきましては、減免措置を含め、必要に応じ個々に対応しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

続きまして、保育園の子育て相談機能につきましては、高齢化社会が進展していく中で、地域共同体や近隣の社会的支援の機能も一層後退していくと考えられ、保育園は地域の身近な子育ての社会的支援にかかわる社会資源の一つとして、蓄積した専門知識や設備を活用し、子育てセンターとして地域住民への養育支援を行う方針のもとに、現在、地域の文化伝承や老人たちとの交流事業を積極的に推進し、地域に根差した保育園を目指しております。

あわせて、多様化する保育ニーズに対応するため、障害児保育等の専門的研修を段階的に実施しており、ゆとりある保育を行うために、保母の資質向上、増員にも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 4点目にご質問のございました三重県衛生研究所の移転とP3実験室設置のその後の経過についてご答弁を申し上げます。

ご指摘のございました衛生研究所の立地安全検討委員会というものは、現在までに3回開催をいたしております。これまでに県から、衛生研究所移転計画並びにP3施設の構造、取り扱い等について聞き取りをいたしましたほか、事例として、三重県衛生研究所とか、愛知県衛生研究所などの視察を行っております。そして、設備面と維持管理面の両面から、施設の安全性について、現在まで検討をいたしておるところでございます。

議員の皆様もご承知かと思いますが、P3施設の基本的な概要について簡単にご説明申し上げますと、微生物の拡散防止のため、実験室全体を陰

圧にいたしまして、室内の空気は二重のHEPAフィルターを通しますので、決してそのまま室外に出ない構造となっております。さらに、実験室の中には、微生物が実験室内に漏れ出さないために、安全キャビネットというものが設置されております。それから、排水はもちろんのこと、使用器具、実験着に至るまで、オートクレーブといたしまして、高圧滅菌器でございますが、これを使いまして、高圧で圧力をかけて滅菌処理がなされております。

検討委員会では、これらの設備面のほか、維持管理体制等について、先進地の事例を参考にしながら、今後とも検討を進め、県が実施するとしております県の検討委員会の内容も踏まえまして、安全性について結論を出していきたいというふうに考えております。

また、この衛生研究所立地安全検討委員会の公開はできないのかということでございますが、当委員会におきましては、専門的な見地から、県の示す施設計画の安全性とか、住民生活環境の安全性の確保の方策等について純科学的に検討をいたしておるものでございますので、各委員の自由な発言が担保されなければならないと考えております。したがいまして、検討委員会は公開はいたしておりませんが、委員会で最終にまとめものについてはお知らせをいたしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、P3実験室は必要なのかというご質問でございますが、県は、衛生研究所は公衆衛生の各分野で技術的に中心となる専門機関としての役割を果たすため、P3実験室が必要不可欠というふうにしております。また、三重大学は国立教育機関で、衛生研究所とは本来の目的が異なり、使用頻度も異なると説明をいたしております。

当研究所の桜への立地につきましては、市といたしましては、さきの12月の議会で答弁をいたしておりますとおり、衛生研究所立地安全検討委員会での検討結果を踏まえて結論をまとめたいと考えておりますので、よ

ろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 土井数馬君。

○土井数馬君 ご答弁ありがとうございます。

第1点目のオープンバザール四日市に関連しましてですが、ご答弁にありましたように、主要会場付近の交通規制が5日間と長期にわたる交通規制ですので、付近の商店街や住民の方の、本当にご理解なくしては今回のイベントは成功しなかったと思います。ですから、今後の交通規制のあり方の参考にさせていただくとともに、特にご迷惑をおかけしました主会場付近の皆様へのお礼と言っては何ですけれども、オープンバザールの成功を記念して、主会場付近の歩道の整備や記念植樹、あるいは花壇の整備等記念事業として残すことができれば、市民の皆様にとってもよい思い出になるのじゃないかと考えますので、ご要望を申しておきます。

駐車場問題に関しましては、ご答弁にありましたように、かなりの効果があったとのことですから、今後は、日常的にも市内中心部の駐車場不足や、交通渋滞の緩和にも活用できるのではないかと考えます。そしてその際には、両公園だけでなく、市立病院等の公共の施設の駐車場等の利用も可能かと考えますので、もちろんその場合、2階建てにすることによる駐車場の倍増計画などもあわせて考えていただければと思いますが、その点だけご答弁いただきたいと思っております。

また、継続的な地域活性化の施策としまして、今回の貴重な経験が継承されることが大切ではないかと考えますので、どうか「なんでも四日市の」の見直しをご答弁どおり考えていただきますように、ご要望を申し上げます。

2点目の障害者福祉についてお答えいただきましたが、今後も検討を重ねながら施設の整備、拡充にご努力をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

小規模作業所や授産所の補助金に関しましては、特に本市の場合は、小

規模作業所や授産所の補助金は、他市と比べましてもかなり高い水準にあることは、もう十分承知しております。しかし、現在の指導員1人当たりの平均給与は10万から14万円前後のようで、まだまだ決して満足いくようなことではないと伺っておりますし、そういったことを念頭に置いていただき、これから満足いく補助金に上げていっていただきたいなと思っておりますが、その点だけご答弁いただきたいと思っております。

作業報奨費と昼食代の助成につきましては、工賃は作業でという原則だということですが、全国にも例がないとは思いますが、本市は全国的にも障害者福祉の先進地でございますから、引き続きご検討いただき、全国に先駆け、独自の施策を出していただきますように、これはご要望を申しておきます。

ふれあい農園につきましては、授産に限らず、ご答弁にもありましたけれども、収穫祭りなどのレクリエーションの参加などを含めまして、ソフトの整備もあわせてお願いしておきます。

農業研究指導所による指導ですが、施設によりましては近隣の民家の、あるいは農家の方のご好意により、独自で畑などをつくりまして、授産に使っている施設もございますので、そういったところへもぜひご指導をいただきますようお願いをしておきます。

また、福祉施設の地域的な守備範囲を考えましたときに、利用対象者が、ふれあい農園のように老人や障害者の方が利用されるという観点からしましても、それらの方々の生活の行動範囲から利便性にかんがみでの整備拡充をお願いをしておきます。

3点目の児童福祉についてですが、結婚や出産をためらわせている社会経済環境を改善するということは、子育てや教育コストの軽減、労働時間の短縮による仕事と家庭生活のバランスの回復、また、女性の社会進出と出産、子育ての両立支援、そして住宅、公園などの住環境の整備など、女性の社会参加を前提にしたゆとりある生活の実現を手助けする総合的な政

策を進めることが必要かと考えますので、今後も時代に即応いたしました政策の推進をご要望を申し上げます。

保育施策についてですが、本市におきましては、多様化する保育ニーズに積極的に取り組んでいただき、本当に心強く思っております。しかし、そういった本市の積極的な対応にもかかわらず、要保育児童数が年々減少していく中、毎年半数以上の子供たちは保育園にも幼稚園にも入らず、家庭で保育をさせていただいているわけです。ですから、保育園にも幼稚園にも入園させない理由を調査することにより、今後の保育施策の方向性が見出せるのではないかと考えます。

これは秋田県の例ですけれども、大森町の第3子以降保育料全額無料、同じく秋田県の飯田川町の5歳児の幼稚園、保育園全額無料、これなどは人口流出と児童減少に対する保育施策の一つだと考えますので、こういった思い切った方法もぜひ考えていただきたいと思っております。もちろん、金銭的な理由だけで入れないということがあってはいけないのですが、それ以外にもさまざまな理由が考えられますので、家庭にいるこの9,600名の子供たちが、今後の社会経済環境を改善する一つのかぎを握っているということも考えられますので、ぜひ一度、ただいま申し上げましたように、調査をお願いしたいと思っておりますが、この点だけご答弁いただきたいと思っております。

保育所を地域の子育てセンターとして位置づけることに関しましては、本市の保育所のこれまでの事業実績や保育内容等から見ましても、今後の多様な育児相談等の対面コミュニケーションも十分可能かと思っておりますので、ゆとりある対応と、ゆとりある保育をするためにも、資質向上は、ご答弁にありましたように、もちろんだと思っておりますが、やはり保母職員の増員をぜひお願いしたいと思っておりますが、これは要望にとどめておきます。

また、地域の方がだれでもその子育て相談に利用できますように、できれば「子育てよろず相談所」というような看板などをかけていただくのも

一つの方法かなと思いますので、これも要望にとどめておきます。

さて、4点目の三重県衛生研究所移転とP3実験室設置のその後の経過についてですが、検討委員会においても、県の示す内容も踏まえて、安全性の結論を出していただくわけですが、具体的にはいつごろになるのか。また、独自のご判断も必要かと考えますが、この点だけご答弁いただきたいと思います。

検討委員会は公開しないということですが、市長の3月議会の議案説明の際にも、市政の運営に当たり、できる限りの確かな情報を市民に提供するとともに、自主的な市民の参加も得て、円滑に推進し、充実してまいりたい、このようなお話がございました。ですから、先ほどの答弁の、結果だけ公表するのではなくて、一つ一つの問題についての経過説明等がぜひ市民に公開されますように、ご要望申し上げておきます。

さて、三重大学内の実験施設につきましては、大学と衛生研究所と使用目的や頻度が違うということですが、本市といたしましても、ぜひ協議に加わっていただいて、施設の有効利用の方法と一緒に検討いただきますように要望しておきます。

以上、よろしくご答弁願います。

○議長（水野幹郎君） 都市計画部長。

○都市計画部長（山田 稔君） 中心市街地の外縁部、中央緑地とか霞ヶ浦緑地、市立病院等に駐車場の基地を設けまして、そこからループバスを運行させたらどうか、こういったご質問に対しましてご答弁をさせていただきます。

駐車場の不足は全国的な傾向でございます。このような状況から、駐車場法の改正が行われまして、昨年、平成3年11月1日から施行されているところでございますが、改正の主な内容といたしましては、国及び地方公共団体に駐車場整備の努力義務が課せられたことと、整備地区内におきまして、駐車場整備計画を策定せなければならないこととでございます。した

がって、本市におきましても、本年度中に駐車施設全般についての整備目標や整備の基本方針を内容といたします駐車施設整備に関する基本計画を策定しまして、市中心商業地の駐車場対策として、駐車場整備地区及び駐車場整備計画を策定する予定でございます。

ご提言の趣旨につきましては、現在のところ、国道1号の地下駐車場、中央通りの地下駐車場、駅西で農協の駐車場が計画されておりまして、合計約1,000台程度の収容の計画もございまして、今後、駐車場問題を検討していく中で一つの考え方として受けとめさせていただきたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

○福祉部長（大井一美君） 小規模授産施設の補助金、特に指導員の人件費につきましてですが、他市の状況等を調査して参考にしてみたい。

続きまして、保育施策につきまして、今後未就園児等に対する意向調査等につきまして、何らかの方法で取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

○環境部長（須原賢治君） 検討委員会の結論はいつごろ出されるのかという1点についてお答えを申し上げたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、県は、今後、安全性等について県独自の検討委員会というものを設置する予定であるというふうに伺っております。メンバーとかその内容についてはまだ詳しく聞いておりませんが、その検討委員会の中で、今後、立地についての調査、予測、評価というようなものを実施するというふうに伺っておりますので、四日市の検討委員会としても、それらの内容を踏まえまして結論を出してまいりたいというふうに考えておりますので、出す時期につきましては、現在のところいつということをはっきり申し上げるわけにはいきませんが、ひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 土井数馬君。

○土井数馬君 第1点目のオープンバザール四日市についてですが、本市の今後のまちづくりに貴重な提言を与えてくれた今回のイベントと考えております。

特に、今ご答弁ありましたように、駐車場問題を初めとする交通問題は、一朝一夕に解決する問題ではないと思いますが、有効な土地利用と都市機能の充実、そして生活環境の整備という点からも、順次整備いただきますようお願いをしておきます。

2点目の障害者福祉につきましては、指導員の待遇改善も含めまして、実情に即した補助金制度の見直しを常に心がけていただくようにご要望申し上げます。

国連障害者の10年の最終年ということで、本市におきましても本年度予算に記念講演会や実態調査費等がついたわけでございますけれども、これを機に、四日市の障害者福祉元年として新たにスタートを切っていただきたいということを重ねてお願いしておきます。

3点目の児童福祉につきましては、調査していただくのであれば、調査そのものが市民の皆様の声だ、そういった意識を持っていただきまして、市政に反映していただきますように、よろしく願い申し上げます。

広い意味で、女性が働くことにより利益を受けるのは社会というふうに考えておりますし、また、子供が立派に育つことは未来社会が利益を得るものであると思っております。今後は、女性の社会参加を前提としましたゆとりある生活の実現を手助けする、そんな総合的な政策を進めていただきますように、重ねてお願いを申しておきます。

4点目の県衛生研究所移転とP3実験室設置についてご答弁をいただいたわけですが、いつになるか具体的な日はわからないということなのですが、先ほども申し上げましたように、市民はその状況状況をいつも聞いておきたい、そういった声が高く上がってきておりますもんですから、結果

だけでなしに、常にその途中途中の経過を説明をしていただきたい、公表をしていただきたいと、そんなふうに考えております。

公害裁判判決満20年、きのうの石川議員の発言にもございましたが、この20年という機を決して歴史的な経験として忘れないようにしていただきまして、本市がバイオ時代の環境保全の範を示されますようにご提言を申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（水野幹郎君） 暫時休憩をいたします。

午後1時54分休憩

午後2時12分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久保博正君。

〔久保博正君登壇〕

○久保博正君 通告に従って質問申し上げます。

まず最初に、三重県環境保全事業団の産廃処分場についてでございます。東西の冷戦が終わりまして、これで平和がやってくると喜んだのは一人だけではなかったと思うのですが、やはり冷戦は大きな傷跡を残しておりました。一つは、主に西側陣営の経済活動による環境汚染が地球的規模で広がっておりました。もう一つは、社会主義体制の崩壊に伴い、これまでの力による抑圧がなくなり、民族の独立運動と主導権争いから、国内紛争が各地で発生しております。

ブラジルのリオデジャネイロで開催されました地球サミットは、地球は我々の家であることを高らかにうたい上げまして、まずまずの成功をおさめることができたと思っております。しかし、先進国は環境汚染の先進国でもあり、動植物を絶滅に追いやった結果、人類の滅亡を招きかねないところへ来ていることにやっと気づき、その緒についたところでございます。

南米チリの極めて南極に近い都市では、羊の半数以上がオゾンホールから降り注ぐ紫外線によって失明、あるいは何らかの目の異常が発生しております。また、人々はサングラスなしでは外出もできないという事例も出てきております。このほか、炭酸ガスによる地球温暖化も深刻だと言われますし、世界各地で何百年ぶりのと言われるような集中豪雨や、その反対に、異常な砂漠化が報告されております。

今、世界の期待は日本に向けられておりますけれども、皮肉にも宮沢総理は、国際貢献のもう一方のPKO法案を審議する国会のため地球サミットに出席できず、サミット出席者からひんしゅくを買ってしまいました。さらに、ビデオ放映も拒否されてしまいました。実はこのビデオで、本市が四日市公害を克服した経緯が述べられまして、その実績をもって発展途上国に技術移転をするというくだりがあったようでございます。本市が四日市公害を克服したことを世界じゅうに周知徹底できる貴重なチャンスを失ったことは、まことに残念でなりません。

ともかく、こうした時代を迎えまして、今さらながら、国際環境技術移転研究センターを誘致された加藤市長の先見性に敬意を表するとともに、その責任の重さを改めて痛感するものでございます。

さて、その国際環境技術移転研究センターから少し離れたところに市の南部埋立処分場がありますが、先日そこへ行く用がございまして、誤って西隣の三重県環境保全事業団の産廃処分場に入ってしまった。大変大きな規模のもので、全面にゴムシートが敷かれているのを見て、感心して帰ってまいりました。ところがその後、中曽根元総理の山荘があることで知られております東京都の西多摩郡日の出町の産廃処分場で、ゴムシートが破れまして、環境汚染が進んでいることが報じられ、また、全国的にも同様の事態が発生しているようでございます。このゴムシートが破損しない保証がない以上、より強固な、例えばゴムシートの上からコンクリートで固めるといった構造に改善する必要があるかと思いますが、今後の対

策についてお尋ね申し上げます。

本市の水道が地下水源に依存する特殊性から、伊藤正数議員と土井議員からも質問がありましたように、この地域は全市的な問題として取り組みが必要でございます。かつて高野興業が進出する際、反対の意思表示をしたことがございますが、あの時点で水源保護条例で網をかぶせておけばと悔やまれてなりません。放置しておけば有害物質であふれ、確実に地下水は汚染されます。一たん汚染されれば、5年、10年で消えるものではなく、100年、200年後にその禍根を残すことは避けなければならないと考えますが、いかがでしょうか、お尋ね申し上げます。

次に、拠点都市の指定についてお尋ねいたします。

去る5月27日に「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置に関する法律」という、大変長たらしい法律が実は成立いたしました。略して拠点都市法と言われるようであります。従来の公共投資は、薄く広く、全国にばらまく方式がとられてまいりましたが、これでは大変投資効率が悪いと言われまして、これを集中投資で社会資本の整備を図ろうとするもののようにございます。この法律は、建設、通産、自治、郵政、農水、国土の6省庁が共同で実施しようとするものですが、国際公約した、今後10年間で430兆円を公共投資するということも手伝って、思いがけない方向へ進んだものと存じます。

ともかくこの指定を受けると、都市の基盤整備が一気に進み、道路、住宅、公共下水、あるいは調整区域の有効利用といった本市が抱えております諸問題が短期間に整備される可能性は持っているようでございます。しかも、ことし2月に示された四日市港海上アクセス拠点整備構想も大変現実性を帯びてまいります。この構想が拠点都市法の情報に基づいて練られたものかどうかは別にいたしまして、大変タイムリーなものであったことは間違いありません。また、この指定には複数の市町村が条件になるようですが、総務委員会で広域行政を進めたこともありまして、条件は十分な

ように存じます。この拠点都市法に対する市長のご所見を承りたいと存じます。

最後に、ノーマライゼーションについてお尋ね申し上げます。

集英社の「イミダス」という本がございますが、それによりますと、ノーマライゼーションというのは、児童、母子、老人、障害者といったハンディキャップを持った人々も含めた社会という考え方であり、そのために、生活関連施設や社会関係を援助する政策や制度を確立することが社会福祉である、このように書かれてございます。

一昨年、教育民生委員会でノーマライゼーションを閉会中の勉強に取り上げましたところ、当時の片岡助役名で各部局に対し、ノーマライゼーションを具体化するように通達が出されたことはご承知のとおりでございます。

一方、障害者の社会参加が叫ばれておりますけれども、スポーツもその一つであろうと思います。

障害を持つ人のできるスポーツは大変限定されております。老人、婦人、子供、そして障害を持つ人もできるスポーツに、グラウンドゴルフがあるようでございますが、本市でも徐々にファンが増えているとのことで、大変喜ばしいと存じます。このグラウンドゴルフをもう一步改良してできたランタッチボールというものがございます。略してランボールと言いますが、現在、名古屋ランボール普及協会の会長をされている鈴木義夫という方が発案したものです。

鈴木さんはシングルのゴルフプレーヤーで、ゴルフのすばらしさをすべての人に味わわせたいとの思いから、特に老人、婦人、子供、さらに障害を持つ人にもプレーできるものということから発想したそうでございます。老人に親しまれておりますスポーツにゲートボールがありますが、みずからやってみて、他人の球を打ち出す方式がゴルフとは全く異質なもので、これになじめず、そこで考え出したものがランボールというわけでございます。これがマスコミに報道されまして、全国的に普及しつつある

ようで、名古屋ではグラウンドゴルフより奥が深いというふうに喜ばれまして、各区に愛好家のグループが誕生しているようでございます。

ランボールといいますのは、パットゴルフとビリヤードをミックスしたような形のスポーツで、ゴルフと同様に長短のコースを回ります。専用のパットで、自分の持ち球であるカラーボールを打って、カップの手前30cmに置かれた白い球に当て、その白い球をカップに入れるもので、そこまでの打数を競うスポーツでございます。

コースは約10mのショートホールが二つと、約50mのロングホールが二つ、約30mのミドルホールが五つというふうになっております。用地の広さに応じて増減は可能なようでございます。コースの幅は約5m程度で済みますので、全体の用地は河川敷程度で済むのではないかと思います。

ともかく選択肢を多く用意することは必要でございますし、グラウンドゴルフをする人、またゲートボールをする人、ランボールをする人と、それぞれ多様性は望ましいことでございます。

現在、河原田地区の河川敷にグラウンドゴルフ用のコースが用意されておりますが、余り離れているために、ゴルフのショットの練習に占領されているというふうに聞いております。これが中央緑地や霞ヶ浦緑地、あるいは三滝川の改修に伴い利用できる用地が確保できれば、より大勢の方が参加できるのではないかと思います。いかがでしょうか、お尋ねいたします。

最後に、障害者の移動に関して、Aさんという人の例を挙げながらお尋ねいたします。

Aさんは松本にお住まいですが、筋ジストロフィーという難病と闘っておられます。市立四日市病院へ通院するにもボランティアの世話になるわけでございますけれども、車いすごと収容できるリフトのついた車しか役に立ちません。その通院の際、急ブレーキがかけられまして、車内で転倒して、足の指を骨折するというアクシデントに見舞われました。それ以来、

ボランティアの人は怖がって世話をしてくれなくなったそうでございます。ここにボランティアの限界を見たような思いでございます。

現在では、タクシーなら1区間分の料金で行ける距離ですけれども、リフトつきの車を頼みますと、往復で約8,000円かかるんだそうでございます。この車は当初タクシー会社に委託されておりましたけれども、利用客が少なく、採算に合わないことから、現在ではフットワークという会社に変更、委託されておるようでございます。

そこで、こうした難病と闘っている人や寝たきりの方が移動する際、自由に低料金で利用できる制度が必要になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

もう1点は、先ほど述べました、ボランティアの限界についてでございます。

ボランティアの活動をより確実なものにする方法を確立すべきときを迎えたような気がいたします。過去3度にわたって要望してまいりましたが、こうした事例を見るにつけ、福祉公社の必要性を痛感いたします。

私が提案したのは、市の福祉基金と協力企業、あるいは団体、そして当事者の三者で構成するというものでございましたけれども、最近、国の方で、国、県、市の三者でという構想を示してきておるようであります。いずれにしましても、ボランティアあるいはホームヘルパーが市民の身近な存在であるためには、民間のノウハウにゆだねることがベストであると思うのですが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 第1点目の三重県環境保全事業団による産業廃棄物処理場に関するご質問にお答えを申し上げます。

ご指摘の東京都西多摩郡日の出町地内の埋立処分場からプラスチックの

可塑剤というものが下流域に漏れ出てきたことにつきましては、現在、東京都において原因を調査しているとのことですが、ごみの中にまざっております突起物が遮水シートを突き破り、その箇所から漏れ出したのではないかというふうに、今、考えられておるところでございます。

ご指摘の財団法人三重県環境保全事業団の小山処分場におきましては、遮水シートの破損防止のために、突起物が遮水シートに直接当たらないようにということで、石こう系の汚泥を2～3mの厚さに当てた上で廃棄物の埋め立てを行っております。ご指摘のコンクリートで固めるのと同等の効果が期待でき、遮水シートの破損の可能性というのではないのではないかというふうに考えておるところでございます。

また、同事業団の産業廃棄物の受け入れ許可に当たりましては、事業団の職員が事前に排出事業所へ出向きまして、廃棄物を無作為に抜き出して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた項目はもちろんのこと、それ以外の項目につきましても、溶出試験でありますとか、成分含有量の分析を実施した上で、法の基準よりもさらに厳しい事業団独自の基準を設定いたしまして、廃棄物の受け入れ許可をしておるというふうになっております。

この基準を超える廃棄物につきましては、学識経験者とか、廃棄物専門家等で構成する埋立廃棄物審査会というのを事業団そのものが持っておりまして、そこにおいて審議をする等、周辺地域の生活環境保全に十分配慮されているものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問の第2点の拠点都市の指定についてお答えを申し上げます。

先ほどお話がありましたように、この国会で法案が成立をいたしました、略して私は拠点都市法と呼ばさせていただきますが、この拠点都市法には、

実は2本の柱がございまして、6省庁の共管ではありますが、通産省が提唱している業務機能の再配置と、建設省が提唱をしております都市基盤の整備の2本柱があるわけでありまして。

まず、業務機能の再配置についてであります。ご承知のように、四日市地域は特定重要港湾四日市港や、全国でも有数の工業集積を擁している点、さらに近鉄四日市駅周辺に代表されます商業集積など、中部圏の西の枢要な拠点としての基盤が既にでき上がっており、鈴鹿の山並みから伊勢湾に至る豊かな自然にも恵まれておりまして、業務拠点地区形成には適した都市ではないかというふうに考えております。

次に、都市基盤の整備についてであります。国の公共投資基本計画というのがありまして、430兆円の重点配分をするということになっておりまして、これは建設省が強力に推進をしているものでございまして。重点配分の額がどの程度かということについてはまだ明確になっておりませんが、四日市地域のように高速道路のインターチェンジが6カ所、あるいはジャンクションが将来2カ所も設置されるというような高速交通体系網の充実する地域におきましては、インターチェンジへのアクセス道路整備が、緊急かつ重要な政策課題でございまして。これを強力に推進していく上で、拠点都市地域として指定を受けることには強く期待をいたしたいというふうに考えております。

しかし、この指定はあくまでも知事ということになっております。したがって、既に3月24日には知事ご本人に対しまして強く陳情をいたしたところでございまして。

なお、今後のスケジュールであります。拠点都市法は近く施行をされるということになっておりますが、最もポイントであります基本方針というものは、現在まだ明らかにされておられません。しかしながら、9月には出される予定だというふうにお聞きをいたしております。この基本方針が出されますと、知事が関係各省庁等と協議をしながら、地方拠点都市地域

を指定をすることになるわけでございます。

したがって、本市としては、今後重点陳情事項の中に取り入れておられまして、知事等初め関係方面に対して強力に陳情をしまいたいというふうにご検討をしております。この地域指定を受けるということは、実はこの地域というのは広域市町村圏、市並びにその周辺の町も含めたことではございますので、共同で陳情いたしたいというふうに思っております。

ただ、この広域行政につきましては、指定の有無にかかわるというわけではございません。さらに先へ向かって積極的かつ着実な地域整備の推進を図ってまいりたいというふうに考えておる次第でございますので、また陳情等について議会の皆様方にもお願いを申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（水野幹郎君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（栗本春樹君）登壇〕

○水道事業管理者（栗本春樹君） 第1点目の産廃処理場に関連をいたしまして、水源保護条例を検討すべきではないかというご意見をちょうだいいたしましたので、お答えをいたします。

この問題につきましては、既にご承知のとおり、事例をいたしまして、津市が昭和63年2月に独自に水源保護条例を制定しております。しかし、この条例が制定されましても、津市が市域を越えて規制対象事業所を、直接津市が規制するということではできないことは当然でございますが、津市から水道分水をしております久居市、あるいは美里村もこれに同一歩調をとりまして、条例化したことによりまして、津市は久居市と、それから美里村に対して水質を汚濁しないよう要請することができるようにした、こういう事例があるわけでございます。

つまり、水道水源の保護あるいは水質の保全というものにつきましては、当然にこのように関係する河川流域の関係市町村による広域的な相互協力

によらなければ、その実効性は余り望めないということでございます。

また、水道法の規定では、水道事業者は、いかなる水源から取水するものでありましても、必要なら浄水施設を設置をして、その供給する水を常に水質基準に適合させるなど、安全性を確保する責務があるわけでございますが、本市の水の場合は浄水施設を必要としない良質なものでありますことは大変ありがたいことでございます。

また、取水する水の水質保全につきましては、公害対策基本法、それから水質汚濁防止法等に基づきまして、汚濁防止に関する必要な措置につきまして、関係行政機関に対して要請を行うことができると、こういう規定になっているものでございます。

そしてまた一方、本市では、そういう法の規定にかかわらず、平素から水源環境の変化には重大な関心を持っているところでございまして、水道事業の見地から、単に水源の周辺だけではなくして、水源上流の産業廃棄物処理施設のある周辺の河川につきましても、水質調査を実施するなど、厳重なチェックを行っておりますが、現在まで、各河川とも特に異常は認められておりません。

なお、水源の安全性確保の問題に対する国の考え方についてでございますけれども、国は、環境基準、あるいは排出基準等々諸法令の定めるところによりまして、水源の確保がされているということになります。しかしながら、良好な水を確保するということは、全国レベルで見ましても、それぞれの地域事情によって異なるものでありまして、私も単に法によって一律に担保できる問題でもないというふうに思っておりますし、また、この問題につきましては、今、国会におきましても、これはこの平成4年3月11日の予算委員会第4分会の会議録、これを取り寄せて拝見をさせていただいたわけでございますが、その中でもいろいろと議論されておるところでございます。要は、安全な水道水源の確保も、基本的には環境行政を中心といたしまして、総合的に取り組むことが妥当であるというふうに判

断されておるところでございます。

そして今、国におきましても水道の水質基準の見直し作業が進められておりますし、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の政省令も検討されている段階でありまして、近々その成案が出てまいりますので、これらの検討結果も踏まえ、さらには、午前中加藤助役の方から伊藤正数議員のご質問に対するご答弁がございましたように、現在、関係部局職員によりましてその辺の検討がされておるところでございますので、水道局もこれに参画をいたしまして、総合的な環境行政への取り組みの中で対処してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解をちょうだいしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問のございましたノーマライゼーションに伴うスポーツに関してお答えをいたしたいと思います。

現在、スポーツ課が所管しておりますスポーツ施設につきましては、障害を持った方も多く利用をいただいておりますが、すべての施設が利用しやすいようになっているかという点になりますと、まだまだ十分とは言えない点もございますので、今後の改修にあわせまして、ノーマライゼーションという視点を考慮して改善をいたしてまいりたいと存じておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

また、先ほどは久保議員からはランポールという、全く私ども初めて耳にするスポーツをご紹介いただいたわけでございます。

従来市といたしましては、老人、あるいは障害者にも親しんでいただけるであろうというグラウンドゴルフであるとか、あるいはインディアカといったような軽スポーツの振興普及に力を注いでまいりました。最近では、グラウンドゴルフの大会等にも多くの老人とか、あるいは障害を持った方々にも多く参加をしていただけるようになってまいりましたところござい

ます。

先ほどお聞きしましたランボールにつきましては、先ほど詳しくご説明をいただいたわけですが、例えばスポーツ課の職員もまだやってみたこともないという、全く新しいスポーツでございます。早速に、一度経験をして、研究をしていきたいというふうに思っておりますが、久保議員からもお持ちいただいた道具等もお見せいただいたわけですが、将来そういった障害を持った方、あるいは老人の方々にも楽しんでいただけるようなスポーツの一つになるのではないかというふうにも思っておりますので、今後十分研究を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） ノーマライゼーションの移動の確保についてお答えします。

障害者の社会参加の機会の増大や行動範囲の拡大に伴って、障害者の移動におけるハンディの軽減を図ることは極めて重要な課題であります。

本市におきましても、社会参加促進の観点から、タクシー料金の助成事業を初め、障害者が自分で自動車を運転する場合の燃料費補助、あるいは自動車改造費の補助事業等を実施しているところであります。

また、移動手段確保の観点からは、障害者団体によるリフトバス運行事業への助成のほか、デイサービス利用者や施設への通所者について、送迎用にリフトバスを運行しているところであります。

しかしながら、ノーマライゼーションの理念からいえば、障害者も同じように一般の公共交通機関が利用できるようになることが望ましいと思われれます。いずれにいたしましても、既存の制度や先進的な取り組みを行っている他都市の状況等をよく研究させていただきたく存じます。

また、福祉施策の充実のための福祉公社の必要性であります、過去の

議会でも答弁させていただきましたように、武蔵野市の福祉公社の場合は有償在宅サービスを実施しておりますが、これは担保物件の価格を限度に、資産貸付制度を利用できる対象者に限られ、底辺拡大における福祉施策のあり方を考えますと、当市において取り組むことは困難ではないかと考えております。

さきの社会福祉8法の改正により、社会福祉協議会は社会福祉を目的とする事業を企画し、実施するよう努めなければならないと、その位置づけが明確にされ、市町村社協は在宅サービス等、公的福祉サービスの運営主体として責任の度合いも増加しました。このような状況の中でさらに多様化する福祉ニーズに対応するため、市社会福祉協議会では組織改革を実施したところであります。今後も公的機能を盛り込んだ事業の取り組みを初め、諸事業の推進に当たるべく、社会福祉協議会の充実に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（水野幹郎君） 久保博正君。

○久保博正君 ご答弁ありがとうございます。

先ほどの、まず三重県環境保全事業団の場合でありますけれども、大変底も広くて、横も大きいんですね。そうしますと、横の方はどうするんだろうと。こういうふうに素人的に判断するわけであります。したがって、物を敷いてあるから大丈夫だ、横は、じゃ敷いてあるんだろうかというようなこともございますし、やはり大変厳しい状況にあるのではなかろうかなと、こういうふうには存じます。

ただ、水源保護条例というのは大変難しいということをよくわかります。けれども、水質管理をしているから大丈夫だというようなことではどうなのか。出てきたら、もう既に遅いわけでありまして、これから何十年も恐らく地下水に浸透するだろうと、こういうふうに思います。

特に、四日市の場合は地下水というものが、本当に貴重な市民の財産でございます。これを守っていくというためにも、あそこは山本前々議長が

申されましたけれども、あそこは水がめなんだと、これは私の脳裏にぐっと焼きついておるわけでありましてけれども、本当にそこを管理していく。そして、そこにはそういう危険なものは入れ込ませない。これが四日市の果たすべき大きな役割ではなからうかなと、こういうふうに思うわけです。ほうっておけば恐らく、P3もさることながら、高野興業のような産廃処理場も、さらにまた次から次へと来るだろうと、こういうふうに思います。

先ほど加藤助役の方からもあったわけでありましてけれども、産廃条例というのを何かつくろうということでありましてけれども、これ本当に果たしてできるのだろうか。例えば、私が前に高野興業のときに訴えましたとき、県の方へ行きましたら、実は日比谷公園のすぐ横に産廃処理場をつくりたいといっても、これは必ず許可しなければならぬ、そういう法律なんだと、こういうふうに言っておりまして、国の方がかわらない限り、どうしても無理だというようなことでございました。したがって、四日市としてやるぎりぎりの線は、水源条例というようなもので網をかぶせる以外にはできないのではないかと、こういうふうに思ったわけでございます。この辺ひとつ、先ほど申されましたような産廃条例が本当に可能ならば、これほどありがたいことはないかと、こういうふうに存じます。

それから、拠点都市法の方でありますけれども、実はきょうの新聞によりますと、高速道路を建設する場合に、地元の方で負担をしていただくこと、こういうような話が急に持ち上がってきたようであります。借金の必要な、例えば第2名神自動車道ですと10兆円要ると。それを30年まで先へ償還を延ばしながら、その間の利息は市の方で、あるいは地元で負担していただく。あるいは先行投資で土地を確保していただくこと、こういうような、大変地元へ、地方自治体へ負担がどっとかかってくるような、そういう考え方がどうも表へ出てきて、これを早速来年度から実施しようというような意向もあるやに見受けられるわけでありまして。そういうことか

ら考えましても、本当に高速道路がこれからどんどんと四日市へ入ってくるわけでありまして。特に第2名神自動車道なんかをとりましても、その10兆円の何割を負担しなければならぬのかと思いますと、大変気が重いことだと思います。

しかしながら、これと絡んで拠点都市法がもし導入され得るならば、またこれ違った形での対応ができるのではないかなと、こういうふうに存じますので、ひとつ今後この拠点都市法、また高速道路の建設の地元負担とというようなことから考えましても、ぜひ指定に入れるようにご努力のほどをお願いを申し上げたいと思います。

それからもう1点は、ノーマライゼーションにつきまして、これは前も私申し上げたと思うんですが、私が申し上げた福祉公社と武蔵野市の言う福祉公社とは、全く異質のものでございまして、しっかり勉強してもらいたいかと、こういうふうに思います。

私が申し上げたのと、武蔵野市がやる形のもの、これは全く異質のもので、こんなものを私は四日市でやろうなんていうことは、ゆめゆめ考えたことはございません。もっと本当に市民に密着したような形でこの福祉公社が生きればと、こういうふうに考えておるところであります。

社会福祉協議会の方が組織変更したということでもございまして、しばらく見守りたいなとは思いますが、本当に市民が、特にハンディを抱える方々が、どれほど、もっと身近なフォローを期待しているかということをよくよくお考えの上、ご対応をお願いを申し上げたいと思うわけでありまして。

例えば、福祉部が抱えておられるホームヘルパー、あるいは社会福祉協議会の方が持っておられるホームヘルパー、なぜ別々になるんだと。これを1本にしてもっと効率的に、あるいは各地区市民センターに配置されてというようなことも考えますと、やはりこれからもっと機能的なあり方というものがあるときに来ているのではないかなと、こういうふうに存

じます。

さらにまた、先ほど申しましたような、タクシーの補助とか燃費の補助は、それは私も知っておるわけですが、ただそういうふうに、我々が普通なら 600円ぐらいでタクシーで行けるところが 8,000円かかる。この負担はどうするんだと、これはあなたは筋ジストロフィーという大きな難病と闘っているんだから、あなたで持ちなさいというのでは、余りに冷たいのではないか。ここのところを何とか手当てをしていただければありがたいかなと、こういう考え方で申し上げたわけでございます。

ひとつ今後、今ここではご答弁ありませんが、ご検討のほどをお願い申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（水野幹郎君） 暫時休憩をいたします。

午後2時51分休憩

午後3時9分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大島武雄君

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 きょうの最後になりまして、お疲れのところと思いますが、しばらくおつき合いのほどをお願い申し上げます。

過日、皆様の温かいご支援を賜り、議員25年の表彰を賜りまして、本当に喜んでおるわけでございます。ありがとうございました。高いところからではございますが、厚く御礼申し上げます。

通告いたしております順に従いましてお伺いしたいのでございますが、発言予定の最後の、新たなFCC装置のことにつきましては割愛させていただきますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

第1問は健康づくりの問題でございます。多くの方々がいろいろな角度

から取り組んでおられますことは、まず健康が最も大切であるとのことから始まっているものと考えております。

ご承知のように、日本国憲法の第25条には、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとございます。当四日市市におきましても、この精神に基づきまして、いろいろな角度でご努力を賜っておりますことに敬意を表するものでございます。

人は皆生涯健康でありたいと願っておられますことを、4月の広報に、「健康は小さな努力の積み重ね」の中に掲載されておりました。幾ら立派ですばらしい方針や対策を提案されましても、個人が健康であるためには、努力が大切でございます。みずからの努力や医師の治療を受けましても、治らない病気もございましょうが、先ほども述べましたように、みずから健康づくりや、健康管理に努力をする必要がございますので、その上に立って、なお行政といたしましてその施策が不可欠ではないかと存じますので、若干お伺いいたします。

一つには、健康を保ち病を防ぐためには、日ごろの予防対策が必要でございます。例えば、過去にも提案させていただきましたが、家庭薬草の推進については、どのような薬草が望まれるのか、育て方や活用方法等不明の点もございしますが、市の健康を守るための予防対策としてどのようにお考えか、お伺いしたいのでございます。

例えば、アロエなどは皆様もよくご承知のとおりでございます。もちろん、大麻、あるいは危険なものや、あるいは害のおそれのあるものについては禁止されるべきでございます。例えば春の薬草としましては、イカリ草など、食欲不振や低血圧症によく、茎は動脈硬化症の予防に、夏の薬草では、アマチャは糖尿病には砂糖の代用に飲む。オオバコは利尿作用が高く、腎臓病や便秘によく、秋の薬草は、クサボテでは不眠や貧血症に、センブリは食欲増進、胃の薬として、冬には、ヤマユリは打ち身や小さなやけどなんか、あるいはまた、ムラサキは外傷薬として効果があるようで

ざいます。以上はごく一例のものでございますが、多くの薬草があることはご承知のとおりでございます。

病は早期発見、早期治療と申されますように、医師にかかる前に、まず家庭で応急手当てをして、また、日常の常備として活用してはどうかと考えるものでございます。

二つには、何といたしまして、日ごろの食生活が大切でございます。減塩とバランスのとれた食事、それに1日約30種類以上の食品が食卓にとよく耳にいたします。私は、加えまして、納豆は高たんぱくで、低脂肪、それにネギなどを加えて食べることや、イワシもマイワシ、カタクチ、ウルメイワシなどがございますように、野菜は薬草だと申されますように、十分野菜も食卓に心がける必要がございます。

三つには、適当な運動やレクリエーションが大切ではないかと考えます。屋内に、また屋外に、または山や海などもあり、幅広い問題でございますが、今日では休日も増えつつありますし、施設の充実も含めて、市民のニーズに合ったお取り組みを希望するものでございます。

例といたしまして、幸いにも本市ではプロサッカーの試合が可能な施設づくりを計画していただいておりますようでございますが、市民の多くの方々からは大変喜ばれている一つでございます。その声の一つといたしまして、観覧席を3万人から5万人程度と言う方もいらっしゃる、あるいはまた10万人ぐらいは欲しいんじゃないかと言う人もいらっしゃいます。計画の中に十分これらの意を含めてお考えいただければありがたいと考えるものでございます。

四つには、目の体操について促進されることも大切でございます。

ご承知のように、中国では小学生のときより、学校教育の一つといたしまして取り組んでおられます。目の体操は、第1節から第4節までとなっておりますが、私は、中国を訪問させていただき、目の悪い方や眼鏡をかけておられる方は珍しいくらい、中国の皆さんは眼鏡を利用されておま

せんでした。したがって、このようなよいものは学び、もっとPRする必要があると思いますので、目の体操につきましてのお考えをお願いします。

五つには、このほか多くの対策や制度がございますが、私は市民の1人といたしまして、健康で21世紀を迎えたいと願っている1人でございます。同僚の益田議員も提案をされましたように、この市民の願いを実現させるにも、(仮称)四日市市健康都市宣言の提案をするものでございます。過日、「アクティブ三重・環境保全宣言」が発表されました。大変喜んで一人でございます。

以上数点申し上げましたが、それぞれにつきまして、そのご所見をお伺いいたします。

第2問につきましては、(仮称)四日市樹医制度の創設につきましてお伺いいたします。

過日、地球サミットが盛大に開催されまして、全世界の注目となっております環境問題に取り組みましたことは、歴史上大きな1ページとして残ることでありましょう。優しい地球を守ろうという活動、あるいはまた、力強くエネルギーな地球、すべての生物を幸せにするかけがえのない地球を大切にと取り組んでおられました。そして、地球を苦しみ破壊するようなことは許されないというような意味のことも掲げております。

私は、近年、酸性雨による被害の心配をいたしており、質問させていただきましたが、特にそのような被害は現在のところ見受けられないというようなお答えをいただいたのでございます。しかし、日本の各地にはその被害も出ておりますが、コンクリートにかかわる被害のみならず、草木、あるいはまた草木には被害はないように見受けられますが、それは草木が生きる力があるからで、見えないのではないのでしょうか。私は、近い将来、樹木も枯れていく、あるいは、特に今日では家の生け垣などとして植えられております花や低木なども枯れているところが見受けられます。これは

管理面や、あるいは育て方の問題もごまいしょう。

このようなことのないように、枯れるまでには何とか相談できる樹医制度が創設されておりますと、こういうものを相談して、手入れや、あるいはまた枯れるまでのその対応ができるものとするものでございます。緑化推進に努力されております本市といたしましては、ぜひお取り組み願いたいものでございます。出雲市では大変好評であるとのことですので、ご所見をお伺いいたします。

第3問につきましては、四日市商業活性化対策、(仮称)青年あきない塾でございます。

昨年11月にはアムスクエアが竣工されまして、四日市の商業が一步進んだのではないかと思っております。この開店時にはすばらしい来客で大変喜ばれ、新設商店も、あるいはまた既設の商店も、ともによかったとの声を聞いたのでございます。私は、時々商店街にも、アムスクエアの中にも、店内にも、来客等の状況はどうだろうかと思いつながら歩いております。最近では、当初予定され、考えられておりましたような来客数より少ないのではないかとと思うときもございませう。

したがって、このままでは商業の町として栄えてきました、その姿が寂しささえ感じられ、もちろん、おのおのの商業者としていたしましては、それぞれ創意工夫がなされておられるのが当然と思っておりますが、本市といたしましてさらなる商業の繁栄と活性化で21世紀を迎える、すばらしい町四日市、住みたくなる町四日市を築いていただくために、私は、学者や豊かな先輩の経験者をお迎えしまして、計画的に講習会や学習会や、あるいは実地訓練等を含めまして、青年層の養成を計画してはどうかと存じます。私は、それを(仮称)四日市青年あきない塾として行政が努力されてはどうかと考えるものでございます。西宮市におきましては、大変好評を得ていると言われておりますので、この点につきましてもご所見をお伺いいたします。

第4問は、農業問題につきましても伺いいたします。

圃場整備につきましても伺いたいたいでございませうが、また改めて伺いたいたしたいと思います。

日本人の主食はお米が代表的なものでございませうが、しかし、近年におきましては、和食より洋食を好まれます方も増えてきております。本市では、農業に携わっておられます戸数は、平成2年度の調査によりますと6,276戸、そのうち専業としては384戸、兼業でも第1種兼業農家が292戸、第2種兼業農家が5,600戸であり、耕地面積では4,276ha、そのうち田は3,087ha、畑は461ha、果樹園は728haとなっております。

農家では一段と高齢化が進み、農業も大変であると言われております。さらに、農機具に多額の投資がされ、農業経営も困難となってきておるようによわれております。農家では若者が少なく、結婚したくても、結婚相手は農家への希望者も少ないことも悩みの一つであると聞いております。このままでは、近い将来農業に従事されます方が減少して大変な問題になりかねないのではないのでしょうか。後継者難の原因の一つには、年間を通しての安定的な収入の問題が考えられるようによでございます。中には、野菜と果樹を重点的に行っておられます農家の方々もいらっしゃいますが、私は、主食の米のことを考えた場合には、もっと改善しなければならないことも多くあるのではないかと存じます。

市と農協との話し合いの中で、例えばカントリーエレベーターの設置も、ライスセンターの処理も合理的にお取り組み願った方が、とりあえず一步進んだ改善策の一つではないかと存じませうが、ご所見をお伺いいたします。

第5問につきましては、地元の問題でございます。

ご承知のように、塩浜地域の問題につきましては、田中武議員ともども種々提案し、防災に、繁栄等につきましても発言してまいっております。幸いにいたしまして、皆様のご理解とご協力によりまして、順次改善の方向に進みつつございませう。

なお、当地区では、新しい時代を迎えるにふさわしい勢いが不足している面もあろうかと存じますが、住民の皆様方は熱心にいろいろな取り組みで頑張っております。

私は、近鉄塩浜駅西の広場整備及びエスカレーターの設置につきましては、再三お願いしてまいったところでございますが、近鉄の診療所が移転された後、引き続きエスカレーターの工事も行くと聞いたことがございますが、しかし、ご承知のように、近鉄の診療所の移転は既に完了いたしております。したがって、いつごろこのエスカレーター、あるいはまた西広場の整備ができるのか、お伺いしたいのでございます。あわせて、県立総合塩浜病院も平成6年度に移転されると聞いておるわけでございますが、駅西からの四日市西部地域を含めましたバス運行状況も計画されておりましたら、あわせてお答え願いたいと存じます。

最後になりましたが、加藤市長に、地元の塩浜地域をどのように改善なさるおつもりか、お考えをお伺いいたします。地元の方々におきましては、このことが非常に大きな関心ともなっておりますので、よろしく願い申し上げます。第1回目の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 市民の健康づくりについて、4点ほどご質問ございました。3番目の運動施設と健康づくりにつきましては教育委員会の方から答弁させていただくということで、そのほかのものについて、環境部としてのご答弁を申し上げたいと思います。

市民の健康づくりにつきましては、市民1人1人が自分の健康は自分で守るという認識を持っていただくことを基本といたしまして、それを疾病予防とか健康増進の観点から支援するために、健康診査や健康教育、または訪問指導など、各種の保健事業を推進をいたしているところであります。平成2年の8月には保健センターを開設いたしまして、医師とか保健婦を

初めとする専門スタッフの充実を図っておりまして、今後とも乳幼児から高齢者に至る総合的な保健事業を、福祉や医療との連携を図りながら、積極的に展開をしてみたいというふうに考えております。

そこで、まず第1点にご指摘の薬草でございますが、薬草につきましては、貴重なご提言をいただいたわけでございますが、確かに市民の薬草に対する関心というものは高まっていることは存じておりますが、その効能とか栽培方法などにつきましては、現在既に農業研究指導所において見本園が設置をされておりまして、市民園芸教室などを通じて市民への普及が図られておるところでございます。

なお、保健行政といたしましても、農林部局と十分連携をして、市民の健康フェスティバル等の機会を利用しまして、普及を図ってきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目にごございました食生活対策につきましても、成人病予防の観点から、大変重要であると認識しておりまして、保健行政として栄養士を配置し、先ほども申し上げましたが、乳幼児についての栄養指導事業とともに、成人についても、地区市民センターにおける栄養教室でありますとか、保健センターにおける病態別の食生活講座などを実施しておりまして、また、学校保健などにおいても、保護者への啓発に努めておるところでございます。今後とも一層積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

それから4点目に近視についてのご質問がございました。

近視につきましては、医師会の先生方の指導のもとに、学校等において、日常生活のあり方の啓発ということや、早期治療の指導に努めておるところでございますが、ご提言のごございました目の体操につきましては、一時幾つかの学校で行われたというふうに聞いておるところでございますが、科学的な効果が見られにくいということで、現在は下火になっておるところでございます。

最後に、健康都市宣言をしてはどうかというご質問でございますが、ご承知のとおり、本市といたしましては、21世紀を展望した四日市市総合計画基本構想におきまして、目標とする都市像の第1に「健康で心のかよう福祉のまちづくり」を掲げておるところでございます。

市といたしましては、これを具体的に推進するため、平成3年度を初年度とする5カ年間の保健計画を策定いたしております、これに基づきまして、市民1人1人の自主的な健康増進に取り組む意識の啓発を基本に置きながら、疾病の早期発見、早期治療を目的とする各種検診の受診率の向上を初めとする保健施策の積極的な推進に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 健康づくりについての第3番目にございました、地域住民が健康づくりのために手軽に利用できる運動施設についてでございますが、お説のとおり、近年の社会生活の変化に伴いまして、体力づくりや健康維持に対する市民の関心も非常に高くなってまいっております。

市民の健康づくりに対応するための身近な施設といたしましては、市内61小中学校の体育施設を住民に開放いたしまして、学校開放事業として地域住民に利用していただいているところでございます。しかし、さらにこれらの利用促進を図るため、環境整備に今後とも努力をしてまいりたいと存じております。

また、1小学校区1運動広場という目標のもとで、運動広場整備事業補助要綱というものも定めておまして、地域広場の整備に補助をしておるところでございます。現在、15カ所に設置されておりますが、なおこの事業につきましても、今後啓発努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 2点目の四日市樹医制度につきましてお答えをさせていただきます。

ご質問の緑の相談を受ける樹木のお医者さんの制度でございますが、市民の皆様の緑に関する相談につきましては、市民相談の一環として、緑の相談日を毎月第1、第3水曜日に設けまして、市民の相談に応じているところでございます。また、県地区の農業研究指導所におきましては、毎月1回市民園芸教室を開設し、樹木、草花の栽培育成、管理の指導を行っているところでございます。今後とも引き続き市民の皆様に緑の相談日等を十分活用していただくよう、市の広報等でPRを行ってまいりたいと考えております。

一方、本市には、三重県から委嘱を受けた緑の相談員が1名配属されており、市民の相談に応じておりますが、将来は緑に経験のある人を、市の緑の相談員に委嘱する方法も検討してまいりたいと考えております。

また、樹木の健康を守るために、市独自に緑の保全に取り組み、市域に生育する巨木、名木の類の生態分布調査を、平成2年度より4年度計画で進めておるところでございます。

○議長（水野幹郎君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 3点目の四日市商業活性化対策、いわゆる青年のあきない塾につきましてご答弁を申し上げます。

昨年の11月に駅西アムスクエアがオープンし、商圈の広域化は確保されたわけでございますが、消費の多様化、高度化等、消費購買動向の変化によりまして、小売業の環境は、以前のように店をつくれれば売れるという環境ではなくなっておるわけでございます。したがって、小売業者の販売ノウハウ等ソフト面での内容を充実した魅力的な店舗でなければ、消費者の支持を得ることができないという厳しい現実がございます。

最近では、商業は単に買い物の場だけではなく、町の魅力や文化の一端を担う暮らしの広場として大きく期待されている側面もあるわけでございます。このため、小売商業者においては、以前に増して自己努力が必要であるという認識のもとに、熱心に研究がなされておるわけでございますが、市といたしましても、平成2年度から継続的に商業活性化講演会を実施し、経営者の資質向上を図ってきたところであります。

また、本年度から、ご指摘にありましたように、特に若手の経営者を対象といたしまして、より実効が上がるべく、小人数に絞った連続講座「ネオオアキンド塾」を開講することといたしております。これは、従来座学中心の抽象論が多かった商業向けの研修会を、より踏み込んで、売れる商品陳列の実習を中心とした実践的な研修を実施するものであります。特に今回は、店舗の装飾、陳列等の具体的な技術習得と消費者の意識変化を踏まえた店舗責任者の意識改革を目的として、商品のゾーニングとかディスプレイ、店内レイアウトなど基本的事項と、消費者の購買意識の変化の現状の習得をねらいとしております。現状店舗のチェックから、現場改善指導及び成果発表まで6回の連続講座で、受講生も10人から15人と絞っております。

今後も次代の本市商業の中核となる若手経営者の資質向上のため、諸施策を実施してまいり所存でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（鎌田 悟君）登壇〕

○農林水産部長（鎌田 悟君） ご質問の4番目の農業問題についてお答えを申し上げます。

本市の農業は、米を中心といたしまして、お茶、野菜、畜産等多様な農業が行われておりますが、農業を取り巻く状況は、ご承知のように、後継者の減少化あるいは不足に加えまして、農業従事者の高齢化あるいは兼業

化の一層の進展等によりまして、経営状況は一段とその厳しさを増してきておるわけでございますが、このような中で、先般、新聞紙上で発表されましたように、農林水産省におきましては、21世紀に向けた新しい食糧、農業、農村政策の方向を示しました、いわゆる新しい農政ビジョンを公表いたしましたところでございますが、この中で、大規模経営体の育成による生産性の向上とコストの低減化の方向が示されたところでございます。

今後、これについての具体的な方策が国から示されてくるところでございますが、本市におきましても、農業経営の確立を図るためには、経営規模の拡大と生産コストの低減を図り、産業として自立できる体質の強い農業を推進することが必要であると、こう考えておるところでございます。

その一つの方法として、集落を単位とした集落ぐるみの取り組みにより、農業機械、あるいは施設への過剰投資を抑えるとともに、コストの低減を図ろうとする集落農業が目ざされておるところでございますが、本市におきましても、県地区を初めとして、その推進を図っているところでございます。

さらに、これらの推進とあわせまして、土地基盤の整備、あるいは農業近代化施設の整備にも努めておるところでございますが、ご質問のございました大型のカントリーエレベーター、あるいはライスセンターにつきましては、現在市内では、農協の施設でございますが、3カ所において稼働しておる状況にございまして、市内の米の生産量の60%の処理をできる能力を保有しておる状況でございます。

今後、経営規模の拡大を進める中で、これの利用増加が見込まれますので、さらに施設の充実を図る必要があらうかと考えておるところでございます。本年度、平成4年度でございますが、新しく地区指定を受けました農業、農村活性化農業構造改善事業で、1カ所増設をいたしまして、処理能力の拡大を図ろうと計画をしているところでございます。

今後も農協等関係機関との一層の連携を図りながら、低コスト農業の推

進に努めまして、農業所得の向上と農業経営の安定を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） 近鉄塩浜駅西の整備につきましてお答えいたします。

塩浜駅西口広場の整備でございますが、平成元年度より事業に着手いたしまして、用地取得、移転工事を進めてまいりました。

現在、地元の皆様に親しまれる広場をつくるために、地域の皆様のご意見をいただきながら、実施設計の作業を進めておるところでございます。工事は、本年度に着手いたしまして、平成5年度には供用開始を予定しております。工事中は何かとご迷惑をおかけいたしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、西口のエスカレーターの設置でございますが、東西連絡橋を通行する皆様にできる限り支障のないように工事を進める必要がございます。広場の工事に引き続きまして、現在の階段を移設いたしまして、平成6年度に完成を予定しておるところでございます。よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（水野幹郎君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 最後に、塩浜については市長はどう考えているのかというご質問であります。私は古くからの住民でありまして、行政に携わる身としては、我田引水をやってはいかぬというふうに思っております。すべてを地区選出の議員、あるいは役員の方々にお任せを申し上げておるといのが私の心境でございます。

ただ、今日塩浜地区全体を眺めてみますと、若干交通問題で、非常に未整備の地区ではないだろうか、鈴鹿山ろくから海岸まで、ずっと1本

外環状的な道路を楠まで通しまして、今度は楠の方から湾口へ向かって、もう1本南北の道路をつくっていくべきではないだろうかというようなことを考えております。

ただ、県立総合塩浜病院の跡地の活用がありますので、これは塩浜地区ということだけではなく、四日市全体のことを考えまして、ここがいい活用の場になればというふうに思っておるところでございます。今後、そういった面におきまして、議員の皆様方とご相談を申し上げながら、県の方に働きかけをやってまいりたいと、かように考えておるところでございますので、この上ともご支援をちょうだいいたしますようお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 大島武雄君。

○大島武雄君 いろいろお答えいただきまして、ありがとうございます。

第1点の健康づくりにつきましては、三重県、四日市の健康状態の中で、特に私が気になりました幾つかの病名と申しますか、それが気になりましたので、このことを取り上げたわけでございまして、何とか市民全体が健康で21世紀を迎えたいというのが願いで申し上げているわけでございますので、お含みいただきたいと思っております。

例えば、慢性肝疾患、この病で亡くなられた方々は、平成2年度の調査でいきますと、定性死亡率というんでしょうか、10万人単位のことでございますが、県の平均は4.55、四日市は5.5とかなり多いわけでございまして、あるいはまた糖尿病の場合におきましても、県下の平均が3.07、四日市市民が3.8というようなこと。あるいはまた、悪性の新生物の関係でいきますと、10万人単位でございますが、県が71.68で、四日市が78.9というようなことになっております。その中でも、塩浜では117.3、河原田が108.7と、こういう高い数字になっておりますので、何とかこれは、地域別にこれは病の大小あるかもしれませんが、何とか市民が健康を保って元気に新しい時代を迎えたいというのが願いで、先ほどのようなことを質問

させていただいたわけですので、どうか十分先ほどの私の質問もご理解いただきながら、健康に取り組んでいただくようぜひともお願いしたいと、こういうふうに思います。

それから、都市宣言につきましては、先ほど申し上げましたように、やはり四日市が長い間、昨日からの質問にもございましたように、公害の余り好ましくないイメージがいまだにまだ全国的に残っているわけございまして、これを何とか払拭したいというようなことから、こういう宣言をしていただいて、全庁挙げてこの健康問題に取り組んで、すばらしい四日市になったなというようなことが全国の方々に浸透できるような、そういう対策をお願いしたい、こういうことからお願いしているわけでございます。ただ現在行われていることだけで報告をいただいたわけでございますが、非常に残念な答えの内容になったように私は受け取っているわけございまして、これから、やはりお答えいただく場合は、現在から一歩、どうしていったらいいかということを含めてお答えいただければ非常にありがたい、このように思う次第でございます。

それから、2番目の樹医制度でございますが、これから考えられることは、やはり酸性雨等によりまして、特に高い地域での草木などが枯れ始めるようなことも耳にしているわけでございますので、特に出雲市などにおきましては、いろいろ何人かの協力をいただきまして、調査をされておられまして、その中でいきますと、やはり多いのが5月、6月ぐらいに一番いろんな相談が多いということから、その対策の取り組みについて、今生懸命にやっという感じでございまして、参考までに申し上げさせていただきますと思います。

塩浜につきましては、先ほど市長からもお話がございましたように、塩浜の市長ではございませんが、地元に住んでいるということからちょっとお伺いしたわけございまして、市長の、これはやはり地元に対する熱意というものを、地元の市民は非常に望んでいるということをお含みいただ

きまして、これからいろいろございましょうが、ひとつ頑張ってください、ありがとうございます、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

あとのことにつきましては、先ほどお答えいただきましたので、どうか市民のニーズにこたえられますように、ひとつ頑張ってご配慮いただければありがたいと、このように思いますので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（水野幹郎君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時52分散会

会 議 録

第 4 日

(平成4年6月17日)

○議 事 日 程 第 4 号

平成 4 年 6 月 17 日 (水) 午前 10 時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 53 号ないし議案第 83 号 …………… 質疑・委員会付託

第 3 議案第 84 号及び議案第 85 号 …………… 説明・質疑
委員会付託

議案第 84 号 工事請負契約の締結について

－雨池 8 号幹線水路築造工事－

議案第 85 号 工事請負契約の締結について

－富田污水 3 号幹線管渠布設工事－

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (39名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
大 島 武 雄
小 川 政 人
川 村 幸 善
喜 多 野 等

久保博正
 桑原勇
 小林博次
 坂口正次
 佐藤晃久
 佐野光信
 瀬川憲生
 田中武
 田中俊行
 谷口廣睦
 土井数馬
 豊田忠正
 中森慎二
 野崎洋
 野呂平和
 橋本茂
 橋本増藏
 長谷川昭雄
 日置記平
 藤井浩治
 古市元一
 堀内弘士
 益田力
 水野和子
 水野幹郎
 毛利道哉
 森真寿朗

○欠席議員(2名)

宇野長好
 大谷茂生

○出席議事説明者

市	長	加藤寛嗣
助	役	加藤宣雄
助	役	奥山武助
収	入	毛利道男
調	整	石川徹夫
市	長	鈴木一美
計	画	推進部長
馬	淵	則昭
総	務	部長
鵜	飼	滋
財	政	部長
佐	々	木龍夫
市	民	部長
小	畑	廣次
福	祉	部長
大	井	一美
商	工	部長
米	津	正夫
農	林	水産部長
鎌	田	悟
環	境	部長
須	原	賢治
山	田	稔
建	設	部長
西	田	喜大
下	水	道部長
岡	田	幹夫
消	防	長
島	村	隆
消	防	次長
谷	口	淳一
病	院	事務長
光	本	博之
水	道	事業管理者
栗	本	春樹
水	道	局次長
別	所	弘和

教 育 長	丹 羽 武
教 育 次 長	服 部 美 次

代表監査委員	樋 尾 裕
--------	-------

○出席事務局職員

事 務 局 長	長谷川 昭 彦
参事兼議事課長	伊 藤 千 秋
議事課長補佐	福 島 和 幸
主幹兼議事係長	玉 田 耕 士
主 幹	井 上 紀久夫
主 幹	水 谷 正 昭

午前10時2分開議

○副議長（堀内弘士君） おはようございます。

水野議長に代わりまして議長の職務を行いますので、よろしく願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、36名であります。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第4号により取り進めますので、よろしく願いをいたします。

日程第1 一般質問

○副議長（堀内弘士君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

中森慎二君。

〔中森慎二君登壇〕

○中森慎二君 おはようございます。

新風クラブの中森でございます。

議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず1点目といたしましては、ごみ処理に関する諸問題についてお伺いをいたします。

大量消費、使い捨て時代により、清掃工場能力を超えるごみの急増、また埋立処分場の確保困難などが全国的な傾向にあり、ごみの処理につきましては、全国のどの自治体もが抱える大きな問題として提起をされております。本市におきましても、年間に発生するごみの量は、他の都市と同様に年々増加の一途をたどっておりまして、最近5年間の人口の伸びが4.5%であったのに対し、ごみの発生量は約13%もの増加をいたしております。ちなみに平成2年度のごみの量は、年間で約13万9,000tとなっております。こういった状況の中、本市におきましてはごみ10%減量キャンペーンの展開、リサイクル事業の調査研究、および該当リサイクル事業への補助、ごみ問題会議の設置等、ごみ減量化に向けて積極的な対策を実施、ご努力をいただいております。平成2年度1年間に発生したごみの量約13万9,000tのうち、53.5%に当たります7万4,300tが焼却処分をされる一般ごみでありますけれども、昭和61年の5万4,200tに対して37%もの増加をいたしております。ごみの全体の増加量がここ5年間で13%増であることを考えたときに、焼却ごみ量の37%増という数値は、いかにごみ全体の増加量の中、焼却処分されるごみの量が大きく伸びていることがわかります。また、その中で特筆すべき点は、焼却処分される7万4,300tのうち、市の手によって収集されるごみの量が65%、4万8,300tに対して、清掃工場の方へ直接搬入されるごみの量が35%、2万6,000tと

なっているわけですが、市による収集量がこの5年間で12%の増に對しまして、直接持ち込まれるごみの量は234%もの大幅な増加になっております。北部清掃工場におけるごみの処理量の大幅な増加には、この直接搬入されるごみの増加が大きく起因をしていると思われまゝす。また、北部清掃工場で焼却処分されたごみの約15%は、焼却灰として、新たな埋め立てごみとして、南部埋立処分場で処理をされているわけでありまして、ちなみに平成2年度の実績で1万800tが焼却灰として埋立処分をされております。このようなことから、ごみのもとを断つごみの減量化は大変重要な課題だと考えまゝす。

そこでお尋ねをいたします。これら直接搬入されるごみについては、絶対量のみならず、分別収集が徹底をされておらず、中身についても問題があると考えまゝす。例えば、空き缶など、焼却できないごみが多く含まれ、北部清掃工場の維持管理にも大きな影響を与えていると考えまゝすが、それら直接搬入ごみの減量、および分別についての対策についてご所見をお伺いいたします。

次に、北部清掃工場は、現在、各150tの処理能力を持つ1から3号炉が設置をされておりますが、1、2号炉は建設後17年を経過しており、老朽化しているため、現状では3号炉を主とした運転を続けております。今後、ごみ質の変化、あるいはごみの増加によりさらに炉に対して必要以上に負荷をかけることとなり、将来に対して不安要因を抱えての運転であると考えまゝすが、北部清掃工場の改修計画、廃熱利用を含めた将来計画についてお伺いをいたします。

次に、一般家庭より排出をされます一般ごみの中には、生ごみといわれる台所の調理したときなどのごみや食べ残などが含まれるわけですがけれども、ある調査によりますと、家族4名の平均的な台所からは、1日約500gの生ごみが出ると言われております。これは1年間180kgになります。これを本市9万世帯に当てはめてみますと、大変大ざっぱな算出ではあり

ますけれども、1年間で1万6,200tということになります。この量は先ほど申し上げました、市によって収集をされる一般ごみ量4万8,300tに對して、34%と大きなウエートを占めていることとなります。これは本市の焼却一般ごみの中において少なくとも20~30%、数量にしまして1万tから1万5,000tは生ごみが含まれていると予測をされます。ちなみに、ごみを処理する経費は本市におきましては、収集部門あるいは焼却部門も含めましてt当たり2万3,000円かかっておりますので、仮にこの生ごみ1万5,000tを処理するには、3億4,500万円という膨大な経費が現実に費やされておるわけでありまゝす。

そこで、一般家庭から排出をされる生ごみを、コンポストと呼ばれている生ごみ処理容器により自家処理をしてごみの減量化を図り、生ごみの一部でも焼却処分せず、堆肥化ということを行えば、資源のリサイクルにもマッチし、生ごみの減量化にも通じる方策ではないかと考えまゝす。コンポスト処理化といいますのは、ごみの中の有機成分を土壤微生物による好気性分解作用で堆肥化して、土壤改良や肥料として再利用する方法でありまして、容器といたしましては、ポリエステル製の底のないドラム缶を想像していただければいいかと思ひまゝす。このコンポストと呼ばれている生ごみ処理容器を、市民の方々が購入する際の経費の一部を補助する制度、あるいは本体を貸しつける制度などを、本市においても採用していくべきだと考えまゝすが、ご所見をお伺いいたします。

次に、このコンポストの設置場所でありますけれども、一般家庭に設置をすることは先ほどお話をしたとおりであります。二つ目としまして、市内の小学校に設置をしてはどうかと考えまゝす。ご存じのとおり、市内の小学校におきましては、学校給食が実施をされておりますが、市内の650食から980食、大規模な給食を実施しております10校について、食べ残し残飯量、またその処理について調査をいたしました。学校給食の基本理念からいたしまして、食べ残し残飯が出ないことは、一番望ましいわけであ

りますけれども、現実としては、毎日平均1校当たり10kgの食べ残り残飯が出ているということでありました。またその処理方法でありますけれども、10校中の9校が市のごみ収集により処理をしている。また、1校が畜産業者の方に回収を依頼しているということでありました。また、一方で、給食職員の方々も、生ごみを少しでも出さないということの中でご努力をいただいております。調理面ではもちろんのこと、野菜の切れ端などはまとめて、学校で飼育をしていますウサギあるいは鳥などのえさとして活用をいただいております。こういったことも現場でお伺いをしてまいりました。その他、調査をしていない残り30校におきましても、市のごみ収集により処理しているのが実情ではないかと考えます。仮に、市内40校の小学校の平均食べ残り残飯量を5kgと仮定をいたしますと、年間の給食実施日数が約200日余りでありますので、年間40tの生ごみが学校から発生をしていることとなります。こうしたことから畜産業者の方に回収を依頼している学校は別としましても、食べ残り残飯をコンポストにより処理をして、堆肥として学校などで活用してはどうかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

三つ目といたしましては、市内14カ所で整備をされております市民菜園に、少し大型のコンポストを配備してはどうかと考えます。平成3年9月現在、市内には農業委員会所管の菜園5カ所、農林水産課所管の菜園9カ所が整備をされております。合計649区画、面積約5,500坪、利用者は386名にものぼります。市民菜園は、作物を育てることを通じて高齢者の健康や生きがい、あるいは新鮮で安全な野菜の供給、家族や隣人との触れ合いの場の提供など、さまざまな効用を持っていると言われております。有機栽培が増加をしている中、それぞれの家庭で出た生ごみを菜園に持ち寄っていただき、堆肥としてみずからの畑の肥料として活用していただいたらどうかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

四つ目といたしましては、市内23地区市民センターへコンポストを配置

してはどうかと考えます。皆様方ご存じのとおり、地区市民センターは、各地区の市民の皆様方と肌で接し、いろいろな行政サービスを提供させていただき第一線の窓口機関であります。またかつ、地域の文化活動の拠点でもあると考えるわけでありますが、地区市民センターから出るごみの量はわずかであるというふうに思いますが、行政がみずから積極的に取り組む姿勢は大変重要であると考えます。また、コンポスト自体をご存じない市民の方々でも、地区市民センターへ行けば、実物をご自身の目で確かめていただくこともできるわけでありまして、市民の方々へのごみに関する啓発のきっかけとして、コンポスト制度の拡大をしていく発信基地的な役割も含め、設置していただければどうかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、大きなテーマの2番、中学生、高校生の国際交流につきまして、3点ほどお尋ねをいたします。

日本とアメリカ合衆国における自動車、IC、カメラ、農産物等々の貿易摩擦問題を取り上げたニュースは毎日のように報道されておりますけれども、その一方で、姉妹都市提携をベースにした国際交流は着実に進められていると思います。姉妹都市提携は、アイゼンハワー元合衆国大統領が第二次世界大戦後に提唱いたしました、「国境を越えて人と人との友情を育てよう」、この趣旨を踏まえて、規模や性格の似ている二つの都市の市民が、人種や国境を越えた友情によって固く結ばれ、文化や経済の交流を通じて相互の理解を深め、国際親善と国際平和に役立てようと、世界の諸都市の間で結ばれるようになりました。日本では、昭和33年12月、長崎市がアメリカ合衆国ミネソタ州セントポール市との間に姉妹都市提携を締結して以来、今日まで数多くの自治体で進められてきました。都市の性格に応じて、経済、文化、産業、教育など、種々の分野にわたって情報交換を行ったり、視察団、学生などの相互派遣、文化の交流、文通など、さまざまな企画を実施しております。次代を担う児童や学生、青年層の国際的視

野の拡大と感覚を養う上において大変意義深いものであると考えます。

本市においても昭和38年10月、アメリカ合衆国カリフォルニア州ロングビーチ市との間において姉妹都市提携が成立をして以来、ことし29年目を迎え、来年30周年という大きな節目の年を迎えることとなりました。昭和38年10月、本市議会臨時会において姉妹都市提携議案が議決をされたわけですが、当時この議決に参画をされた議員の方々も、現職としては、本日おみえになります喜多野議員、大島議員お二人でありまして、議会の中を通じて大きな時代の流れとともに、30周年を迎えようとする交流の歴史の重みを感じずにはいられません。また、その間、両都市の橋渡しとしてご尽力をいただきました数多くの関係者の方々に対して、心から敬意を表したいと思えます。さて、そこで来年姉妹都市提携30周年という大きな節目の年を迎えるに当たり、四日市市として、またロングビーチ市との間において、どのような構想をもとに意義ある記念事業を計画されているのか、お尋ねいたします。

次に、今日まで進められてきましたさまざまな交流事業の中、昭和40年より高校生と教師を対象とした交換学生派遣制度が実施をされてきました。この事業は、それぞれの市が隔年に学生2名、教師1名を約1カ月程度それぞれ派遣し、交流を進めてきたものであります。昭和40年第1回の派遣より平成3年で14回を数え、本市より派遣された学生は28名に上ります。彼らの人生経験の中、幅広い国際感覚を養う上で大きな成果があったというふうに思います。

このように27年間もの長きにわたり実施されてきている交換学生派遣事業は、全国的に見ましても大変数少なく、今後とも継承されていくことを強く望むところでありますが、この交換学生派遣制度の中身について、派遣される学生の人数の問題、派遣期間、現地での滞在方法、現地での受け入れ体制、あるいは派遣される学生の選抜方法など、現状にマッチしない部分もあるのではないかと考えます。この事業をよりよくする見地から、

それらの現状と今後改善していかなければならないとお考えの点につきまして、ご所見をお伺いいたします。

次に、最後になりますが、先ほどの質問とも関連をいたしますが、中学生を対象にした海外使節派遣事業についてお尋ねをいたします。

現在、四日市の中学校を対象に、英語教育の向上を目的とし、県より派遣の英語指導助手1名、またロングビーチ市のご協力のもと、四日市市独自で、四日市市英語指導員5名の方にご指導をいただいております。その内容は、英語指導のほか、課外活動への参加協力、英語コンテストの審査、あるいは市内の小学校、幼稚園への訪問など、国際理解教育の推進に向けご協力をいただいております。中学校の教育現場において、他の都市とは比較しましても、大変恵まれた環境にあるということをお考えのところでありますが、来るべき21世紀に向かって、諸外国との交流と親善はますます深まっていくものと確信をいたします。こういった状況に対応するため、中学生を対象とした早い時期から積極的に外国の方々を接し、またみずからの目で国情を見てみることは、国際感覚を養う上において大変意義深いものであると考えます。三重県内におきましても、鈴鹿市、尾鷲市、津市などで同様の事業が5年余り前から実施をされまして、大きな成果を上げられております。ぜひ本市におきましても、中学生を対象にした海外使節派遣事業の実施に向けお取り組みをいただきたいと思います。ご所見をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○副議長（堀内弘土君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） ごみ処理に関する諸問題についてご答弁を申し上げます。

ただいま市内のごみの発生量につきまして、詳しい数字をお示しいただきましたが、ご指摘のとおり、ごみにつきましては、年々増加をいたして

おりまして、その対策が急がれておるところでございます。少し現状を申し上げさせていただきますと、北部清掃工場へ直接搬入される事業所のごみにつきましては、5年間で倍増をいたしております。しかし、その反面、南部埋立処分場に直接搬入される事業所のごみ量が逆に半減をいたしております。これは平成元年度以来、ごみの分別の指導の強化を行ってまいりました結果、それまで埋め立てごみの中に混入をいたしておりました、本来焼却すべき廃棄物が、清掃工場の方へ正しく搬入されるようになったものと判断をいたしております。とは言いますものの、事業所ごみが全体として増加傾向にあり、これに対処していく必要がありますので、平成3年度には、「ごみ10%減量キャンペーン」の一環といたしまして、約500社に対しまして、事務所から出る紙ごみのリサイクルの推進をお願いいたしました。また、今年度におきましては、昨年10月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴って、事業者に対しまして、ごみ減量に関する計画書の提出を求める「事業所ごみスリムアクション計画事業」を実施し、ごみの減量化と資源リサイクルの推進を図るとともに、分別の徹底指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、北部清掃工場の整備についてご指摘がございましたけれども、現在、1、2号炉が建設後19年を経過いたしまして、老朽化しておりますので、今後、平成2年度に作成いたしました「四日市市一般廃棄物処理基本計画」の内容を踏まえまして、総合計画の第六次基本計画策定の中で、改修等について検討をしてみたいというふうに考えております。なお、この施設整備に際しましては、地球規模での環境汚染とその保全がクローズアップされておる中であって、ごみ焼却の余熱の積極的な利用を図っていく方向であわせて検討をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、ご指摘のありましたコンポスト、要するに生ごみ堆肥化容器のことでございますが、設置に対する補助及び貸付制度の導入につきま

しては、平成2年度及び平成3年度におきまして試験的に、市政モニター20名と四日市市消費者協会の会員20名の合計40名の方にコンポストを実際に使用していただき、ごみ減量とコンポストの使用状況を調査いたしたところでございます。その結果によりますと、一般ごみの排出量は2分の1から3分の1に減少することは事実でございますが、設置につきましては、少数の方からではございますけれども、幾つかの問題点が出されております。その一つとしましては、コンポストを設置して堆肥として使用することができるのは、当然のことながら、庭や畑がある家庭だけに限られるということがまず1点。2番目としましては、使用の仕方によって、気温の高い夏場にはコンポストにウジ虫が発生したり、悪臭のために使用者や付近の方に逆に不快感を与えることがあるのではないかとということ。3点目としましては、上質の堆肥をつくるためには時々土や石灰を混ぜて攪拌をするなど、若干の手間をかける必要があるということで、これを怠りますと使用できるような堆肥とはならないというような問題点が指摘されておるのは事実でございます。

しかしながら、コンポストによるごみの減量効果は確かに高いものがございますので、今後ともその使用方法について十分に研究し、家庭ごみの減量と資源化策としてのコンポストの購入補助、あるいはご指摘のございました市民菜園への設置、並びに地区市民センターでの市民啓発のためのコンポストの設置について、続けて検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（堀内弘士君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまのご質問の中で、小学校へもコンポストを設置してはというご意見につきまして、ご答弁を申し上げたいと存じます。

ご承知のように、本市では小学校の給食につきまして、バランスのとれ

た給食、あるいは楽しい給食といったものを目指して、そのための献立の工夫とか、あるいは多様な給食の実施形態を取り入れて、児童の喜ぶ給食に向けての努力を行っておるところでございます。しかしながら、それでもなお残飯とか残滓がゼロというわけにはまいっておりません。ご提言のように残滓あるいは残飯につきましては、子供自身にもそういった状況をとらえさせる中で、栄養のバランスのとれたそういった食べ物の大切さとか、あるいは給食を支えている人たちの苦勞が理解できるよう、教育も行っているところでございます。しかし、やむを得ずできた残飯とか残滓につきましても、先ほどご発言もございましたように、例えば、学校で飼育している動物のえさに利用するなどして、少しでも再利用することも教えていきたいというふうにも考えております。

ご指摘のコンポストにつきましては、先ほど環境部長の方からの説明にもありましたように、まだまだ問題が多く残っておるように存じますので、そういった研究も含め、今後の一つの方法として研究を続けてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（堀内弘士君） 市長公室長。

〔市長公室長（鈴木一美君）登壇〕

○市長公室長（鈴木一美君） ご質問の中・高校生の国際交流に関連いたしまして、2点についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、ご質問の第1点でございますが、ロングビーチ市との都市提携30周年記念事業を来年迎えるに当たりまして、どういった考え方でというお尋ねがございました。若干これまでの経緯を含めてご答弁を申し上げたいと思いますが、既にご発言のございましたように、1963年の10月に姉妹都市提携をいたしまして以来、公式訪問団の相互訪問、あるいは学生、教師の相互派遣、英語指導員の招致、加えまして萬古展の開催でありますとか写真展の開催、大学間の交流、スポーツ交流などをこれまで行ってきたところでございます。これまでの記念時での例でございますが、1983年の20

周年記念といたしましては、ロングビーチ市の当時のクラーク市長ご一行をお招きしまして、本市における記念植樹あるいはロングビーチ公園、ロングビーチ通り、霞ヶ浦の緑地内でございますが、これらの命名行事等を行いました。また25周年に当たります1988年には、ちょうどロングビーチ市が市制を施行されてから100周年という記念すべき年と同時期に重なりまして、ロングビーチ市側のご要望もございまして、その当時は市民訪米団を派遣をいたしたわけでございます。211名の市民の方々の訪問をいただいております。この中で萬古焼等の地場産業や、あるいは茶道、華道、邦楽、獅子舞など、日本の文化や歴史を紹介する「四日市フェア」を開催したほか、四日市ガーデンに記念としての鳥居等も贈呈してきたところでございます。来年はちょうど30周年になるわけでございますが、これを記念事業として行うその主体を、ロングビーチ側でやるか、四日市側で受けるかということにつきまして、基本的にまだ詰めてもないわけですが、ロングビーチ市の事情といたしましては、特にこの姉妹都市提携の事業は、ロングビーチ市の都市提携委員会とロングビーチ市の市当局が当たられるわけでございますが、特にボランティア的なこの都市提携委員会の方が主体になれるということがございますので、この辺の詰めにつきましては、なお時間がかかるのかなというふうに思っておりますが、できるだけ早く具体的な協議を進行させていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

第2点のご質問でございますが、交換学生の制度につきまして、姉妹都市提携を行いました2年後の1965年に第1回の派遣をいたしております。高校生の男女各1名と中学教師あるいは高校教師1名を、合計3名でございますが、こういった3名の1年置き相互派遣ということで実施をしております。既に28年たったわけでございます。本年はロングビーチ市の方から教師と学生2名を受け入れることになっております。この中で、本市における派遣のあり方でございますが、派遣者の選抜方法といたしまし

ては、中学校及び高等学校の学校長に推薦を依頼いたしまして、筆記試験あるいは面接等を行って決定をしてきております。これまでに派遣をいたしました学校別で申し上げますと、四日市高校、四日市商業高校、四日市市南、暁中学高校、四日市西、海星、メリノール、四日市工業高校と、市内の高校からそれぞれ学生の派遣を行っております。男女各1名ずつで14名ずつが向こうに行っておるわけでございます。また、教師の派遣につきましては、中学校の教諭が男子5名女子2名、高校の教諭が男子が6名女子1名というのがこれまでの経過でございます。これに対します学生につきましては、それぞれご推薦をいただくということで、特に顕著な人数の増加はないわけでございますが、ロングビーチ市の方から派遣されてまいります交換学生等の滞在につきまして、ホームステイをお願いをするわけでございますが、このホームステイ家庭としてご応募いただく数は年々増えてきておるわけでございます。約1カ月間の滞在期間を3期に分けて、一人の生徒あるいは教師が3軒のおうちに3回ずつお願いをする、いわゆる1カ月間で9軒のご家庭がホームステイのご協力をいただくということでこれまでできておるわけでございます。今までそれぞれ14回ずつを迎えておるわけでございますが、特にこの派遣の人数でありますとか、期間でありますとかにつきまして、ロングビーチ市側におきましても顕著な問題点としては提起をされておられません。現在のところ、こういった形で進めるのが妥当なのかなというふう感じておるところでございますが、今後において必要があれば両市で協議をして、見直しもしていきたいというふう考えております。先ほども申し上げましたように、ロングビーチ市側におきますこういった交換事業の主体が、都市提携委員会というボランティアということもございますので、若干協議その他につきましては、時間がかかる場合も予想されるということではございますが、今後とも時代のニーズに合った国際交流事業として推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（堀内弘士君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 第2点目の、四日市においても中学校生徒を海外へ派遣する事業を行ってはどうかというご質問につきましてお答え申し上げます。

本市の中学校におきましては、先ほどから話も出ておりますように、姉妹都市のロングビーチ市などのお世話をいただく中で、県の派遣も含めて7名の英語指導員による英語指導を行っておるところでございますが、これを通して国際理解教育の充実に努め、一定の成果を上げているところでございます。したがって、今のところはこのロングビーチに高校生を派遣している事業以外に、市内の中学生の学校代表を海外に派遣するという事は考えておりませんが、しかし、青少年が外国の子供たちと一緒に競技や演奏の交歓会を催したり、互いの心の交流を図ったりといったようなことにより、また直接外国の実情に触れるといったようなことは、まことに有意義なことというふう考えているところでございます。したがって、中学生による文化やあるいはスポーツの国際交流の可能性につきまして、研究をしているところでございます。しかしながら、国際的なそういった交歓会ということになりますと、お互いの教育システムの違い、あるいは国情の違いもございまして、こういった派遣につきましてはなお時間をかけて検討を進めてまいりたいと存じているところでございます。

また、議員ご指摘の趣旨を踏まえまして、青少年の国際交流のために、文化とかあるいはスポーツを含めた組織の整備をしたり、あるいは民間諸団体の育成も含めて、こういった派遣が可能になるような方向につきまして、今後も研究に取り組んでまいりたいと存じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（堀内弘士君） 中森慎二君。

○中森慎二君 ご答弁ありがとうございました。

1点目のごみ処理に関する諸問題の部分でありますけれども、例の北部清掃工場への直接搬入ごみの減量化等につきましては、市内の500社に対する計画書の提出等、積極的に取り組んでいただいておりますということをお聞きいたしまして、その成果のほどを期待いたしておる次第であります。その中で私も北部清掃工場へ実際にお邪魔をして、ピットの中も見せていただきましたけれども、直接搬入ごみの大きな問題というのは、市の職員の方あるいは清掃車が直接収集をしておりますので、ポリ袋の中身がなかなか確認をしづらい。そのためにいろんなものが混入しやすいという部分があるのではないかとこのように思います。そういった意味で直接持ち込まれる車両の中身のチェック体制といいますか、そういった部分について今後ともご研究いただきたい、このように思います。

それから、2点目の北部清掃工場の将来改修計画についてでありますけれども、ご答弁の中では、第六次の基本計画の中に織り込んでいきたいというふうなお考えであるわけですが、特に廃熱利用という部分に関しては、いろんな部分での活用方法があるかというふうに思います。また、垂坂というあの地区は、四日市東インター周辺整備計画の中でも一つ大きな位置づけを占める部分ではないかと思っております。そういった地区の開発での一つのポイント地点としてお考えをいただきたいという部分がありますし、また市民のアンケート調査の中で、「四日市の中でこういった施設がほしいですか」という質問に対して、「植物園というものがほしい」という意見がたくさん意見として提起をされておりました。一方では、こういった廃熱をそういった部分に活用するというのもあるかと思っておりますけれども、1点だけ伺いたいのは、廃熱利用としてどのようなことを、構想でも結構でございますが、お考えなのか、その部分だけ伺いをしたいと思います。

それから、一般家庭のコンポストの設置に関する部分でありますけれども

も、ご答弁によりますと、平成2年、3年度で40名の方にテスト的に使っていただいて、種々の問題もあるということでありましたんですが、全国的な採用の分をちょっとご紹介をさせていただきますと、全国で数多くの都市で現実に事業化をされております。横浜、札幌、仙台、所沢、吹田、神戸、和泉、生駒市等々、たくさんの自治体で実際に取り組みをされております。三重県におきましても、桑名市が本年度から採用をされました。

埼玉県の所沢市の例を少し紹介をさせていただきますと、人口が約28万人、世帯数が10万世帯でありますので、ほぼ四日市と同格の都市でありますけれども、昭和61年度から事業化をいたしまして7年目に入っております。当初5年間の期限つきでスタートしたということであったわけですが、スタートした61年には、2,600世帯からの申し込みがありました。そして現在では、5,500世帯、全世帯の5.2%の方にご活用をいただいております。そして5年間の時限的なものであったわけですが、毎年500世帯からの申し込みが続いておるということで、現在も継続事業として進められております。年間の事業費としては150万円から200万円、ほんのわずかな予算でこういった効果を期待できるという部分があるのではないかと思います。

もう一方、特色としましては、市とメーカー、コンポストのメーカーですけれども、と直接価格協定を行いまして、容器の価格を低減したりしまして、市民の負担を減らしているということでもあります。また、補助金の事務手続を簡素化をしたり、申し込みがあれば容器を直接メーカーから各お宅の方へ宅配をするようなサービス、またコンポスト自体が耐用年数等で傷んだときには、粗大ごみ化したものをメーカーが回収をしてまた資源として再利用を図る。こういったようにきめ細かな考え方の中で事業化をされてる都市もあります。ちなみに、この容器の価格といいますのは、1個当たり7,000円から1万円程度、非常に安いものであります。各都市とも3,000円から4,000円の補助をしておるわけでありまして、桑名

市におきましてはこの4年度から事業化されましたが、当初予算60万円、150個でスタートしたわけですが、4月、5月の2カ月間で既に230世帯から申し込みがあり、当初の予想を2カ月で大幅にオーバーをしてしまった。このように市民の皆さん方の関心も非常に高い制度ではないかというふうに思います。ごみの減量化というものはかけ声だけではなくて、やれるところから少しずつでも取り組んでいく姿勢、これは大変重要ではないかというふうに思います。

また、それぞれの問題点の中で、堆肥の利用の問題ということも出ておりましたんですが、そういったことも市の方で積極的に取り組んで、じゃ、どういう活用ができるのか。あるいは例えば、市民の皆さん方の家庭でできた堆肥を市の専用の回収車で集めて、大規模にどっかのところで利用する方策、そういった、どうすればこれを採用できるのかといった見地に立った姿勢というものが今、望まれているのではないかというふうに思います。そういった意味で、この点につきまして大変恐縮ではありますが、市長の方からご意見をいただきたい、このように思います。

次に、小学校へのコンポストの設置についてでありますけれども、これは単にごみを処理するというだけではなくて、子供たちの手で、給食がこんなにも残っているんだ、また生ごみからこんな堆肥ができるんだということ学んでもらう。また、その堆肥をどのように活用したらいいのかと、そこまで子供たちの中で考えさせることも非常に大きな意義があるというふうに考えます。小学校の副読本「伸びゆく四日市」のごみの部分の中に、ちょっとご紹介させていただきたいんですが、こういう部分があります。「お母さんのお話」というところですが、「お母さんが子供のころは、今ほどごみの種類や量も多くありませんでした。しかし、一軒一軒家ごとにごみの始末をしなければならぬので苦勞をしました。燃えるごみはたまると家の庭で燃やしたり、たき火のかわりにしました。野菜くずなどは穴に埋めたり、腐らして肥料にして使ったりしました。」というよう

な紹介もされております。こういった副読本の中で紹介をされているような部分、やはり自分たちの手で実際にやってみる意義も非常に大きいのではないかというふうに思うわけでありまして、今後の研究という部分ではなくて、やれるところから、清掃管理課だけが苦勞をしている部分ではなくて、全庁挙げていろんな部分でできるところから取り組んでいく姿勢、これが非常に大事ではないかというふうに思います。これは要望にとどめさせていただきます。

もう一つ、給食室にお邪魔した中で、給食職員の方が廃油を使ってせっけんをつくっておみえになりました、お話を聞きまして、中部東小学校の方へお邪魔してきましたけれども、職務のかたわら、少しでもリサイクルに協力しようということで、そういった部分でご努力をいただいている職員の方々もおみえになります。そういったこともご紹介をしていただく部分があれば、PTA活動等を通じてご紹介をしていただければありがたいなというふうに考えております。

それから、中・高校生の国際交流についてでありますけれども、まず30周年の記念事業についてであります。今のところ特段具体的な部分はないということですが、30年という交流の重みというものをどういうふうにとらえていくのかということですが、来年秋ということになりますので、時間的な余裕もあると思っておりますけれども、向こうからの投げかけがあるまで待つということではなくて、四日市としてこういふふうにしていきたいんだという部分をPRしていくことが非常に大切だと思いますので、ぜひとも夢のある記念事業に向けてご努力いただきますことを、要望としてお願いをしたいと思います。

それから高校生を対象にした交換学生制度の現状と問題につきましてですが、これは長い間やっていただいていたわけでありまして、昭和40年の制度でありますので、もう既に二十数年たっております。当時高校生がアメリカ合衆国に行くということは、夢のような話ではなかったかと思いま

す。その当時でありますので、2名という派遣の枠というのは、それが精いっぱいだったのではないかという部分もわかるわけでありませけれども、今の時代の中で一人でも多くの生徒に経験をさせるという部分からも、今1カ月という期間でありますけれども、期間を縮小して、あるいは人数を増やしていく、こういったような考え方も一部にはあるのではないかと思うんです。そういったことで、この部分というのは四日市市だけで決めていける部分でもないわけでありませけれども、四日市独自としての問題点として提起をさせていただいて、今のニーズに合った部分に改善をぜひともしていただきたい、このように思います。これは要望にとどめます。

それから、中学生の派遣事業でありますけれども、ちょっと鈴鹿市の例をご紹介させていただきますと、鈴鹿市は昭和63年から中学生を海外へ派遣する事業を始めております。実際に海外で見聞を広めてもらう、交流をすることが、青少年の豊かな国際感覚を育てるということで進められておりますけれども、規模としましては、各中学校から2名、引率者4名を含めまして、大体総勢22名で実施をされておまして、夏休み中の7日間、派遣先は、アメリカ合衆国オハイオ州ベルフォンテン市、これは鈴鹿市の姉妹都市でありますけれども、選考方法としては、学校長の推薦によっております。現実的には、生徒会活動などを積極的に取り組んでいる生徒から選ばれておるようでありますけれども、その中からこのような報告書があるんですが、少しこれを紹介させていただきたいと思います。女子の生徒なんです、「日本では経験できない貴重な体験をすることができました。この体験によって、アメリカ人の物の考え方、暮らしぶりなどがわかり、国際的な視野を広げることができました。それに自分の英語力の未熟さを感じました。学校の文法も大事だけれど、自分の言いたいことをきちんと伝えられる英語はもっと必要だと思いました。今、私たちの学校に県派遣の英語指導員スチュワートさんが来られています。私はこの好機を大いに利用しようと思って、毎日話しに行ったり、手紙を書いたりしていま

す。少しずつだけどスチュワートさんのおっしゃることがわかるようになってきました。私の英語も理解してもらえるようになってきました。もう一度アメリカの地を踏んで、ダニエルと英語で話したい。それが今、一番の目標です。」このようにたくさんの生徒の手記がつづられているんですけれども、ともかく行ってもらい、見てもらうという意味の大きさというものの、また中学生の時代だからこそその意味も大きいのではないかと思います。昭和61年のある議員の方の質問の答弁にも、教育長の方から、同種の問題が質問されておるんですけれども、「大変貴重な意見と承り、今後検討してまいりたいと思います。」昭和61年からずっとご検討していただいとるようなんですけれども、この部分で、ともかくスポーツ交流、文化でも結構だと思うんですが、中学校という枠、一つの枠の中で派遣できるようなこと、少しでも前向きに、具体的に取り組んでいただけるように、これ、要望にとどめますが、お願いをして質問を終わります。

○副議長（堀内弘士君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） コンポストの問題についてお答えいたします。

現実に四日市では、消費者協会の方々、あるいは市政モニターの方々に利用をさせていただいて、ほぼ結果は出ているというふうに思っておりますので、今後これをどう広げていくか。あるいは広げていかないのがいいのか、いくのがいいのか、そういうようなことを十分調査をいたしまして、できれば前向きに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ご了解を賜りたいと思います。

○副議長（堀内弘士君） 環境部長。

○環境部長（須原賢治君） 清掃工場の廃熱利用についての構想でどんなものがあるかというご質問だったと思うんですが、かつての議会の議事録の中で私、見たんですけれども、たしか、こういうことやったらどうだというご発言があったというふうに思っておりますけれども、今はそれは忘れておりますので、他市の例等も見まして、私が今考えられるものとしま

しては、先ほどご指摘のございました植物園、それに伴う野菜等の栽培に利用するというのが最適であろうというふうに思いますし、そのほか、工場そのものの施設の電気を賄う発電への利用とか、あるいは健康増進のための温水プールであるとか、あるいは地域の暖房というような大きな構想も含めて思いつくものがありますが、これらにつきましては、これから第六次基本計画に向けて十分に検討をしてみたいと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○副議長（堀内弘士君） 中森慎二君。

○中森慎二君 ご答弁ありがとうございました。

市長、ぜひともコンポストの問題につきましては、前向きの拡大をしていく方向でご検討いただくようにひとつお願いいたします。

質問を終わります。ありがとうございました。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀内弘士君） 谷口廣睦君。

○谷口廣睦君 今の中森議員の質問の中で、ごみ処理の問題については、市長が前向きな答弁をされたのでこれ以上質問をすることはございませんが、いずれにいたしましても、教育長にお伺いいたしますが、交換学生あるいは海外派遣、こういった問題については、私は常々言うように、やはり政治は夢である。こういった一つの夢の中から、加藤市長が余り派手さを好む人ではないけれども、それなりの夢を市民に与えてほしい、いうことは絶えず私も申し上げてきておるところでございますが、やはり子供にも一つの夢を与えるということからいけば、今、中森議員が細かく言いましたけれども、来年の30周年に向かって海外派遣、あるいは交換学生の問題等々、まあ、そういうことをやるつもりはないけれども、研究はしますということになると、恐らく10年ぐらい先まで考えておることになる。それでは困るということで、少なくとも来年の今ごろまでには、学校の校長会等ぐらいでは、議会でもこういう問題が出てきておる、子供

にも夢を与えたいということで、何とか実現の方向に向けていくためにはどういった問題があるであろうかといった討議の場をぜひ設けてもらいたい、このように思いますが、教育長いかがですか。

○副議長（堀内弘士君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） 中学生の海外派遣につきましては、その意義につきましては私も十分理解をしておりますし、私自身も、ちょっと離れるかもわかりませんが、高等学校の校長している時代に2回、吹奏楽のクラブ員を100名ばかり連れて出ております。そういった効果の大きさは、私も十分承知しておるわけでございます。したがって、中学生となりますと、こういった派遣につきましては、できればそういったクラブのこととか、スポーツのこととか、そういうのに関連したことはできないかというようなことで、これは昨年もロングビーチの英語指導員の選考に行ったときに、向こうのシステムとかそういうのも調査しておるのでございますが、今直ちにこれを派遣事業にもっていけるかどうかという計画ができるかとなると、まだ多くの問題があるように報告を聞いておりますので、そういったような意味でなお検討をさせていただきたいと、こういうことです。

○副議長（堀内弘士君） 谷口議員、よろしいですか。

暫時、休憩をいたします。

午前11時0分休憩

午前11時12分再開

○副議長（堀内弘士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤晃久君。

〔佐藤晃久君登壇〕

○佐藤晃久君 通告に従いまして質問をさせていただきます。

橋北地区のまちづくりについてでございます。

今、橋北地区の連合自治会ははじめ、社会福祉協議会、地域社会福祉推進

委員会のメンバーの皆さんで、橋北地区の現状と今後の橋北地区のまちづくりについてどうあるべきか、論議をいたしています。橋北地区の現状は、高齢者の人口率は17.5%で、四日市では高齢化の一番高い地区でございます。また、障害者、一人暮らし老人も多い地域でございます。橋北地区では、まちづくりに対して多くの事業と福祉の事業指定がされている今日状況でございます。その第1点は、区画整理事業では、協議会から推進委員会に切りかえて進められています。第2の萬古焼の里事業は、修景工事が行われています。第3は、三滝川ふるさとの川モデル事業が4分会に分かれて事業が進められております。また、新開橋の改良工事に伴う高浜昌栄線の拡幅を、今後どう進めていくのかでございます。三滝橋の改良工事は、仮橋をつけ、修景施設の整備、建物の移転の事業が進められています。第4、公共下水道は、各町で今、水洗化の工事と午起ポンプ場の浸水防止の工事が進められています。第5は、午起土地区画整理事業では、東橋北地区住環境整備に関する移転事業及び緑地整備事業が今日進められています。第6では、東橋北小学校改築工事が前年度に引き続いて進められています。今年度からは、橋北中学校の大規模工事が進められようとしています。また、三滝公園内では、相撲場、クラブハウスの建設が行われようとしています。

福祉の関係では、要援護老人地域ケア推進モデル事業と、寝たきり老人ゼロ作戦の二つ重点事業地区に橋北地区が指定になりました。ハードの面、ソフトの面で具体的にどう進められようとしているのか、お伺いをいたしたいと存じます。

第9は学校の5日制の導入で、橋北中学校、西橋北小学校、東橋北小学校、橋北幼稚園、3校1園が文部省のモデル指定になり、今、地区で論議をいたしていますが、この問題をどう進めていこうとしているのか、お伺いをいたしたいと存じます。

今、報告しましたように、一連の事業を考えますと、何といたしても弱者

の方々、老人、障害者、子供、住民の立場に立った政策を進めていただきたいと思うわけでございます。事業を進めるに当たって、各部、各課の横の連携を密にして事業を進めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次には、地区市民センターの活動の現状と今後のあり方でございます。四日市では、地区市民センターを拠点として、小学校4校区で市民センター活動がされている地区は3地区あります。また、小学校2校区で市民センター活動をしている地区は8地区あります。あとは小学校区一つで地区市民センター活動している地区は12地区あります。それぞれの地区で地区活動、生涯学習活動を行っています。私の地元、橋北地区では、西橋北小学校、東橋北小学校の2校で地区市民センターが、地域活動と生涯学習活動を行っています。住民と行政、住民相互の出会いの場、及び住民の積極的な地域活動の場としての地域行政を推進する拠点とする地区市民センターの役割は、次のような機能になっています。1は地域施策の形成機能、2は広報広聴機能、3は市民活動機能、4は社会教育機能、5は窓口市民相談機能、6は地域福祉援助機能となっています。市民センターの事業分担を見ますと、館長は地区市民センターの総括をする。副館長は、館長を補佐して、特に地域社会づくりに力点を置く。また、窓口業務の支援を行うとなっております。また、地域主任の範囲ですが、地域社会づくりの担当ということで、地域社会づくりの業務の中で地域振興、社会教育を掌握をする。同推協、婦人会、老人会等の指導、助言、3には生涯学習、この時代に対応した社会教育事業、4には、住民一人一人が豊かで明るく生きるために、趣味、生活、技術講座、対象別から見た課題の学習、高齢者の学習等々があります。5には、地区広報、センターだよりの発行、6には、センターの庶務、7には、ハード面の補助というふうとなっております。地域社会づくりの指導員の関係では、ボランティア、PTA、健推協、子供会指導助言、団体事務、ボランティアの発掘、障害者団体の対応、また

校区別の担当で見ますと、ハードの面は館長が取りまとめ、校区単位で補助者を設定、福祉関係の担当者以外では、副館長があたる。公民館の関係の担当者会議は、地域主任が行っています。地域社会づくりのための役割は幅が広いのと、社会教育の果たす役割が大きいのと、社会教育業務と地域振興の業務との共通の分野が多いために、効果的な業務が進むように体制を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

市民センターの整備にあわせて、本庁における地域社会づくりの体制の確立をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

地域社会づくりは単にセンターを所管とする市民部、教育委員会の問題ではなく、全庁的に取り組むべきであろうかと思いますが、いかがでしょうか。

臨教審の答申でも示されたように、生涯学習、社会整備は、地域社会づくりの推進には密接な関係があり、これも全庁的な対応が必要と思われると思いますが、いかがでしょうか。

地域社会づくりに向けた地域社会づくりの担当者の業務は、幅広いと思います。センターがこれからの業務を主体的に進めていくためには、地域社会づくりの範囲は、小学校の数に応じた地域社会づくりの担当者を配置すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

市民センターの職員の身分についてでございます。センター職員は、昭和59年10月から全員が併任となって、市長部局また教育委員会、両方の任務を有しており、センター業務が一体的に推進できるように配慮されていますが、一般行政担当職員、また社会教育担当職員という意識があると思います。センターの一体的な運営に支障があるかと思われます。センターのすべての職員が市長からの発令のもとで、教育委員会の併任によって、市長部局、教育委員会の身分を持つように、職員定数条例等の整備が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、橋北地区市民センター、私どもの地元の橋北地区市民センターの

施設内での問題点でございます。第1点は、図書室がないということでございます。そして駐車場が狭い。2校区の諸団体で会議をすると、会議室が狭い。2階の会議室で高齢者、障害者が会議をするのに、上がり下がりできない実態になっております。また、倉庫が手狭になっています。橋北地区市民センターができたときの地区活動と比べて、生涯学習と地区活動が広がっている今日、利用がしにくくなっています。見直す時期に来ているのではないかと思います、いかがでしょうか。

地区市民センターを拠点とした小学校の建て替えに伴う有効な土地利用で、複合施設の関係でございます。地区市民センターを拠点として、地域の幅広い学習要求や必要課題に取り組むための支援活動として、各種の学習会の提供や地域の団体活動が展開されています。さらには、学習の場の拡大を図るため、学校開放もされて、独自の計画のもとに施策が進められています。30年代から50年代における主な公民館活動は、勤労青少年教育、婦人、高齢者の教育、芸術、文化振興などといった、いわゆる対象別の学級講座が中心であったと思います。そして今日、地区市民センターの活動において、地域をどう認識をし、学習へどうつないでいくのかか問われて10年経過をしたと言われています。そこで、生涯学習時代を迎えた現在、地区市民センター活動の現状や施設の実態を掌握をし、これからの新しい時代に向けて、地区市民センター活動とほかの施設の活用をいかに進めていくかでございます。

そこでお伺いをいたしますが、私は橋北地区全体のまちづくりを、土地の有効利用で施設の建て替えをしたらどうかと思います。橋北地区全体でまちづくりを考える場合に、橋北中学校1校、西橋北小学校、東橋北小学校、幼稚園1園、保育園2園あります。それと児童館もありますが、そこで西橋北小学校も建て替えの時期に来ておると思います。すぐ隣に保育園があります。この小学校と保育園と、老人人口が高いという中で、老人の在宅サービスセンターを入れた、土地の有効利用ができる複合施設が考え

られないかどうか。また、地区市民センターと隣にある児童館をあわせて複合施設として、生涯学習の場として広く有効に使えらると思います。今では最初に申し上げましたように、地区市民センターの駐車場のスペースも小さい。外へ広げる土地もなく、このように二つの施設を複合的に考えると、もっと土地の有効利用ができるのではないかと思います。今日の土地の高騰の中では、このような複合施設を考えられないかというふうに思います。いかがでしょうか。

最後になりますが、橋北中学校の隣にある幼稚園の建て替えと橋北中学校の武道館の建設は、いっごころに考えているのか、お伺いをいたしたいと思います。

以上、第1回目の質問を終わります。

○副議長（堀内弘士君） 福祉部長。

〔福祉部長（大井一美君）登壇〕

○福祉部長（大井一美君） 要援護老人地域ケア推進モデル事業についてお答えします。

在宅福祉の充実のためには、各サービスの拡充とともに、このサービスとニーズを結びつけるシステムづくりが重要であると考えております。このような観点から、今年度は地区の高齢化率の高い橋北地区を、地域ケア推進モデル事業にお願いし取り組んでおります。この事業では、要援護老人の実態を正確に把握し、迅速かつ適切なサービスの適用を目指してまいりたいと考えております。

さらに、住民みずからの福祉活動も重要でありますので、地区社協をはじめとする地域団体の方々と協力、連携を図りながら、問題解決の取り組みをともに進めてまいりたいと考えております。よろしくご理解賜りたいと思います。

続きまして、寝たきり老人ゼロ作戦についてお答え申し上げます。

国の進める高齢者保健福祉推進10か年戦略、ゴールドプランに沿って事

業を進めるとともに、本市の老人保健福祉計画を策定すべく、環境部、福祉部が中心となって、今後調整、協議してまいりたいと、そのように考えております。前提となる基本的な考えとしましては、老人福祉計画と老人保健計画の一体化を図るべく進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。この事業につきましては、平成4年度中に実態把握、5年度前期に策定を行い、6年度実施の方向で進めてまいりたいと思ひますので、よろしくご理解を賜りたく思ひます。

○副議長（堀内弘士君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） ご質問が7点ほどにわたっているわけですが、まちづくりのプロセスは、一昨日の藤井議員の内部地区のまちづくりの質問の中で、奥山助役の方から基本的に答えておるところでございまして、それを基本にして、私たちはまちづくりをやっていかなければならないと思ひているところでございまして。

まず第1点目の、館長以下の仕事の中身の問題と、あるいは併任をどう考えるのか、定数条例とのかかわりでございまして、この地区市民センターは、昭和63年に体制ができたわけでありまして、53年度から現在の地区市民センターに移行する試行を約10年かけて摸索をし、いろいろな角度から皆さんのお知恵も借りながら行ってきたわけでございます。併任発令につきましては、異なる法律、市の独自の事業、それから社会教育を中心とした教育事業、これを受け持っているところでございまして、両事業は市行政にとって重要なところでございまして、そういう面から併任発令をし、言えば横のつながりを密にしながら縦の連絡をとって、具体的に、合理的に配置をしてきた考えでございます。例えば、職員の配置にしましては、ご承知のように地域社会づくり推進のためには地域主任を配置をしてきておまして、小学校が複数に存在している地区につきましては、人口あるいは地区の面積、あるいは都市の形態にかかわらず、調整機能を高め

るために複数の地域主任を配置をしてきているところでございます。したがって、橋北もそれを適用し、現在、社会づくりを推進するために、主任と主幹を配置をして事に当たっているところでございます。

さらに、この地域づくりの問題でございますが、横の連絡をとれということでございますが、私たちは社会ふれあい事業、あるいはまた自治会、婦人会、さらに老人クラブ、あるいは社会福祉協議会といった横断的な活動の中で、どの事業がどのメニューに行政分野でかかわっているのかということをも十分把握する中で、地元の住民の理解と協力を得て事業がスムーズに進行するように、館長を中心にして連絡調整をとっているところでございます。したがって、本庁における地域社会づくりの体制につきましては、特に地域振興課と社会教育課が事務分野の二つの両輪で連絡調整を行いながら、例えば、橋北地区を例にとりますと、昨年度はふれあい農園ということで、公園緑地課あるいは農林水産課を、あるいは福祉課と、この三者で協議をし、現在、ふれあい農園を運営をしてきておるところでございます。

さらにまた、「街角花いっぱい運動」ということで、これは公園緑地課にもお願いをし、協力をして具体的に取り組んできているところでございますので、ご理解をお願いをいたしたいと思っております。

次に、橋北地区の公共施設の計画的、複合的な整備でございますが、ご指摘のように、確かに橋北地区市民センターにつきましては、駐車場も狭いということは事実でございますし、私たちもこのことについては非常に苦慮しているところでございますが、今、第六次基本計画の中でどうやっていくのかということをも議論をしながら、次に複合的な施設をつくっていく、このことについても、地域住民の方々の利便性なり、あるいはまたまちづくりの中での公共用地の有効利用などを考慮いたしまして、児童館をはじめとする地区市民センターの改築などには、今後、橋北地区全体の整備計画の中で検討をしてまいりたい、かように考えているところでござい

ますので、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

○副議長（堀内弘士君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君） 登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ご質問の中にございました西橋北小学校の建て替えについてでございますが、教育委員会といたしましては、先ほどからもご答弁申し上げておるように、昭和30年代前半に建設された校舎につきましては、老朽度の高いものから順次計画的に改築を実施しておるところでございます。したがって、西橋北小学校につきましても、改築の時期に来ていることは十分承知しておるところでございますが、先ほどからのご質問にも、あるいは答弁の中にもございましたように、学校の複合化については、将来の学校としては、学校の機能を果たす中でいかに地域社会活動の機能を取り入れていくかということも、現在の大きな課題となっておりますのでございます。したがって、橋北地区全体の公共施設の配置を含めた面的な整備をされていく中で、総合的に調査、研究してまいりたいというふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、橋北幼稚園の建て替えの時期とか、あるいは橋北中学校の武道場等の建設につきまして、いつごろかというご質問でもございましたが、橋北幼稚園は、現在、橋北中学校の敷地内に設置されておりました、昭和31年に建てられた木造園舎でございます。ちなみに、本市では木造園舎として現在残っているのは、橋北幼稚園が最後ということになっております。

また、中学校の武道場の整備についてでございますが、平成4年度末をもって、あと港中学、西笹川中学、それからこの橋北中学校の3校のみとなってまいりましたのでございます。そこで、教育委員会といたしましても、一刻も早くこれらの教育施設の整備、充実を図りまして、施設面での学校格差が解消されるよう、必要な改築を実施したいと考えておるのでございます。しかしながら、何分にもこれらが延び延びになっておることにつきましては、用地の手当て等の問題がネックになっているという背景もござ

いまして、この間の事情につきましてはご了承を賜りたいと存じますし、またご質問の橋北幼稚園の改造、あるいは武道場の建設の時期につきましてでございますが、橋北地区における区画整理事業を中心とした面的整備と密接につながっている懸案事項でございますので、今後とも関係部局並びに地区住民の皆様を交えた中で検討をしてみたいと考えておるので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、本年度につきましては、橋北中学校の大規模改造の実施を予定しております。工事に際しましてはいろいろとご迷惑をおかけすることになると思いますが、PTAはじめ地区の皆さんのご協力をお願いしたいと存ずる次第でございます。

次に、ご質問の学校5日制につきまして、橋北地区の諸学校がいろいろな文部省指定になっておるわけでございます。これにつきましては、本年の3月、県教育委員会から、四日市においても、9月から実施される学校週5日制の本格的実施に向けて、社会の変化に対応した新しい学校のあり方について、文部省が実施する調査協力校というものも引き受けてほしいという依頼もございました。そういった中で、各校長等の意見、学校の体制等もお聞きしておる中で、橋北地区においては、かねてから自治会をはじめ、地域ぐるみで学校週5日制を受けとめて取り組んでいけるだけの可能性がある、そういった心構え等もお聞きいたしまして、橋北地区の幼稚園、小・中学校に打診いたしましたところ、意欲的に引き受けていただけたというようなことで、文部省指定を受けた次第でございます。その後、橋北地区におきましては、4月に自治会とか、あるいは子供会育成会、あるいはPTA、学校等で、いわゆる橋北地区における学校5日制連絡会議というものも結成をしていただき、定期的に話し合いもされておまして、学校週5日制の円滑な推進に向けて積極的に取り組んでいただいております。この試行につきましても、5月9日の第2土曜、それから先日の6月13日の第2土曜の2回試行をされたのでございます。昨日

の答弁でもお答えいたしましたように、この2回の試行につきましては、友達同士遊ぶ時間ができたとか、あるいは地域の行事に参加できてよかったとか、といったようなこと等も含めまして、一応順調に試行がされたというふうに把握しておるわけでございます。今後、先ほどもございましたようにどうしたらいいのかということでございますが、この5日制のたびに申し上げておりますように、学校週5日制があるから、そのために地域で特にいろいろな行事を組んだりというようなことは、余り考えていただかなくてよいと言いますか、いわゆる従来から行われている地域でのいろいろなボランティアを含めた活動等を、仮に、従来日曜日に行われておったのであるならば、それを土曜日のこの休業日に振り替えてもらっていただくとか、といったようなことで、いわゆる地域が無理をしてこの5日制のためにいろんな行事を組んでいただくことでなしに、そういった形で子供たちが自分の意思で参加できるような、そういう行事等も考えてほしいということでございます。いずれにいたしましても、子供自身みずからが考え、あるいはみずから行動するという、そういう機会をこの機会につくりたいということを目的とすることが第1でございます。そういった中で先ほども申し上げましたように、地域活動への参加、スポーツでの参加、あるいはボランティアでのそういった行事等がうまく組み入れていただけるならば、そういったようなことへの参加によって、地域での子供自身の体験、あるいは家庭での話し合い、そういったような事で子供自身がみずからが行動する力をつけていければということをお願いしているようなことでございます。そういったようなことで、この橋北地区におきましては、幼稚園から中学校まで全部が参加していただいておりますか、試行の成果につきましては、今後とも四日市における5日制の貴重な資料にしていこうというふうに思っておりますので、今後ともひとつご協力をお願いしたいと思います。

○副議長（堀内弘士君） 佐藤晃久君。

○佐藤晃久君 ご答弁ありがとうございました。

確かにまちづくりというのは範囲が広いかというふうに思いますが、その中で第1点目ですが、地区市民センターの関係です。確かに先ほども市民部長の方から言われましたが、時間の関係もありますから、私はちょっと調べたんですけれども、23地区市民センターの中で、先ほども人口なり、まちづくりを含めて配置されておるといことで答弁がありました。橋北地区だけでなしに、今後やっぱり全体的に見直してもらいたいというのがあります。橋北地区では今、館長以下7名みえます。今、これはちょっと資料が古いですが、8,052名の人口です。水沢、保々、いろんな地区がありますけれども、1校区、2校区、4校区、こういう校区の中で、4校区の中で市民センターというのが今まで指導員を配置されたというのは聞いておりますけれども、橋北地区の実態をちょっと報告させていただきますと、西橋北、東橋北で自治会が二つに分かれております。ほかの婦人会を含めて、社会福祉協議会、婦人会、それぞれ同じように2回会議を行うわけです。そうなりますと、個々の窓口業務、公民館業務、地域振興業務という中であって、窓口業務というのがこの橋北市民センターでは2名になっております。そうなりますと、これでずっといきますと。館長は総括ということですから、地域主任と主事とで二人です。副館長も確かにいろんな行事に回りますけれども、先ほども言いましたようにこういう実態になっておるんです。黒板も行事予定で真っ黒に、ほかの地域もそうだと思いますが、橋北はそういう形です。それですから私が言いたいのは、見直していただきたいというのもあるわけです。1校区の例をとりますと、保々地区でいきますと、1校区で1市民センター、これで7名みえます。水沢地区市民センターが1校区で7名みえます。確かにこの中には嘱託というのが、この資料は平成3年のですからずれとるかわかりませんが、7名です。そういう中で一番人口的に大きい四郷地区市民センター、これが2万6,187名、これは4校区で12名みえます。これで窓口業務といわれる

のが5名、その他に嘱託。しかし、私がわかりませんのは、嘱託ということやいろんなことありますけれども、こういう点の人員配置を、私個人で考えますとどうも合わん。これから一遍この辺考えていただきたいということです。時間がありませんから。

次には、地域づくりの指導員の関係です。これ、今、週28時間から35時間にかわりました。その中で先ほども言いましたように、この指導員の位置づけです。またそうなりますと、それは確かに4時にお帰りになったり、いろんな中で、地域の事情によって出てきますけれども、現実、諸団体の会合やそういうところだけ顔出せられない。それでも1人区になっておるわけです。そういう中で、やはりこの二つに、くどいようですけれども、指導員の一遍位置づけ、後で出していただきたい。ということです。時間がありませんから。

それと校区の関係は言いましたから、学校の5日制の関係です。確かにいろんな説明もありましたけれども、事故をやった場合に、地域含めて、先ほど学校開放の関係も出ましたけれども、そういう中で事故やった場合、一体どうする。どうするかというのは、保険を掛けてもらいたい。そういう考え方があるのか、お聞かせ願いたいということでございます。

私が言いたいのは、最後になりましたけれども、発想の転換、こういうの出しますと、おまえも発想の転換したらどうやということ言われるかわかりませんが、要は、今までの法令なり、条例、慣習なり、こういう範囲の中で考えるだけでは、的確な対応ができませんかということに私は思うわけです。それですから、発想の転換を、行政マンから政策マンに転換をしていく。確かに、市長さんも言われてみえると思いますけれども、そういう点が今後第六次基本計画に向けて、やはりこれを指導なり、取り入れていただきたいということと、先ほどの答弁をいただいて、私の質問を終わります。

○副議長（堀内弘士君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） 学校週5日制における土曜日の子供の活動中における保険についてでございますが、これは各市町村の教育委員会も心配いたしまして、県の市町村協議会の中で、県に対して、例えば、先日もございました学校健康センターの方で受けてくれるのかどうかというようなこと等の研究、並びにこの補償のあり方について、県の教育委員会ともども、今後の課題として9月までに詰めていきたいということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○副議長（堀内弘士君） 佐藤議員、よろしいですか。

暫時、休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時1分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤正巳君。

〔伊藤正巳君登壇〕

○伊藤正巳君 通告に従いまして質問をさせていただきます。

エイズの症状は、感染しても六、七割の人は無症状で経過をしていき、発病する人でも2年から5年後と言われております。その症状は、微熱、体重減少、リンパ腺のはれなどがあらわれて免疫機能が失われ、細菌やウイルス、かびなどがとりつき、抵抗力がなくなり死亡していくと言われております。そのエイズは1981年にアメリカで発見をされて以来、全世界に急速に拡大をし流行をしております。WHOによれば、五つの大陸、164カ国で48万4,000人のエイズ患者がいると報告をされております。しかし、実態は、成人で約100万人、子供で50万人の患者がいるとも推定をされております。今日のエイズの蔓延は世界的な脅威となっており、重大な社会問題ともなっているところであります。日本では、1985年に初めてエイズ患者が確認をされ、以来、厚生省サーベイランス委員会によって、患者及

び感染者の発生状況が把握されることになりました。その報告によれば、本年4月末現在、我が国では473人の患者とH I V、エイズウイルス感染者2,077人となっています。三重県においては、さきの県議会で知事の答弁にもございましたが、患者はいないようでございますが、感染者は7人おるようでございます。その内訳は、男性が1名、女性が6名となっており、男性を除いて女性はすべて外国人女性と公表されています。いったん発病すれば、3年で4人のうち3人までが死亡するという恐ろしい病気であることは、既にご承知のとおりであります。ある統計によれば、このままの状態が進んでいくならば、今世紀末には約1億人ものエイズ患者が生まれ、命を落とすとさえ言われております。特に世界の中で、日本を含む東南アジアにその数が多いとされております。

さて、我が国では、最初にエイズ患者が確認をされた当初、一部マスコミによる無責任な報道のため、いわゆるエイズパニックが巻き起こり、患者及び感染者の存在がわかったときには差別され、あるいはまた社会から隠蔽させられる結果ともなりました。また、エイズは男性同性愛者、ホモの病気だとか、普通の生活をしていれらうつらないなどの事実誤認は、検査を受けること自体を敬遠させたため、国内の蔓延を助長することにもなったと思われまます。異性間性交渉による感染が増加傾向にあります。この問題が一部の人だけのものでないことが社会に浸透しつつある今、市民の大きな不安と心配となっております。正しい知識は、最大の予防でもあります。予防に関する正しい知識の普及のための啓発、啓蒙活動が重要かつ急務ではないでしょうか。

そこで、市当局に次のことをお尋ねをいたしたいと思っております。

一つは、エイズに対し、保健衛生の立場としてどのような考えをお持ちでしょうか。

それから、正しい知識と予防のための市独自の広報活動の現状と今後の計画をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、三つ目ですが、これはエイズの感染者あるいは患者というのは公表されない、そういう規則になっておりますが、今、現状では県に窓口がございます。四日市の場合は、四日市の保健所がなっておるわけですが、相談窓口を市役所のどこかにつくっていただくなり、あるいは「エイズ110番」のような電話相談を受ける、そういう施設づくりといえますか、受け皿をつくっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、大きな二つ目としては、昨年3月に「四日市市保健計画」という冊子が出されました。これによりますと、21世紀を展望した保健事業の推進に対応していくために策定したということになっておりますが、その中で予防対策事業の中でも具体的には1行も触れられておりません。次回に発行の際は、県業務となっているだけではなく、組み入れていただきたいというふうに思います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） エイズに関するご質問がございましたが、まずエイズの概要でございますけれども、エイズの蔓延は世界的に深刻な状況にあり、特にアジア地域においては急増傾向にあることはご承知のとおりでございます。我が国におきましては、諸外国に比べると感染者が少数にとどまっておりますが、最近におきましては、感染者の急増、異性間性的行為が同性愛を抜いて主たる感染経路となるなど、感染の状況は新たな局面を迎えつつあるわけでございます。先ほども議員の方から数字がご紹介ございましたけれども、繰り返しますが、全国における現在の患者数は473人ということですし、感染者は2,077人というふうになっております。特に平成3年の患者数は238人となり、前年の2.5倍と過去最高になっております。三重県の状況についてもご報告がございましたように、平成4年

4月末現在、患者は出ておりませんが感染者は7人ということでございます。

ここで、皆さんご承知かと思いますが、エイズについて概略簡単にご説明をさせていただきます。エイズというのは、日本名で、後天性免疫不全症候群という名前になっておりまして、さまざまな病原菌の侵入から私たちの体を守っております免疫機能、いわゆる抵抗力が破壊されてしまう恐ろしい病気であります。しかし、一般的な日常生活を送っていれば極めてうつりにくい病気であり、十分予防可能な病気であると言われております。また、先ほどもご指摘ございましたが、エイズにかかった場合には六、七割の人は無症状で経過をいたしますが、発病する人でも2年から5年の潜伏期間を経て発病し、微熱とか体重減少とか、リンパ腺のはれ等があらわれるということがございます。症状の程度によって三つのタイプがあるわけでございますが、ここでそれを詳しく申し上げるつもりはございませんが、要するに無症状でおもてへ出てこない、いわゆる保有者、キャリアということと、もう一つは、エイズ関連の症候群としまして、先ほど申し上げたような微熱とかの熱が続く患者と、それから真性のエイズ患者ということになっておるわけでございます。このような状況に対処をいたしますために、国におきましては、エイズ問題総合対策大綱を改正し、エイズに関する正しい知識の一層の普及、匿名検査体制の整備を推進いたしまして、受け入れ医療機関の確保のための方策を検討することなどを決定をいたしております。

三重県においては、エイズ対策実施要領に基づき、県の保健予防課と県下11の保健所に相談窓口を開設し、エイズ抗体検査、それから衛生教育、及び広報活動を行っており、エイズに関する正しい知識の普及、啓発強化、相談、検査体制の充実に力を入れておるところでございます。

ご指摘のございました市独自の普及、啓発活動につきましては、エイズ対策の基本は、市民がエイズに関する正しい知識を持つこととともに、そ

れを行動に移すことにあることから、少し古いわけですが、昭和62年にペンシルバニア大学の医学部の浅倉稔生教授を招いて、エイズに関する講演会を開催いたしましたほか、四日市市献血推進の日の事業として、各自治会向けのお知らせにエイズ問題を取り上げるなど、正しい知識の普及、啓発を行ってきたところでございますが、今後も広報紙等を通じまして、さらに啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、啓発推進のための組織、及びエイズ対策を市の保健計画に入れてはどうかというご意見もいただきましたが、エイズ対策は治療方法が確立されていないことや、プライバシーと人権の保護の問題等々から、従来国、県のレベルで取り組みがなされてきているところがございます。今後とも市といたしましては、国、県の対策に協力する形で対処をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いします。

なお、相談窓口とか、電話の相談というようなこともご指摘いただきましたので、その辺につきましてはこれから研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（水野幹郎君） 伊藤正巳君。

○伊藤正巳君 まず、答弁のあり方について若干ご指摘をしたいと思うんですが、今、答弁の能書きの部分は、ほとんど私と同じ資料を見てつくられたというふうに思うんですが、時間の関係があるわけですから、今後要点のみお答えをいただきたいというふうに思います。

それで、ここに三重県が行った1万人のアンケートの調査結果が出ております。1万人の調査結果によりますと、まず何でエイズのことを知ったかという情報源の問題ですが、ほとんどがテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、週刊誌、こういうことであります。そしてエイズについて、感染の可能性についてはどうだというふうに尋ねてある設問事項があるんですが、エイズにかかった人と性行為をすることによってエイズはかかりますという方が98%、ほとんど100%そういうふうに答えてみえるんです。が一方、エ

イズにかかった人を刺した蚊に刺されるということでエイズにかかるという方も半数近くおみえになるんです。それから、今度は、予防方法としてはどうかと、これについても一番多いのが、性交渉のときにコンドームを使用すると、こういう方が77%あるわけです。また反面、公衆浴場ですが、お風呂へ行ったりプールなどに行かないようにする、あるいは生ものを食べないようにすると、こういう極めてエイズとはかかわりのない回答もたくさんあります。じゃ、これから対策はどのようなものが必要だと思いますかという問いには、まず何と言いましても、薬のいわゆる開発を望んでおるといのは、これは84%ございます。もう一つ80%の方が、私が今、問題にしておりますエイズに対する正しい知識の普及と啓発活動をしてほしいと、こういうふうにアンケートでは出ております。全体的には、このアンケート調査では、エイズに対する不安はどうか、感染に対する不安はどうかという質問には、半分には足りませんが、約38%の方が不安を持っておる、あるいはある程度の不安を持っているというふうに答えているわけです。今、ご答弁ございましたが、この1月から6月の9日までで四日市の保健所に検査に来られた方は、総数で85人の方がおみえになるんです。女性が13人、男性が72人。これはどういう理由でおみえになったかといいますと、男性の多くは海外旅行をした後で検査に来るということを、担当者から聞かしていただきました。しかし、エイズは検査をしてもすぐその場であらわれるということじゃなしに、3週間後に大体血液検査の結果がわかる。こういうことですが、いずれにしましても、男性の場合にかかわらず、女性の場合でも海外旅行、あるいはその他で自分の行動によって検査に来ると。多くの方がおみえになるんです。

それから、相談窓口を設けておりますが、相談窓口は大体1日平均で一人ぐらいが相談におみえになるそうです。これは今、環境部長がおっしゃったように、プライバシーを守る立場から、住所とか名前とか、職業とかは一切聞きませんが、相談におみえになるそうでございます。そ

う意味からいきますと、今、本市がとっておりますこの種の問題は、全く県行政任せであるわけです。厚生省、県の問題もごございますから、四日市で対策協議会をつくれとか、そういうことは今、申し上げることはございませんが、市独自でできる問題は幾つかあると思うんです。広報紙に載せたりということもごございますでしょうが、やはり市独自でそういうパンフレットをつくって各自治会に回すとか、ということをぜひお願いをしておきたいというふうに思いますし、相談窓口につきましては、これは電話による相談は、顔も住所も名前もわかりませんから、ぜひこれも予防課のどこかに、市独自でこういう相談もやっていますと。そして親切に、ここの四日市なら四日市の保健所へ行きなさいとか、あるいは指定をさせていただきます公立の病院の方へ行きなさいと、こういうふうなことを指示ができるような体制をとっていただきたいというふうに要望をしておきたいというふうに思います。

それから、関連をしますが、教育長にお尋ねをいたしますが、教育長はかつて県教育委員会で性教育のパイオニア的存在で、エキスパートであったというふうに伺っております。このエイズ問題も含めて、今、小学校、中学校でどのような性教育の現状と申しますか、どういうふうな取り組みがされておられるのかということと、今後これらの教育についての計画と申しますか、あり方、希望的観測でもいいわけですが、ありましたら教えてください。といいますのは、私もテレビでいろいろ拝見しておりますと、外国の性教育のビデオが飛ぶように売れるとか、あるいはそれに類似したようなビデオが日本でも出されるとか、こう聞いたり見たりいたします。かなり鮮明な、いわゆる具体的なビデオもあるようでございますが、家庭でその一部が放映をされたりするわけでございます。そういう意味で時期はやや遅いかもわかりませんが、現状と今後のことについてお尋ねをしたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいま性教育のことに関してのご質問があったわけですが、まとまったご返事ができるかどうかわかりませんが、ご承知のように本年度から実施されるようになりました小学校の新教育課程の中におきましては、特に5年、6年次におきまして、正式に性教育と銘打っていい内容での教育を実施することになっております。ただし、時間は年間通じて5時間程度でございますので、はたしてどの程度までいけるかはわかりませんが、今日の性教育に対する考え方というのは従前とは変わってまいりまして、例えば、小学校の1年生のころであると、排せつ、排便をきちっとしましょうという、そういう身体に関する、あるいは健康に関する教育をしていくこと、これも大きくとらえて性教育の方へ続いていく、そこから始まってきております。小学校5年、6年のときにおける性教育というと、一次性徴の段階で、いわゆる男女の身体的な違い等を正しく知るという程度で終わっておると思っております。しかし、それだけにしましても、今まで日本人というのはどちらかというと、性、いわゆるセックスのことをまじめに取り上げるとかえって非常に抵抗があったのが日本人ではなかったかと思っております。そういったような点で、こういう性交に関する問題というのは、あまり一般的には取り上げられなかったという、今、先生たちも、議員の皆さん方もそうじゃないかと思っておりますが、やはりこれについてはかなり、こういうところで話すということも抵抗感ずるような習慣ございましたが、そういったようなことをこれからほっとまともに見つめていこうという姿勢にあることは確かでございます。

そして中学校の1年生になりまして、保健体育の中の10時間を使いまして、ここでは二次性徴に関するものを取り扱っていきます。したがって、月経の問題、あるいは男子であれば射精、夢精といったようなことから、性交に至る間の正しいそういった姿というものを取り上げていくようになるかと思っております。ただし、こういった小学校から性教育が入るので、昨年あたり、テレビ等で一部のところでやっておったんだと思

ますが、かなり先行した報道がなされておったように思います。あれから取り扱っておる教材も、まともに性交を取り上げたりというようなことが、小学校の研究授業等で出ておりましたけれども、実際は、あれはむしろ識者が言っておるんですが、ちょっと先走りすぎた報道だと、実際はそういったようなことでないといったようなことで、もう少し緩やかな形で、小学校の段階から中学校、さらにこれは高等学校における保健体育も引き続いて行っていますので、そういった長い目で見ていく教育で、最終的に高等学校出る段階では完成度といいますか、あらゆる面を取り上げていこうとしておるようでございます。

なお、来年度から中学校の教育課程が、教科書が新しく、教育課程の改正とともに採用されて、今、審査中でございますが、見本本として届いておる保健体育の教科書をちょっとばらばらとですが、まだその程度で見た程度ですが、今お尋ねのエイズも取り上げておるわけで、エイズの怖さも一面言うとともに、先ほどご心配になられたように、例えばふろに入ってもうつのかとか、あるいはせきしておる人の近くにおるとどうかとか、便器も同じもの使ったらいかんとか、いろいろ今まででもあったような、そういうようなことではうつらないという、いわゆる誤解をまねくことのないような内容を述べておるわけでございまして、そういった点でもエイズだけは取り上げておりませんけれども、性教育の中の一つの部分として、それから、まだ中学生ですので具体的には言っておりませんが、みだりに多くの人との性交をしないことというような表現になっておるかと思いますが、そういったようなことでの教育はしておるようでございます。

○議長（水野幹郎君） 伊藤正巳君。

○伊藤正巳君 どうもありがとうございました。

環境部長の答弁の中で一つだけ、四日市の保健計画の中の問題が漏れておるように思いますし、今、1万人のアンケート結果でいろいろ申しあげました。その辺のことも含めて本音の部分をお聞かせいただきたいと思う

んですが、環境部長によろしくお願ひしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

○環境部長（須原賢治君） その保健計画に現在入っていないということは事実でございます、これにつきましては先ほど申しあげましたように、治療法というか、そういうものが確立されていないということとか、プライバシーとかという問題で、市独自で今は考えておりませんので、従来のとおり、国、県のレベルに合わせながらということで、今後ともやってまいりたいということでございます。何しろ初めて勉強しておるところでございますので、少し研究をさせていただきたいと思ひます。お許しをいただきたいと思ひます。

○議長（水野幹郎君） 伊藤正巳君。

○伊藤正巳君 四日市の市民の皆さんの中にも、特に理髪店を経営されてみえる方は、年に1回か2回、保健所の方でそういう講習会がございます。私が知っておる喫茶店の話なんですが、外国人の男女にかかわらずおみえになる店の経営者が、外国人が非常に多いということで、私たち、日本人といひますか、私たちのお客さんが減ったと。なぜかといひますと、彼らがおるからエイズの問題で、つがれるコップのお水、その辺のところ非常に問題やということでお客さんが減ってきたと、こういうお話も実はあるんです。だから、今、教育長おっしゃいましたように、幾つかに分けて、感染するもの、しないもの、予防をせなきゃならぬということについて、ぜひ、そういう意味では啓発活動を、これはあらゆる機会を通してお願ひをしたいというふうに思っております。今後とも、私どもも勉強をさせていただきますが、ぜひそういう意味で、保健の方で、感染の病気に対する新たな問題として取り組みをいただきますようなことを要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（水野幹郎君） 暫時、休憩をいたします。

午後1時29分休憩

午後1時46分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます

水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 通告に従いまして発言をさせていただきます。

畜産振興、とりわけ農家の育成と環境問題を中心として質問をさせていただきます。

少し前の話ですが、横浜で行われた「よこはま農業フォーラム」で、横浜の農家に生まれ育った女優の五大路子さんが、パネラーの一人として出ておられました。五大路子さんは、劇団の先輩から、「芸という字はなぜ草冠がつくのか知ってるかい」と聞かれたときの話をされました。草深い田舎の農業の中から生まれたのが、お神楽とかおはやしとかいった日本伝統芸であり、ともに命の糧をつくるすばらしい仕事というのが、草冠の意味だそうです。これはとてもいいお話だと思いました。

ご存じのように、日本の農業が一変して歪められていったのは1960年の日米安保条約の改定です。成立した翌日に貿易と為替の自由化大綱が決められて、二、三年のうちに農産物の9割が自由化され、その翌年に農業基本法ができました。生産面では、農産物の輸入自由化を前提にした選択拡大政策と、農地の集中と大規模経営の育成を目指す構造改革の二つが柱にされました。外国の農産物の輸入自由化が政府の手で推し進められた結果、日本の食糧自給率は世界でも最低の水準になってしまいました。現在の農業をめぐるいろいろな問題は、農産物の輸入自由化という大きな路線の中で出てきたことだと考えます。また、私たち消費者にとっても、このことが安全な食べ物が少なくなった出発点だと思います。先日の新聞では、アメリカから日本に輸入された豚肉の一部に、食品法で残留が禁じられているテトラサイクリン系の抗生物質が含まれていたことがわかり、厚生省は

当分の間、水際での検査体制を強化するようにしたということでございます。このテトラサイクリンは、日本でも使用されておりますが、出荷前には使用を避けて体内に残留しないようにしている抗生物質です。外国の輸入豚肉からは、合成抗菌剤も検出されたことがあります。これは家畜の飼料が原因だとされています。家畜の病気予防や成長の促進を目的に、飼料に添加されている抗生物質や抗菌剤、ホルモン剤などは、蓄積され、濃縮されて私たちの食品に入ってくるわけです。例えば、抗菌剤に汚染された肉を食べると、病気になったとき抗生物質が効かなくなるおそれがあると指摘されております。日本国内の牛、豚、鶏など、家畜の飼料用のトウモロコシやコウリヤンは、ほぼ100%が輸入によって賄われています。飼料に関する国内法規を見ますと、国内で供給される飼料については、混合比の尊重などが飼料安全法で規制されて、動物医薬品についても厳しく規制されています。しかし、輸入される飼料とか原料自体には、残留農薬にしても基準がないのですから規制はありません。飼料の生産国でも、飼料用作物は他の農産物と比べて生産時の農薬の使用についても、収穫後の農薬散布についても、制限が緩い国が多いようです。それだけに私たち市民は、輸入食品の安全性に高い関心を持っております。この輸入飼料について、残留農薬をはじめ、添加物などの厳重なチェックが必要でございます。四日市ではどのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。

次に、畜産農家の環境問題についてお尋ねをいたします。

農林水産課の担当の方は、月に1、2回畜産農家を回り、いろいろご指導に当たっておられ、そのご努力によって一定の改善はなされたと思います。しかし、牛舎や豚舎や鶏舎の近くの住民の方からは、夏になるとハエが多いとか、風向きによっては悪臭がひどい、窓も明けておられないという苦情が絶えません。私のお邪魔いたしました乳牛農家では、人里離れたところへ行っても、またその周辺に家が建っていく。ふん尿や排水の問題が解決されない限り、どこへ行っても同じだ。借金していろいろ改造して

解決しても、借金を返すめども立たない。個人で解決する範囲を越えているといて嘆いておられました。また、養豚農家の方は、やはり悪臭公害や排水問題で真剣にどこかへ引っ越そうと考えたそうでございます。けれど、住みなれたところを離れがたいということで、市の指導を受けて改善されることになりました。しかし、多額の資金が必要です。これから借金の返済が大変だと言ってみえました。借金をしても改善のできる所はいいわけでございます。四日市全体の畜産農家の悪臭や汚水処理の問題について、どのように取り組みがなされているのか、お尋ねしたいと思えます。

また、畜産農家の方々が安心して豚や牛の飼育ができるように、一定の土地を確保し、土地の利用を規制して、グリーンベルトなどをつくって、一般住宅との距離を保つなどできないかと思えます。

以上の質問で第1回目を終わらせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 農林水産部長。

〔農林水産部長（鎌田 悟君）登壇〕

○農林水産部長（鎌田 悟君） ただいま畜産振興の関連につきましてご質問を賜りましたので、お答えを申し上げます。

ご質問の中にごございましたように、国際化、自由化の波の中で、30年前には100を超える農水産物の輸入制限品目があったわけでございますが、それ以後逐次時代の流れの中で輸入の自由化が図られてまいりまして、現在では輸入制限品目は米を含めて13品目になっておる状況でございます。昨年の4月には、牛肉の輸入につきましても輸入が自由化されたところでございます。1年が経過いたしましたので、その影響が畜産業全般にわたりますてあらわれてきておるところでございます。また、本市におきましては、近年、環境問題あるいは経営面の不安定性等によりまして、養豚農家あるいは酪農家の転廃業が相当数出てまいっております。趨勢といたしましては、飼養頭数も減少傾向にあるわけでございます。畜産を取り巻く

情勢はまことに厳しいものがあると言えるかと考えております。このような状況の中でございますが、畜産の振興につきまして諸施策を講じてきておるところでございます。肉用牛の経営につきましては、戸数が横ばいにもかかわらず、1戸当たりの飼養頭数は約160頭と増加を見ております。規模拡大が進んでおるという状況にあるかと思えます。これにつきましては、肥育素牛の一層の安定確保を図るため、繁殖肥育一貫経営の推進や、肉牛の肥育預託事業によりまして、元牛の導入を促す等、市が講じてまいりました生産振興策の成果が出てきておるものと考えておるところでございます。

また、酪農につきましては、消費者の求める新鮮で安全、かつ品質の高い牛乳の生産を図るため、優良乳牛の育成、改良にも努めておりますほか、酪農ヘルパー制度を活用いたしまして、後継者の技術向上を図るとともに、円滑な就農を促進するなど、魅力ある酪農経営を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

また、養豚につきましても同様に、消費者のニーズに合った高品質肉の生産振興と銘柄化の定着を推進しているところございまして、三重クリーンポーク、あるいは鈴鹿高原豚等の銘柄につきましては、関係者から高い評価も得ているところでございます。

ご質問ございました家畜飼料の安全性についてでございますが、有害な飼料等の使用が原因となる有害な畜産物の生産を防止すると、こういう目的において飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、短縮して「飼料安全法」と申しておりますが、これが我が国では制定されておまして、その基準、規格に適合しない飼料等の製造販売、使用、あるいは輸入につきましては、一切禁止されておるところございまして、国内産、外国産を問わず、国の肥飼料検査所におきまして、これらの監視、指導、あるいは立入検査が実施されておるところでございます。この中で残留農薬や添加薬品等の検出、検査等もなされておるところでございます。その

安全性の確保は、こういう形の中で図られておるところでございます。したがって、市販の飼料につきましては、これら国のチェックを受けておることから、市においては改めて残留薬品等のチェック等についてはいたしておりません。しかしながら、農畜産物についての消費者ニーズとして、安全性指向が高まっておるところでもございますので、これらを十分踏まえて家畜保健衛生所等、関係機関と連携をとりながら、飼料の添加物等の使用につきましても、農家の指導を行ってきておるところでございます。また、安全性の高い飼料の確保をするという観点から、自給飼料につきましても、一層の生産拡大に努力してまいりたい、こう考えておるところでございます。

次に、環境問題でございますが、これは古くて新しい問題でございます。畜産農家自身も長年努力してまいっておるところでございますが、近年、農村地域におきましても混住化が進展する中で、畜産経営の存続発展及び畜産物の安定的な生産と供給を図っていくためにも、家畜ふん尿処理問題を解決することが、重要かつ緊急な課題であると認識しておるところでございます。市といたしましては、これについて従来からの巡回、及び啓発活動によりまして、家畜ふん尿の土壌還元処理を指導してまいっておるところでございます。これは地力の維持増大を図るための有機質肥料の資源として、お茶農家、園芸農家、あるいは耕種農家との連携によりまして、堆肥化等有効利用が図られているところでございますが、直接環境整備にもつながることでもありますので、今後ともこの資源としての利用を促してまいりたいと考えております。

また畜舎周辺環境の改善につきましては、本年度新たに土壌性の微生物を利用いたしました家畜ふん尿処理についての新しい技術の実証事業を実施いたしまして、においの解消、あるいは低減化を図るための対策を講じようとしておるところでございますが、これにつきましては相当の効果が期待されるものでございますので、その実証効果を踏まえまして、関係農

家への普及推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、お話ございました環境保全策として、一定の土地を利用規制してグリーンベルト地帯をつくるというご提言でございますが、これからの畜産経営にかかわる環境対策といたしましては、望ましい姿かと存じますが、市内の土地利用の現在の状況から見ますときに、その用地の確保をはじめといたしまして多くの問題点があるわけでございます。なかなか困難性があるかと考えられます。したがって、現実的な対処といたしましては、現在の経営状況の中でいかにして地域と調和した畜産経営環境をつくり出すか、こういうことが重要でございますので、畜産農家の理解と協力をいただきながら、処理施設等の整備とあわせて、周辺環境整備にも一層の努力を図ってまいりたいと存じておる次第でございます。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（水野幹郎君） 水野和子君。

○水野和子君 ご答弁ありがとうございます。

飼料の安全性については国の基準があると言われましたので、市でも国と一緒のような基準で厳しくチェックをしていただきたいと思います。

今、本当にスーパーへ行って見回しますと、ほとんど近所でとれるようなカボチャやらでも、カリフォルニア産とか、いろいろなところの野菜が並んでおります。それはやはり腐ったり、虫がついたりしないために、収穫後に農薬が振りかけられているということで、本当に子供たちの健康が私たちとしては大変気になるところでございます。ぜひとも日本でとれた、そして食卓の向こうに畑の見える野菜物を私たちは食べたいと思っております。また、肉にしてもしかり、牧場で放し飼いにした元気な牛肉を食べたい、そんな思いがいたすわけでございます。

また、環境問題でございますけれども、聞くところによりますと、県地区に新しく土壌の還元処理をつくっていただくそうでございます。そしてその還元された水を豚が飲むと病気をしない、ほかの土壌へ行っても病気

をしないということを聞きました。そしてそれが度会郡玉城町の方でその方法でやられているわけですが、その水を売っておられるそうです。その設備ができないところは、その水をもらって豚に飲ますとかいうふうなことをされているというふう聞いておりますけれども、もう少しそのあたりを詳しく教えていただきたいと思います。

それから、土地の利用問題につきましても、やはり私がお邪魔した乳牛農家では、本当に狭うございました。30頭ほど牛がおったんでございますけれども、牛を運動させるところも狭くなってきていると言っておられました。もっと広いところで牛を十分に運動させたい、そんな思いでいっぱいですというふうに言われたんでございますけれども、今の経営状態、本当に牛肉が輸入自由化がされて、そして農家がだんだん減っていく中で頑張っておられる乳牛農家の方に、もっと温かい援助をしていただきたいと思っておりますけれども、そこら辺ももう一度ご答弁いただきたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 農林水産部長。

○農林水産部長（鎌田 悟君） 土壌菌による畜産農家周辺の環境の改善を図ろうという施策でございますが、これは本年度新しく実施しようという計画で既に取り組んでおるところでございますが、自然環境下において存在いたします土壌菌の消臭効果等につきまして、体験的、経験的に効果があるという点を着目をしたのがそもその始まりでございますが、これをシステム化することによって畜産経営の環境改善に役立てようというのがねらいでございます。特殊な土壌菌でございますけれども、その菌の含まれたペレットをとりあえず当初水槽に入れまして、これを家畜の飲料水として利用すると。そうした中で土壌菌が尿だめの方に蓄積される中で繁殖をいたしまして、繁殖する中でフェノール系の分泌物を出すわけでございますが、これが尿から発生をいたしますアンモニアあるいはアセトアルデヒド等、いわゆる悪臭の元を断つという効果があると、こういうことをシステム化して消臭効果を図っていかうというのが、今度取り組んで

おる中身でございます。現に三重県におきましても、南勢の方で1カ所この方法を取り入れて経営に活用してみえる農家がございますし、三重県の農業技術センターにおきましても、本年度からこれを実施をすべく試験に入るということも伺っておるところでございます。

それから、施策的な面でございますけれども、私ども今までにおきましても、やはり畜産経営には相当の投資も必要でございますし、改善を図るにつきましても、当然それなりの資力の投資が必要でございます。これにつきましては、経営近代化資金あるいは経営拡大資金等の資金のご活用をいただく中で、利子補給等をさせていただいて、それなりのご援助をさせていただく中で経営の拡大を図ってきていただいておりますというのが実情でございます。

なお、先ほど申し落としましたけれども、今回、畜舎周辺の悪臭対策として実施いたします新しい技術の実証事業につきましても、臭気低減化施設の利用組合という組織の中で実施していくわけございまして、効果があるという結果の確認の上、改めて何らかの手法でこれの利用を進めてまいりたい、こういうふう考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（水野幹郎君） 水野和子君。

○水野和子君 ありがとうございます。

借金をしてすると、やはり返済せんならんわけですね。悪臭対策だけで収益が上がるとは、ちょっと思えないわけです。やはり抜本的に乳牛農家か養豚農家を育成、保護していくためには、ある程度の資金は援助をしていかなければならないのではないかと思います。その点ぜひ、私が農家をお尋ねしておりましたら、「加藤市長は、随分農業に対しての思いやりがある」というふうに農家の方が言われました。その加藤市長に、また皆さんの温かいご援助で、この方たちが本当に畜産をしていてよかったと言われるような行政にさせていただくように要望をいたしまして、私の質問を終

わらせていただきます。

○議長（水野幹郎君） 暫時、休憩いたします。

午後2時12分休憩

午後2時28分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 通告に基づき質問をいたします。

第1点目は、環境問題についてであります。

先日はブラジルで地球サミットが開かれて、「環境と開発に関するリオ宣言」と、実行指針である「アジェンダ21」が採択されました。今日ほど全地球的規模で環境問題が大きく取り上げられている時期はありません。しかし、環境破壊は先進国の開発によってもたらされているものであり、先進諸国の責任は重大であります。四日市におきましても、ことしは公害裁判の判決が下されて20周年目に当たります。公害裁判は、コンビナート企業が責任逃れをする中で、公害患者の方が命をかけて裁判に訴え、市民運動の大きな高まりの中で、画期的な米本判決が下されました。そしてその判決は、加害企業のみでなく、行政も厳しく裁かれました。ところが、のど元過ぎれば熱さ忘れるの例えではありませんが、判決後20年たった今日、5年前には公害指定地域の解除も行われ、公害が風化したと言われていますが、はたしてそうでしょうか。私も公害患者や市民運動の高まりの中で、発生源対策をとらせ、一定の改善を行ってきたことは評価するものであります。それと同時に、ことしは第12回の日本環境会議が四日市で7月の24日、25日にかけて開かれることになっておりますし、国際環境技術移転研究センターが動き出している今日、改めて足元の四日市公害の問題について見直す必要があるのではないかと思います。

ことしの3月、橋本茂議員の代表質問の中で、二酸化窒素の濃度が横ばいであること、そして磯津局、三浜局の測定ポイントが県の環境基準目標値を大きく越えていることを指摘しました。市長は、「三重県公害対策審議会で、窒素酸化物大気汚染対策のあり方を審議しているので、平成4年度中に取りまとめが行われると聞いているので、それ待ちで対応する」との答弁でした。しかし、磯津局での二酸化窒素濃度が県の環境基準目標値の0.02PPMを突破したのは昭和62年からであり、既に5年を経過していますが、県の調査待ちでなく、市独自でも調査し、原因を追求し対策をとるべきだと思いますが、どう対応されようとしているのか、お尋ねをいたします。

昭和62年2月に公害健康被害補償法の指定地域解除について、市長意見を内閣総理大臣に提出し、63年3月より公害健康被害の補償等に関する法律が施行され、患者の新規認定制度がなくなりました。そのときの理由が、国保加入者全員を対象とした慢性閉塞性呼吸器疾患の新規発生率を、汚染物質の濃度によって市の東部と市の西部に区分して調査したが、統計学的な有意差は認められなかったとのことでしたが、調査対象地域とその他地域との線引きに問題があったのではないのでしょうか。一本の線で引いたから、線の中と外で濃度が変わるもののでしょうか。この線引きした濃度の数値はどれだけの濃度であったのか、お尋ねをしたいと思います。

あるいは正確に有意差がない。この数値を出すからには、各地区ごとの発生者数を明らかにして比較するとか、四日市の中だけで比較して有意差がないとするのではなく、大気汚染のないところと比較していかなければ、正確に実態が把握できないのではないのでしょうか、お尋ねをします。

二酸化窒素の濃度が横ばいの状況の中で、それぞれの企業が排出基準内であれば問題なしとするのではなく、米本判決にもあるように、最高の技術で公害防止対策を行い、二酸化窒素の濃度を下げさせるべきだと思いますが、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

また、四日市のコンビナートで排煙脱硝装置をつけている企業とそうでない企業を明らかにしていただきたいと思います。今回の地球サミットの「リオ宣言」の中でも、環境関連情報の公開が言われていますが、各企業の燃料使用量、ばい煙排出量、SO_x、NO_xの排出量、排煙脱硫装置や脱硝装置の資料等は公開すべきだと思いますが、どのように考えてるのか、お尋ねをしたいと思います。

二つには、市内の緑化を一層進める問題であります。

基本構想の中でも、快適で潤いのある生活のまちづくりを掲げていますし、緑化の問題には力を入れて取り組んでいます。実態はそうなりません。内陸部の開発や住宅開発を行うとき、山を削り谷を埋めて造成しますが、もっと自然の形態を残した開発ができないもののでしょうか。鈴鹿山麓リサーチパークも先日見ましたら、以前の形態とは全く変わっていました。さらに今度、四日市インターチェンジ周辺にハイブリッドスクエアを計画し、そこにスパイラルタウンをつくるということですが、山を削りはげ山にして宅地開発するのではなく、自然の地形を残し、緑を残した開発にすべきだと思いますが、どのように対処されようとするのか、お尋ねをいたします。

また、市街地域中心でスクラップアンドビルドで新たなビルが建てられています。今まで一戸建ちがあったところには庭があり、樹木も植えてありましたが、新たにビルが建ちますと、木の1本もない殺風景なものになっていますが、新たに新築、改築するとき、樹木の1本も植えるようにすることはできないのでしょうか。樹木の1本でもあれば、大分町並みも緑が残るのではないのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

緑化を進めていく上でゴルフ場業者に特段の協力を求めている問題について、かねてより要求してまいりましたが、どう取り組んでいるのか、お尋ねをいたします。

三つ目は、県の衛生研究所の移転問題であります。昨日も質問がありま

したが、重複しないように質問したいと思います。

一つには、安全性の問題についてであります。県の検討会の内容も踏まえ結論を出すとのことでしたが、検討会が安全と結論出したら、どう市の検討委員会は結論を出すのでしょうか。99.99%安全だが、残りの0.01%が安全でない場合、市長はどうされるのか、お尋ねをしたいと思います。

二つ目には、四日市の検討委員会にもっと外部の科学者など入れることを考えていないのか、お尋ねをしたいと思います。

三つ目には、他の都道府県にある衛生研究所は、その多くは県庁所在地であり、県庁から研究所までの時間がそうかかりませんが、今度の場合、津から四日市、そういう点についてどう考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

それと同時に、県の衛生研究所が鈴鹿山麓研究学園都市にふさわしい施設なのかどうか、この点についてもお尋ねをしたいと思います。

第2点目は、公園整備についてであります。

公園整備について、一人当たりの公園面積がどれだけあるとか、広さの問題も大事なことであります。それと同時に、本当にその公園が市民に日常的に利用されているのかという問題も大事ではないでしょうか。そこでお尋ねをしますが、一つには、市民公園の整備計画についてでございます。来年、博物館・プラネタリウム館がオープンしますが、その時期に合わせて市民公園を整備すべきだと思いますが、どんな計画で進められようとしているのか、お尋ねをいたします。市民公園の前提条件として、松坂屋の前庭とならないこと、あるいは文化施設にふさわしく、水のあるものとするべきであります。

次に、笹川東公園の再整備についてお尋ねをします。

笹川東公園は整備されて20年たちますが、樹木も大きく育ってまいりました。もっと使いやすい公園、あるいは地域活動にふさわしいものにしていこうということで、地域住民がセンターや公園緑地課の協力も得ながら、

検討委員会をつくって検討し、再整備の図面をつくるなど取り組まれています。どのように地元要求にこたえようとしているのか、お尋ねをいたします。

三つには、児童公園のあり方についてでございます。

先日、四郷地区連合自治会の役員の皆さんと懇談する機会がありました。そこで出された意見は、最近、児童公園で子供たちが遊ばずに、老人たちが遊んでいる。そういう点で老人も使えるような公園施設整備をしていただけないか、こういう意見が出ました。私もそういう点で気をつけておりましたならば、新正の付近の児童公園は草ぼうぼうで、全くだれも遊んでいない、こういう状況でありました。そこで、児童公園の中でも利用されている公園もありますが、児童だけにこだわらず、視点を変えて、市民がもっと利用しやすい公園整備を行うべきだと思います。いかがお考えなのか、お尋ねをいたします。

それと同時に、公園が草ぼうぼうであったり、毛虫がいっぱいいたりとかで利用しにくいところもありますので、維持管理を十分行うべきであります。もっと維持管理を行い、名実ともに公園としての役割を果たすべきであります。どう考えているのか、お尋ねをいたします。

また、公園等において樹木を増やすべきでありますし、実のなる木も植えて小鳥も来るようにしたらいかがでしょうか。南部丘陵公園や、今、整備が進められている、四郷風致地区の公園、並びに旧四郷の歴史的建造物をめぐる「ふるさとの道」整備が行われていますが、今後の利用度を高めるためにも駐車場増設が必要かと思いますが、どのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

〔環境部長（須原賢治君）登壇〕

○環境部長（須原賢治君） 第1番目にお尋ねのございました窒素酸化物濃度の問題と、3点目にご質問のありました、県の衛生研究所の問題の二

つについて、私の方からご答弁を申し上げさせていただきます。

窒素酸化物の問題でございますが、ここ数年、ご指摘のように窒素酸化物濃度は、横ばいしないし上昇傾向にあることから、先ほどもご質問の中でご指摘のございましたように、県とも協議の上、昨年11月、四日市地域における窒素酸化物の対策のあり方についてということで、県の公害対策審議会に諮問をしていただき、磯津局等の測定局のデータについても、解析を現在していただいております。市といたしましても、資料の収集でありますとかデータの提供、あるいは解析、補足調査等、県とも連携をしながら対処をいたしております。また、企業における窒素酸化物対策は、以前は、低NOxバーナーの設置とか、燃料方法の改善等が主流で、排煙脱硝装置は新しい技術でありましたために、安定した状態で連続運転ができない等の支障がございました。それで普及ができておったわけでございますが、しかし、最近では大幅に技術の向上がいたしましたことにより、市内の石油化学コンビナート工場でも徐々にその脱硝装置が設置をされてきております。今後とも県とも協調しながら、排煙脱硝装置の設置も含めて、窒素酸化物の削減に取り組むよう、各企業に指導をしてみたいと考えております。

次に、気管支ぜんそく等の呼吸器系疾患の発生状況の調査でございますが、本市におきましてはご承知のとおり、国民健康保険の診療報酬請求書を用いて実施をいたしております。呼吸器系疾患の発症因子は大気汚染だけでなく、イエダニとか、カビとか、ほこりというようなもので発症することも考えられておりますので、本市の場合は環境監視によりまして、全市的に人の健康に望ましい基準である環境基準を達成している中で、市内を工場と、工場に比較的近い海岸部と、それ以外の地域とに分けて比較、検討をしておりますが、両者の間には先ほどもご質問のございましたように、統計学的な有意差は見いだされていないところでございます。

なお、呼吸器系疾患の発生状況について、四日市だけじゃなくて、他の地域と比較、調査をしてはどうかというお尋ねもございましたが、他の市町村では本市のような呼吸器疾患の調査というのはなされておられませんので、比較することはできないというふうに判断いたしますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。

次に、県の衛生研究所の問題についてでございますが、衛生研究所の立地安全検討委員会では、市民の皆さんの生活の安全性を確保するという見地から、専門家の先生にご参加をいただいて、純粹に、科学的に安全性について検討をいたしておるところでございます。昨日の土井議員のご質問で答弁をさせていただいたのと同様でございます。検討委員会としましては、P3施設等の設備、維持管理に関しての安全性を、専門的、科学的に検討するために、この分野での権威でございます本市環境保全審議会の会長の吉田三重大学名誉教授と、大阪大学微生物病研究所長も務められました高橋名誉教授をはじめ、関係7部長で構成しているものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、もう1点、P3施設が研究所と離れたところにある。例えば、三重大学のP3施設をというようなご意見だったかと思いますが、これにつきましては、やはりそういう施設が必要であれば、研究所と一体のものでなければ安全性とか管理面で問題があるかと思っておりますので、そういうふうに離れておることにつきましては、大いに問題があるかというふうに思います。

次に、衛生研究所が四日市の桜地区に立地することについてどうかというご質問でございますが、これは三重県の方は、一つとしましては、産・官・学の連携に基づく高度な研究機能の形成が可能であること、二つ目には、国際的交流が活発になること、三つ目には、情報ネットワークシステムの強化が図れること、四つ目には、快適な研究環境の実現ができること、等々の理由から、研究機関の集積される鈴鹿山麓研究学園都市への移転が

最善であるというふうに言っておるわけでございますが、本市といたしましては、何回も申し上げておりますように、衛生研究所の立地につきましては、昨日もご答弁申し上げましたとおり、衛生研究所立地安全検討委員会での検討結果を踏まえて結論をまとめたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（山田 稔君）登壇〕

○都市計画部長（山田 稔君） 環境問題の中から、市内の緑化を一層進めるために、それから公園整備につきましてのご質問に対するご答弁を申し上げます。

まず1点目でございますけれども、都市の緑は私たちの生活に欠くことのできない貴重な存在になっておるわけでございまして、特に大気浄化作用や環境緩和作用、都市防災作用、景観美等、私たちの生活にゆとりと安らぎを与えてくれます。こうした役目のほかに、良好な都市景観をつくることにも、また安全な暮らしも守ってくれるわけでございます。それで1点目の、スパイラルタウン構想に基づく四日市東インターチェンジ周辺の開発につきましてでございますけれども、貴重な自然景観を十分尊重し、生かしていくという視点に立ちまして、例えば、長倉神社を中心とした良好な自然や、富田山城線の南側の里山景観、それから住宅地における斜面の緑地など、すべての公園緑地を含めて730haの開発面積があるわけでございますけれども、その約30%程度緑を保全するように計画をしておるわけでございます。今後はこのようなあるべき姿としての整備をするよう、また民間開発の指導もこれから行ってまいりたいと考えております。

次に、建設行政における緑の取り組みにつきましてでございますけれども、総合設計制度、こういった制度や建築協定など、いわゆるまちづくりの手法の活用を積極的に進めておるところでございますけれども、これらの制度の中では、緑化の推進にも大きなメニューになっております。今後

さらに多くの活用がなされるように指導してまいりたいと考えてございます。

それから次に、平成3年度に創設しました緑化基金により、今後、民有地の緑化にも積極的に取り組んでいくわけでございますけれども、発足してまだ1年少しかたっておりませんけれども、市民各層から大変なご協力をちょうだいしておるわけでございます。その中にゴルフ場からのご協力のお話もあるということをご報告させていただいております。こういった基金でもって、いわゆる基金の三本柱の一つでございますけれども、「ふやせ緑化」ということで、街角の緑化、それから地域緑化、生け垣化事業、こういった事業に助成をさせていただいて、一戸一戸の家庭の緑化を、啓発もあわせて推進してまいりたい、このように考えております。

次に、公園整備につきましてでございます。まず、四日市市民公園でございますが、本市の中心市街地に位置する公園として、市民の憩いの場としての機能はもちろんでございますけれども、アムスクエア、地場産業振興センター、平成5年11月に開館予定の博物館・プラネタリウム館等、周辺の施設との回遊性にも配慮し、連携がとれた施設として整備していく考えであります。具体的には、中央部にレクリエーション、休養、多様なイベントなど、多機能なあらゆる状況に対応できる自由度の高いオープンスペースとしての広場を配置しまして、周辺部及び中央通り寄り、緑のゾーンとしてのアメニティあふれる空間を創造していく計画であります。また、モニュメントの設置につきましても検討いたしており、近くにあります諏訪公園や鶴の森公園とは、また違った趣の公園にしていきたいと考えております。

笹川東公園の再整備につきましてでございますが、この公園は、昭和44年度に完成しました南部丘陵土地区画整理事業で整備しました12公園のうちの一つでございます。完成してから既に20年を経過しており、時の経過とともに公園の利用者の形態に変化が生じております。平成2年4月に地元の自治会から、再整備に関する要望並びに整備案が提出されております。

市といたしましても、今後地域の住民のニーズに合った公園のあり方については検討しなければならないと考えておりますが、当面、公園の活用につきましては、地区の公園として積極的に利用していただくとともに、愛護につきましてもご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、児童公園のあり方につきましてでございます。高齢化により児童公園が必ずしも児童専用になっていないのみならず、子供の姿を見かけないといった状況も見受けられるわけです。このような点につきましては全国的な傾向でございまして、国におきましては、都市公園法の見直しを含めて、新しい公園のあり方について検討を開始しているところであります。本市につきましても、地域に密着した公園、特に児童公園のあり方につきましては、地域の皆様の要望等を聞きながら、安全でだれしもが楽しめる、いわゆる世代間の交流の場として、また親しまれ、愛される公園として整備を進めてまいりたいと考えております。もちろん維持管理につきましても、十分配慮して進めていきたいと存じておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 佐野光信君。

○佐野光信君 答弁いただいたわけですが、まだまだ不十分だと思うんですが、一つは、有意差がない点。その線引きの内と外の濃度が一体幾らだったのか。例えば、指定地域と指定地域でない濃度のところで線引きます。国道1号を引いてね、国道1号の東と西で濃度がどれだけ違うのか。大気汚染の状況がどう違うのか。国道1号から東は大気汚染がひどいけれども、西は線引いたからきれいな空気ですよということにはならないんです。それで有意差というのは統計学上であって、あくまでもその濃度のところでどれだけ慢性気管支ぜんそくが発生してるか、この数というのは出てないんですね。線引きした上で比較してるだけであって。じゃ、例えば、この濃度のところまでのゾーンではどれだけだ。その次の段階の濃度まではどれだけか。患者が発生してるんだ。その次はどうだ。極端なこと

を言えば、塩浜と水沢の山の中とを比較してどうですかということを、私は言いたいわけなんです。それで有意差ということにはならないわけですね。ですから本来なら四日市という同じどんぶりばちの中で比較して有意差がないとか、そんなことにならないですね。有意差出てくるはずがないんですよ。もっと正確に比較するなら、本当に公害のないところと四日市と比較して、それだけ空気のきれいなところ、これだけ大気汚染されてるけれども、気管支ぜんそくの発生率は一緒ですよと、こういうデータが出て初めて、有意差がないというのが言えるわけじゃないでしょうか。そういう点でほかのところと比較、検討しようがない。それは仕方ないと思いますが、しかし、本当にやる気あったら、少々の金出してでも、三重大学に頼んで、例えば、津と比較してどうかとか、以前の公害対策課、よく松本が好きでしたけれどね、松本のきれいな空気のところとどうなんだと、こういう比較をしていただきたいと思うんですよ。四日市の中で線引きしたって、その線の内と外でそんなに大気汚染の差があるわけじゃないんですよ。それでもって有意差がないとか、そういう比較の仕方はぜひ改めていただきたいと思います。

いただいた新規発生状況、62年、63年の指定地域が解除されるまでの間、そうたいして毎年の患者発生数というのは変わらないんですよ、内であろうと外であろうと。ということは、今日の公害が、確かに亜硫酸ガスというのは一つの大きな原因ですけれども、二酸化窒素を含めた複合的な汚染になってきてる。それ抜きに、ただ単体の大気汚染の物質だけで比較をして、公害患者が市になくなった。統計上はいなくなるでしょう。しかし、実際には発生してるんです。ですからぜひそれはもう一度資料的にも、各地区ごとに、保々地区でどうだと、水沢でどうだと。国民健康保険のデータを出していただいて、それと同時に、本当にきれいな公害のないところと、大気汚染のないところと比較していただいて、本当に四日市には公害患者が発生しないんだと、この具体的数字を、データを明らかにしていた

だきたいと。やっぱり市長としては、市民の命と健康を守る、こういう点ではこれを行う必要があると思うんです。ぜひその点について答弁をいただきたいと思うわけです。

それから、県の衛生研究所の問題ですけれども、私が質問した中でまだお答えいただいてないのは、たしかに県は鈴鹿山麓へ持ってきた方が便利だと、それは県の都合です。しかし、四日市として、この衛生研究所、これがあの地域に来ること自体が本当にふさわしいのかどうか。これからのいろいろなことがあります。それと、安全性の問題です。安全性というのは、県で検討委員会を設置してますけれども、確かに安全性なんですよ。だって、どこでも県庁所在地の、県庁からわずかなところへ全部設置してるんです、27。しかし、いざ事故が起こったときにあの地域で適切なのかどうか。これはまさに市長の政治的判断です。ですから県が安全性を出してこようことは、目に見えてるんです。あと、市長は、しかし四日市に、あの地域にこの施設が本当に適切なのかどうか、これからのいろいろなことも考えた上で。あるいは、もしいざ事故が起こったときに、あの地域にある三重用水の菰野調整池。事故というのはね、思いもつかないところから事故というんですよ。予想できたものは事故じゃないんですよ。それは保安をさぼっていただけなんです。ですからそういう事故が起こったときに、飲み水の問題、28万市民の飲料水を守る、こういう点でも守れるのかどうか、こういう点はきちっと判断をして、最後は市長の政治的判断を下すべきだと思うわけですが、市長の答弁をお願いしたいと思うわけでございます。

それから、公園の問題でござりますが、市民公園、いろいろ言われてるんですけれども、過去、三滝川の伏流水を流してとか、いろんな声もあったはずでござりますが、そこら辺が一体どうなってきてるのかと。やはりあの最後に残された市の中心部の公園です。ちまちまとした計画であっては、これ、末代までの名折れになりますし、表玄関にふさわしくない公園

にしてはならないと思うんです。確かに、時期的には急ぎます。その内容については、もっとね、コンペ方式を含めていろんな意見を取り上げて取り組んでいってはどうでしょう。いつも四日市の施設というのは、最近では少し改善されましたが、できたときにはもう間に合わない、そういう施設だ、これが今までの定評でございました。あの公園もできたけれども、使い勝手が悪かった、プラネタリウムや博物館の前庭としてはあんまり文化性もない庭だったと、こんなことが言われないような公園にぜひしていただきたいと思うんですが、その点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

○環境部長（須原賢治君） 呼吸器系疾患の発生の際についてのお尋ねだと思うんですが、市内を海岸部と山間部の二つに仕切る、その仕切り方に問題があるというご指摘がまずあったと思いますが、一応私も申し上げましたとおり、全市的に観測局ができておるわけでございまして、全市的に人の健康に望ましい基準である環境基準を達成しているという中で調査をしておりますから、線引きの仕方が間違っておるというふうには思っておりませんが、ただ、他市との調査につきましては、先ほども申し上げましたように、他市ではそういう調査をやっていないのですから、現時点において比較、検討の材料は全くないということでございます。例え、もしそれがあったとしても、答弁の中でも申し上げましたとおり、呼吸器系疾患というのは大気汚染だけで起こるものではなくて、いろんな要因で発生をしておることから考えますと、地域が相当離れておれば自然的な条件も違いますし、社会的な条件も違います。したがって、発症の因子がいろいろ違ってくるわけでございますので、もしデータがあったとしても、その辺を比較するというのはかなり難しい問題ではなからうかというふうに判断をいたしておるところでございます。

なお、同じ市内で線引きの問題につきましては、私も研究はさせていた

だきますけれども、もう少し小さいエリアで、例えば、地区単位の比較はできないかということでございますが、いずれにいたしましても、地区単位でやりますと、地区別のデータというのは、もとのサンプル数が非常に少なくなってくる関係で、統計上の資料にはなりにくいのではないかというふうに判断をいたしておりますけれども、これについては少し研究をさせていただきたい、こういうふうに思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 計画推進部長。

○計画推進部長（馬淵則昭君） 衛生研究所の件についてでございますけれども、鈴鹿山麓研究学園都市への移転立地と、この点につきましては、先ほど環境部長の方からもご答弁しましたけれども、県の方では他の研究施設と相まって、近代科学の頭脳集積が進むということから、当学園都市において人材育成、あるいは国際交流を図ることができると、こういったことによりまして、学園都市としての研究開発機能に厚みがありますということになるのでないかというようなことから、こういった政策で県の方では出しております。しかし、本市といたしましては、何としましてもやはり衛生研究所の立地ということにつきましては、まずもって住民の方々の生活環境の安全性を確実に担保するということが最重要なこととございまして、目下その視点に立って、衛生研究所立地安全検討委員会、ここで検討を重ねているさなかでございます。この結論を踏まえまして、立地についての結論をまとめていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 都市計画部長。

○都市計画部長（山田 稔君） 市民公園の整備につきましてお答えさせていただきます。

この公園は、都市景観形成の上から申し上げても大変重要な位置を占める公園として位置づけておるわけでございます。したがって、この公

園の整備につきましては、いろんなご意見を皆さんからちょうだいしておりますけれども、佐野議員のご意見も十分参考にさせていただきながら、今後の設計に取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（水野幹郎君） 佐野光信君。

○佐野光信君 ぜひとも市民公園については、本当にできたときによかったと言えるような公園にするために、予算も大幅につけていただく、このことを要望しておきたいと思います。

それと、環境部長が、どんぶりの中だけで比較して、有意差があるとかないとか、そういう比較じゃなくて、本当にそういう地理的な要因があればあったで出てくればいいんですよ、その数値が。何もそれを否定していないんですから。ですからそれはいろんな要因があって、気管支ぜんそくの患者の発生状況は違うと思いますが、しかし、公害患者の皆さんやそういった人から見ると、本当にきれいな空気のところと、一体四日市みたいな大気汚染のところとどう違うんだと、これは素朴な疑問としても、意見としても出てくるのがあたりまえではないでしょうか。ですから必要に応じて予算もつけて、調査をお願いするとか、そういうこともできるんですよ。ぜひともそれは実現をしていただきたいと思うんです。

それから、排煙脱硝装置ですけれども、残念ながら四日市の主要工場でこの排煙脱硝装置を整備してるのは5社だけなんですね。あとはつけてないんです。そういう点で、その他の企業について、基準値さえクリアすればいいということではなくて、やっぱり市民の健康と命を守る、最高の技術でもってきれいな空気にしていくと、こういう立場で、ぜひつけてない残りの多くの会社について、企業について要求をしていただきたい。

それと同時に、先ほどもちょっとリオ宣言の中にも言いましたけれども、この10項目の中でいろいろな情報公開の問題まであわせて取り上げてるわけですね。ちょっと紹介いたしますとね、「リオ宣言の10項目の中に、環境問題はそれぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することに

より、最も適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が有害物質や地域社会における活動の情報を含め、公共機関が有している環境関連情報を適正に入手し、そして意思決定過程に参加する機会を有しなくてはならない」、こういうふうに情報公開の問題についても述べているわけでございます。ところが、残念ながらこの問題について情報公開求めても、企業の燃料使用量でありますとか、あるいは排出量、NOx、SOxの量、こういったものが明らかにされないんですね。しかも、その企業がどこまでの目標値を達成してるのかと。やっぱりそれでは本当に市民が、企業が努力してるな、こういう姿全然見えないわけですね。ぜひそこら辺は、情報公開もありますので、あるいはこのリオ宣言でも言っておるように、いろんなデータを発表していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか、市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 環境部長。

○環境部長（須原賢治君） 脱硝装置がつけてある企業につきましては5社ということですが、一応私はまだ正確にはつかんでおりませんが、7社と聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、各工場ごとの数値につきましては、多分私の方で工場ごとの数値を持っておるといふことにはならないと思いますので、それぞれの工場のデータについては、工場で調べる以外に方法がないと思います。その公開等につきましては、ちょっと私、今、ご答弁申し上げられませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 佐野光信君。

○佐野光信君 今、脱硝装置にかかわった、あるいはいろんな公害にかかるデータは公表もしていただきたい、このことを要望しておきたいと思ひます。

最後に衛生研究所の問題でございますが、やはり100%安全だ、こういうことが確認されない限り、絶対あの地域に設置させない、こういう決意

で市長、臨んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（水野幹郎君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

これは今、ただいまの段階では、四日市におきましても委員会をつくっていただいて、ご検討をいただいております。したがって、最初から検討の目標を出すということは、私はできないというふうに思っております。検討していただいた結果は、これは手続の問題になりますが、環境保全審議会に報告をされて、そこでご議論をいただいたものを持って議会の方におはかりを申し上げますと、こういう順序になろうかと思っておりますので、今の段階で私から結論を申し上げるわけにはいかないというふうにご承知おきを賜りたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 時間がわずかしかございませんので。

佐野光信君。

○佐野光信君 今、結論出せというのは、100%安全でなかったら断るのかどうかというのをお尋ねしてるんですね。何も今すぐ結論出せとは言っていないですよ。そういう場合があったら、市長はどうですかというのをお尋ねしておるんですから、100%安全でなかったら断るというお答えしていただいたらどうですか。

○議長（水野幹郎君） 時間が参りましたので、佐野光信君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

これをもって一般質問を終了いたします。

日程第2 議案第53号ないし議案第83号

○議長（水野幹郎君） 日程第2、議案第53号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正についてないし議案第83号動産の取得についての31件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 議案第53号についてお尋ねをいたします。

第1点目は、地方自治法第96条にかかわっておる議決事件という形でこの金額が定められて議会へかけられるわけですが、この趣旨との関連について、金額を上げることにしてお尋ねします。

第2点目には、契約金額を上げることによってどう改善されるのか、お尋ねをいたします。

第3点目は、金額を上げなくても、事務の合理化等、あるいは臨時会を開くなどすれば対応できるのではないかとお尋ねをしたいと思います。

○議長（水野幹郎君） 総務部長。

〔総務部長（鶴飼 滋君）登壇〕

○総務部長（鶴飼 滋君） 議案第53号についてのご質疑にお答えを申し上げます。

市といたしましては、今回上程をさせていただきました議決金額の引き上げにつきましては、さきに市長の提案説明の中で申し上げておりますように、昭和52年の改正以来今日まで、経済事情の変化あるいはまた公共事業の事務執行の推進の見地等総合的に勘案をいたしまして、今回提案をさせていただいたということでご理解を賜りたいと思うわけでございます。なお、詳細につきましては、委員会においてご説明申し上げますとともに、ご審議を賜ってまいりたいと、こう考えておるわけでございますのでよろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（水野幹郎君） これをもって質疑を終結いたします。

本件をお手元に配付いたしました付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第3 議案第84号 工事請負契約の締結について及び議案第85号
工事請負契約の締結について

○議長（水野幹郎君） 日程第3、議案第84号工事請負契約の締結について及び議案第85号工事請負契約の締結についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第84号及び議案第85号は、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、雨池8号幹線水路築造工事及び富田汚水3号幹線管渠布設工事について、それぞれ指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がありましたらご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を総務委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は、明日午後1時から開会されますので、念のため申し上げます。

○議長（水野幹郎君） 次に、今定例会において受理いたしました請願は、お手元の文書表のとおりであります。本件を産業公営企業委員会に付託い

たします。

陳情につきましては、提出がございませんでした。

○議長（水野幹郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、6月24日午後2時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時24分散会

会 議 録

第 5 日

(平成4年6月24日)

○議 事 日 程 第 5 号

平成 4 年 6 月 24 日 (水) 午後 2 時開議

- 第 1 議案第 53 号ないし議案第 85 号 …………… 委員長報告・質疑
討論・採決
- 第 2 発議第 7 号 農業委員会委員の推薦について ……… 説明・質疑
討論・採決
- 第 3 委員会報告第 3 号 請願の審査結果について …………… 採否決定
- 第 4 発議第 8 号 四日市市議会特別委員会の設置について
- 第 5 常任委員会の閉会中の継続調査について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (40名)

青 山 弘 忠
小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 島 武 雄
小 川 政 人
川 村 幸 善
喜多野 等

久保博正
 桑原勇
 小林博次
 坂口正次
 佐藤晃久
 佐野光信
 瀬川憲生
 田中武
 田中俊行
 谷口廣睦
 土井数馬
 豊田忠正
 中森慎二
 野崎洋
 野呂平和
 橋本茂藏
 橋本増藏
 長谷川昭雄
 日置記平
 藤井浩治
 古市元一
 堀内弘士
 益田力
 水野和子
 水野幹郎
 毛利道哉
 森真寿朗

○欠席議員（1名）

大谷茂生

○出席議事説明者

市長	加藤寛嗣
助役	加藤宣雄
助役	奥山武助
収入役	毛利道男
調整監	石川徹夫
市長公室長	鈴木一美
計画推進部長	馬淵則昭
総務部長	鷓飼滋
財政部長	佐々木龍夫
市民部長	小畑廣次
福祉部長	大井一美
商工部長	米津正夫
農林水産部長	鎌田悟
環境部長	須原賢治
都市計画部長	山田稔
建設部長	西田喜大
下水道部長	岡田幹夫
消防長	島村隆
消防次長	谷口淳一
病院事務長	光本博之
水道事業管理者	栗本春樹
水道局次長	別所弘和

教 育 長	丹 羽 武
教 育 次 長	服 部 美 次

代表監査委員	樋 尾 裕
--------	-------

○出席事務局職員

事 務 局 長	長谷川 昭 彦
参事兼議事課長	伊 藤 千 秋
議事課長補佐	福 島 和 幸
主幹兼議事係長	玉 田 耕 士
主 幹	井 上 紀久夫
主 幹	水 谷 正 昭

午後2時1分開議

○議長（水野幹郎君）

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は39名であります。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました議事日程第5号により取り進めますので、よろしく願いをいたします。

日程第1 議案第53号ないし議案第85号

○議長（水野幹郎君） 日程第1、議案第53号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正についてないし議案第85号工事請負契約の締結についての33件を一括議題といたします。本件に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長をお願いをいたします。

豊田忠正君。

〔総務委員長（豊田忠正君）登壇〕

○総務委員長（豊田忠正君） 総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第53号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正については、議会の議決に付すべき工事または製造の請負契約の予定価格の金額を、現行の「9,000万円以上」から「1億5,000万円以上」に引き上げようとするものでありますが、本件は、地方自治法で保障されている行政に対する議会のチェック機能にかかわる極めて重要な問題であるだけに、審査に当たっては、初めに条例改正に至った背景等についても詳細な説明を求めるなど、慎重に審査を行ったのであります。

理事者からは、「昭和52年7月の地方自治法施行令改正を受けて、同年10月に本条例が改正されて以来、議会の議決に付すべき工事または製造の請負契約の予定価格の金額は9,000万円以上に据え置かれているが、改正後15年近い年月が経過して、消費者物価や工事費が50%程度アップしていること、同格都市の中にも議決金額を引き上げた都市が相当数に上ること、また週休2日制の普及に伴って工事発注の平準化がこれまで以上に望まれていることなどを総合的に勘案した結果、今回、物価上昇に見合った金額の引き上げを行おうとするものである」との説明がありました。

これに対して、一部委員から、条例改正の主たる目的が工事の早期発注であれば、事務の改善や発注サイクルの見直し、さらには臨時議会を開会して議決を求めるなどの方法で対処すべきであるとの反対意見があったほか、本条例改正後においては、これまで議会の議決が必要であった工事・製造の請負契約の概要を委員会に報告すべきであるとの意見が出されたところでありますが、当委員会といたしましては、我が国経済が依然として低迷が続いている中で、景気を好転させるための手段として、公共工事の前倒し発注が強く叫ばれていること、また労働事情も厳しさを増しており、

工事の早期発注による順調な進捗がより一層望まれていることから、今回の改正は時宜を得た措置であると判断し、今後、厳正な契約事務の執行に努めていくよう強く要望した上で、これを了といたしました。

議案第56号四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について及び議案第57号四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についての2議案につきましては、他都市の事例も参考にしながら、引き続き非常勤消防団員の処遇改善に努めていくべきであるとの意見がありました。

議案第60号から議案第78号、議案第84号及び議案第85号は、いずれも工事請負契約締結議案であります。地元業者を保護、育成していく観点から、工事の施工業者の指名に当たっては、可能な限り地元業者を優先した指名を行っていくべきであるとの意見がありました。

議案第83号動産の取得については、北消防署朝日川越分署に配備する水槽付消防ポンプ自動車を取得しようとするものであり、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもって総務委員会の審査報告といたします。

○議長（水野幹郎君） 次に、教育民生委員長をお願いいたします。

田中俊行君。

〔教育民生委員長（田中俊行君）登壇〕

○教育民生委員長（田中俊行君） 教育民生委員会に付託されました議案第54号四日市市国民健康保険条例の一部改正につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、保険料の賦課総額の算定方法について所要の改正を行うとともに、保険料の賦課限度額及び保険料の軽減の対象となる世帯の所得の判定に係る基準額を引き上げよう

とするものであり、一部委員から、保険料賦課限度額の引き上げについて反対意見がありましたが、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

簡単ではありますが、これをもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（水野幹郎君） 次に、建設委員長をお願いいたします。

野崎 洋君。

〔建設委員長（野崎 洋君）登壇〕

○建設委員長（野崎 洋君） 建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第55号四日市市住宅新築資金等貸付けに関する条例の一部改正については、国の住宅新築資金貸付制度要綱の一部改正にあわせて、住宅新築資金等の貸付利率を引き上げようとするものであり、別段異議はありませんでした。

議案第58号市道路線の廃止について、議案第59号市道路線の認定について、議案第79号ないし議案第81号委託契約、委託協定の締結について及び議案第82号委託協定の変更についての6議案につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

簡単でございますが、これをもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（水野幹郎君） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は、日本共産党四日市市議団を代表いたしまして、今議会に提案された33議案のうち、議案第53号、54号、55号の3議案について反対討論を行うものであります。

まず、議案第53号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正についてであります。

地方自治法では、第96条において重要な契約については議会の議決が必要だとされており、請負契約に関しては9,000万円以上の契約に関し議会の審議とチェックを求めているところであります。

今回それをあえて1億5,000万円まで引き上げるとする理由の一つに経済事情の変化が挙げられておりますが、全国どこでも同様の経済事情が推移、変化しておいて、四日市市のみが特殊な事態ではないので、妥当性を欠きます。9,000万円という規定は全国の多くの都市で、また、県内の13市のすべてで法の一つの基準として守られているところですから、将来、自治省による全国的な改定の時期まで待つという慎重な態度がとられてしかるべきであり、再考を求めるものであります。

さらに、引き上げの理由に公共事業の事業施行推進も挙げられておりますが、この点では、今回の提案のきっかけ、背景に、本年2月に市議会に対し示された三重県建設業協会四日市支部による「金額を2億円に」という引き上げの要望書が色濃く影響していることを指摘しなければなりません。

その要望書の中では、大型工事の発注が年度後半に行われ、円滑な施工を阻害することを大きな理由として金額の引き上げが要望されておりますが、その指摘を受け入れ、ただすとすれば、議会の側というよりも、むし

ろ市当局、行政の側の対応が問題になります。早期発注を可能にするためには、関係部門の事務の真の合理化、OA化等による業務改善を進めることがまず大事ですし、そこから発注サイクルの抜本的改革ができるはずであります。

その成果をもって議会の側に関して触れるならば、速やかな審議を促進する点で、臨時議会を適時開いていけば、現行の9,000万円以上の規定で十分消化できる、対応できると判断をいたします。

こうした点を踏まえ、安易に金額の引き上げだけでは、問題の抜本的な改革にはなりません。

今回の引き上げは議会の審議権を狭め、チェック機能を低下させることにつながり、私どもは強く反対を申し上げるものであります。

なお、総務委員会の審査の中で、少なからぬ委員の諸氏が、今回の引き上げに関して、9,000万円以上1億5,000万円までの契約内容は議会に報告すべきだと指摘したことは当然であります。県議会でも、議会ごとに報告を求めていることは、大いに参考にすべきであります。

加えて私どもは、議会の審議とチェック機能を正當に発揮する点で、3,000万円以上の契約内容について議会ごとに報告、公表を義務づけるべきだとかねてから主張してきたところでありますが、この場からその実施を強く求めるものであります。

次に、議案第54号四日市市国民健康保険条例の一部改定、すなわち、保険料の最高限度額を現行の44万円から46万円に引き上げることについてであります。

昨年6月議会で、私は、当時の最高限度額42万円を44万円に引き上げる際にも反対討論を申し上げたばかりであります。2年連続しての引き上げは断じて認められません。

今日の国保制度の危機は、歴代の自民党政府による医療保険制度の改悪、すなわち、国の国庫負担率を45%から38.5%へと大幅に削減をして、自治

体と市民にその負担を強いてきたことに大きく起因をいたしておりますが、それだけに市長は、市民の医療と健康を守る立場を堅持して、市の一般会計から国保財政への繰り入れを増やし、加入市民の負担軽減を図ねばなりません。国保会計へのしかるべき繰り入れによって、最高限度額は44万円のままに据え置くことを、市民の切実な声や生活実態に機敏にこたえる市長の英断として強く求めるものであります。

続いて、議案第55号住宅新築新等の貸付利率を現行の2.8%から3.5%に引き上げる点についてであります。

過去にも、昭和62年9月議会において、当時の貸付利率2%を2.8%に引き上げる際、私どもは反対の立場を表明をいたしました。この貸付制度自体の趣旨からしまして、制度の財源となる起債の利子と貸付金利は国が全面的に措置することが当然であります。それを自治体と関係住民に財政負担を大きく強いることに拡大する措置は反対であります。

あわせて、従来から幾度も指摘をしていることとありますが、多額のこげつきを速やかに清算させることと、この制度を同和地区住民に限定せず、一般施策に移行させることなど、懸案の課題に市長が正面から真剣に取り組むよう、強く指摘をするものであります。

最後に、取り上げました3議案は、大手企業の要請には何をおいてもこたえる市政、市民の暮らしを直撃する国保料の引き上げは容赦なく断行する市政、同和行政には不公正な形で特別手厚い市政という表現ができるほど、加藤市政の立場を端的にあらわす議案であるため、市民本位の市政推進を目指す私どもの立場からは、断固として容認できないことを重ねて強調いたしまして、私の反対討論を終わります。

○議長（水野幹郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第53号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について、議案第54号四日市市国民健康保険条例の

一部改正について、議案第55号四日市市住宅資金等貸付けに関する条例の一部改正についての3件を一括して起立により採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（水野幹郎君） 起立多数であります。よって、本件は可決されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた30件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第2 発議第7号 農業委員会委員の推薦について

○議長（水野幹郎君） 日程第2、発議第7号農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、久保博正君及び藤井浩治君の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により両君の退場を求めます。

〔久保博正君、藤井浩治君退場〕

○議長（水野幹郎君） 本件は、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定に基づき、農業委員会委員を2名推薦しようとするものであります。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決され

ました。

〔久保博正君、藤井浩治君入場〕

日程第3 委員会報告第3号 請願の審査結果について

○議長（水野幹郎君） 日程第3、委員会報告第3号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対しご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は委員会報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

日程第4 発議第8号 四日市市議会特別委員会の設置について

○議長（水野幹郎君） 日程第4、発議第8号四日市市議会特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本市議会に県立総合塩浜病院跡地利用に関する調査研究のため、13名の委員をもって構成する県立総合塩浜病院跡地対策特別委員会を設置することにいたしたいと思ひます。

なお、本委員会は閉会中も調査研究ができるものとし、かつ調査研究の終了するまで存続することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決し

ました。

この際、本特別委員会の委員の選任を行います。

お諮りいたします。委員会条例第6条の規定によって県立総合塩浜病院跡地対策特別委員会委員に、青山弘忠君、伊藤正数君、宇野長好君、大島武雄君、川村幸善君、小林博次君、佐野光信君、田中 武君、谷口廣睦君、野崎 洋君、長谷川昭雄君、毛利道哉君、森真寿朗君、以上のとおり指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君を県立総合塩浜病院跡地対策特別委員会委員に選任することに決しました。

この際、県立総合塩浜病院跡地対策特別委員会は、正副委員長互選のため、第1委員会室において委員会を開催されるようお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午後2時23分休憩

午後2時39分再開

○議長（水野幹郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、県立総合塩浜病院跡地対策特別委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長 川村幸善君。

副委員長 田中 武君。

以上のとおりでございます。

日程第5 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（水野幹郎君） 日程第5、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長から、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

お諮りいたします。本申し出を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野幹郎君） ご異議なしと認めます。よって、本申し出は承認することに決しました。

○議長（水野幹郎君） 以上で今定例会の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉じ、平成4年6月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでございました。

午後2時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 水野幹郎

四日市市議会副議長 堀内弘士

署名議員 市川悦子

署名議員 宇野長好

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 特別委員会委員一覧表
8. 常任委員会の閉会中の継続調査項目

平成4年6月定例会会期日程

6月10日(水)	午前10時開会 議案上程--説明
11日(木)	休 会
12日(金)	
13日(土)	
14日(日)	
15日(月)	午前10時開議 一般質問
16日(火)	午前10時開議 一般質問
17日(水)	午前10時開議 一般質問 議案質疑--委員会付託 追加議案上程--説明--質疑--委員会付託
18日(木)	各常任委員会(午後1時から)
19日(金)	休 会
20日(土)	
21日(日)	
22日(月)	
23日(火)	
24日(水)	午後2時開議 委員長報告--質疑、討論、採決 追加議案上程--説明、質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(4.6.3)

◎6月定例市議会について

1. 会期日程 別紙のとおり

2. 発言通告等の期限

- (1) 一般質問 6月10日(水) 午後2時まで
(通告内容が同一趣旨の場合は午後3時まで変更可)
- (2) 議案質疑 6月15日(月) 午後4時まで
- (3) 請 願 6月15日(月) 午後4時まで
- (4) 議員提案による
意見書発議案 6月15日(月) 午後4時まで
- (5) 討論・その他 6月20日(土) 正午まで

3. 発言順序

- (1) 一般質問
 - ① 清風会 ② 緑水会 ③ 政友クラブ
 - ④ 市民クラブ ⑤ 公明党 ⑥ 新風クラブ
 - ⑦ 新政クラブ ⑧ 日本共産党
- (2) 議案質疑 通告時にくじにより決定

4. 発言時間

- (1) 一般質問(答弁を含む)
 - 政友クラブ 3時間20分 緑水会 2時間20分
 - 公明党 1時間40分 新風クラブ 1時間40分
 - 新政クラブ 1時間20分 日本共産党 1時間20分
 - 市民クラブ 1時間 清風会 1時間
- (2) 関連質問 5分以内(答弁を含まない)
- (3) 議案質疑 15分以内(答弁を含む)
- (4) 討 論 15分以内

*一般質問の要領

- ① 一般質問は、一定例会議員1人当たり答弁を含め20分を基準とし、所属議員数に応じ各会派に時間配分する。なお、一定例会における議員1人当たりの発言時間は、答弁を含め1時間以内とする。
- ② 各質問者は、通告に際して自己の持ち時間(答弁を含む)を会派内で調整の上、質問通告書に記載する。
- ③ 各質問者は、自己の持ち時間を超えて発言しない。

*関連質問の要領

- ① 一般質問に限る。
- ② 同一会派の議員で発言通告をしていない議員1人に限る。
- ③ 発言の時期は、各質問者の質問が終了した直後とする。
- ④ 発言時間は5分以内とする。ただし、答弁は含まない。

◎その他

5月6日開催の議案運営委員会において、今後、一般質問及び議案質疑について、次のとおり申し合わせる事が確認された。

- 一般質問においては、自己の所属する常任委員会の所管に係る事項は1項目に限り質問を行うことができる。
- 議案質疑においては、個人の意見は差し控え、議案に関する疑問または不明の点を質すのみに止めるものとし、一般質問にわたる質問は行わない。

議決事件一覧表

〔市長提出議案〕（33件）

議案名	議決結果
議案第53号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第54号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
議案第55号 四日市市住宅新築資金等貸付けに関する条例の一部改正について	原案可決
議案第56号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
議案第57号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第58号 市道路線の廃止について	原案可決
議案第59号 市道路線の認定について	原案可決
議案第60号 工事請負契約の締結について －身体障害者通所授産施設整備工事－	原案可決
議案第61号 工事請負契約の締結について －霞ヶ浦競輪場中央広場改築工事－	原案可決
議案第62号 工事請負契約の締結について －西伊倉町市営住宅建替工事（建築工事）－	原案可決
議案第63号 工事請負契約の締結について －北部雨水5号支線管渠布設工事－	原案可決
議案第64号 工事請負契約の締結について －下水管渠布設工事（北部第6工区）－	原案可決

議案第65号 工事請負契約の締結について －下水管渠布設工事（北部第7工区）－	原案可決
議案第66号 工事請負契約の締結について －白須賀ポンプ場築造工事（下部土木）－	原案可決
議案第67号 工事請負契約の締結について －川島污水1号幹線管渠布設工事第1工区－	原案可決
議案第68号 工事請負契約の締結について －川島污水1号幹線管渠布設工事第2工区－	原案可決
議案第69号 工事請負契約の締結について －阿瀬知ポンプ場電気設備工事－	原案可決
議案第70号 工事請負契約の締結について －雨池ポンプ場遠方監視制御設備工事－	原案可決
議案第71号 工事請負契約の締結について －日永浄化センター汚泥焼却炉設備工事－	原案可決
議案第72号 工事請負契約の締結について －長太1号幹線築造工事第1工区－	原案可決
議案第73号 工事請負契約の締結について －富田污水1号幹線管渠布設工事－	原案可決
議案第74号 工事請負契約の締結について －南消防署庁舎増築工事－	原案可決
議案第75号 工事請負契約の締結について －山手中学校武道場技術教室新築工事（建築工事）－	原案可決
議案第76号 工事請負契約の締結について －朝明中学校武道場新築工事（建築工事） （建築機械設備）－	原案可決
議案第77号 工事請負契約の締結について	

議案第78号	一港中学校大規模改造工事－ 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第79号	一橋北中学校大規模改造工事－ 委託契約の締結について	原案可決
議案第80号	一新富洲原合同ポンプ場建設工事（ポンプ設備）－ 委託協定の締結について	原案可決
議案第81号	一諏訪公園雨水調整池建設工事（機械・電気設備）－ 委託協定の締結について	原案可決
議案第82号	一日永浄化センター第3系統土木施設工事－ 委託協定の変更について	原案可決
議案第83号	一日永浄化センター第3系統機械・電気設備工事－ 動産の取得について	原案可決
議案第84号	一水槽付消防ポンプ自動車－ 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第85号	一雨池8号幹線水路築造工事－ 工事請負契約の締結について	原案可決
	一富田污水3号幹線管渠布設工事－	原案可決

〔議員提出議案〕（2件）

議 案 名	議決結果
発議第7号 農業委員会委員の推薦について	原案可決
発議第8号 四日市市議会特別委員会の設置について	原案可決

〔請 願〕（1件）

番号	件 名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹 介 議 員	付 託 委 員 会	
2	4.6.15受理 「労働行政機関の増員を図る旨の意見書採択を求めることについて	四日市市西浦1-1-22 四日市市労働基準監督署内 全労働三重支部四日市基準分会 分会長 小林 寛 ほか1名	継 続
	橋本 茂 水野 和子	産業公営企業委員会	

〔報 告〕（6件）

件 名
報告第1号 平成3年度四日市市繰越明許費について
報告第2号 財団法人四日市市開発公社の経営状況について
報告第3号 四日市市土地開発公社の経営状況について
報告第4号 財団法人四日市市文化振興財団の経営状況について
報告第5号 財団法人四日市市都市整備公社の経営状況について
報告第6号 財団法人四日市国際交流協会の経営状況について

一般質問通告一覧表

(6月15日)

順序	氏名	要旨	ページ
1	清風会 瀬川 憲生 (発言時間60分)	1 環境問題について (1) 環境基本条例制定へのプログラム (2) 大気汚染監視装置から出たデータ (3) 地域社会の環境教育 (4) 電気自動車の性能と普及 2 千歳地区CAT整備構想の関連事項 3 広報行政について 4 学校週五日制の対応について	20
2	緑水会 藤井 浩治 (発言時間60分)	1 内部地区新住宅団地建設に伴う将来展望について (1) 住環境の整備 (2) 教育施設の充実 (3) 将来的な土地利用計画 2 生活保護法の適用について	38
		1 公害裁判終結20年に当たり環境先端都市宣言をそして名実共に情報発進基地とし	

		での飛躍を！ 2 4.4.4の成功を5.5.5にそして市制100周年、開港100周年に向けて 3 博物館の運営上の問題点について (1) 開館記念事業 (2) 学校教育との関係 (3) 生涯教育との関係 (4) 採算性 (5) 学芸員のバランス (6) 資料公開システム	52
3	緑水会 石川 勝彦 (発言時間60分)		
4	政友クラブ 小川 政人 (発言時間40分)	1 「全国市長会」学校災害賠償補償保険について 2 市立学校の児童生徒の学校管理下における災害補償制度について 3 旧平田紡績の跡地について 4 県立総合塩浜病院の跡地について	72
5	政友クラブ 日置 記平 (発言時間50分)	1 国際環境技術移転研究センターの経営方針について 2 工業系技術高等専門学校開設について	81

（ 6 月 16 日 ）	6	政友クラブ 田中俊行 (発言時間50分)	1 地元建設業にかかわる諸問題について	100
	7	政友クラブ 伊藤正数 (発言時間60分)	1 業務の委託について(環境、教育等) 2 産業廃棄物処分について 3 (仮称)産業展示館について 4 都市景観形成の推進について	107
	8	市民クラブ 土井数馬 (発言時間60分)	1 オープンバザール四日市に関連して 2 障害者福祉について 3 児童福祉について 4 三重県衛生研究所移転とP3実験室設置のその後の経過について	127
	9	公明党 久保博正 (発言時間50分)	1 三重県環境保全事業団による産廃処理場について 2 「拠点都市」の指定について 3 ノーマライゼーションについて (1) スポーツの場を	147

（ 6 月 17 日 ）	10	公明党 大島武雄 (発言時間50分)	(2) 施設の充実 (3) 移動の確保 1 健康づくりについて (1) 予防対策 (2) 食生活対策 (3) 運動と施設 (4) 眼の保護対策 (5) 21世紀を迎えて健康都市宣言を 2 (仮称)四日市樹医制度について 3 四日市商業活性化対策(青年あきない塾)について 4 農業問題について 5 地元の諸問題について (1) 近鉄塩浜駅西の整備 (2) 新たなFCC装置	162
	11	新風クラブ 中森慎二 (発言時間60分)	1 ゴミ処理に関する諸問題について 2 中・高校生の国際交流について	183
	12	新政クラブ 佐藤晃久 (発言時間50分)	1 橋北地区のまちづくりについて	203

13	新政クラブ 伊藤正巳 (発言時間30分)	1 エイズ対策と保健計画について	216
14	日本共産党 水野和子 (発言時間30分)	1 畜産振興について - 畜産農家育成と環境整備を中心として -	226
15	日本共産党 佐野光信 (発言時間50分)	1 環境問題について (1) 公害対策の強化を (2) 市内の緑化を一層進めるために (3) 県の衛生研究所問題について 2 公園整備について	234

議案質疑通告一覧表

順序	氏名	件名	ページ
1	日本共産党 佐野光信	1 議案第53号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について	251

付託議案一覧表

○ 総務委員会

- 議案第53号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について
- 議案第56号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第57号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 身体障害者通所授産施設整備工事 -
- 議案第61号 工事請負契約の締結について
- 霞ヶ浦競輪場中央広場改築工事 -
- 議案第62号 工事請負契約の締結について
- 西伊倉町市営住宅建替工事 (建築工事) -
- 議案第63号 工事請負契約の締結について
- 北部雨水 5 号支線管渠布設工事 -
- 議案第64号 工事請負契約の締結について
- 下水管渠布設工事 (北部第 6 工区) -
- 議案第65号 工事請負契約の締結について
- 下水管渠布設工事 (北部第 7 工区) -
- 議案第66号 工事請負契約の締結について
- 白須賀ポンプ場築造工事 (下部土木) -
- 議案第67号 工事請負契約の締結について
- 川島汚水 1 号幹線管渠布設工事第 1 工区 -
- 議案第68号 工事請負契約の締結について
- 川島汚水 1 号幹線管渠布設工事第 2 工区 -
- 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 阿瀬知ポンプ場電気設備工事 -

- 議案第70号 工事請負契約の締結について
－雨池ポンプ場遠方監視制御設備工事－
- 議案第71号 工事請負契約の締結について
－日永浄化センター汚泥焼却炉設備工事－
- 議案第72号 工事請負契約の締結について
－長太1号幹線築造工事第1工区－
- 議案第73号 工事請負契約の締結について
－富田污水1号幹線管渠布設工事－
- 議案第74号 工事請負契約の締結について
－南消防署庁舎増築工事－
- 議案第75号 工事請負契約の締結について
－山手中学校武道場技術教室新築工事（建築工事）－
- 議案第76号 工事請負契約の締結について
－朝明中学校武道場新築工事（建築工事）（建築機械設備）－
- 議案第77号 工事請負契約の締結について
－港中学校大規模改造工事－
- 議案第78号 工事請負契約の締結について
－橋北中学校大規模改造工事－
- 議案第83号 動産の取得について
－水槽付消防ポンプ自動車－
- 議案第84号 工事請負契約の締結について
－雨池8号幹線水路築造工事－
- 議案第85号 工事請負契約の締結について
－富田污水3号幹線管渠布設工事－

○ 教育民生委員会

- 議案第54号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
-

○ 建設委員会

- 議案第55号 四日市市住宅新築資金等貸付けに関する条例の一部改正について
- 議案第58号 市道路線の廃止について
- 議案第59号 市道路線の認定について
- 議案第79号 委託契約の締結について
－新富洲原合同ポンプ場建設工事（ポンプ設備）－
- 議案第80号 委託協定の締結について
－諏訪公園雨水調整池建設工事（機械・電気設備）－
- 議案第81号 委託協定の締結について
－日永浄化センター第3系統土木施設工事－
- 議案第82号 委託協定の変更について
－日永浄化センター第3系統機械・電気設備工事－

特別委員会委員一覧表

(4. 6. 24)

県立総合塩浜病院跡地対策特別委員会 (13人)

設置目的 県立総合塩浜病院跡地利用に関する調査研究

◎川村 幸善 ○田中 武 青山 弘忠 伊藤 正数
宇野 長好 大島 武雄 小林 博次 佐野 光信
谷口 廣睦 野崎 洋 長谷川昭雄 毛利 道哉
森 真寿朗

(◎印 委員長 ○印 副委員長)

常任委員会の閉会中の継続調査項目

総務委員会	広報広聴活動について
教育民生委員会	図書館の充実について
産業公営企業委員会	バイオ技術による農業振興について
建設委員会	緑化推進事業について